

平成 25 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成25年 第1回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 2月27日～3月21日（23日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月27日（水）	提案説明	
28日（木）	休 会	
3月 1日（金）	”	
2日（土）	”	
3日（日）	”	
4日（月）	会派代表質問等	
5日（火）	会派代表質問等	
6日（水）	一般質問	
7日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
8日（金）	”	”（総務所管）
9日（土）	”	
10日（日）	”	
11日（月）	”	予算特別委員会（経済所管）
12日（火）	”	”（厚生所管）
13日（水）	”	”（建設所管）
14日（木）	”	”（総括質疑）
15日（金）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（土）	”	
17日（日）	”	
18日（月）	”	学校適正配置等調査特別委員会
19日（火）	”	
20日（水）	”	
21日（木）	討論・採決等	

平成25年  
第1回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 2月27日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号	3
	○市長提案説明（議1～53、報1、2）	3
	○教育行政執行方針 教育長	12
	○提案説明（議54 北野議員）	16
1	日程第3 休会の決定	18
1	散 会	18

○ 3月4日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 決議案第1号	21
	採 決	21
1	日程第2 議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号	21
	○会派代表質問 山田議員	21
	○会派代表質問 小貫議員	34
1	散 会	51

○ 3月5日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号	55
	○会派代表質問 高橋議員	55
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	73
	○会派代表質問 成田議員	93
	採 決（議16）	107
1	散 会	107

○ 3月6日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	109
1	欠席議員	109
1	出席説明員	109
1	議事参与事務局職員	110
1	開 議	111
1	会議録署名議員の指名	111
1	日程第1 議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号	111
	○一般質問 千葉議員	111
	○一般質問 佐々木（秩）議員	120
	○一般質問 吹田議員	129
	○一般質問 中島議員	136
	○一般質問 新谷議員	145
	○一般質問 鈴木議員	152
	予算特別委員会設置・付託	160
	常任委員会付託	160
1	日程第2 陳情	160
	取下げ（陳148）	160
	常任委員会付託	160
1	日程第3 休会の決定	160
1	散 会	160

○ 3月21日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	163
1	欠席議員	163
1	出席説明員	163
1	議事参与事務局職員	164
1	開 議	165
1	会議録署名議員の指名	165
1	日程第1 議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第54号並びに報告第1号及び 第2号並びに請願及び陳情並びに調査	165
	予算特別委員長報告	165
	議案第1号修正案の趣旨説明（中島議員）	173
○討 論	川畑議員	175
○討 論	安斎議員	176
	採 決	177
	総務常任委員長報告	178
○討 論	小貫議員	179
○討 論	佐々木（秩）議員	182
	採 決	182
	経済常任委員長報告	183
○討 論	北野議員	184
	採 決	186
	厚生常任委員長報告	186
○討 論	川畑議員	188
○討 論	千葉議員	189
○討 論	吹田議員	190
	採 決	190
	建設常任委員長報告	191
○討 論	新谷議員	192
	採 決	193
	学校適正配置等調査特別委員長報告	193
○討 論	小貫議員	195
	採 決	195
1	日程第2 議案第55号	196
	○市長提案説明（議55）	196
	採 決	196
1	日程第3 意見書案第1号ないし第11号	196

○提案説明	(意 1～6 小貫議員)	196
○討 論	中島議員	198
採 決		201
1 閉 会		201

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	第1号	平成25年度小樽市一般会計予算
議案	第1号修正案	平成25年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	第2号	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成25年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成25年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	第7号	平成25年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第8号	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	第9号	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第10号	平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	第11号	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	第12号	平成25年度小樽市病院事業会計予算
議案	第13号	平成25年度小樽市水道事業会計予算
議案	第14号	平成25年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第15号	平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第16号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	第17号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	第18号	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第19号	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第20号	平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第21号	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第22号	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	第23号	平成24年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第24号	平成24年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第25号	平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第26号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	第27号	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
議案	第28号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第30号	小樽市児童発達支援センター条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	第32号	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
議案	第33号	小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
議案	第34号	小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例案
議案	第35号	小樽市産業廃棄物等処分事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案
議案	第36号	小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	第38号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	小樽市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案
議案	第40号	小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例案
議案	第41号	小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案
議案	第42号	小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案
議案	第43号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第44号	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案
議案	第45号	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
議案	第46号	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案
議案	第47号	小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案
議案	第48号	小樽市病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案
議案	第49号	小樽市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案
議案	第50号	工事請負契約について〔奥沢保育所新築工事〕
議案	第51号	工事請負変更契約について〔公営住宅改修工事（若竹住宅1号棟）〕

- 議案第52号 市道路線の認定について〔銭函中央団地第1線、第2線、第3線、銭函新通分線、銭函1丁目新通第2分線、桜3丁目線〕
- 議案第53号 市道路線の変更について〔竹の葉上通線、チャラツナイ本通線〕
- 議案第54号 小樽市非核港湾条例案
- 議案第55号 平成24年度小樽市一般会計補正予算

報告

- 報告第1号 専決処分報告〔平成24年度小樽市一般会計補正予算〕
- 報告第2号 専決処分報告〔平成24年度小樽市一般会計補正予算〕

意見書案

- 意見書案第1号 憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書（案）
- 意見書案第2号 年金2.5パーセント削減中止を求める意見書（案）
- 意見書案第3号 70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）
- 意見書案第4号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書（案）
- 意見書案第5号 生活保護の改悪に反対する意見書（案）
- 意見書案第6号 賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書（案）
- 意見書案第7号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）
- 意見書案第8号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）
- 意見書案第9号 環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）
- 意見書案第10号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）
- 意見書案第11号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

決議案

- 決議案第1号 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）

陳情

- 陳情第317号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方について

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 山田議員（3月4日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総務に関連して
  - （1）政権交代について
  - （2）新年度予算編成について
  - （3）職員給与等について
- 2 経済に関連して
  - （1）議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案に関連して
  - （2）北海道新幹線について
- 3 厚生に関連して
  - （1）新型インフルエンザ対策について
  - （2）生活困窮者の医療費について
  - （3）孤独死に関連して
- 4 教育に関連して
  - （1）学力の向上について
  - （2）いじめ問題について
  - （3）部活動について
  - （4）英語教育について
  - （5）新・市民プール建設について
- 5 その他

#### 小貫議員（3月4日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 憲法と地方自治について
- 2 財政健全化計画について
- 3 地方交付税削減の影響について
- 4 地域の元気臨時交付金について
- 5 企業立地促進と雇用、中小企業対策について
- 6 生活保護基準の見直しについて
- 7 泊原発について
- 8 その他

**高橋議員（3月5日1番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 平成25年度当初予算の重点施策について
  - (1) 防災対策関連について
  - (2) 経済・雇用対策関連について
  - (3) 議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案について
- 3 行政改革について
  - (1) 意識改革
  - (2) 人材育成
  - (3) 人事評価制度
  - (4) 事務事業評価制度
- 4 新エネルギービジョンについて
- 5 冬期特別支援事業（福祉灯油）について
- 6 除排雪問題について
- 7 教育問題について
  - (1) 通学路の安全対策について
  - (2) 社会教育施設の今後の展開について
  - (3) いじめ問題と不登校問題について
  - (4) 新・市民プール整備事業について
- 8 その他

**斎藤（博）議員（3月5日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新年度予算に関して
  - (1) 予算編成方針について
  - (2) 職員給与について
  - (3) 福祉灯油について
  - (4) 太陽光発電について
  - (5) 生活保護基準の引下げについて
  - (6) 空き店舗対策について
- 2 防災計画に関して
  - (1) 自主防災組織について
  - (2) 原子力防災計画について
- 3 夜間急病センターに関して
  - (1) 補正予算について
  - (2) 単独開設について
- 4 その他

成田議員（3月5日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新年度予算について
  - （1）防災政策について
  - （2）経済政策について
- 2 稲一再開発と商店街振興策について
- 3 北海道新幹線の駅設置に関して
- 4 教育について
- 5 市立病院について
- 6 夜間急病センターと市内医療圏について
- 7 その他

○一般質問

千葉議員（3月6日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 学校施設の有効利用について
- 2 がん検診受診率向上の取組について
  - （1）小樽市の検診受診率の実態について
  - （2）検診受診率の向上の取組と課題について
  - （3）小樽市の受診勧奨について
- 3 小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰について
  - （1）表彰が設けられた目的について
  - （2）被表彰者の選考について
  - （3）被表彰者が満たす条件について
- 4 学校での食物アレルギー対策について
  - （1）市内の児童・生徒の状況について
  - （2）給食の食物アレルギー対策について
  - （3）重篤なアナフィラキシー症状の対応とエピペン使用について
- 5 保育所の食物アレルギー対策について
  - （1）保育所におけるガイドラインの周知について
  - （2）乳幼児の有病者の状況と対策及び対応について
  - （3）誤食による事故の状況と対応について
  - （4）エピペン使用の考え方について
- 6 その他

**佐々木（秩）議員（3月6日2番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 若年者のワークルール教育の必要性について
- 2 生活保護世帯の就労支援、自立支援について
- 3 災害時要援護者の情報共有について
- 4 子ども議会の開催について
- 5 給食による食物アレルギー対策について
- 6 その他

**吹田議員（3月6日3番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 生活保護について
- 2 孤立無業者について
- 3 相対的困窮者について
- 4 出張旅費について
- 5 空き家対策について
- 6 運動クラブの体罰について
- 7 スクールカウンセラーについて
- 8 その他

**中島議員（3月6日4番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 公共事業受注業者の労働実態について
  - (1) 小樽市の公共事業の実態
  - (2) 指定管理者制度の問題
  - (3) 自治体としての労働環境把握
- 2 子供たちの健やかな体と心を育てるために
  - (1) 栄養教諭による指導
  - (2) 保健所の健康教育
  - (3) 教育委員会と保健所の連携について
- 3 その他

**新谷議員（3月6日5番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 福祉灯油について
- 2 恵庭市のような庁議だよりについて
- 3 視覚障がい者への地デジ対応ラジオの給付について
- 4 春香水道利用組合について
- 5 その他

**鈴木議員（3月6日6番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて
- 2 学校教育について
  - (1) 卒業式・入学式について
  - (2) 全国学力・学習状況調査結果公開について
  - (3) 食物アレルギーに対する対応について
- 3 新市立病院について
- 4 第3号ふ頭及び周辺再開発計画について
- 5 生活保護費浪費を禁止する条例案について
- 6 カジノ誘致について
- 7 その他

平成25年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成25年2月27日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	小	山	秀昭						
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩			
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

**議事参与事務局職員**

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 伝里純也  
調査係長 沼田晃司  
書記 佐々木昌之

事務局次長 佐藤正樹  
議事係長 柳谷昌和  
書記 木戸智恵子  
書記 伊沢有里

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成25年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月21日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第53号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

**○市長（中松義治）** 平成25年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

平成25年度は、私が市長に就任してから3年目となり、任期の折り返しの年となります。市長就任後、市長と語る会をはじめ、さまざまな機会を捉えて、市民の皆さんや市内企業、団体の方々とお話をさせていただいたほか、小樽観光や地場産品のPR、クルーズ客船や新たな企業の誘致などのため、私みずから、国内はもとより、海外へも出向いてトップセールスを行ってまいりました。これまで、皆さんからいただいた多くの貴重な御意見などを踏まえ、活力のある、そして安心して暮らせる小樽をいかにつくり上げていくべきか、また厳しい状況にある本市財政の健全化をどのように成し遂げていくのか、民間での経験も生かしながら、スピード感を持って、これら諸課題への対応を進めてまいりました。

小樽のまちには、さまざまな活動やイベントなどを行う多くの方々がいらっしゃいます。そういった市民の皆さんの力を生かしながら、活力ある将来の小樽のために、行政としてやるべきことをしっかりと行う必要があると考えております。

任期の折り返しに当たり、改めて私が掲げた公約である「地域経済の活性化と新たな雇用創出」「街づくりの核となる稲一再開発」「新市立病院建設」「教育環境の整備」「子育て環境の整備」「高齢者や障害者の方が安心して暮らせる支援体制づくり」、そして「真の財政再建」、この七つの重点公約のほか、東日本大震災以降、我が国全体においても喫緊の課題となっている「防災対策」など、さまざまな課題が山積する中、歴史あるこの小樽のかじ取り役としての責任の重さを感じながら、「小樽」の発展のため、全力を注いでまちづくりを進めてまいりたい、その決意を新たにしているところであります。

さて、さきの国政選挙では、エネルギー政策や社会保障と税の一体改革に係る消費税の増税、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などの争点の下、新政権である第2次安倍内閣が発足しました。

新政権においては、震災復興はもとより、経済の再生が最大かつ喫緊の課題とされる中、3本の矢と言われる「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を中心とした経済政策、通称「アベノミクス」の推進により、デフレ不況からの脱却を図り、雇用や所得の拡大を目指す

こととしています。

その第1弾として、「緊急経済対策」として打ち出した平成24年度補正予算と、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を補正予算と同様に重点とする平成25年度予算とを合わせた、いわゆる「15か月予算」として、切れ目のない経済対策を実行するとしています。さらなる金融政策と世界景気回復への期待感もあり、市場は円安株高基調へと転じており、公共事業関連費の拡大などの財政リスクや、輸入品の価格高騰による企業や家計への負担増が懸念されているものの、デフレ脱却と輸出の持ち直しによる景気回復など、経済再生への期待感が高まっているところでもあります。

国の動向は、地方自治体の行財政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものであることから、今後の国政の動向をしっかりと見極め、的確に対応していかなければならないものと考えております。

本市の経済状況は、国内景気が低迷し人口が減少する中、地元企業の経営環境は引き続き厳しい状況にあるものと認識しておりますが、震災の影響により激減した観光入込客数は震災前とほぼ同水準まで回復したほか、昨年には20回と過去最高を記録したクルーズ客船の寄港があり、このような前向きな動きを確かなものにしていく必要があります。

また、長年の悲願であった北海道新幹線の札幌までの工事实施計画の認可、着々と進む小樽一余市間の高速道路建設など、地域経済への波及効果が期待される事業が進んでおります。

安全・安心な暮らしの充実としましては、地域基幹病院となる市立病院の統合新築や、新夜間急病センターの建設も着実に進んでいるほか、この1月には、原子力防災において「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」を締結するなど、着実に進めているところであります。

さらには、中心市街地において大きな課題となっておりました「旧丸井今井小樽支店・グランドホテル」の施設につきまして、新たな取得者が決定したことにより、施設の再生に向け大きく前進したものと受け止めております。今後は、事業計画が決定した段階で、市としての必要な支援・協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成25年度予算編成に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として厳しい財政状況の中、事業の厳選や職員給与の削減継続など、財政の健全化に向けた取組を緩めることなく続ける一方で、優先的に取り組むべき「防災対策」「経済・雇用対策」とあわせ、本市の将来を見据えた諸課題への対応といたしまして、学校再編に伴う校舎等の改築、新学校給食共同調理場や保育所の建設、旧国鉄手宮線の整備などの大規模建設事業のための所要額を計上いたしました。また、事業を実施する上で必要となる歳入の確保につきましては、各収入見込みの精査や新たな財源に対する検討を行ったほか、国の平成24年度予備費や補正予算を活用し、できる限り一般財源の縮減に努めたところであります。

本市の財政は、平成23年度の一般会計決算において、2年連続となる実質収支の黒字を確保いたしました。他会計からの借入れや職員給与等の削減対策によるものであることから、真の財政健全化に向けて、平成24年度に引き続き、他会計からの借入れに依存しないという考えに立ち、予算編成に取り組んだところであります。

歳入の面では、景気の低迷が続く中での市税収入の伸び悩みや、地方交付税の大幅な削減が見込まれることから、歳出の徹底的な見直しを行いました。平成24年度予算編成時よりも4億4,000万円多い約12億2,000万円の財源不足が生じており、今年度同様、財政調整基金を有効に活用し、収支均衡予算を編成したところであります。

平成25年度重点事業の具体的な展開についてであります。本市は多くの難しい行政課題を抱え、課

題解決に向けたスピード感と的確な対応が求められており、「選択と集中」の観点が必要不可欠と考えております。

平成25年度予算では、市民の命と暮らしを守るため、減災を主眼とする「防災対策」と、小樽の強みを生かした活力あるまちづくりを進めるための「経済・雇用対策」の二つの分野において、引き続き重点的な取組を進めてまいります。

一つ目の「防災対策」としましては、東日本大震災を契機に、これまでに津波ハザードマップを作成し、沿岸部の町会などへ配付したところでありますが、町会ではこのハザードマップを参考に自主的な避難訓練を行うなど、防災意識の高まりを感じているところであります。大規模災害、特に津波被害を想定した場合には、住民みずからの迅速で的確な避難行動が人的被害の軽減に最も有効と考えており、平成25年度においては、「津波浸水シミュレーション映像」を導入し、町会で実施される避難訓練で活用し、地域防災力のさらなる向上を図ります。

また、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るため、運河周辺に「津波避難所案内板」を設置するほか、緊急地震速報や津波警報などを自動受信する「防災ラジオ」を町会や保育所等に配付いたします。

さらに、避難所の機能強化を図るため、非常用食糧の更新と、防寒対策に必要な備蓄品の計画的な配備を継続するほか、通常の避難所では避難生活に支障を来す高齢者や障害者などのため、新たに社会福祉施設との協定による「福祉避難所」を指定し、安心して避難できる環境整備を進めてまいります。

次に、原子力防災としましては、本年1月16日に締結した「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」の締結を契機に、放射線測定器を新たに1台購入するとともに、指定避難所等へ災害情報を自動伝達するシステムを導入することにより、市民の皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

このほか、「災害に強いまちづくり」として、小学校の改築、配水管や污水管などの災害に強い上下水道施設の整備、銭函地区の大雨等に備える河川氾濫防止事業などに継続して取り組むほか、消防署長橋出張所に、新たに災害対応の特殊水槽付ポンプ自動車を導入し、消防体制の充実を図ってまいります。

重点事業の二つ目としましては、「経済・雇用対策」であります。

活力あるまちづくりのためには、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図り、雇用の場を確保することが重要であると考えております。このため、本市の恵まれた地域資源や知名度などの「強み」を生かしながら、「小樽観光の振興」「クルーズ客船誘致に向けた環境整備」「企業誘致の推進」「地場企業の振興」「雇用対策」の五つを柱に、積極的な取組を進めてまいります。

初めに、一つ目の柱である「小樽観光の振興」につきましては、「観光客の誘致推進」と「新たな魅力づくり」に取り組みます。

まず、「観光客の誘致推進」としましては、国内外への観光プロモーション事業といたしまして、海外から旅行会社やメディア関係者を招聘するとともに、国内旅行会社を対象とした首都圏での説明会などを開催いたします。また、昨年10月には、新千歳空港とタイとの間に直行便が就航したことから、札幌市などと連携した現地プロモーションやメディア招聘により、新たな観光客誘致を進めてまいります。

「新たな魅力づくり」としましては、平成21年度に策定された活用計画に基づき、中心市街地の新たな観光資源として旧国鉄手宮線の整備を進めてきましたが、平成27年度の完成を目指す総合博物館までの整備に向けて、新年度は中央通と臨港線との間の散策路と広場整備を進めてまいります。また、旧国鉄手宮線のほか、旧日本郵船株式会社小樽支店などの産業遺産が集積する「北運河地区」につきましては、地区の将来を検討するために設立される、本市も参加する協議会に対して、基本構想策定の支援を行ってまいります。

さらに、地域の特性を生かした事業として、祝津地区において食と観光をテーマとした新たなビジネスモデルを構築するための取組を進めてまいります。

二つ目の柱である「クルーズ客船誘致に向けた環境整備」として、さらなる客船の誘致や受入れ態勢を整備するため、新たに本市や民間団体などによる協議会を設立し、東京都内で旅行代理店などを対象とした「小樽港クルーズセミナー」を開催することにより、小樽・北後志観光の魅力を積極的にPRしてまいります。施設整備としましては、大型クルーズ客船の寄港に対応する岸壁を早期に整備するため、大型客船航行安全対策調査などを実施するとともに、第3号ふ頭及び勝納ふ頭の岸壁改良工事などを実施してまいります。

三つ目の柱である「企業誘致の推進」として、昨年の東京に引き続き、関西圏の企業を対象に、大阪において「企業立地トップセミナー」を開催し、あわせて東京でのセミナーに参加をいただいた企業を直接訪問し、トップセールスを実施してまいります。また、新たに進出する企業のほか、既に操業している企業に対する支援のため、「企業立地促進条例」の改正により、課税免除期間の延長や支援対象を拡充するほか、本市に集積が進む食品関連業種などを誘致の対象としたDVDを制作し、本市の特徴や立地の優位性に関するPRの拡大を図ります。

次に、四つ目の柱である「地場企業の振興」として、小樽産品の販路拡大を図るため、東アジア圏での商談会・展示会への出展費用の助成を継続するほか、道外で開催される食料品関係の展示会への出展と、百貨店での小樽単独物産展などの開催を支援してまいります。

最後に、五つ目の柱である「雇用対策」としましては、「緊急雇用創出推進事業」の活用や「市独自の雇用対策事業」の実施により、新たに86名の雇用創出を図ります。また、高等学校1、2年生を対象に、市内企業への就職促進を図る「高校生就職スキルアップ支援事業」を継続するとともに、新卒未就職者等を地元に着定させるため、事業所実習などを通して、市内企業が求める人材の育成事業に取り組んでまいります。

次に、新年度実施いたします主要施策の概要につきまして、「第6次小樽市総合計画」の「まちづくり 5つのテーマ」の体系に沿って御説明申し上げます。

まず、「5つのテーマ」の1点目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち『生涯学習』」の分野についてであります。小樽市の未来を担う子供たちが健やかに育ち、みずから考え行動する力を身につけるため、学校、家庭、地域が連携を深めながら、確かな学力の向上に向けた取組を推進してまいります。また、市民誰もが、文化・芸術などに親しみ、豊かで潤いに満ちた市民生活を送ることができるよう、努めてまいります。

なお、教育行政全体の執行方針につきましては、後ほど、教育長が説明いたしますので、予算面から主なものに絞って申し上げます。

学校教育では、児童・生徒の学力向上を推進するために、全ての小・中学校で取り組んでいる「音読」活動の発表会「音読カップ」の開催や、小樽商科大学の学生を小・中学校に派遣し、児童・生徒の学習支援を行う「樽っ子学校サポート」事業の充実のほか、小・中学校各1校に図書館司書を配置し、学校図書館活動の活性化に取り組んでまいります。

また、小学校の改築や耐震補強に引き続き取り組むほか、8月には学校給食の新たな共同調理場となる「小樽市学校給食センター」の供用を開始する予定であります。

社会教育では、市立小樽美術館を含む全国4美術館での共同巡回展であり、ダリやピカソなどの作品も展示される予定の特別展「詩人と美術 瀧口修造のシュルレアリスム展」を開催するほか、国指定の重要文化財である「旧日本郵船株式会社小樽支店」の保存整備に向けた調査を実施いたします。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち『市民福祉』」の分野についてであります。

少子高齢化が急速に進む中で、市民の皆さんが安心して心豊かに暮らすことができるよう、高齢者の方々などを支える体制づくりや、子育て環境、地域医療の充実に努めてまいります。

地域福祉では、小樽市社会福祉協議会が開設する「小樽・北しりべし成年後見センター」の相談件数が年々増加していることから、こうしたニーズにきめ細やかに対応していくため、体制強化に向けた支援を行ってまいります。

障害者福祉では、障害者自立支援法の一部改正に伴い、相談体制の充実に図るため、相談支援専門員の配置に関連する経費を計上しております。

子育て支援では、銭函地区における「子育て支援センター事業」を新たに始めるほか、平成27年度の供用開始を目指し、老朽化が著しい「銭函保育所」の基本設計・実施設計や、平成26年度の供用開始を予定しております「奥沢保育所」新園舎の工事を進め、子育て環境の充実に努めます。

保健衛生と地域医療の関連としましては、平成25年度から新たに法定接種となります子宮頸がん予防等のワクチンについての経費を計上したほか、本年7月の供用開始に向けて「新夜間急病センター」の建設を着実に進めてまいります。

3点目は、「安全で快適な住みよいまち『生活基盤』」の分野についてであります。

上下水道や道路などの社会資本整備につきましては、老朽化した施設の計画的な更新や維持・管理を行い、市民生活の利便性の向上を図ってまいります。また、市内135橋の「橋りょう長寿命化修繕計画」につきましては、平成25年度中の策定に向けて作業を行ってまいります。

ロードヒーティングにつきましては、冬期間の安全・安心な市民生活と交通を確保するため、順次、老朽化した設備の更新を進めており、平成25年度は梅源線と最上山手線の更新を行うほか、全てのロードヒーティングの稼働状況の把握や制御を行う中央監視システムについても更新を行ってまいります。

住環境の整備と市内産業の活性化を促進するための「住宅リフォーム助成」につきましては、平成24年度に引き続き実施するとともに、市営住宅につきましては、若竹住宅1号棟の耐震補強及び改修工事を引き続き実施するほか、新光B住宅の老朽化に伴う屋根・外壁改修工事を新たに実施してまいります。

広域交通の関連では、利用者が減少し赤字路線となっている小樽と積丹を結ぶ「中央バス積丹線」について、赤字額の一部を小樽市、余市町、古平町、積丹町の地元4自治体で負担し、北後志圏域の交通路線維持に努めてまいります。

4点目は、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち『産業振興』」についてであります。

本市の経済を支えているのは多くの中小企業でありますので、地域経済の活性化に向けた「経済・雇用対策」として、観光の振興や地場企業の振興の重点的な取組を進めていくほか、水産業や商店街の活性化などにつきましても、積極的に取り組んでまいります。

水産業につきましては、塩谷地区の水質保全や良質な漁場環境の改善を目的とした「水産環境整備事業」を引き続き実施してまいります。また、漁港基盤整備として平成23年度から実施している忍路漁港の防波堤等整備事業を継続するほか、新たに祝津漁港においても、護岸等の補修工事に向けた測量調査などを実施してまいります。さらに、近年増加の傾向にあるトドの漁業被害を軽減するため、トドの休憩地に上陸防止柵を設置するための支援を行ってまいります。

商店街関連では、中心商店街の活性化に向けた取組を支援する「にぎわう商店街づくり支援事業」や、市内の各市場や商店街などが実施する販売促進やイベント事業などを支援する「商店街活性化支援事業」、さらには「空き店舗対策支援事業」など、引き続き支援に努めてまいります。

地場企業の振興としましては、既存商品の改良と新たな商品開発を総合的にサポートしていく「小樽ブランド力推進事業」のほか、小学生の卒業記念にガラスの製作体験を支援する事業を継続して行い、本市の大切な地域資源である「ガラス」の周知と活用促進を図ってまいります。

観光の振興としましては、小樽観光振興公社の観光船を更新し、海上観光の推進を図るほか、「小樽フィルムコミッション」活動の活性化を図るため、小樽のまちを舞台としたショートフィルムコンテストを開催し、本市のすぐれた映像資源を広く発信していきたいと考えております。

まちづくりのテーマの最後、5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち『環境保全』」についてであります。

豊かな自然と歴史的な地域資源を有する本市の生活環境を守り、市民の皆さんが快適な暮らしを送るための環境整備を進めてまいります。

平成22年度に制定した「小樽市環境基本条例」に基づき、現在、作業を進めております「環境基本計画」の策定につきましては、平成27年度の計画施行・公表を目指し、調査費等を計上いたしました。

また、桃内の廃棄物最終処分場につきましては、現在の処分場を延命化する場合の諸課題を検討してまいります。

公園等の整備関連では、市民の皆さんが安全で快適に利用できるように、いしやま公園などの木製遊具の更新を進めてまいります。

また、昭和61年に寄贈を受け、一般開放を行っております「旧寿原邸」につきましては、築100年を迎え老朽化に伴う傷みが進んでいることから、専門家による建物の現況調査を行うための経費を計上いたしました。

最後に、その他の施策について申し上げます。

「小樽市東京事務所」につきましては、所長1名の体制であることから、事務所規模の見直しによる経費節減を図るため、平成25年9月に完成予定の北海道東京事務所が入居予定のビルへ移転するための経費を計上いたしました。

また、これまでパスポートの発給申請や交付に関する業務につきましては、週1回決められた時間に、北海道後志総合振興局が移動窓口を開設しておりましたが、北海道から権限移譲を受けることにより、月曜から金曜までの執務時間内に常設窓口を開設し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第15号までの平成25年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、本市の平成25年度一般会計予算の主なものについて、前年度との比較で説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では景気低迷の影響などにより減収が見込まれるため、0.8パーセント、9,960万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策の伸び率などを基本に、地方公務員給与費削減の影響や本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、0.6パーセント、1億600万円の減と見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が3.0パーセントの減、扶助費が障害者福祉費の訓練等給付費の増などにより0.2パーセントの増、公債費が3.1パーセントの減となったことにより、合計で1.4パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を1.9ポイント下回る56.7パーセントと見込みました。

行政経費では、平成23年度から順次整備を進めてきた行政情報システム整備費の増などにより8.9パーセントの増、建設事業費につきましては、新学校給食共同調理場建設事業、校舎等改築事業及び保

育所建設事業の実施などに伴い、42.6パーセントの大幅な増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、水道事業及び下水道事業からの借入金償還金の増などにより4.5パーセントの増、維持補修費につきましては、昨年、一部計上を留保した除雪費を全額計上したことなどにより12.9パーセントの増、投資及び出資金につきましては、株式会社小樽観光振興公社への出資により皆増、繰出金につきましては、介護保険事業、産業廃棄物処分事業及び病院事業分などで増となりましたが、国民健康保険事業、住宅事業及び後期高齢者医療事業分などが減となり、総額では1.5パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、歳出では、1人当たり医療費の減などにより、保険給付費が7.9パーセント減の119億4,418万円となるほか、後期高齢者医療費の増に伴い、後期高齢者支援金等が8.6パーセント増の17億6,740万円となりました。歳入では、保険給付費の減に伴う国庫支出金等の減が見込まれるほか、保険料の予算総額は3.9パーセント減の26億6,190万円となりました。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は3.9パーセント増の134億1,496万円、介護予防推進のための地域支援事業費は2.4パーセント減の1億9,582万円となりました。

保険料は、北海道介護保険財政安定化基金からの借入れを行うことにより、2.9パーセント増の25億906万円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、保険料14億7,120万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億403万円及び事務費3,923万円を事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ7,261万円の減となっておりますが、これはシステム機器更新の終了による負担金の減や、徴収する保険料について実績を基に算定した結果、減となったためであります。

病院事業につきましては、平成24年9月に着工した新市立病院の建設費52億3,310万円を計上し本体工事を推進するとともに、現病院においては統合に向けた準備を行うなど、平成26年11月の開院を目指して準備を進めてまいります。

また、一般会計から17億2,143万円を繰り入れることとし、引き続き経営改善に努め、地方財政上の資金不足の解消を目指します。病院事業管理者の下、職員一丸となって、良質で安全な医療が市民に提供されるように、公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成25年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管の新設や更新を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成25年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、高速道路建設関連の解体工事がほぼ終了し、瓦れき類の搬入量が減少することから、営業収益は減と見込んでおります。

また、施設の延命化対策としての埋立地改良業務が増加することにより、営業費用は増となり、平成25年度の収益的収支におきましては、損失が見込まれます。

以上の結果、平成25年度の財政規模は、一般会計では577億783万6,000円、特別会計合計では349億8,311万1,000円、企業会計合計では272億5,065万1,000円、全会計合計では1,199億4,159万8,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計では2.1パーセントの増、特別会計では2.2パーセントの減、企業会計では7.8パーセントの増となり、全会計では2.0パーセントの増となりました。

なお、財政の健全化に向けた今後の収支見通しについては、現在、係数の整理中でありますので、まとも次第お示ししたいと考えております。

次に、議案第16号から議案第25号までの平成24年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第16号につきましては、国の予備費に関連して、岸壁附帯施設改修事業費について、繰越明許費として計上いたしました。

次に、議案第17号から議案第25号までの主なものにつきましては、一般会計では、まず歳出におきまして、国の予備費や補正予算に関連して、旧国鉄手宮線整備事業費や公園遊具の更新等を実施する都市公園安全・安心事業費、岸壁附帯施設改修事業費及び桜小学校の校舎等耐震補強等事業費を繰越明許費として計上するとともに、石狩湾新港管理組合負担金の減額や退職手当の増額を計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、市税及び市債について増額計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに12億5,796万8,000円の増となり、財政規模は601億3,653万4,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、国の補正予算に関連して、住宅事業では、市営住宅改善事業費を繰越明許費として計上したほか、下水道事業では、中央下水終末処理場電気設備工事の実施に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業では保険給付費の減額等について、介護保険事業では保険給付費の増額等に伴う所要の補正を計上し、病院事業では新病院建設事業の工期変更に伴う関係予算の減額などを、水道事業では清風ヶ丘配水槽の移設工事の実施を平成25年度に変更したことに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第26号から議案第53号までについて説明申し上げますが、議案第33号、議案第35号、議案第38号から議案第42号まで及び議案第45号から議案第48号までにつきましては、いずれも地域主権一括法等による関係法律等の一部改正に伴う権限移譲によるものであります。

議案第26号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、災害派遣手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるとともに、新人事給与システム導入に伴い、給与の支給日を統合するものであります。

議案第27号職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ退職手当の支給水準を引き下げ、及び独自削減策として実施してきた退職手当の調整額の凍結を解除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号児童発達支援センター条例及び子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第32号夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、夜間急病センターを移転することに伴う改正を行うものであります。

議案第33号食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものであります。

議案第34号新型インフルエンザ等対策本部条例案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第35号産業廃棄物等処分手業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案につきましては、地方公営企業法の一部改正等に伴い、産業廃棄物等処分手業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第36号企業立地促進条例の一部を改正する条例案につきましては、市内に既存の建物を取得し工場等を設置する者及び工場等を増設する者を、固定資産税及び都市計画税の課税免除の対象者として追加することにより、企業立地に係る支援制度を拡充するとともに、課税免除の限度額を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第37号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、指定管理者に利用料金制を導入するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、都市公園法の一部改正等に伴い、都市公園の配置及び規模の基準並びに公園施設の設置基準等を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設を新たに設置する場合の基準を定めるものであります。

議案第40号道路の構造の技術的基準等を定める条例案につきましては、道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるものであります。

議案第41号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路を新たに設置する場合の構造の基準を定めるものであります。

議案第42号準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案につきましては、河川法の一部改正に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるものであります。

議案第43号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、公営住宅の入居者資格に居住制限者に対する特例措置を設けるものであります。

議案第44号バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案につきましては、融資の対象工事の施工業者を市内で事業を行う者に限定する措置を継続するものであります。

議案第45号下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第46号水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道布設工事監督者を配置する工

事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものであります。

議案第47号水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案につきましては、地方公営企業法の一部改正等に伴い、水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第48号病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案につきましては、地方公営企業法の一部改正等に伴い、病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第49号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案につきましては、学校給食オタモイ共同調理場及び学校給食新光共同調理場を統合し、新たに学校給食センターを設置するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第50号工事請負契約につきましては、奥沢保育所新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第51号工事請負変更契約につきましては、市営若竹住宅1号棟の改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第52号市道路線の認定につきましては、銭函中央団地第1線ほか5路線を認定するものであります。

議案第53号市道路線の変更につきましては、竹の葉上通線の終点及びチャラツナイ本通線の起点をそれぞれ変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成24年度一般会計において福祉除雪サービス緊急対策事業費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年1月31日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成24年度一般会計において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年2月8日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、平成25年度小樽市教育行政執行方針について、教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

（上林 猛教育長登壇）

**○教育長（上林 猛）** 平成25年度小樽市教育行政執行方針の説明をさせていただきます。

初めに、昨年、大津市で起きた「いじめ」による生徒の自殺、大阪市立高校の部活動顧問から受けた「体罰」による生徒の自殺など痛ましい事故を契機に、教育委員会や学校の対応をめぐる全国的にさまざまな議論が展開されております。

一方、北海道の学力は依然として全国の下位にあり、道教委では具体的な数値目標を掲げ各般の取組を進めておりますが、本市においても道と同様の傾向にあり、学力の向上は多くの市民の願いでもあり、喫緊の課題として重点的に取り組まなければなりません。

小樽市教育委員会としては、これまで「学校との距離を縮めること」「小樽の恵まれた教育資源を活用すること」を念頭に教育の振興に努めてまいりましたが、平成25年度は、「いじめ・不登校」「体罰」「学力の向上」などの諸課題の解決に向けて、教職員間、学校と保護者・地域住民間、幼稚園・小学校・

中学校・高校間、教育委員会・学校・民間団体間、それぞれの連携・協力を強化することが不可欠であり、これらの活動を通して引き続き教育の活性化に努めてまいります。

以下、平成25年度の重点施策について御説明を申し上げます。

まず、学校教育についてであります。学校教育の重点施策の第1点目は、「学力の向上」であります。

平成24年度全国学力・学習状況調査の結果では、学力面では、本市の小学生は全道平均とほぼ同様、中学生は知識に関する問題では全道とほぼ同様ですが、知識の活用に関する問題では、やや低いという状況であります。また、学習習慣等に関する調査では、「家庭で勉強を全くしない」「家や図書館で本を全く読まない」と答えた児童・生徒の割合が全国に比べて高く、家庭での学習と読書習慣の定着が課題となっております。

こうしたことから、平成25年度におきましては、次のような取組を行ってまいります。

一つ目は、「学校の組織力を高める取組」であります。

道教委では、若手教員と将来のスクールリーダーを育成することを目的に、「学校力向上に関する総合事業」を全道で14校指定し、実施することとしております。本市では稲穂小学校が実践校として、花園小学校と潮見台小学校が協力校として指定され、この3校に教員4名、事務職員1名が定数の加配を受け、重点的に取組を行うこととしております。

また、潮見台小学校は、国立教育政策研究所の指定校事業に応募し、全道で1校、国語科の研究指定を受けることとなりました。この研究は、本市の課題である「言語活動の充実」に大きく貢献するとともに、その成果を広く全国に普及する役割も担っております。

さらに、花園小学校と菁園中学校では、国語科の授業改善について、北海道立教育研究所と共同で研究する学校に指定され、先進的な研究を進めることとしております。

また、現在、市教委では、いじめや体罰などで悩みを抱えている児童、保護者への教育相談の窓口として、道費スクールカウンセラーを5名、市費のカウンセラーを1名配置しておりますが、平成25年度は小樽市教育研究所に心理カウンセラーの資格を持った職員1名を配置し、早期発見・早期対応できるような体制の強化を図ります。

教育委員会では、これらの事業を実施することを通して、全道、全国の先進的教育の支援を受けながら、組織的な実践力を高めてまいりたいと考えております。

二つ目は、「教員の指導力を高める取組」についてであります。

学力の向上には教員の指導力の向上が重要であり、これまでの研修に加え、若手教員を対象に、いじめや不登校、問題行動の解決に向けた指導力の向上を図る「生徒指導力研修講座」、道教委と連携して防災教育の指導のあり方を学ぶ「防災教育研修会」など、今日的課題に即した実践的な研修を行います。

また、教務主任など50名程度を対象に、道内の先進的な教育実践を行っている小・中学校を訪問し、すぐれた学級経営や教科経営を肌で感じてもらう「教育状況視察研修」を行い、指導力の向上を図ります。

「築校小樽塾」は、教員はまず一市民として幅広い知識と経験を身につけることが基本であるとの思いから、現在37名の塾生が参加し、小樽の歴史を学ぶとともに、保護者や商店主、地域の方など、さまざまな分野の方々との意見交換を行う研修プログラムを進めております。今後、これらの塾生が小樽の教育の中心的な役割を担えるよう支援してまいります。

三つ目は、「家庭の教育力を高める取組」についてであります。

まずは、「読書習慣の定着」に向け、昨年からは取組を始めた「音読」については、新たに「音読カッ

プ」と題する発表会を開催し、児童・生徒が「音読」の成果を発表する機会をつくることで、「音読」への意欲の喚起と家庭への一層の普及を図ってまいります。

また、学校図書館の利用を促進するモデル事業として、小・中学校各1校に学校図書館司書を配置することといたします。さらに、本年9月には、市内の小・中学校などを会場に北海道学校図書館研究大会を開催し、学校図書館活動の活性化を図ります。

次に、これまでに延べ23名の商大生が小・中学校延べ16校で行った「樽っ子学校サポート事業」には、1,015名の児童・生徒が参加しております。平成25年度は商大生に交通費などを支給し、さらなる事業への参加を促進し、児童・生徒の学習意欲を高める取組を継続して行います。

次に、「情報モラル」教育についてであります。本市の児童・生徒は携帯電話やメールの使用率が高く、家庭での学習時間が少ないことから、平成25年度は、小樽市小中学校情報モラル対策委員会に各学校の担当者を加え、研修会などを開き、系統的な指導法について協議を行います。また、PTAを対象とした研修会を実施し、「携10運動」の推進を含め、情報機器を利用する際の家庭内でのルールづくりを促進します。

学校教育の重点施策の第2点目は、教育環境の整備についてであります。

環境整備の一つ目は、学校再編の着実な推進についてであります。

学校再編については、急激な少子化が進行する中、望ましい学校規模を確保し、よりよい教育環境をつくるため、平成21年に策定した「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づき進めております。

本年4月には、若竹小学校を桜小学校及び潮見台小学校に、祝津小学校を高島小学校と統合することとし、統合に際しては、通学時の安全確保に配慮することや新しい学校づくりの取組を進めます。

高島小学校においては、祝津地区のニシン漁の歴史的資料や水族館など、豊富な教育資源を活用した「ふるさと学習」の展開、「ユネスコスクール」の活動を通じて、環境教育や国際感覚の育成など、特色のある学校づくりに向けた取組を進めてまいります。

平成25年度は、中央・山手地区の入船小学校、南小樽地区の奥沢小学校及び天神小学校をはじめ、関係する学校の保護者や地域の方と地区別懇談会を開催し、統合の時期などについて議論を重ねてまいります。また、塩谷中学校と長橋中学校、北手宮小学校、手宮西小学校及び手宮小学校の手宮地区3小学校について、平成28年度の統合に向け、関係校の保護者や教員、地域住民から成る統合協議会を設置し、円滑な統合が図られるよう進めてまいります。

二つ目は、学校の耐震化など施設の整備についてであります。

学校の耐震化など施設整備については、学校再編の進捗状況と整合を図りながら進めており、平成25年度は桜小学校の耐震補強工事及び大規模改造工事を行うとともに、手宮地区3小学校の統合校となる校舎の建設に着手いたします。また、緑小学校と最上小学校の統合校建設に向けた基本設計を行います。

三つ目は、「小樽市学校給食センター」の建設についてであります。

同センターは、昨年7月、建設工事に着手し、本年8月の供用開始に向け工事を進めているところであり、完成後は国の基準に基づく最新の衛生管理の下、安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

学校教育の重点施策の第3点目は、特別支援教育の充実についてであります。

教育委員会では、平成25年度の早い段階で、特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼稚園や保育所、小・中学校、高校との間で情報交換を行うとともに、医療や保健、福祉などの専門的な助言を受けて、幼児期から学校卒業まで、連携のとれた効果的な教育支援を行うよう取り組んでまいります。

次に、特別支援教育支援員についてであります。通常の学級に在籍するLDやADHDなどの障害のある児童・生徒の学習活動上の支援を行うため、これまで小学校に20名配置してまいりましたが、平成25年度は新たに3名増員し、中学校にも配置することといたします。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

第1点目は、社会教育施設における特別展の開催についてであります。

「美術館」では、「詩人と美術 瀧口修造のシュルレアリスム展」と題して、「財団法人 地域創造」の助成を受け、道外の公立美術館と共同で行う特別展を開催いたします。これは「文学館」との共催事業として、小樽に縁のある、詩人であり美術評論家でもある瀧口修造の生涯と業績を紹介するもので、ダリやピカソをはじめとする内外の著名作家の作品を展示するほか、講演会や小・中学生を対象とする鑑賞講座などの開催を予定しております。

また、中村善策没後30年、中村善策記念ホール開館25年を記念して特別展「風景の躍動感 没後30年 中村善策展」、さらには「北の水彩画人 白江正夫と宮川美樹展」と題し、小樽に縁のある作家のすぐれた作品を紹介する特別展を開催いたします。

「総合博物館」では、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構及び九州国立博物館との共催で、特別展「アイヌ工芸展 ロシアから見たアイヌ文化」を開催し、ロシア科学アカデミー人類民族学博物館が所蔵する、19世紀初頭に集められた貴重なアイヌ民具を国内で初めて公開いたします。また、会期中には、アイヌ古式舞踊の上演や小・中学生向けの工芸体験講座などを予定しております。

第2点目は、図書館が小・中学校と連携して実施する読書習慣の定着に向けた取組についてであります。

まず、道立図書館との連携事業である「学校ブックフェスティバル」については、本年度、小学校2校で開催したところでありますが、多くの児童が読み聞かせや体育館に並べられた数多くの書籍に関心を寄せるなど好評であったことから、開館30年を迎える平成25年度においても開催を計画しております。

また、学校のリクエストに応じて図書館の図書を貸し出す「スクールライブラリー便」や「児童図書リサイクル事業」についても引き続き実施するほか、新たに「小樽っ子ノート」と題し、児童・生徒に読書記録ノートを配付し、読書記録や感想を記入してもらうほか、ノートに図書の貸出しレシートを貼付し、レシートがいっぱいになった際には、「図書館の達人」の認定証を交付することで、児童・生徒の読書意欲を高める取組を始めます。

第3点目は、文化財の保護についてであります。

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店については、昭和62年に保存修理工事を行ったところですが、経年による劣化で雨水が建物内部に浸透し、壁紙が剥落するなどの状況が見られることから、その原因を特定し保存修理工事の方針を策定するため、調査工事を実施いたします。調査工事の間中は、一部公開を制限することとなりますが、皆様の御理解を賜りたいと思います。

第4点目は、市民スポーツの振興についてであります。

今年で25回目の開催となる「おたる運河ロードレース大会」は、道内外から多くの参加者を得て、北海道を代表するマラソン大会として定着しておりますが、平成25年度は制限時間の緩和など運営内容の検討を行い、より多くのランナーに楽しんでいただける大会といたします。

また、新・市民プール整備事業については、これまで建設場所及び規模、管理・運営方法、建設コストやランニングコストなどについて調査検討を行ってまいりましたが、教育委員会といたしましては、共同調理場の建設、学校の改築・耐震化などに加え、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理など、早

期に取り組まなければならない課題が多く、当面、事業の着手を見送ることとし、今後の進め方については、本市の財政状況を見極めながら市長部局とも相談してまいります。

第5点目は、市内の社会教育関係団体のネットワークづくりについてであります。

本市は、文化やスポーツなどの各分野における専門家などのマンパワーが豊富であり、多くの文化・スポーツ団体が活動しておりますが、その活動内容などの情報は関係者間にとどまり、十分に共有されているとは言えない状況にあります。

こうしたことから、教育委員会が各団体から情報提供を受け、活動内容などを一元的に把握し、市民や団体の求めに応じて情報提供することで、新たな教育資源としての活用を図るとともに、団体間のネットワークづくりに取り組み、文化・スポーツのさらなる振興に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政を執行するに当たって重点施策と狙いについて説明申し上げます。

市民の皆様並びに議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第54号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、議案第54号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

まず、アメリカ第7艦隊のミサイル駆逐艦ラッセンの入港を認めたことに関してです。

山田前市長時代に米艦入港に関して小樽方式と言われた三つの条件、一つ、核兵器を積載していないこと、二つ、民間の荷役作業に支障がないこと、三つ、入出港に当たって港湾の安全性が確保されること、この三つの条件をクリアしていることが、米艦船に港湾施設を使用させるハードルとされました。しかし、この間の事実はどうで、今回のラッセン入港を認めるかどうかの検討に、核兵器搭載の有無の確認がどうであったかが検証されなければなりません。

市長は、アメリカ総領事館と外務省の小樽市長への回答を検討の条件にしています。

アメリカ総領事館の回答は、「国の方針として、艦船などを含む核兵器の存在若しくは不存在について、これを認めることも、また否定することもしないこととしている」と、核兵器搭載の有無について事実上回答しておりません。この立場は、みずからの機密文書公開後も同じです。

外務省の回答は、「アメリカとの間で核兵器を日本に持ち込むときは事前協議がある。事前協議がないということは、核兵器は搭載されていない」とのことです。公開された機密文書によれば、アメリカが日本に事前協議を申し入れるのは、日本に核兵器を半永久的に持ち込むか、あるいはその基地をつくる場合に限られています。核兵器搭載の航空機の一時立ち寄りや艦船の一時的寄港は、事前協議の対象とはなっていないということです。これがアメリカが日本と結んだ機密文書を公開した内容です。市長が外務省の事前協議のすり替えの回答で核兵器搭載なしとの判断をしたことは、事実誤認です。

次に、米艦船に限らず本港の港湾施設を使用させるかどうかは、港湾管理者である市長の権限に属するということです。小樽方式の二つ目の条件である民間の荷役作業に支障がないという問題です。これは有効なハードルであることは、我が党も認めているところです。

ごく最近の歴史を振り返ってみます。2008年1月にブルーリッジの入港要請を受けて、1月25日の港湾関係者による定例のバース会議で、米艦入港希望予定期間中のバースの使用予定について検討しました。この結果、ブルーリッジが接岸可能なバースは水深12メートル以上ですから、勝納ふ頭1番、中央ふ頭4番、港町ふ頭2番、3番の4バースのみです。これら全てが民間船舶による接岸や荷役作業で

ふさがっていることが、このバース会議で確認されました。これを受けて、1月28日、港湾管理者である小樽市長名で、海上保安庁の小樽港長宛てに、文書で「依頼のありました上記艦船が入港予定の期間中、同艦船が接岸可能ないずれの岸壁も商船の接岸、荷役が予定されておりますので、岸壁の手配は困難であります」と回答し、事実上、ブルーリッジの小樽の港湾施設使用拒否を通告しました。

本港の港湾施設を使用できるかどうかは、港湾管理者の権限に属することであり、法的に可能なものです。アメリカや日本政府の小樽港への米艦入港要請に際して、米国や政府に対しても法的に有効な手段となるのは、港湾管理者の港湾施設使用権限です。

二つ目の歴史的事実ですが、小樽港にかつて空母インディペンデンスが入港してから3年後の2000年10月に空母キティホークの入港予定が明らかになった市議会で、日本共産党は、米艦の入港を認めることは外交を取り扱う国の専権事項としても、どの港湾施設を使用させるかは港湾管理者の権限であり、港湾施設使用を認めないことは法的に可能であるという見解を改めて明らかにしました。空母キティホークに随伴艦がなく、空母1隻で小樽港への入港要請との情報に接し、我が党議員団は再三にわたり当時の山田市長に空母に随伴艦が同行しないのか確認を求めましたが、国はキティホーク1隻のみとの回答でした。ところが、10月13日の空母入港直前に、随伴艦として巡洋艦ヴィンセンスも同時入港との要請が海上保安庁の港長からありましたが、港湾管理者である小樽市長は、検討する時間的余裕もないところから、小樽港の港湾施設使用を断りました。ヴィンセンスは、当然のこととして、港湾区域外の沖合にアンカーをおろすこととなりました。ところが、第7艦隊は、入港を拒否されたヴィンセンスの乗組員を、日本業者のプレジャーボートを調達して小樽港に上陸させようとしていました。第3号ふ頭です。当時の小樽市港湾部は上陸のためのバース使用を現場で拒否し、大問題となりました。しかし、当時の運輸省の小樽の出先機関の判断、これは当然、上級に判断を仰いでいたはずですが、この判断で上陸が認められるということになりました。この事実は、いざというとき、米軍や日本政府は、憲法はもとより国内法である港湾法をはじめ関係法令を踏みにじり、安保条約優先で事の解決に当たるということを示した点で、重大な出来事でした。

最後に、世界と日本の核兵器廃絶の流れとアメリカの対応について述べます。

世界的な動きで特徴的なアメリカのダブルスタンダードについて触れます。

昨年12月、ヘルシンキで開催予定の「核兵器のない中東」を目指す国際会議がアメリカの意向で中止されました。アメリカの思惑は、中東で唯一の核兵器保有国であるイスラエル擁護のためであるということも明らかでありました。シオニスト政権であるイスラエルは200発以上の核弾頭を保有していると言われていながら、この政権がIAEAに対し、自分たちの核兵器の有無を査察することを一切認めていません。

これに対し、3年前にニューヨークで行われた核兵器不拡散条約の再検討会議で、189か国に上る条約加盟国が、中東地域からの核兵器廃絶を目的とした国際会議の開催を決定しました。この会議は、世界各地から核兵器廃絶を目指す国連の措置という枠組みの中で計画されていたものです。しかし、アメリカは中東地域におけるイスラムの目覚めという状況やイスラエル孤立化を心配し、これ以上イスラエルが国際社会の中で孤立しないよう、国際会議の開催を阻止したのです。小樽港にミサイル駆逐艦を入港させようというアメリカはダブルスタンダードと非難され、仲間内と部外者、国内向けと外国向けに、対象によって全く異なる価値判断の基準を使い分ける国であるということを認識する必要があります。

まして今回の入港に関しても、アメリカ総領事館の小樽市長への回答は、ミサイル駆逐艦ラッセンの核兵器保有の有無についてノーコメントであるにもかかわらず、外務省の言い分のみを根拠にして港湾施設の使用を認めたことは、山田前市長のときの判断基準と比較しても大きな後退であります。日本へ

の核持込みについての日本とアメリカの秘密の取決めの公文書を率先して公開したアメリカは、それ以降、小樽市長への回答の内容に変化が生じています。日本の外務省がただ1人、機密文書公開以降も旧態依然たる対応です。ところが、それを唯一の根拠にして今回の入港を認めたことは、中松市長の見識が問われる問題です。

非核三原則を国是とする日本で、小樽市が非核港湾条例を制定し、核兵器を積んだ艦船の港湾施設使用を認めないということは、核兵器廃絶という核問題での根幹で画期的な前進が図られようとしている世界の大きな動きから見れば、まことにささやかなものであります。しかし、ささやかであっても、そのことは世界の核兵器廃絶の平和の流れに沿う歴史の大道に立った極めて大きな意義を持つものです。

また、小樽市から全世界に核兵器廃絶を発信することは、核兵器廃絶平和都市宣言に続き、歴史に名誉ある地位をしるすことにもなるものです。

満場の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月28日から3月3日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 2時24分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 新 谷 と し

平成25年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成25年3月4日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	小	山	秀昭						
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 伝里純也  
調査係長 沼田晃司  
書記 木戸智恵子  
書記 伊沢有里

事務局次長 佐藤正樹  
議事係長 柳谷昌和  
書記 相澤幸  
書記 佐々木昌之

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「決議案第1号朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議案」を議案といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○24番（山田雅敏議員）** 平成25年3月、自由民主党を代表して質問を行います。

昨年を振り返りますと、リーマンショック後の世界経済の減速が影を落とし、世界不況を克服する手段として巨額の財政出動で景気を下支えするアメリカ、ユーロ経済圏、イタリアの政情不安、イランや北朝鮮の核問題、日本とロシア、韓国、中国との領土問題、中国から流れてくる環境汚染物質PM2.5、TPPへの加盟をはじめ、日本と関係する問題が山積しています。我が国政府には、このような問題とデフレによる長引く経済の衰弱を早期に脱却することなど、不安要素の払拭を一日も早く実現していただきたいと思えます。

平成24年12月の衆議院議員総選挙では、公明党の協力もあり、道内選挙区全てで自民・公明両党の候補が議席を得たことは、私自身いまだかつて経験したことがなく、小樽市が含まれる北海道第4区においては、全ての市町村で最多得票となり、政権与党となった自民党の代議士が誕生いたしました。昨年の総選挙では衆議院議員が生まれ、道議会議員、市議会議員がそろい、国や道への要望などを橋渡しする太いパイプができ、以前と比べて市長の声が施策に反映される環境が整いました。このことを受けて、市長の率直な感想をお聞かせください。

また、2期目となる安倍首相がアベノミクスを発表し、我が会派も期待しております。この内容は積極的な公共事業、大胆な金融緩和、企業の投資を呼び込む成長戦略で経済再生を目指す安倍政権に市長として期待するところをお聞かせください。

次に、新年度予算編成について伺います。

年始の記者会見で市長は、人口減少や少子高齢化で厳しい市の財政運営の中で、防災対策と経済雇用対策を重点に取り組むと述べ、公共投資や観光に活路を見出し、ここに来て中松市長のカラーが本格的に始動してきたと感じています。今年は市長の任期の折り返し地点を迎えられ、過去2年の活動が大きな成果を上げることと思います。フットワークがよい面、無理をせず、お体の健康には十分留意され、市政執行に邁進されますようお願いいたします。

本市の将来を見据えた諸問題への対応について今年目指すもの、やらなければならないことなど、市政執行の所信を提案説明の冒頭で述べられています。市長任期の後半を迎え、考え方として単年度ではなく、2年のスパンで執行に取り組んではいかがでしょうか。

私は以前、山田前市長のときに予算の複数年度管理について質問いたしました。年度のはざまに起きる問題、無駄ができることやチャンスを逃すことが多い結果になると改善を求めました。お考えをお聞かせください。

また、政権与党となった安倍首相の切れ目のない経済対策のための15か月予算編成をしたことについて、小樽市への影響はなかったのか、お聞かせください。

次に、本市の職員給与等について伺います。

本年2月8日、総務省は国家公務員を100として平成24年の地方公務員の給与水準を表すラスパイレース指数を発表いたしました。全国自治体のうち87.5パーセントに当たる1,566団体が指数100を超え、前年の288団体から1,278団体増えたと聞きます。全自治体平均の指数は前年比8.1ポイント増の107.0、都道府県の地方公務員の平均は107.5で、市区町村平均は106.8、市町村の中で最高は千葉県君津市と兵庫県芦屋市の113.7、最低は大分県姫島村の78.9と聞きます。

初めに、平成24年の本市のラスパイレース指数は道内の人口10万人以上の自治体の中で一番低い結果となったことに対して、率直な感想をお聞かせください。

次に、本市は平成16年度から財政再建団体への転落回避のために、職員給与の独自削減を始めました。国は各自治体に対して既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組を求めている中、市に配分される交付税への影響をお聞かせください。

昨年11月の国家公務員退職手当法改正に伴い、国家公務員の退職手当が民間との格差解消のため、1人平均約400万円減額された内容に準じ、国は地方公務員の退職手当も同様の削減を求め、本市も同様の削減をすると聞いています。職員の皆様方には今定例会が終わった後、二重の苦勞をかけるとともに、改めて敬意を払い、士気の低下にならないように配慮をお願いいたします。

この項最後に、今後の定年退職者数、退職手当額、退職手当債の見込みについてお聞かせください。

また、今回の退職手当の減額措置により、早期退職者が発生するのではないかと危惧されます。お考えをお聞かせください。

次に、議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案に関連してお聞きいたします。

今回の条例改正の趣旨としては、新規企業に対して課税免除期間の延長や空き工場の活用など、内容を拡充し、企業進出を促すとともに、既存企業に対しては自社工場の増設や新たな機械設備を課税免除の対象に加えることで他市への転出を防ぎ、恒常的な税収を確保することが目的であると受け止めております。

最初に、条例を改正するに当たって、空き工場の活用や既存企業に対する支援の要望があったと思いますが、なぜこの時期の改正となったのでしょうか。

あわせて、例えば今年開催する大阪での企業立地トップセミナーにおいても、この改正がアピールポイントの一つになるものと思われませんが、市長の見解をお聞かせください。

企業誘致の先駆けの一つに、三重県では北川正恭知事時代の平成15年に企業立地促進条例をつくり、積極的に県内への進出を働きかけ、10年が経過し、一定程度の成果が上げられました。さらに、企業の県外流出を防ぐため、新年度以降、既存企業が投資や雇用で地元にとりだけ貢献をしたかをポイント化し、たまったポイントに応じて補助する制度を設けると聞きます。本市でも研究し、将来的に導入を検討してはいかがでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

この項の最後に、これからの企業誘致の取組についてお尋ねいたします。

大手電池メーカーのジーエス・ユアサ京都本社は、京都市内に住む従業員の通勤における利便性を考え、昨年多額の補助金を提示した自治体ではなく、滋賀県栗東市に工場を建設いたしました。つまり、

企業がその地域に進出する際の判断要素としては単に自治体の優遇策ではなく、労働力の確保のしやすさや物流アクセスの利便性などを総合的に勘案し、進出に至るものと理解しております。今後の企業誘致の取組として、進出の際の優遇制度だけではなく、進出企業の地域貢献や地元への経済波及効果などを評価して、さらなる支援をすることによって、企業の定着を図ることがこれからの真の企業誘致に必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、北海道新幹線について伺います。

昨年6月29日、北海道新幹線新函館（仮称）－札幌間の工事実施計画が認可されました。長年の悲願であった札幌延伸の正式決定は、北海道にとって歴史的な出来事であり、皆さんとともに喜びを分かち合いたいと思っております。改めて、札幌延伸の実現に力を尽くしてこられた多くの関係者の方々に深く敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

新函館（仮称）－札幌間については、国は平成24年度分の事業費として8億8,000万円を配分し、中心線測量、地質調査等が行われているとともに、この区間の初弾工事となる村山トンネルの入札が今月に実施されると聞きます。また、国の新年度予算案には、北海道新幹線新函館（仮称）－札幌間など、昨年認可された3区間を含む総事業費として2,660億円を計上、このうち新函館（仮称）－札幌間は60億円が盛り込まれています。まだまだ事業費としては少ないものとなっておりますが、昨年の総選挙で当選された中村衆議院議員に、政権与党の一員として平成26年度以降の予算獲得に尽力していただき、一日も早い札幌までの開業につなげていきたいと考えております。

北海道では、新たに認可された北斗市から札幌市までの区間は約211キロメートルであり、14市町村を通過して新幹線駅は八雲町、長万部町、倶知安町、小樽市、札幌市にそれぞれ設置し、小樽市では新幹線の駅が天神地区に設置されます。本州や九州に行くには、飛行機と違い新幹線ではさまざまな交通機関を何度も乗り換えする必要がありません。小樽の天神の駅から気軽に青森、八戸、盛岡、仙台、東京、遠くは大阪、福岡、鹿児島まで行くことができます。老人や子供など、弱者に優しい乗り物であり、私も長生きしてぜひ乗ろうと考えております。

さて、小樽市内の新幹線ルートはほとんどがトンネルであります。新幹線がトンネルを出て地上を走行する箇所は2か所あります。小樽を訪れる観光客のほとんどが小樽駅や運河周辺を訪れることを考えれば、より中心市街地に近い天神が新幹線駅として最適と考えます。我が会派はもちろん、我が会派に寄せられる声も新駅との移動距離・時間などが短く、移動費用が少ない天神地区での新駅決定に納得しており、何ら異論を挟む余地はないと考えます。

そこで、改めて確認しますが、新幹線駅が天神地区に決まった経過についてお聞かせください。

また、鉄道・運輸機構が国に認可された工事実施計画の中で、小樽の新幹線の駅位置についてどのように記載されているのか、あわせてお聞かせください。

本市では、平成18年12月に北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想を策定、翌年1月には市議会各会派に説明、2月にはホームページにアップしています。本構想は天神地区での新駅設置を中心とした土地利用や周辺整備について示されており、我が会派としても天神地区での新駅設置を含めたこの構想を推し進め、認可に向け努力してまいりました。

札幌延伸が決定したことから、さらに一歩進んだ計画を策定していく必要があると考えています。構想を素案と位置づけ、天神地区での新幹線を生かしたまちづくり、土地利用及びインフラなどの整備について議論を重ねていく必要があると感じています。

最近では2月7日、8日の両日、建設主体の鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局は、実施駅の概要を北斗市、木古内町にそれぞれ説明したと聞きます。北斗市の内容は模型を使い、地元の要望を取り入れ、

れんがや道南産の木材を使い、地域の特色をイメージした駅舎になり、木古内駅も道南産の木材を使い、予定に入っていなかったエスカレーターやホーム全体の屋根の設置など、地元要望を折り込んだ設計と聞きます。2月14日には、2015年に開業する北海道新幹線の新函館（仮称）駅と在来線の函館駅を結ぶリレー列車の編成についての方針が発表になり、にわかに北海道新幹線に注目が集まり、高橋知事は道南への北海道新幹線の実現に期待し、そのムードを盛り上げていきたいとの抱負を語ったと聞きます。

そこで伺いますが、天神地区に設置される新幹線駅の開業に向けて、本市としてどのように計画の策定を進めていくのか、お考えをお示してください。

小樽らしい駅舎、新幹線駅から在来線小樽駅を結ぶ交通機関や交通網の整備など、あわせてお聞かせください。

札幌までの延伸、そして小樽の天神地区に新幹線駅ができることは、観光産業に対して好影響を与えるだけではなく、開業に至るまでの建設による経済活動や期待感など、人心を含め、社会経済全般にはかり知れない波及効果をもたらすものと考えます。

この項最後に、新駅設置や周辺整備にかかわる建設工事の経済効果についてどのように考えていますか。

北海道新幹線の札幌までの早期開業に向け、市長としての活動やアピールすることはありますか。お聞かせください。

新幹線が一日も早く小樽の天神から全市民の夢と希望を乗せて日本中に走り出すことを期待して、この項の質問を終わります。

次に、新型インフルエンザ対策について伺います。

感染力が強い新型インフルエンザの対応策を検討していた国の有識者会議が、2月7日、報告書を内閣官房長官に提出し、今春の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行に向け、医療体制を確保するための具体策を定めたと聞きます。報告書の中では、対策の柱の一つとして、致死率の高い新しいウイルスに対しては、全ての国民がワクチン接種対象になると聞きます。また、報告書の骨子では、いち早く医師や看護師、発生後に子供、持病のある人たちの分類を基に、住民の予防接種優先順位を決定、次に感染の拡大を防ぐために1,000平方メートル超の施設使用制限が指示できること、次に、電気、交通など、社会機能を維持するための業者を指定すること、また、感染源を海外に想定した場合、帰国者らを診断する外来を10万人に1か所程度整備することなどが盛り込まれていると聞きます。しかし、全ての国民に予防接種を行う場合、優先順位を住民へ周知する方法や対応に混乱が起きる可能性やワクチン供給の問題などが指摘されています。

最初に、平成21年に関西地方で新型インフルエンザが発生したことは、記憶に新しく残っていることと思います。

そこで、当時本市としての予防接種体制について、医療機関、接種人数、期間、広報などの周知方法などを検証されていますか。問題点などの解決に向けた取組などについてお聞かせください。

本年もインフルエンザが大流行、1月30日に本市保健所は警報を発令し、学級閉鎖も拡大したと聞きます。

そこで、本年1月のインフルエンザの特徴、予防接種の状況や小・中学校での啓発などをお聞かせください。

議案第34号小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例案が上程されています。内容は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い設置する対策本部に対し、必要な事項を定めるものですが、今後のスケジュールや体制についてお聞かせください。

次に、生活困窮者の医療費についてお聞きします。

近年、本市でも高齢者や低所得者が増大し、医療費の支払に事欠く人が増えていると聞きます。千葉県内の病院の例では、病状が悪化しても治療費を払えないために、診療を受けるのを控え、結局救急車で運ばれてくるケースが少なくないと聞きます。

そこで伺いますが、無料低額診療という制度がありますが、これは経済的困窮により医療を受けることが難しい患者に、社会福祉法に基づき医療費の窓口負担を無料又は軽減する仕組みと聞きます。また、軽減した分は実施する医療機関の側が肩がわりするかわりに、税負担が一部軽減されるといえます。

そこで、この制度について本市の状況をお聞かせください。

また、市としてこの制度の周知を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、孤独死の取組について伺います。

孤立が発生している背景は、家族構成や人口構造の変化、また居住形態の変化が挙げられ、最近では熟年離婚が昭和50年からの30年間で約5.7倍に増え、平成18年では3万8,922件となり、孤立者数を押し上げています。平成19年の保険会社の調査では、自身の孤独死の可能性はほとんどないと確信している人は約2割にとどまり、多くの人が人ごとだと捉えていないことがわかりました。また、孤独死を防止するために必要と思われる対策を三つ挙げてもらうと、1、日ごろから家族が連絡を密にする、2、日ごろから近所の人たちが声かけをしたり、心配りをしたりする、3、緊急連絡先や助け合える友人などを確保しておく等で、特別な対策を考えているわけではないということがわかりました。

最近の取組では、孤立している住民の情報を自治体が管理することや、地域団体の取組、企業と連携した安否確認システム、民間マンション管理組合や公営住宅の団地自治会、生活援助員等の自助、共助、公助が孤立死を防ぐ手だてと聞きます。

釧路市では昨年1月12日、アパートに住む夫婦の遺体が発見され、妻は死後約40日、夫は死後20日経過していたと聞きます。夫は要介護2の認定を受けていて、1度デイサービスを受けていたが、更新はされず妻が一人で面倒を見ていました。妻の病死后、石油ストーブの燃料が切れ、夫は凍死したと見られ、夫婦には子供はなく、町会にも入っておらず、当時、地区の民生委員は欠員状態だったそうです。

最初に、本市では孤独死の定義をどう捉えていますか。

本市の町会に入っていない住民への対策や民生委員の世帯状況調査を活用した孤独死を防ぐ取組についてお聞かせください。

釧路市では、昨年12月、基本的なネットワークのあり方を整理した「(仮称)地域安心ネットワーク連絡会議」構想を来年度から始める第2期地域福祉計画の素案に盛り込むと聞いています。本市の見守り体制との相違はあるのか、お聞かせください。

次に、関連して遺品の取扱いについてお聞きします。

近年、高齢化が進み、夫婦のどちらかが亡くなって、自宅やアパートなどで高齢独居世帯が増加していると聞きます。現在、この独居世帯主の孤独死で問題になっているのが、遺品の引取りです。東京都大田区では相続人が遺品の引取りを拒否したり、相続人がいなかったりするケースが年40件から50件あると聞きます。都や住宅供給公社は張り紙をして数か月たっても引取り手がなければ、現金は国へ供託し、衣類や布団などは即廃棄すると聞きます。神戸市では担当者が半年かけ戸籍を調べ、相続人が見つからない場合や拒否の場合、庁内で法的措置検討委員会を開いた上で、遺品を全て職権で廃棄する、また、長崎県内の県営団地では現状保存していると聞きます。

本市内の市営住宅において高齢者が孤独死した場合、相続人がいなかったり、遺品の引取りを拒否さ

れたりしたケースがあったのか、お聞かせください。

現在、このように孤独死した入居者の相続人がいない場合で、正規の手続を経ずに遺品を廃棄している自治体が9都県市あると聞きます。民法では相続人の存在が明らかでない場合、家主などの申立てを基に家庭裁判所により弁護士や司法書士らが選任される相続財産管理人が相続人の有無などを詳しく調査して、個人の財産を清算すると定めています。都道府県、政令都市の中で、この手続を踏んでいるのは北海道と大阪市だけと聞きます。

国立社会保障・人口問題研究所によると、65歳以上の単身世帯は1980年では88万人、2010年には5倍の498万人に、さらに2035年には762万人になると推計しています。今後増えると予想される引取り手のない遺品の取扱いや手続について、お考えをお聞かせください。

次に、平成25年度小樽市教育行政執行方針の中で挙げられている学力向上について、教育長にお聞きします。

平成25年度政府予算案がまとまり、国は教育再生の実現に向け、全小・中学生に道徳教材「心のノート」を配付し、小学校5年生と中学校2年生の全国的な体力調査を行い、小学校6年生と中学校3年生の全国学力・学習状況調査を全員参加方式に戻し、校長や教頭をサポートする主幹教諭や小学校で理科や英語を専門で教える教員を増やす予算となりました。いじめについては、いじめ防止対策基本法を定め、対策を強める自治体を財政で支える考えも盛り込み、スポーツ振興についても予算が示されました。さらに、安倍首相が下村文部科学大臣の就任時に渡した指示書は、世界トップレベルの学力という言葉で始まり、学力向上を重視していると聞きます。本市では2月27日、上林教育長が小樽市教育行政執行方針を示され、学校教育の重点施策の第1点目で学力の向上を挙げられています。

そこで、学力向上状況を把握して検証する一つ的手段として、本年4月に実施する小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査についての対応をお聞かせください。

次に、いじめ問題についてお聞きします。

大津市で平成23年10月に起きた市立中学校2年生の男子生徒が自殺した問題で、市が設置した第三者調査委員会では、1月31日、市長に19項目にわたる報告書を提出、担任ら複数の教員が自殺前からいじめを認識しており、適切に対応していれば自殺に至らなかったと指摘し、自殺はいじめが直接的要因と明言しました。再発防止に向けた提言では、学校をサポートする外部機関の必要性が指摘され、いじめ対応の専門スタッフを置くことや、いじめ相談を受ける第三者機関の常設が盛り込まれ、加熱したマスコミ報道が事態を混乱させたことも指摘されました。

そこで、学校外での救済機関として、兵庫県川西市が平成11年に設けた子どもの人権オンブズパーソン制度が、各地に創設されていると聞きます。この制度は弁護士や大学教授らが電話相談を基に独自に調べ、問題があった学校に勧告するというものです。

最初に、この外部機関、子どもの人権オンブズパーソン制度の本市への導入について見解をお聞かせください。

このほかに、学校をサポートするスクールソーシャルワーカーは学校と家庭を橋渡しし、問題解決に取り組み、ケースによっては児童相談所など、校外の機関ともつながると聞きます。この第三者機関の取組について、教育委員会の認識と導入についての御意見をお聞かせください。

次に、自由民主党が制定を公約していたいじめ防止対策基本法案の原案がまとまり、1月29日に党文部科学部に示し、議員立法で提出、今国会で成立を目指すことになりました。原案の骨子は、1、いじめは学校に在籍する児童らと一定の人間関係にある者が行う心理的、物理的な攻撃、2、何人も児童らをいじめてはならない、3、学校はいじめによる児童らの命又は身体の安全が脅かされているときは、

直ちに警察に通報しなければならない、4、重大ないじめがあった場合は、学校は教育委員会を通じ、市長に報告しなければならないとしています。

この骨子の中の3では、直ちに警察へ通報し、逮捕、補導した小・中学生は、昨年1年間で511人に上り、前年の219人から約2.3倍に増えたと聞きます。大津市の中学生が自殺した事件で、滋賀県警が強制捜査に動いた昨年7月以降、いじめを警察に通報する学校が増えたと聞きます。学校と警察の連携が進んでいる結果と思いますが、埼玉県警が平成14年に導入したスクールサポーター制度や山口県下関市のガイドンスアドバイザーについて、私は本市でも必要と考えています。見解と導入についてのお考えをお聞かせください。

いじめ防止の有効な手だてとして、昨年第3回定例会の一般質問で出席停止制度についてお聞きしましたが、今回は懲戒についてお聞きします。

学校教育法第11条、教員は懲戒を加えることができるとあり、体罰を加えることはできないと規定されています。学校で例えば授業中ふざけたり、私語の絶えない子を何度しかつてもやめないとき、教室の後ろに立たせたり、体育の授業で真面目に行わないとき、生徒をグラウンドで走らせたり、忘れ物をしたとき廊下で水を入れたバケツを持たされたりと我々は考えますが、教育委員会では懲戒についてどのように考えているのか、お聞かせください。

下村文部科学大臣は2月26日、指導として認められる懲戒と学校教育法で禁止されている体罰の区別を3月中に示すと明言しています。また、部活動をめぐっては、許されない指導についての考え方や、指導力向上のガイドラインについて、3月上旬に有識者会議を開き、議論すると聞きます。いずれにせよ、一日も早く有効な解決策を見つけ、いじめがなくなるよう我々も協力いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、部活動についてお聞きします。

近年、全国の学校で生徒の少子化や教員の高齢化が進み、顧問のなり手不足などで部活動の手本を見せるのが難しいと聞きます。本市の中学校の部活動はおおよそ教員が担当していると思いますが、顧問や指導者についてお聞きします。

学習指導要領で部活動の位置づけや指導方針などが示されていますか。お聞かせください。

部活動は教員の半ばボランティアで支えられているのが現状だと思います。このような中で、東京都杉並区立和田中学校が、外部団体派遣のコーチに指導を任せる試みを始めたと聞きます。また、全国の中学校はこの20年間で生徒が3割減り、その間に運動部は1割ほどなくなったと聞きます。学級減で教員の配置数が減少し、高齢化や授業時間の増などで忙しくて、休日出勤の多い顧問は負担が重いといえます。民間の技術指導や他校との合同チームをつくるなど、対応がいろいろあります。現状や対策をお聞かせください。

部活動の問題への一つの対処として、セミプロをコーチとして地域のスポーツクラブや小学校に派遣するプロジェクトがあると聞きます。これは文部科学省が委託した全国46のクラブがオリンピックや国体に出るレベルのアスリートを派遣し、教える試みと聞きます。文部科学省のこのようなプロジェクトの概要をわかる範囲でお聞かせください。

次に、英語教育についてお聞きします。

OECD生徒の学習到達度調査などから、9年前の平成16年のピーク時から6年間で、日本人の海外留学は3分の2に減少したとの文部科学省の報告があります。政府のグローバル人材育成推進会議は、昨年6月に発表した最終報告で、産業界ではグローバル化が進み、業務で海外と交渉できる人材育成が急務とされ、1年以上の長期留学をする高校生や大学生を11万人に増やし、22歳人口の約1割が留学

を経験することを目指す目標を立てました。高校を卒業してすぐ海外の大学に進学したり、小・中学生のうちに留学したりする子供たちが増える兆しがあります。これは親や子が英語で会話や議論ができないと、国際感覚の育成や世界で活躍の場が狭くなること、偏差値より社会人基礎力の高さが大切であることを実感し、留学していると聞きます。本市では小・中学生の留学補助制度はありませんが、海外姉妹都市との交流などを通して、短期間でも英語力の充実に努めていただきたいと思います。

そこで、実際に留学できないまでも、小・中学校のALTや小樽商科大学に來ている海外留学生などの活用を増やし、さらなる英語教育の充実を深める必要があると感じています。見解をお聞かせください。

最後に、市民プールについてお聞きします。

2月27日に述べられた教育行政執行方針の中で、新・市民プール整備事業については、これまで建設場所及び規模、管理運営方法、建設コストやランニングコスト等について調査検討を行っていたが、早期に取り組みなければならない課題が多く、当面事業の着手を見送り、今後の進め方については、本市の財政状況を見極めながら市長部局とも相談していくと述べ、建設に向けた教育委員会の意欲の低下を感じています。

我が自民党では、平成24年第1回定例会の代表質問において、新・市民プールについては第6次小樽市総合計画の前期実施計画に実施設計の着手が記載されていると質問しています。また、さきの定例会でも総合計画の計画満了は平成30年度となっており、この計画期間や駐車場を含めた5,000平方メートル程度の敷地が必要と述べ、適地を検討しているという答弁をいただきました。再質問で平成30年度までには完成させると答弁できないのかと問うと、答弁ではなるべく早くめどを立てたいという考えを示しています。また、場合によっては30年度以降へ延びるのかという再々質問への答弁では、基本的に30年度までというふうに考えていると答弁しています。

初めに、新・市民プールについて市長部局との協議をどのように進めてきたのか、お聞かせください。

また、事業の着手までに至らなかったことについて、教育長のお考えを改めてお示しください。

この項最後に、教育委員会が出した当面事業の着手を見送る方針について、市長のお考えをお聞かせください。

第6次小樽市総合計画の平成30年度の満了時には、計画どおり完成されるよう期待しています。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国政にかかわる御質問がありました。

まず、国や道に対しての要望についてですが、現在、本市においては財政の健全化や地域経済、中心市街地の活性化など、喫緊の課題が山積しており、これら地域課題の解決を図るためには、国や道との連携は欠かせないものと考えております。このため、市長会や地元選出議員を通じて、国や道の施策についての情報収集や要望活動を行っているところであり、地域課題を熟知した地元選出議員には直接地域の声を国や道に届けていただけるパイプ役として支援いただきたいと思います。

次に、安倍政権に対する期待ですが、政権交代後初となる通常国会で、安倍首相は経済再生を最大かつ喫緊の課題とし、3本の矢で強い経済を取り戻すと宣言いたしました。私としても日本経済が長らく

デフレから脱却し、持続的な経済成長を取り戻すには、民間投資を喚起する効果的な政策を打ち出し、金融・財政政策との相乗効果を高め、成長戦略につなげていくことが強い経済復活につながり、また、地域経済の再生にもつながるものと考えていることから、政策実現にはスピード感を持って取り組まれることを期待するものであります。

次に、新年度予算編成について何点か御質問がありました。

まず、複数年度での予算執行についてであります。地方自治法第208条第2項に、いわゆる会計年度独立の原則が定められており、一会計年度の予算はその年度内に執行し、完結することを原則としており、継続費や債務負担行為などの例外を除き、複数年度にわたる予算執行はできないものとなっております。

次に、国の15か月予算に伴う本市への影響についてであります。新年度の予算で事業を予定していた桜小学校の校舎等大規模改造事業や勝納ふ頭の岸壁附帯施設改修事業など、約4億円の事業を前倒しし、平成24年度の補正予算として計上したところです。今回の前倒しにより、桜小学校の校舎等大規模改造事業については、平成24年度の事業費で完成となるほか、勝納ふ頭の岸壁附帯施設改修事業についても1年前倒しの25年度で完了となるものです。

次に、職員給与等について何点か御質問がありました。

まず、本市のラスパイレス指数が低いことについてですが、これは給与の独自削減により、基本給の抑制が図られた結果であり、9年間の長きにわたり職員に負担をかけているものと認識しております。

次に、地方公務員の給与費削減に伴う本市の地方交付税への影響についてであります。国では平成25年度の地方交付税総額を給与費削減分などを含め、6年ぶりに前年度を下回る3,921億円減の17兆624億円としたところです。本市の給与費削減分に係る地方交付税の影響額は積算しておりませんが、地方交付税総額に本市の特殊事情などを考慮して、平成24年度当初予算よりも3億800万円の減、決算見込みよりも約7億8,500万円の減と積算したところであります。

次に、今後の定年退職者数などについてであります。まず一般会計における定年退職予定者数ですが、平成25年度31人、26年度41人、27年度37人となっております。退職手当の支給予定額は平成25年度7億1,700万円、26年度8億9,900万円、27年度7億7,000万円であり、退職手当債の借入予定額は25年度2億5,400万円、26年度4億2,900万円、27年度2億9,300万円とそれぞれ見込んでおります。

また、退職手当の支給水準の引下げに伴う早期退職者についてであります。本市では早期退職者の発生が行政サービスに与える影響を考慮し、国が制度化した年度途中における引下げとはせず、年度当初から引下げを行う経過措置としたことから、この点において影響はないものと考えております。

次に、議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案に関連して、何点か御質問がありました。

まず、改正の時期についてであります。本市におきましては、現行条例を平成18年に制定し、企業誘致に取り組んでまいりましたが、この間、社会経済情勢が大きく変化する中、より戦略的な企業誘致の推進やこれに加えて既存企業に対する支援も求められており、企業ニーズを捉えた効果的な優遇制度にすることが必要となってまいりました。また、本年度は本市で初めての試みである企業立地トップセミナーを東京において開催したことや、全国的にも有名な東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社が操業を開始したこともあり、これらを追い風にしてこの時期に条例を見直すことにしたものであります。

なお、条例改正により、企業に対する支援内容が道央圏において最も手厚くなることから、来年度に大阪で開催予定のトップセミナーにおきましては、このことをセールスポイントに本市への立地優位性

を最大限にアピールしてまいりたいと考えております。

次に、三重県の補助制度導入の検討についてであります。この制度は投資額や投資回数、雇用人数などをポイント化し、2回目以降の投資が有利になるような仕組みで、いわゆるマイレージ制度と呼ばれるものであり、既存企業支援のための一つの施策であると認識しております。御提言のありました三重県の事例につきましては、新年度の導入と聞いておりますので、今後、活用状況などを見定めてまいりたいと考えております。

次に、これからの企業誘致に必要な取組についてであります。進出企業の定着化を図るため、新たに工場等の増設や機械装置の拡充・更新などに対する支援を盛り込み、条例を改正したものであります。御提言のありました企業の地域貢献に対する支援につきましては、他都市の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線について何点か御質問がありました。

初めに、新幹線駅が天神地区に決まった経過についての御質問ですが、鉄道・運輸機構によりますと、新幹線駅の位置につきましては、一般的に高速走行に対応できるカーブや勾配などの技術面、地形、地質などの自然環境面、さらに市街地への影響などを基本要件として、まずルートが設定され、その上で地形や地域への効果などについて総合的に検討を行い、駅の位置が決定されるということです。これら基本要件を踏まえ、本市の場合には市街地に歴史的建造物が多数存在し、また起伏に富んだまち並みであることから、新幹線の開通によって地域が分断されることのないよう、ルートが決定され、駅の位置については市街地へのアクセスなどを考慮して、最終的に天神地区に決定されたと聞いております。

次に、鉄道・運輸機構が国に認可された工事实施計画における駅の位置についてですが、小樽市内における駐車場の位置、つまり新幹線の駅の位置については天神2丁目と記されております。

次に、天神地区に設置される新幹線駅の開業に向けての今後の進め方についてですが、平成18年に策定しました北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想に基づき、今後基本計画を策定することになりますが、まずは市内に設置している北海道新幹線活用戦略庁内検討会議において、新駅周辺の土地利用及びインフラ整備などを盛り込んだ計画の素案を作成いたします。その後、この素案を基に、市民の皆さんや関係機関などから御意見を伺いながら、小樽らしい駅舎や在来線駅との交通網の整備などを含め、新幹線の効果を最大限に生かしたまちづくりについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新駅設置や周辺整備にかかわる建設工事の経済効果についてですが、本市独自の試算は行っておりませんが、建設工事については新駅の建設や駅前広場、それに伴う附帯工事など、地元業者への受注などが期待されることや、工事に使用する建設資材などを地元で調達することによる効果が考えられます。

また、他都市の例では、工事現場付近に関係者の宿舎や事務所が設置されており、食料品や日用品の消費が見込まれることなど、市内経済への効果は十分あるものと考えております。特に、北海道新幹線の札幌までの早期開業に向けた活動であります。私は北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の会長を務めておりますので、期成会での要望はもちろん、北海道や札幌市を含む沿線自治体と連携して、北海道新幹線の札幌までの早期開業の必要性について、引き続き国や関係機関などに強くアピールしてまいりたいと考えております。

次に、厚生に関して新型インフルエンザ対策について何点か御質問がありました。

まず、平成21年の予防接種の体制についてですが、21年の発生当時の予防接種は、国が実施主体となり、医療従事者や基礎疾患を有する方などから順次対象者を拡大し実施されました。この検証からは、一般市民が接種できるまでに時間を要したため、市民の不安が大きかったことが問題点として挙げられ

ます。当時は、その対策として保健所のインフルエンザホットラインやホームページ、報道等を通じ、予防接種に関する情報提供に努めました。この経験から、ワクチンの供給及び接種方法についてあらかじめ決定されている必要があることが課題として明らかとなり、今回の報告にも盛り込まれているところであります。

また、一方でワクチン製造は新型インフルエンザ発生時には間に合わないことから、ワクチン接種なしで感染予防を実行することの重要性も明らかになりました。

このことから、本市といたしましては、国から示される新型インフルエンザ予防接種体制の確立と並んで、今後も季節性インフルエンザの感染予防にしっかりと取り組んでいく考えております。

次に、今シーズンのインフルエンザの特徴ですが、患者数は1月には625人と昨年同様の増加を示しましたが、2月は24日までに209人となっており、昨年の同時期の15パーセントにまで減少し、現在流行はおさまっている状況です。また、今シーズンは成人の年齢層から患者数が増えたという特徴もあります。

次に、予防接種についてですが、65歳以上の高齢者と60歳以上の一定の障害のある方についての接種状況は、平成23年度2万145人、接種率では43.4パーセント、24年度は1月末現在で1万9,924人であり、昨年1月末とほぼ同じ接種者数となっております。小・中学校への啓発状況につきましては、1月にインフルエンザ患者数が急増してきたことから、具体的な予防方法を含めた啓発文書を各学校に通知し、注意喚起を行っております。

次に、小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例制定後のスケジュールなどについてですが、昨年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法は、公布日から起算して1年以内に施行予定であり、その後、国においては6月をめぐりに政府行動計画、ガイドラインを策定する予定となっております。また、都道府県及び市町村は、それぞれ政府行動計画、都道府県行動計画に基づいて行動計画を策定することが義務づけられております。また、本条例制定により、今後インフルエンザ等が発生し、国による緊急事態宣言がなされた場合、本市は直ちに対策本部を設置し、感染拡大防止対策等を推進することとなります。

次に、無料・低額診療制度についてお尋ねがありました。

北海道の認可を受けた医療機関と利用者間の制度であり、市は直接関与しておりませんが、北海道に確認したところ、市内でこの事業を実施している医療機関は、北海道社会事業協会小樽病院、北海道済生会小樽病院、同じく西小樽病院、小樽掖済会病院、勤医協小樽診療所の5か所となっております。また、この制度の市民周知につきましては、今後広報やホームページ等を通じて行ってまいりたいと考えております。

次に、孤独死の取組について何点かお尋ねがありました。

初めに、孤独死の定義についてであります。これにつきましては、内閣府が平成21年4月に実施しました高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査の中で、「誰にも看取られることなく、亡くなったあとに発見される死」としている例はありますが、法的に明確な定義はありません。

次に、町会に加入していない住民に対する対策についてであります。本市では平成21年度に高齢者見守りネットワークを立ち上げ、行政や民生・児童委員、ライフライン事業者などの関係者により、町会加入の有無にかかわらず、地域の見守りを行っております。また、民生・児童委員の世帯状況調査を活用した取組につきましては、現在のところ個人情報保護の観点等の理由から、ネットワーク内での情報活用には至っておりませんので、共有等の方法について関係者と協議をしてみたいと考えております。

次に、釧路市と本市の見守りに関するネットワークの相違についてであります。行政や民生・児童委員、ライフライン事業者などの関係者により構成されている点などはほぼ同様であります。ライフライン事業者との生活困窮者等の情報共有について、釧路市は具体的に取り組むと聞いており、このことについては本市としても参考にしたいと考えております。

次に、市営住宅において孤独死された場合の遺品の引取りについてであります。市営住宅に入居されている方のうち、独居世帯で亡くなられた方は、病院や施設で亡くなられた方を含め、平成23年4月から25年2月末までで合計49名おりました。この方々全てに相続人がおり、そのうち遺品の引取りを拒否されたケースは2件ありました。

次に、今後増える予想される引取り手のない遺品の取扱い等についてであります。これまで同様、家主などの利害関係者が家庭裁判所に申立てを行い、財産を処分することとなります。

次に、教育のいじめ問題に関連して、子どもの人権オンブズパーソン制度の導入についてのお尋ねがありました。

現在、市内の子供の人権に係る相談は、札幌法務局が開設している子どもの人権110番や小樽支局に常設の人権擁護委員による相談受付などで対応しており、相談内容によっては学校への助言、指導等を行い、適切な対処がなされているものと認識しております。したがって、市としては子どもの人権オンブズパーソン制度を新たに導入することは考えていませんが、法務局の相談体制のPRについては、市としても努めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政執行方針にありました新・市民プール整備事業についてであります。平成21年2月に総合計画を策定後、東日本大震災が発生したことにより、防災対策が喫緊の課題となっており、避難所の環境整備や公共施設の耐震化など、市民生活の安全・安心を守るための取組に優先的に対応していかなければならないほか、済生会小樽病院の移転に伴う夜間急病センターの建設、大型クルーズ客船に対応する港湾整備、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理など、早期に取り組まなければならない課題が発生し、計画策定時に想定できなかった新たな財政需要に対応していかなければならない状況にあります。

一方、本市の財政構造は、平成22年度以降、実質収支が黒字に転じているものの、毎年度の予算編成では何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあります。このため、今後の財政運営を考えた場合、限られた財源の中で、選択と集中の視点に立って事業の実施を判断していかなければならないことから、新・市民プールにつきましては、当面、事業の着手を見送ることとしたものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成25年度の全国学力・学習状況調査への対応についてであります。24年度は抽出調査により国語、算数・数学に加え、理科を行ったところですが、25年度は4月25日に悉皆調査として、市内の全小・中学校の小学校6年生と中学校3年生を対象に、教科では国語、算数・数学を行い、あわせて児童・生徒の生活面などに関する調査を実施いたします。このほかに、今年は抽出された学校において学力の状況についての経年の変化を把握・分析する調査及び家庭の状況と学力の関係について分析する保護者に対する調査を実施することとなっております。

次に、いじめ問題にかかわる第三者機関についてでございますが、私としては、まずは学校において、日ごろの授業や校内での生活の様子から子供たちの状況を把握しておくこと、保護者との信頼関係を築

いておくことを前提として、子供たちの変化を見逃さずに早期発見することが最も大切であると考えております。また、いじめが発生した場合には、スピード感を持って家庭と学校、教育委員会が連携を図り、早期解決に向け全力で取り組むことが重要であると考えております。しかし、いじめに起因する児童・生徒の自殺など、重大な事案が発生した場合には、第三者による中立的な立場での調査も必要であると考えております。

次に、スクールサポーター制度などの導入についてであります。スクールサポーター制度につきましては、昨年8月、教育委員会は小樽警察署と「小樽市子どもの健全育成サポートシステム」について協定を結び、情報交換しながら迅速な対応を行っております。

また、下関市のガイダンスアドバイザーについては、学校における危機管理体制の充実を図るために、職員を教育委員会に配置するものであります。本市においては、教育委員会指導室が学校との連絡・調整などの役割を担っており、学校との連携・協力の下、支障なく対応できておりますので、現在のところ導入は考えておりません。

次に、教員が加える懲戒についてでございますが、学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められております。教育委員会としては、平成19年の文部科学省の通知により、授業中、教室内に起立させたり、学習課題や清掃活動を課すこと、立ち歩きの多い児童・生徒をしかって席につかせることなどの行為は、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、体罰ではなく懲戒であると捉えており、これは児童・生徒に反省する気持ちや規範意識の育成を期待するものでありますことから、十分な教育的配慮の下、教師は毅然とした対応をとることが必要であると考えております。

次に、学習指導要領における中学校の部活動の位置づけについてでございますが、学習指導要領では、部活動は学校教育の一環であり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などの教育的効果が期待されると示されております。また、学習指導要領の解説では、各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であるとの考え方が示されており、本市においてもその方向に沿って各学校の指導を行っております。

次に、部活動における顧問の負担などについてですが、本市においては少子化の影響で小規模校が多く、教職員数も少ないことから、1人の教員が複数の校務分掌を抱え、総合的に部活動の指導が負担になっている場合も見受けられております。なお、平成24年度には中学校3校で6種目、外部指導者の協力を得て部活動を行っている把握しております。

道教委の平成23年4月の「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組について」の通知では、「部活動休止日の設定や活動時間の工夫に取り組むこと」などについて示しており、本市においても生徒の健康管理や安全を確保するとともに、顧問の負担の軽減を図られるよう指導を行っているところであります。

次に、トップアスリート派遣プロジェクトについてであります。この事業は文部科学省がトップアスリートを抱えるNPO法人などの拠点クラブが行う巡回指導事業、地域課題解決事業、小学校の体育授業等の支援事業、以上3事業を対象に年間2,000万円を限度に委託して行う事業であります。この三つの事業のうち、巡回指導の一環として学校運動部活動の指導を行うメニューがありますが、本市ではこのようなNPO法人がございませんので、このプロジェクトを活用することは難しいものと考えております。

次に、ALTや留学生を活用した英語教育の充実についてであります。平成24年第1回定例会で山

田議員から本市の英語教育の取組について御提案をいただいているところでありますが、今年の夏に2日間の日程で小・中学生を対象に「オタル・イングリッシュ・デイ」と称するキャンプを、道教委やユネスコ協会との共催で開催する準備を進めているところであります。道教委からはALTや英語担当指導主事、ユネスコ協会からは留学生や語学が堪能な方々などのすぐれたマンパワーの支援を受けるとともに、最終日には子供たちが小樽運河において外国人に英語で小樽を紹介するなどのコミュニケーション体験を取り入れ、本市の恵まれた教育資源を十分生かしながら、英語教育を充実させてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プール建設の検討経過などについてであります。

これまで建設場所については市有地を活用し、小樽公園周辺など市内中心部で一定の駐車場スペースを確保すること、また建物の建設に当たっては、建設コストやランニングコストを極力抑えることや効率的な管理・運営を行うことなどの方向で調査検討を行ってまいりました。これらの検討を踏まえ、プール単独での建設は、建設コストやランニングコスト、管理運営経費等が相当多額になることもあり、学校プールとして建設し、それを市民プールに活用する高島小学校方式が最も効率的であるとの判断から、山手地区統合校の基本設計に学校プールを盛り込むことを前提とした計画について、市長部局と協議を進めてきたところであります。

次に、プール建設についての私の考えについてであります。私とすれば市民プールの基本設計、実施設計が総合計画の前期実施計画に登載されていることや、プール建設の要望が市民の皆さんからあることなどについて重く受け止めておりますが、学校給食共同調理場の建設、学校の改築・耐震化工事に加え、旧日本郵船株式会社小樽支店の調査工事など、早期に取り組みなければならない事業が山積していることや、市の財政が大変厳しい状況にあることから、当面プールの着手を見送ることとしたものであります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 今後の進め方としては、国において2月末に緊急経済対策を盛り込んだ平成24年度の補正予算も決まっております。したがって、この後は予算特別委員会で各細部については質問したいと思います。

○議長(横田久俊) 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時40分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、質問いたします。

最初に、安倍内閣が進めようとしている憲法改悪についてです。

安倍首相は、憲法をまず改正していく、自由民主党は憲法改正草案を決めている、このように公言しています。自由民主党が昨年4月27日にまとめた憲法草案では、国民主権と基本的人権、平和主義を崩壊させ、地方にも大きな影響を及ぼしますので、市長に憲法について質問します。

この安倍内閣の動きや思想は、国際社会から日本を孤立させる道であります。日本共産党は地方政治

の場でも憲法を生かした政治の実現を求めるものです。日本国憲法は日本が引き起こした侵略戦争の反省に立ち、二度と戦争はしない、軍隊は持たないことを決め、主権は国民にあることを明記しました。前文には、日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するとあり、国民が主体となって憲法を制定し、国家権力を制限するという立場が明瞭に示されています。同時に、人権尊重と民主主義の理念を高らかにうたい、これを人類普遍の原理と明記しました。この平和憲法を掲げ、戦後、日本は戦争による犠牲者を1人も出さずに、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたと考えますが、市長の見解をお聞きます。

日本国憲法前文には、「この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とあります。それなのに、憲法第8章の地方自治に反し、自由民主党改憲案は地方自治に重大な転換を持ち込んでいます。地方自治を自主的、自立的かつ総合的に実施とし、地方自治体が担う役割を住民に身近な行政、法律の定める役割分担に限定していることです。そして、道州制に道を開こうとしています。

改憲案には、住民はその属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負うと、今の憲法にない住民の負担義務を明記しています。これは道州制によって人口30万程度を基礎単位にして、地方交付税をやめ、自律の名の下で全ての事業を地方自治体で行うようにし、市民サービスを受けたければ住民が負担することを狙うものです。

さらに、国家機能の集約、強化を図るとして、地域経営の主体として構築するとあります。ここには地方自治法第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の向上を基本としてとする地方自治の精神が欠如しています。地方自治を後退させる道州制は憲法第92条や憲法前文にも反します。道州制は導入すべきではありませんが、市長のお考えをお示してください。

次に、財政健全化について伺います。

2007年度の収支見直し後、財政健全化計画では2006年度から2012年度まで赤字額の改善を図りますとしています。冊子「山田市政3期12年をふりかえって 未来のために」では、「本市財政の健全化は取り得る様々な収支改善策を講じ、全庁が一丸となって累積赤字の解消に努めてきたことはもとより、国による実質的な地方交付税の増額がなされたことが大きな要因となった。」と記述されています。歳入の面で2008年度から健全化計画より増加していますが、歳出ではほぼ全ての年度で計画よりも上回っており、歳出削減は計画どおりいかなかったと見ることができます。財政悪化の大きな要因となった地方交付税の減額分をもとに戻して、国の地方交付税削減路線をやめるよう主張すべきと考えますが、いかがですか。

他会計や基金などからの借入れについて、2026年までに償還を終える計画です。償還計画によりますと、来年度から他会計と基金を合わせて2億円を超え、2014年度には4億6,500万円となり、2020年度には5億9,900万円に上ります。単年度収支を黒字にすることに必死な中で、他会計や基金などへどのようにして確実に償還を進めていく計画なのか、具体策を示してください。

小樽市新年度予算案では、市債残高が増えるといいます。前出の山田市政をふりかえっても、「平成11年度をピークに現在にあっても市債残高は減少を続けており、将来負担の軽減につながっている。」と記述されているように、市債残高を減らし歳入に見合った適切な額にしていくことは、財政を健全化する上で重要です。真の財政再建を目指す上で、市債残高が幾らであれば望ましい財政運営ができると考えていますか。また、その市債残高にしていく目標年次をお答えください。

2012年度補正予算で約6億円を財政調整基金に新たに積み立て、来年度予算の財源不足に12億2,000

万円を充てるということです。差し引いて、約4億円が財政調整基金に残ります。補正予算で約6億円を積み立てるのではなく、そのうち1億円ほどは、市民生活応援に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

財政調整基金は、いざというときの切り札です。特に大型の事業がない場合は、手をつけないでいられれば、それにこしたことはありません。財政調整基金に頼らない予算編成について、どのような展望を持っているのか、お答えください。

財政健全化は、市民生活を豊かにしていくために小樽市の財政を健全にするものであり、財政健全化の名の下に市民と職員にかぶせてきた負担解消がされてこそ、真の財政健全化と言えます。新しい財政健全化計画では、これらの負担解消について明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、政府の地方交付税の削減について伺います。

政府は、来年度の地方交付税をマイナス2.2パーセント、3,921億円削減しました。小樽の累積赤字解消に地方交付税の復元が大きく寄与してきたことは、先ほども述べたとおりです。2013年度の小樽市予算案では、地方交付税を今年度決算見込みと比較すると約7億8,000万円の減額と見込んでいますが、この理由を説明してください。

新年度より、子宮頸がんワクチン等の予防接種や妊婦健診に関する財政措置が見直され、交付税措置が拡充すると聞いています。その内容を説明してください。

また、その見直しによって、新たに小樽市の基準財政需要額に追加される見込額を示してください。

その活用についても説明してください。

小樽市が独自削減を進めてきた職員給与の削減は、2004年度に2003年度比3パーセント、2005年度に5パーセント、2006年度に7パーセントと削減してきました。2004年度以降、2011年度までの削減累計額は65億5,200万円にもなります。同時期の国家公務員の給与削減と比べて、小樽市の職員給与削減努力はどうだったのか、説明してください。

地方六団体も今回の地方交付税削減に共同声明を発表しています。国が地方公務員の給与削減を小樽市に押しつけられれば、小樽市の財政努力に水を差すものです。また、国家公務員給与を参考にしている企業で働く労働者へも影響が生まれ、市内経済への打撃となります。地方財政法第2条第2項には、「国は、地方財政の自主的且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」とあります。今、国が行おうとしていることは、地方自治体の自主性を侵し、地方財政法第2条第2項に反すると思いますが、市長の見解を伺います。

国は地方交付税削減の分を全国防災事業費や緊急防災・減災事業費、地域の元気づくり事業費で賄おうとしています。地方公務員の給与削減押しつけの地方交付税減額分は幾らになると想定していますか。

全国防災事業債や緊急防災・減災事業債を活用する計画はあるのでしょうか、ありましたら、事業名と起債額についてお答えください。

地域の元気づくり事業費について、小樽市における影響を現時点でわかっている範囲でお答えください。

次に、過疎対策事業債について伺います。

現在、病院建設をはじめ多くの事業に過疎債を活用しています。2010年度から来年度予算案の一般会計における過疎債の償還額について、償還額が増大する期間とその年度の額を示してください。

また、過疎債の交付税措置について、償還が増大する期間の基準財政需要額へ算入される額を示してください。

これらの交付税措置について、市民生活の応援に重点を置き、例えば子供の医療費の無料化拡大に活用することを求めますが、いかがですか。

また、現時点で市が活用を考えていることを説明してください。

次に、政府の補正予算に関連し、地域の元気臨時交付金についてお聞きします。

政府は地方公共団体に赤字をつくるなど号令をかけている一方、号令をかけている政府が借金をつくり続ける大きな矛盾があります。今、東日本大震災からの復旧、復興のために予算を振り分けることは当然ですが、国の予算案では軍事費の拡大 400 億円や大型開発がめじろ押しです。しかし、この大盤振る舞いの安倍政権、15 か月予算をいかに地方自治の本旨に基づき、住民の安全、福祉の向上に振り分けていくかが地方自治体の役割となっています。

最初に、地域の元気臨時交付金の内容について説明してください。

小樽市の 2012 年度補正予算案に示された事業のうち、地域の元気臨時交付金の対象となる事業と総事業費をお答えください。

また、元気臨時交付金が全て適用になったとして、事業費の 8 割が交付されるとなると総額で幾らになるのか、説明してください。

また、新年度予算の中で、過疎債以外の市債で行う建設事業にはどのようなものがあり、その起債額を示してください。一般財源で行う建設事業にはどのようなものがあり、その事業額は幾らですか。

北海道新聞の 2 月 22 日の報道の検証小樽市予算 2013 では、旧日本郵船小樽支店の大規模改修について触れられています。旧日本郵船小樽支店の大規模改修については異論はありません。問題は、記事にあるように教育予算の中でやりくりするように指示とあることです。

そこで、市長にお尋ねしますが、この影響でプールの実施設設計や基本設計が予算から削られたのではないですか。

教育行政執行方針では、本市の財政状況を見極めながら市長部局とも相談してまいりますと教育長は述べました。そもそも小樽駅前にあったプールの保証金 6 億 8,000 万円を使ってしまったのは、市長部局です。市長部局の予算枠で対応すべきと考えますので、地域の元気臨時交付金で捻出した財源のうち、2,800 万円を活用して、第 6 次総合計画の前期実施計画どおり、新・市民プールの基本設計、施設設計まで行くことを提案いたします。市長の見解をお聞かせください。

次に、企業立地促進と雇用、中小企業対策について伺います。

今定例会では、企業立地促進に向けて企業立地促進条例の改正が提案されています。倒産するかもしれない、税金を納めるのも困難という零細企業には一切恩恵がないという問題はありますが、現に小樽の企業でも新たに設備投資をすれば課税免除を行うよう改正することは前進面と捉えています。税収を上げて地域経済を活性化するには、企業が立地した後、雇用に結びつけること、市内の雇用拡大が重要だと考えます。

そこで、銭函地区において現行の企業立地促進条例の適用を申請し、立地・操業した企業の中で、市内に住所を有する雇用者の割合はどのようになっていますか。

また、これまでに操業した企業に地元雇用に推進していく対策についてお答えください。

今後、企業立地促進と一体に雇用拡大を進めるべきだと考えますが、小樽市としてどのような対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

雇用拡大とともに、労働者の賃金引上げが重要です。安倍内閣は旧来の自民政権時代のおおり、大企業が栄えれば、やがてその恩恵が労働者、国民にしたり落ちてくるという発想で用意した 3 本の矢、これは的を射ることができないものばかりをそろえました。そもそも 3 本の矢は 3 本そろえば折れない

というだけの話です。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によりますと、2011年の調査では、1997年比で全国85.2パーセント、全道87.1パーセントと賃下げが続けられています。企業が利益を上げるためにコストを抑えることで企業単独で業績がよくなっても、結局は社会全体の消費を冷え込ませ、不況が続いてきました。小樽市の市民経済計算推計結果報告書によると、一番新しい統計が2009年度ですので、この数字と1997年度を比較すると、84.6パーセントと全国に比べ賃金の下げ幅が大きいことが伺えます。小樽の企業は圧倒的に中小零細企業です。これらの企業への支援強化が求められています。小樽で黒字の企業がどの程度あるのかを把握する関係で、2011年度小樽市の市民税法人割の課税法人数と割合をお答えください。

また、法人税均等割の1号法人数と割合をお答えください。

政府に最低賃金を引き上げ、中小企業予算の増額を求めるべきと考えますが、いかがですか。

市内の企業に対して、市として賃金を引き上げ、労働条件を改善するための対策を示してください。

次に、生活保護基準の見直しについて伺います。

憲法第25条にある健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障する国の責任があります。問題なのは、年金をもらっても生活できない低年金や無年金、雇用破壊での失業による生活難であり、政治の責任は重大です。ですから、低所得者の消費水準でどういった生活ができるのかという憲法第25条に即した生活ができるかどうか問われなければなりません。低所得者の消費水準と比較して生活保護基準が高いからといって、生活保護基準を引き下げるとしたら、際限なく国民の生活水準が引き下げられる負のスパイラルに陥ります。

最低賃金法第9条第3項には、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とあるように、最低賃金にも影響を及ぼします。小樽市の各種減免等の制度で、対象者などの設定に当たり、生活保護受給者を対象にしている制度と生活保護基準を参照にしている制度はどのようなものがありますか。制度数と主な制度名をお答えください。

生活保護法第1条には、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その自立を助長することを目的とする、第3条には、保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとあります。小樽の生活と健康を守る会では、生活保護受給者に「私の生活実態、これで健康的、文化的なのですか。そして、私の一言」という訴えを書いていますので、一部を御紹介します。

1人目は、心のよりどころだった老齢加算が廃止され、年寄り早く死ねと言わんばかりの国のやり方に我慢できない。夜は早く布団に入り、火を消してテレビを見て、なるべく灯油を使わないように我慢しています。食事は1日2食が多い。栄養なんか考えられない。要するに、おなかが満たせばよいと思うのです。お風呂も1週間に1回から2回入れればよいほうです。

2人目は、身内で誰かが死んだとなると、大変です。冷蔵庫も壊れ、買うことができません。髪は伸び放題、2,000円のカット代も払えません。年金や保護費が少なくぜいたくは決してしていません。私たちはどうやって生きていけばいいのでしょうか。保護をもらっているみんなをどうか助けてください。

3人目は、毎週5日はハローワークで就職活動をしています。保護費で生計を立てるのは大変です。人づき合いや外食など、ほとんどできない状態で切り詰めて毎日を生活しています。これ以上生活保護費を下げられたら、生活はできません。

生活保護は生活が苦しく生きるか死ぬかの瀬戸際にいる人たちにとって、まさしく命綱です。21世紀になった世界第3位の経済大国である日本で、こういった実態がいまだにあります。これらの生活実態

が健康で文化的な生活だと市長は考えられますか。

また、生活保護が果たしている役割について、市長はどのような認識をお持ちですか、お答えください。

厚生労働省の調査では、生活保護水準以下の世帯のうち、生活保護を利用しているのは全国的に32.1パーセントほどと言われており、残りの生活保護を受給していない人たちはさまざまな低所得者対策を利用して暮らしています。生活保護を受給していない人が生活保護基準引下げの影響で暮らしが成り立たなくなってしまうと、生活保護を受給し生活保護世帯が増えることにつながることも考えられますが、市長の見解を伺います。

最後に、原発に関連して伺います。

東京電力福島第一原発の事故からもうすぐ2年になります。しかし、いまだに高濃度放射能汚染水による環境汚染の危険、原子炉内に注入する冷却水をめぐるトラブルなど、福島第一原発の現状は収束とはほど遠く、今でも放射性セシウムで1立方センチメートル当たり数万ベクレルという極めて高い値です。1号機から3号機の原子炉に注入する水は、合わせて毎日400トンに上ります。汚染水のタンクも増え続け、2月5日現在で既にタンクに25万トンの水が入っており、東電も2014年夏までにタンクの総量を70万トンにすると発表していますが、これも2年半でタンクが不足するといいます。さらには、この汚染水を循環させるために、セシウムを吸着した放射性廃棄物も今後の処理方法が決まっています。2年前の原発事故は原子力発電所の事故がほかの施設、工場の事故とはレベルが違う、二度と起こしてはならない事故だということを示しています。

1月31日の北海道新聞の報道によると、北海道電力は電気料金の値上げについて8月とか9月になると述べました。電気料金の大幅値上げが実施された場合の小樽市における影響について伺います。

電気料金値上げが行われた場合、小樽市財政に及ぼす影響は経費削減で解消できる範囲だと考えますか。

そもそも電気代の問題と原発を再稼働することをてんびんにかけてはなりません。命や経済や日本社会、地域が成り立つかどうかというくらい、福島では被害をこうむったわけです。原発のコストが一番高い、除染も賠償も廃棄物処理も廃炉に至る過程でも、とてつもない費用がかかります。何よりも故郷を奪い、人間生活を破壊するのが原発事故です。2月21日に日本原子力発電がウランを売却したことが報道されました。北海道電力もいまだに使わない原発の燃料であるウランを購入し続けており、これがコストに含まれています。コストの決め方がブラックボックスとなっており、公表させることが必要です。情報が開示されない中で一方的電気料金値上げは認められません。北海道電力の値上げについて、市長はコストの決め方も含め妥当だと考えますか。また、市内への影響について市長の見解を示してください。

市長として他市とも協力し、値上げ阻止を北海道電力に訴えることが必要だと考えますが、御意見をお聞かせください。

泊原発周辺の安全確認協定について質問します。

この協定は、核燃料の搬送が事後報告となっています。そもそも協定の内容は、原発の過酷事故が起きるという前提になっていません。原発がある限り、事故が発生し得ることを前提に住民が実際に避難し、安全確保が図られるように内容を強化しなければなりません。再稼働についても協定を結んだ市町村の同意を必要とするよう協定を変えていくことを働きかけていくべきです。市長の見解をお示ください。

日本共産党は、停止中の原発は再稼働せずに原発ゼロの日本と北海道を実現することが、福島第一原

発事故から酌み取るべき教訓だと考えています。市長には泊原発の再稼働反対の立場に立つことを求めます。見解をお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、憲法と地方自治について御質問がありました。

まず、日本国憲法についての見解であります。第2次世界大戦後の我が国の復興と繁栄は、最高法規としての憲法に規定する基本的人権の尊重によって保障された国民の諸活動、さらには戦争の放棄の表明による他国との友好関係の醸成などに基づくものと認識しております。このことから、我が憲法は国内はもとより、現在、我が国が国際社会において占める地位においても、大きな役割を果たしてきたものと考えております。

次に、道州制の導入についてですが、道州制は現在の都道府県を廃止し、全国を10程度の道又は州に再編することで、国と地方が担うべき役割分担を明確にすることにより、自己決定、自己責任の下、地域が特性を生かし、多様化する地域住民のニーズに対応するという、国と地方のあり方の再構築を行うものであると認識しております。道州制の検討に当たっては、基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から行っていただきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、道州制の導入は国と地方の関係を変えてしまう大きな改革となりますので、具体的な制度設計の下、十分な議論と国民の理解を得ることが必要ではないかと考えております。

次に、財政健全化計画について何点かお尋ねがありました。

まず、国の地方交付税削減路線をやめるよう強く主張すべきとのことですが、地方交付税は地方の固有財源で地方公共団体が自由に使える一般財源であるとともに、本市においては市税と合わせて一般会計の歳入の5割を超える貴重な財源であります。これまでも国に対しましては、地方交付税の総額確保などについて要望を行ってきたところであり、今後とも北海道市長会や全国市長会などを通じ、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、他会計や基金へ償還を行う具体策についてであります。それぞれの借入金につきましては、借入時に償還計画を立てており、その計画に基づいて償還することとしております。償還財源は一般財源であり、毎年度の予算編成の中で必要な額を予算措置してまいりたいと考えております。

次に、望ましい財政運営ができる市債残高などについてであります。望ましい市債残高の基準はありませんが、公債費等の負担割合を示す財政指標として実質公債費比率があります。平成23年度決算における本市の比率は14.3パーセントで、早期健全化基準である25パーセントを大きく下回っております。全道市平均を3.4ポイント上回る高い比率となっており、財政の硬直化が高くなっております。こうした状況を改善するためには、事業効果と優先順位を見極めながら、事業の選択を行い、市債の借入額を抑制し、市債残高を減らしていく必要があるものと考えております。

次に、平成24年度補正予算における財政調整基金への積立ての一部を、市民の生活応援に活用すべきとのことですが、平成24年度の決算見込みにおいて、除雪費のさらなる増額の懸念があることや、平成24年度及び25年度の当初予算編成の状況を考慮しますと、26年度以降の予算編成に当たっても10億円前後の財源不足が見込まれるところであり、他会計からの借入れなどに頼らずに収支均衡予算を編

成するためには、可能な限り財政調整基金の積立額を確保していかなければならないものと考えております。

次に、財政調整基金に頼らない予算編成についてどのような展望を持っているかとお尋ねですが、先ほども申し上げましたとおり、本市の財政構造は今後の予算編成においても財源不足が見込まれ、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあります。このため、今後の中期的な収支状況を見通す中で、これまでの行財政改革における歳出削減や歳入増への取組を継続していくことにより、収支の改善を図っていくとともに、事業の厳選もしていかなければならないものと考えております。

次に、新たな財政健全化に向けた計画で、市民と職員に対する負担解消を明記すべきとのことですが、新たな計画は、現在、中期的な財政収支見通しとして策定作業を進めておりますが、本市の財政状況は平成22年度に累積赤字の解消を図り、実質収支で黒字になっているものの、景気の低迷などによる市税収入の減少や地方交付税も前年度に比べ減額して見積もらなければならない状況にあり、厳しい財政運営が続くものと考えております。議員が御指摘のようなことを考えておりませんが、私といたしましては、最優先課題である真の財政健全化に向け、今後とも最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、地方交付税削減の影響について何点か御質問がありました。

初めに、平成25年度予算の地方交付税を減額と見込んだ理由についてであります。平成25年度の地方交付税総額が給与費削減分などを含め、前年度と比べ3,921億円減額となったことから、地方交付税総額に本市の特殊事情などを考慮して、平成24年度当初予算よりも3億800万円の減、決算見込みよりも約7億8,500万円の減と積算したところであります。

次に、子宮頸がんワクチンの予防接種等に関する財政措置の見直しについてですが、これまで子宮頸がんワクチン等の予防接種と妊婦健診については、国庫補助金事業として実施されてきましたが、平成25年度からは補助金が廃止され、一般財源化となり、普通交付税による財政措置となったところであります。あわせて、予防接種法に基づく既存の定期接種ワクチンについても、子宮頸がんワクチンと同様の財政措置となったところであります。

なお、これらの一般財源化に当たっては、国から住民税の年少扶養控除廃止等による増収分を活用すると通知されておりますが、その詳細な内容については示されておられません。

次に、子宮頸がんワクチンの予防接種等に関する財政措置の見直しにより、追加される基準財政需要額の見込額などについてであります。現時点で普通交付税の基準財政需要額の算定の詳細が示されていないことから、その見込額をお示しすることはできません。

また、仮に増額となった場合の基準財政需要額の活用についてであります。平成25年度の地方交付税総額が前年度を下回っていることなどから、新年度予算では前年度に比べ、大幅に減額せざるを得ない状況であり、活用できる財源となり得るものではありません。

次に、本市と国家公務員の給与削減の比較についてであります。平成16年度から23年度までの間、国家公務員の給与削減は行われておりませんが、本市職員の給与は、この間、最大で本俸7パーセントの削減をしたほか、期末手当や管理職手当の削減などを行ってきたところであります。

次に、国の地方公務員給与の削減に伴う地方交付税の削減が、地方自治体の自主性を侵しているのではないかということについてであります。地方公務員の給与をはじめ、地方自治体の行政運営にかかわる事項は、国が指示するものではなく、公平・中立な知見を踏まえ、住民や議会の意思に基づき、各自治体が自主的に決定すべきものでなければなりません。本市でも厳しい財政状況を踏まえ、給与の独

自削減に取り組むなど、国に先んじて行財政改革を実施してきたところであり、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方分権の流れに反し、地方の自主性を大きく阻害するものであり、まことに遺憾であると考えております。

次に、地方公務員の給与費削減における地方交付税の減額分についてであります。本市の給与費削減分に係る地方交付税の影響額は現段階では積算できません。

次に、全国防災事業債などの活用についてであります。現時点で活用の予定はありません。

次に、地域の元気づくり事業費の本市における影響についてであります。地域の元気づくり事業費につきましても、地方公務員の給与費削減に見合った事業費として、地方財政計画の歳出に特別枠として計上されたものの一つであり、地方交付税においては新たな費目を設け、全国の算定額は3,000億円程度、そのうち市町村分は1,050億円程度であり、各団体への給与水準と職員数削減を勘案して需要額を算定し、措置されると聞いております。なお、影響額につきましても、算定のための数値が示されていないことから、現段階ではお示しすることはできません。

次に、平成22年度から25年度までの過疎債の借入れに係る償還額についてであります。今年度はまだ借入れを行っておりませんが、25年度借入れを含めた借入利率を1.5パーセントと設定した場合、元利償還額は平成29年度から34年度までの6年間で最大となり、年間約7億5,200万円と試算しております。

次に、過疎債の交付税の基準財政需要額への算入額についてであります。過疎債は元利償還金の70パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、先ほどお答えいたしました元利償還額で算定しますと、平成29年度から34年度の算入額は約5億2,600万円となります。

次に、過疎債の地方交付税措置分を子供の医療費の無料化に活用してはどうかの御提案についてであります。過疎債の元利償還額は交付税で7割、市税などの一般財源で3割を賅わなければならないものであり、本市の地方交付税を含む一般財源が減少しており、26年度以降の予算編成においても財源不足が見込まれることから、現時点では非常に困難な状況にあります。

次に、地域の元気臨時交付金について何点か御質問がありました。

初めに、地域の元気臨時交付金の内容についてであります。この交付金は平成25年1月11日に閣議決定され、日本経済再生に向けた緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例な状況の中で、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分されるものであります。

次に、補正予算案のうち、地域の元気臨時交付金の対象事業などについてであります。一般会計では旧国鉄手宮線整備事業費、岸壁附帯施設改修事業費など、住宅事業特別会計では市営住宅改善事業費、下水道事業会計では中央下水終末処理場電気設備工事が対象事業と考えており、これらの総事業費は約3億9,600万円となっております。

次に、地域の元気臨時交付金の額についてであります。総事業費から国庫補助金を除いた市の負担額約2億円の8割に相当する1億6,000万円程度と見込んでおります。

次に、新年度予算で過疎債以外の市債で行う建設事業などについてであります。その主なものと起債額は一般会計では臨時市道整備事業費で4億円、銭函地区河川防災事業費で5,200万円、住宅事業特別会計では市営住宅改善事業費で2億1,870万円となっております。また、一般財源で行う建設事業の主なものといたしましては、廃棄物事業所建設事業費で4,300万円となっております。

次に、プール建設予算についてであります。平成21年2月に総合計画を策定後、東日本大震災が発

生したことにより、防災対策が喫緊の課題となっており、避難所の環境整備や公共施設の耐震化などに優先的に取り組まなければならないことや、済生会小樽病院の移転に伴う夜間急病センターの建設、大型クルーズ客船に対応する港湾整備など、計画策定時に想定できなかった新たな財政需要に対応していかなければならない状況にあります。

一方、本市の財政構造は先ほども申し上げましたが、平成22年度以降、実質収支が黒字に転じているものの、毎年度の予算編成では何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあります。このため、今後の財政運営を考えた場合、限られた財源の中で選択と集中の視点に立って事業の実施を判断していかなければならないことから、新・市民プールにつきましては、当面事業の着手を見送ることとしたものであり、新聞記事にあるようなことでプール建設予算を計上しなかったものではありません。

次に、企業立地の促進と雇用や中小企業対策について何点か御質問がありました。

まず、銭函工業団地及び石狩湾新港の小樽市域において、企業立地促進条例の課税免除を受けた企業の市民雇用の状況についてであります。免除申請時における市民雇用の割合は2割程度となっております。また、企業に対する市民雇用の促進についてであります。操業に当たっては極力、小樽市民を雇用していただくようお願いをしております。

次に、市民雇用に向けた対策についてであります。今回の条例改正におきまして、新たに立地した企業における雇用増はもとより、既存企業にあっても新たに中古の建物を取得し、工場等として活用する場合や設備等を拡充する場合も対象に加えたことから、特に市街地で操業する企業においては、より市民の雇用増が期待できるものと考えております。

また、市外への企業流出を防ぐという意味からも、市民雇用の継続に一定の効果があるものと考えております。

次に、法人市民税の課税法人数等についてですが、平成23年度決算における法人税割の課税法人数は1,056法人で、その割合は全体の29.2パーセントを占めております。また、均等割が課税される法人のうち、資本金1,000万円以下で市内従業員50人以下の1号法人数は2,632法人で、その割合は全体の72.8パーセントであります。

次に、政府に最低賃金の引上げを求めることについてであります。最低賃金法における地域別最低賃金の決定方式につきましては、最低賃金審議会の調査審議に基づく答申により、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定する仕組みであり、本市がその引上げを求めるべき性質のものではないと考えております。

また、中小企業予算の増額を求めることについてであります。現在、国においては大型補正予算と対前年度比で大幅に増額となっている平成25年度予算案を合わせて、切れ目のない経済対策を進めております。この中で、国からは中小企業・小規模事業者対策として、新たな挑戦、事業再生、地域経済の活性化などを目的とした事業案が示されておりますので、これらの成果を注視する中で、必要があれば増額要求について検討したいと考えております。

次に、市内企業に対する賃金引上げや労働条件を改善するための対策についてであります。企業の業績が上向くことが何より重要なことと考えておりますので、今後とも地元企業の活性化に向けた支援を行い、市内経済を活性化するために重点施策として掲げているさまざまな経済対策を実施してまいりたいと考えております。

また、介護休暇や育児休暇等の労働条件の改善につきましては、引き続き関係機関と連携し、市内企業や関係団体への普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準の見直しについて何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市の各種減免等の制度についてであります。現在、把握しているものを申し上げますと、生活保護受給者を対象としているのは、個人住民税、保育費負担金、し尿処理手数料、水道料金など34件でございます。また、生活保護基準を参照しているのは、市営住宅家賃、就学援助費など15件でございます。

次に、健康で文化的な生活についてであります。憲法第25条でいう健康で文化的な生活が具体的にどの程度の生活状態を示すのか、明確に定義されておりませんので、御紹介いただきました事例の内容だけで判断するのは難しいと思います。また、生活保護が果たしている役割につきましては、社会保障や社会福祉などの制度を利用して、なお、生活に困窮している方の最後のセーフティーネットとして、その最低限度の生活を保障することであると思っております。

次に、生活保護基準の引下げにより生活保護世帯が増えることにつながるかどうかについてであります。国においてはこのたびの生活保護制度の見直しに伴う各種制度については、その制度の趣旨や目的を十分考慮しながらできる限り影響が及ばないよう対応するとしておりますので、これがなされれば、基準の引下げがそのまま生活保護の増加につながることはないのではないかと考えております。

次に、泊原発に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、電気料金が値上げとなった場合の本市財政への影響についてであります。平成23年度決算における一般会計の電気料金の総額は約4億円であり、電気料金の値上げが行われた場合には、少なからず物件費の増加による影響があるものと考えています。しかしながら、値上げの率などその内容が明らかになっておりませんので、現時点でどの程度の影響となるかはわかりません。

次に、電気料金値上げの妥当性についてですが、料金の値上げについては国において審査が行われ、認可されるものであることから、市がその料金の妥当性について判断できるものではないと考えております。また、電気料金の値上げについては、市民生活や企業活動など、地域経済に少なからず影響があると考えております。

次に、料金値上げに対する申入れですが、先ほども申し上げましたとおり、料金は国において審査が行われ認可がされるものですので、北電への申入れは考えておりません。

次に、協定を締結した市町村による再稼働への同意についてですが、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定は、福島原発事故を契機として、泊発電所に関する情報提供や意見を述べる仕組みなどについて、北海道や北海道電力に対して要請した経緯があり、このたびUPZを包含する管内16市町村が一つになってこの協定を締結したことは、住民の安全・安心の確保とともに、環境の保全も図るためにも意義があるものと考えております。

泊発電所の再稼働につきましては、今後、原子力規制委員会が策定する新たな安全基準に基づき、安全性について厳格な審査、確認をすべきだと考えており、再稼働の判断を含めた一連のプロセスについても国の責任において住民にわかりやすく説明すべきであると考えております。また、協定を締結した15町村にもさまざまな御意見がありますので、本市として再稼働に同意を必要とするよう働きかける考えは今のところありません。

次に、再稼働反対の立場に立つことを求めるとのことですが、ただいまお答えしましたように、原子力発電所は安全性の確保が何よりも重要であると考えており、先般、原子力規制委員会から新たな安全基準の原案が示されましたので、まずはその妥当性について専門家による適切な判断がなされるべきと考えております。その上で、再稼働の是非については、新たな安全基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会経済への影響などを踏まえ、判断すべきと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫元議員) 再質問します。

他会計や基金への償還計画について、その時々的一般財源を見てという答弁でしたが、具体的な内容があまりなかったと思います。もう少し将来を見据えて、例えば財政調整基金のピークを2020年度の時点でどういう目標を持つのか、新たな市民負担に何か知恵をめぐらせているのか、そういう何も裏づけなしでやっていくつもりなのか、もう少し詳しくお聞かせください。

市債残高については、少し答弁がずれているような感じもしたのですが、今の財政健全化計画では、今年度で403億円になる予定でした。ところが491億9,000万円ということで違いが出てきているのです、実際に今の計画でも。そういった場合にどうやって調整をしていくつもりなのか、具体策をお答えください。

次に、市民負担解消については、計画に明記しないというような答弁でしたが、2003年度に数々の市民負担がかぶせられました。手数料の値上げで1,500万円、保育料の値上げで6,600万円、水道料金の減免を50パーセントから25パーセントにして1億円、ごみの有料化で3億5,000万円、ふれあいパスの有料化で5億円。しかしその一方で、毎年私たち日本共産党が指摘しているように、石狩湾新港の工事の負担金を出し続けてきたのです。マイナス14メートルバースの静穏度を高めるために、今年度の補正予算では5億4,000万円がつかしました。当初予算と合わせて6億4,000万円になります。新年度は9億円です。

先月の総務常任委員会でも取り上げましたけれども、この岸壁には王子エフテックス株式会社の利用が17隻ありましたが、荷役作業には影響が出ていなかったということです。それならこの工事は本当に必要なのかということで、たび重ねて市長は事業を厳選しておっしゃいますが、厳選するのならば、この北防波堤工事は中止すべきではないかと思うのです。

北防波堤の工事は、今年度の補正予算と新年度の予算で地盤工事が150メートル進むというので、単純計算で地盤工事400メートルに41億円かかります。ところが、計画では地盤工事は32億円なのです。もう単純計算では計画どおり行かないことになっています。そうやって事業費が積み上がっていった場合に、さらに言いなりにこの事業を続けていくのか、このような工事はまずやめるべきだということを主張しておきます。

やはり財政健全化の目的というのは、本質的に市民の生活をよくするために市の財政を強化して、そして市民にいい暮らしをしてもらうために行うべきものです。だから、今述べたような石狩湾新港への負担金をやめて、例えばふれあいパスの無料化の復活をいつ行うとか、水道料金の減免をいつもとに戻すというように、財政を健全化したら必ず市民の負担を解消します、市民へのサービスを拡充しますという約束を市民に向けて発信すべきではないかと思いますけれども、お答えください。

あと、地方交付税の削減の問題です。

今回、冒頭で、憲法と地方自治の問題を質問しました。憲法を変えることというのは道州制に推進と一体であって、市長も答弁でおっしゃいましたが、地方自治の形を変えるものです。自由民主党憲法草案の第96条に自主財源の原則を新たに規定しているのです。そして、QアンドAには地方自治は自主的財源に基づいて運営されることを基本としていると。だから、今、行われている地方交付税削減路線の延長には、そういった道州制を見据えて、自分たちのお金だけでやっていきなさいといった狙いがあるのです。

昨年11月21日の全国町村長大会では、道州制について地方分権の名をかりた新たな集権体制だとい

った批判をした上で、改めて導入に反対するという特別決議を採択しているのですから、市長にもぜひ明確に反対の立場に立つことを求めます。

次に、公務員の給与削減についてですが、市長の答弁でいろいろと道理がないことが明らかになりました。小樽市は長年削減をしてきたけれども、国はこの間何年間だけだとか、地方公務員の給与削減分を減らして、新たな事業の枠は設けているけれども、小樽市に一切恩恵がないということが市長の答弁からも明らかになったと私は思います。そういうところで、先ほど自由民主党の山田議員が自由民主党は太いパイプを持っているというふうにおっしゃいました。まだ、穴もあいてないし詰まってもいいようにするので、ぜひ政府与党である自由民主党の市議の皆さんにも協力してもらい、地方公務員の給与削減を押しつけるようなやり方はやめてもらうとともに、地方交付税の増額をお願いすることが必要ではないかと思えます。

ただ、地方交付税で言えば、一般財源化を進めるこの間の政府の姿勢も大変問題だと思えます。ですから、交付税で措置すると言われても、怪しいというのが今の市長の答弁でも明らかです。さまざまな事業について結局明らかになっていないというのが答弁で出ていましたけれども、就学援助にしても、本来は半分を国が持たなければいけないのが全国的には3割台となっていますし、そういった場合、就学援助をさらに広げてやろうとすると地方の持ち出しになるため、財政的に厳しくなるということで、やはりこういった国庫補助から一般財源化されたものについても、実態と合わない場合は、国庫補助の復活を求めるか、地方交付税の積算単価を引き上げていくということもあわせて要望していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、過疎債については、この間、建設事業を厳選してきたと言いますが、その中には日本共産党が反対してきたものがありますけれども、市としては全て必要に迫られてつくってきたということだと思います。ですから、過疎債が適用にならなかつたら、本来それは全て市の負担だったのです。交付税措置されなかった分ですから、今、増大する期間が平成29年度から始まって約7億5,000万円になると。その間、約5億円が地方交付税に入ってくる見込みだという答弁でしたから、今特に人口が減少していて、どうやって歯止めをかけていくかという中で、共産党としてのさまざまな公約がありましたけれども、その中でやはり子育てしやすいまちづくりの一環として、子供の医療費の無料化拡大をこのお金でぜひできないかと考えます。年額4,000万円です、私たちが提案しているのは、交付税措置が増える分の1割ですから、その1割を使って子供への投資を決断すべきだと考えますが、今後の状況によっても一切こういったことを検討の課題に挙げないつもりなのかどうか、その辺をお答えください。

次に、我が党の中で先ほどの山田議員の答弁に対して非常に問題になったのですが、新・市民プールの建設についてです。あくまでも見込みの段階ですが、地域の元気臨時交付金が今1億6,000万円交付されてくるという答弁でした。ひとつ確認しておきたいのは、これに石狩湾新港の北防波堤工事の今年度補正予算5億4,000万円の事業費の小樽市負担分、1,350万円の8掛けになる1,080万円も追加になると思うので、それを確認したいと思えます。

それで、それを合わせると、1億7,000万円になりますが、この1億7,000万円のうち、たった16パーセントで今実施計画に盛り込まれている新・市民プールの基本設計、実施設計までを行うことができるので、何もそれを全部使ってやってほしいと言っているわけではないのですから、活用すべきと考えます。ぜひ、そういった決断をしていただきたいと思えますので、再度、答弁をお願いします。

それで、今、新・市民プールの建設については、答弁で北海道新聞の報道のようなことはないということがありましたが、新・市民プールの建設について、私は6億8,000万円を市長部局で使ったのではないかと批判しましたが、プール建設というのは、市長部局として教育予算で行う予定なのか、

それとも一般財源の枠内で行う予定なのか。今ちょっと道筋が見えてきたので、この間のままでいくと教育予算ということになります。従来計画していたのはどちらだったのか、説明してください。

次に、中小企業対策についてですが、小樽市の場合、答弁にあったように、黒字の企業にかかわる法人税割が約3割、そして1号法人が約7割ということで、比較的小さい企業が多いというのが、税収からも見ることができるのではないかと思います。市長は必要があれば中小企業への支援についての要請をしたいと言っていたと思うので、幾つか言っていただきたいことがあります。まず、中小業者に大きな負担となるのは、消費税の増税だと思うのです。これをやめてくださいと言ったところで、それはできませんと答えると思うので、これは言いませんけれども、消費税は今、売上げ1,000万円が免税点となっていますけれども、今の答弁で言えば、その企業が1号法人で約7割ということで、そういった企業が多い小樽市にとってもやはり大きな打撃になると思いますので、免税点の引上げをぜひ求めてほしい、これが一つ目です。二つ目には、金融円滑化法の打切りをやめること。そして、三つ目には減らされた国民健康負担の国庫負担を戻すこと。四つ目には、例えば経営困難な事業所に対して社会保険料の猶予・軽減する制度をつくることなどといったことを求めていただきたいと思います。

次に、生活保護の問題です。

今、答弁にありましたように、対象となる事業が49件あるということでした。今、政府が影響のないようにしますと言っているという答弁がありましたけれども、先ほどの地方交付税の話ではありませんけれども、どれだけそれが財政措置されるのかというのは、甚だ怪しいというのがこの間のさまざまな政党が政権についた結果だったと思うのです。今、市長が言っていましたけれども、現に例えば市営住宅の家賃減免の制度についていえば、結局、道から負担金が入ってくるけれども、基準は自治体で決めているのです。その負担金が連動しないようにしていくといっても、道からの負担金が本当に増えるのかという問題が出てくると思います。そういった財政措置が自治体ごとの実態に合わせて出てくると思っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

そしてまた、この財政措置が実態と合わないケースが出てきた場合、小樽市の負担が増えるのですが、その場合でも減免の基準を維持していく考えかどうか、お答えください。

最後に、泊原発にかかわって再稼働の問題ですが、自民党は、今何かにつけて、新たな安全基準をつくってというところで再稼働を進めようとしています。これは今市長に答えていただいたとおりに思います。しかし、安全協定については、もともと4町村の安全協定も事故を前提にしていなくて、4町村についても再稼働についての同意の文章というのは盛り込まれていません。不安になるのは、この間の総務常任委員会でも述べましたが、再稼働への同意が含まれていない協定を結ぶことによって、再稼働の同意は協定に入っていないから、北海道電力や政府の判断によって行うという担保を与えてはいけないということなのです。こういう視点に立って、まず16市町村で結んだ協定の改正は可能なはずですから、何も私たちは廃棄してくださいということを述べていないわけで、さらに拡充をしていく立場に立って、核燃料の持込みの事後報告ではなくて、事前報告や、こういった再稼働への同意というのを求めていくべきだと私は思います。再度、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 小貫議員の再質問にお答えいたしますが、項目がかなり細かくなっておりまして、非常に広がっておりますので、私は財政健全化を中心に答弁させていただき、それ以外については担当部長から答弁させていただきます。

まず、財政健全化の問題について、私はいつも申し上げておりますけれども、小樽市が財政再生団体になってはいけないという強い思いを常に持っています。これは市長に就任した当初から、財政再生団体になったときに、どういう惨めな行政をしなければいけないかということについていつも私は思っておりますので、ですから財政再生団体にならないようにしていかなければいけないという強い思いが前提にありますので、御理解をいただきたいと思います。

他会計からの借入れの償還方法については、先ほども答弁させていただいたように、どのように歳入を増やしていくか、どのように歳出を減らしていくか、効率的に減らしていくか、そういった中で償還の財源を生んでいきたいというふうに思っております。他会計からの借入れの償還ができないということであれば、しっかりした財政の計画がとれないということでございますので、そのためには先ほども答弁をさせていただきましたが、市民に負担をかけていることについては、今は解消できる状況にはないということです。こういうことをやると、今の財政再生団体に陥ってしまうということでございますので、現時点ではそういうことができないということを先ほども答弁させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

次に、公務員の給料の削減については、全国市長会も地方六団体も一緒になって何とかそういうことのないようにということで要請をしている最中でございますし、そういうことで強くお願いしている状況にあります。しかし、国家公務員がこの2年間で7.8パーセントの削減ということを打ち出して、それを地方公務員にというのは私個人的にもそれは納得がいかないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、過疎債の問題でありますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、過疎債は7割が交付税措置されると言いますが、3割は一般財源で措置しなければいけないということですから、この3割の一般財源も本当に大きいのです。これが3割だからいくらかでも過疎債でやってもいいということになっても、この3割がやはり財政再生団体に陥る大きな原因になるということがあってはいけないと思いますので、何とかこういったことも、現在、予算編成するときに皆さんからはいろいろと要望されますが、お金があったら私は何ぼでもやります、100パーセントやりますよ。しかし、今そんな中で財政再生団体になってはいけないということですから、市民の要望も含めてなかなかできないわけでありまして、本来であれば私もいい顔したいですから、はい、わかりましたといって全部やりたいです。だけど、そういうことにはならないということを御理解いただきたいというふうに思います。

次に、新・市民プールの建設についても同様で、これは基本設計をやればそれで済むわけではなく、プールをつくらなければいけないということですから、設計の予算だけを見て、できるできないということにはならないというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど冒頭、答弁もさせていただきましたけれども、結局、平成21年に第6次総合計画をつくった後に、いろいろな大きな問題が出てきたわけでございますので、そういった緊急的なことに対処していかなければいけないというような問題でございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、泊原発の話でありますけれども、これは原子力規制委員会が、今、安全基準をつくって、その安全基準の妥当性は、専門家を中心に検討されるということでございますので、私個人の話で恐縮ですけれども、私のような素人が判断できる問題ではないだろうと思うのです。ですから、やはり専門家に判断をお任せするというのであれば、原子力規制委員会が今やっていることについて、何とか市民の安全といったことを検討していただきたいということでございますので、そのあたりも御理解をいただきたいと思います。

次に、中小企業支援等については、これはいろいろと検討させていただきながら、私としても対処し

ていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、私が答弁いたしました以外は、部長から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(迫 俊哉)** 私からは、道州制の関係を答弁させていただきます。

町村会が道州制の考え方を批判されたという質問がございましたが、市の考え方といたしましては、市長の答弁にもございましたとおり、道州制の考え方というのが画一的な中央集権システムといったものを改めまして、自己決定あるいは自己責任の下で地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくということでもひとつ大きな考え方もあります。先月、全国知事会でも改めてこの道州制の問題について議論されたというふうに聞いております。その中でいろいろな問題が出されておまして、例えばそれぞれ今までの国あるいは都道府県が持っていた債務をどうするのか、あるいは税収の権限だけではなくて、税収の移管をどうしていくのかということで、まだまだ課題があるわけですので、そういった道州制の導入に当たりましては、まだまだ具体的な制度設計ができていないので、今後、具体的な制度設計の下で十分な議論をしていただき、国民の理解を得ていくということが必要なのではないかとということで、市として直ちに批判をしていくというような考え方はございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 財政部長。

**○財政部長(堀江雄二)** 小貫議員の再質問に答えさせていただきます。

市債残高の件でお話ございました。確かに平成25年度予算では、市債残高が増える形になってございますが、市長の提案説明等にもありまして、今すぐやらなければいけない事業等を今回計上したところでございまして、市債の償還も当然考えていかなければならないと考えてございます。それは収支見通しの中で当然考えていかなければならないものと思っております。

それから、先ほど交付税と一般財源のお話もございましたが、確かに今回は国で一般財源化をさせていただきます。制度が変わって、その後、市の財政の中での負担の状況、それから交付税の制度の中身でも同様な形で算入されていくか、具体的にはこれからですけれども、国の交付税となりますと、制度改正要望も地方交付税法の中でうたわれてございますので、これまでも所得割の差が大きかったときに道を通じて国に要望した経緯もございます。ですから、今回の一般財源化によって、市で使われている一般財源と交付税措置の額が非常に乖離しているという状況がございましたら、またそれは調査をしまして、道を通じて国に要望していきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** 生活保護基準の見直しに伴う他の制度への影響にかかわる再質問ですが、これは市の多くの制度にかかわる財政的な影響が含まれた質問でございますけれども、私から答弁をさせていただきます。

そもそも生活保護の基準等の見直しは、本年1月27日に厚生労働大臣と財務大臣の予算編成大臣折衝が行われております。ここで生活扶助費の基準引下げや削減額などが示されたところですが、その翌日以降、厚生労働大臣が記者会見を開いておまして、そこで基準見直しの他制度への影響の有無について問われており、大臣は影響が生じないような方向で調整していくと答えております。これがスタートでしたが、このことは2月5日の閣僚懇談会でも各関係閣僚を含め、その方向性が確認されておりますし、その後の予算委員会の質疑でも同様の方向性がしっかりと示されているところでございますので、

私どもとしてはそういった認識をしております。したがって、国等の財政負担が入ってこない場合の御質問もございましたけれども、そういったことの検討はまだする段階ではないのではないかとこのように考えております。

**○議長（横田久俊）** 1点、プールの関係で、従来から教育予算だったのか、一般予算だったのか、これは事実関係だけですが、どうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（貞村英之）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

プールの建設を教育予算でやるべきか、一般予算でやるべきかという御質問でございますが、当時、考えていたのは教育予算の中でやるというわけではなくて、財源全体の中でどのように対応できるかということを考えておりました。その中で、総合計画策定時に比べて全く予期できなかった財政需要が出てきたものですから、今回は見送ったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 財政部長。

**○財政部長（堀江雄二）** 先ほどの小貫議員の再質問の中で、石狩湾新港の負担金が交付金の対象になるのかという御質問がございました。現時点では交付金の対象になるというふうに聞いてございます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

**○7番（小貫 元議員）** 再々質問いたします。

まず、市民負担解消については、今すぐという話をしたつもりはなくて、財政健全化を成功させた暁には、何をというまでは難しいにしても、ちょっと特別な事業ないしは何かを復活させますという、市民に展望を与えることを新しい財政健全化計画、どのような名称になるかはわかりませんが、それでは掲げたほうがいいのではないですかという質問の趣旨でした。それについても一度答弁をお願いいたします。

次に、新・市民プール建設の話ですが、まず、この間の事業というのは先ほど財政部長の答弁の中で、たしか市債残高は増えているけれども、やらなければいけないことをやってきた結果なのだと。それは市長も触れているとおりでと思うのですが、それならばプールというのはやらなければならない事業だとは考えていないというふうに私は受け取ってしまいました。苫小牧市の場合は、沼ノ端に12億円でプールができましたけれども、国の補助は3億円しか出なかったということで、実質市の負担が9億円なので、これは本当に多大な負担だと思います。20年の償還ですから、単年度で4,500万円です。そこに過疎債の適用ということになると、実質1,350万円ぐらいの負担で行うということになるのですが、単年度1,350万円というのが、やらなければいけない事業として支出できないのですかということをお聞きいたします。

小樽市の財政部というのは、私は特に優秀だと思っているのです。市長も大変優秀だと思いますけれども、だからそれだけにこれらの財源を捻出できると私は思います。だから、建設に向けてまず一歩足を踏み出すべきだということを提案していますので、よく検討していただきたいと思うのです。

この件は、また予算特別委員会でも北野議員が取り上げると言っていますので、今回の山田議員に対する教育長の答弁というのは、市民がこの間望んできたにもかかわらず、市民に一切何も言わないで方向性を勝手に議会で発表して、それで進めます、あなたたちの意見は聞きませんということで、住民の声を無視して、本当に住民を置き去りにした行政だと批判されてもしょうがないことだと思います。こ

れは問題だということで一言申し上げておきたいと思います。

次に、泊原発の再稼働に関連してですが、市長は市長が判断すべき内容ではないという答弁でしたけれども、今の情報ではそうかもしれない。政府が情報を全て出してきて、その基準で市長が市民の安全を守ることができるのかという判断はしてほしいのですけれども、現行の協定だとそれは市長の判断事項ではありませんという内容ですから、それをまず広げていただいて、市長には、ぜひ反対の立場に立っていただきたいと思った次第です。

それで、現時点の情報ではそういった決断はできないということですから、やはり住民自治の原則に立って、例えば市民に審判を仰ぐということもぜひ検討して、この再稼働問題というのは考えるべきではないかと思います。以上、3点を質問して終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 小貫議員の再々質問にお答えします。

再質問のときも答弁させていただきましたように、私としてはやはり今抱えている小樽市の大きな問題の中で財政の問題がございますので、財政の健全化については、何としても取り組んでいきたいということを申し上げました。したがって、今、小貫議員の再々質問にもありましたけれども、例えば今市民の皆さんに御負担かけている問題について、財政が本当に健全になったときには、しっかりどういう形がいいのかということも含めて取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、新・市民プールの問題についても、決して私は市民の皆さんの声を聞いていないということではなくて、今これだけの財政負担ができない財政状況にあるということで、そういう判断をしたことであって、今の財政状況を見た上で、いつできるかというのはちょっと現時点で約束はできませんけれども、やはり将来的にはそれだけ大きい市民の声があるわけですから、取り組んでいきたいと、これは私も思っております。ただ、時期等については約束できるような状況ではありません。平成25年度の予算編成の中でも、小貫議員がおっしゃったように基本設計の予算すらちょっと出せないというような状況でございますので、できるだけ財政健全化を含めて、早くできるような形にしていきたいというふうに思っております。

次に、泊原発の再稼働についてですが、これは先ほど来答弁しておりますように、私といたしましては、市民の安全・安心ということは絶対に考えていかなければならないということですので、それについてはしっかり取り組んでいくつもりでございます。ただ、今申し上げたように、やはり再稼働については非常に専門的な知見、知識が必要だということですから、原子力規制委員会の中で安全基準というものについて現在進めているところでありますから、そういったような状況を見て判断していくべきだと、このように思っているところでございます。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時24分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 林 下 孤 芳

平成25年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成25年3月5日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	局	長	小	山	秀昭					
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 伝里純也  
調査係長 沼田晃司  
書記 木戸智恵子  
書記 伊沢有里

事務局次長 佐藤正樹  
議事係長 柳谷昌和  
書記 相澤幸  
書記 佐々木昌之

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、上野智真議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 平成25年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題であります。

平成25年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたことと思います。内容については、厳しい財政状況の中でも積極的な姿勢が見られる予算案の編成については評価するものがあります。平成25年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の見解を伺います。

歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成24年度との比較では、地方交付税が対前年度比で約3.1億円の減であり、臨時財政対策債は前年度比約2億円の増で、合計約1.1億円の減額となりました。

市税では、対前年度比で約1億円の減額となっており、その内訳として、固定資産税が約2.5億円の減額であり、都市計画税の0.5億円と合わせて約3億円の減であります。しかし、たばこ税が約1.9億円の増で、減額の影響を薄めているようになっていますが、これらの増減の理由について見解を伺います。

また、滞納改善策や市税の増収対策についてどのように検討、実施していくのか、具体的にお答えください。

市債については対前年度比で約10.5億円の増額であり、その内訳は主に建設事業費であります。必要な施設の事業費であり、十分理解するところでありますが、今後の償還計画が懸念されます。これらの償還金額と償還期間についてお示しください。

財源対策では、平成24年度については、財政健全化の観点から、他会計からの新たな借入れを行わないの方針の下、財政調整基金の活用と歳出予算の一部計上留保により収支均衡予算が編成されておりました。今年度も同様に財政調整基金を活用し、一部計上留保はなく、収支均衡が保たれている状況であります。ただ、懸念される点として、脆弱な財政構造を考えると、綱渡りの状況は脱しきれず、どうしても財源対策については常に視野に入れておかなければならない点であります。この考え方も含め見解を伺います。

もう一点気になることは、平成24年度の決算についてであります。除雪費の増額等で懸念されるところでありますが、現在の状況での主な内容と決算見通しをお示しください。

次に、歳出についてであります。

経費別の項目を確認しますと、対前年度比で減額の項目は人件費、公債費、繰出金であります。この減額の要因についてお示しください。

建設事業費については、後年度の歳出に大きな影響が考えられる項目であります。公債費と起債の関

係やバランスについて念頭に置いた中で、政治的な判断の下で今回の予算編成に至ったと思いますが、どのような考え方で事業費を算出されたのかお答えください。

繰出金については、これまで繰出基準を明確にするとともに、その基準に当てはめて支出されてきました。今後大きな変動は少ないと思いますが、繰出基準の見直しや今後の考え方について見解を伺います。

財政健全化計画についてですが、現在、計画策定の最終調整の段階であると伺いました。この計画は、厳しい財政運営を実施する上で、大変重要なものと認識しております。計画策定に当たり、どのようなことを重視して行われてきたのか、どこまで厳しいレベルでの数値を算定されてきたのか見解を伺います。

また、今後の財政健全化計画の中で、さらなる選択と集中という政治的判断が必要になると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、平成25年度当初予算における重点施策についてであります。

防災対策関連について何点か伺います。

1点目に、防災訓練支援事業であります。

「各町会等での避難訓練の実施を促進、津波浸水3D画像を作成し研修等で活用」とありますが、東日本大震災以降、防災訓練に対する認識は高まっているものと思いますが、平成25年度の予定や行政の役割、そして地域への周知や啓発などについて、どのように考えられているのか見解を伺います。

2点目に、災害に強いまちづくりについてであります。

上下水道施設整備事業費についてですが、約7億4,000万円の内訳と、この上下水道施設の耐震対策の全体計画の概要、事業費及びその計画に対する今回の割合、そして今後の予定やスケジュールについてお示してください。

3点目に、防災の観点から、市庁舎の建替えについてであります。

今年度の予算案にはない項目であります。重要な課題ですので質問いたします。私は、昨年第3回定例会の一般質問の中で、この点を質問させていただきました。本庁舎については、今後求められる機能や役割を考えると、公共施設の耐震化や建替えの優先順位について、防災拠点の考え方から別枠で検討し、できるだけ速やかに今後の検討課題の整理と具体的な計画を求める必要があると提案いたしました。

市長の御答弁では、「庁内に検討チームを設置し、予算面も含めた検討課題の整理を進めてまいりたいと考えております」との前向きな御答弁でありました。この質問からは約半年が経過しておりますが、検討チームの設置や予算面も含めた検討課題の整理についてどのように進められてきたのか、今後の考え方も含め具体的にお答えください。

次に、経済・雇用対策関連についてであります。

1点目は、地場企業の振興についてであります。「小樽産品」販路拡大支援事業の内容と効果についてお示してください。

また、今後、何に力点を置いて考えられていくのかお答えください。

2点目に、小樽ブランド力推進事業についてであります。

ブランド強化については、以前から取り組まれてきている事業であります。これまでの経過と今後の考え方についてお示してください。

さて、地場企業に対しての対策であります。以前に産学官の体制での取組がありました。他都市では、行政と大学と地元金融機関でチームをつくり、具体的なサポートを行い、成果を上げているところ

もありました。単一的な相談窓口だけではなく、ワンストップの総合的な窓口と独創性の芽を育てられるような体制が必要と考えますが、見解を伺います。

3点目に、新卒未就職者等の地元定着を目指した地域人材育成事業であります。

この地域人材育成とは、具体的にどのような内容なのか、地元企業とのマッチングはどのように検討されているのか、見解を伺います。

若年者雇用対策については、毎年のように質問してきましたが、やはり採用する企業が増えないと、特に新規学卒者は市外や道外へ就職する率が高くなり、若者の転出は続く状況にあります。この点の対策、考え方について見解を伺います。

4点目に、商店街対策についてであります。

今回の重点施策には商店街対策はなかったわけですが、限られた予算であるため、今後の考え方としてソフト面の充実に向けたサポートを重視することも必要と考えます。最終的理想形は、他都市で成功している専有的コーディネーターによる発想の転換と商店街の見直しであります。本市も前例踏襲だけでなく、商店街の研修も含め、新たな視点でのソフト面の対策の検討を提案いたしますが、見解を伺います。

次に、議案第36号に関連して質問いたします。

議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案についてであります。この条例は平成18年に制定され、条例の目的は、第1条で「市内に工場等を新築する者に対し、固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、企業の立地を促進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって市経済の発展に寄与すること」を目的としています。

まず、条例改正に当たり、総括としてこれまで促進条例に基づき、どのような状況で推移してきたのか、その内容とどのような経済的効果があったのかお示してください。

さて、今回の条例改正ですが、現在の長引く不況の中、経済状況が大きく変化しており、これらに少しでも対応すべく検討されたと思いますが、条例改正に至った理由と狙いについてお答えください。

また、条例改正の内容で、他都市と比較してどのような状況になるのかも、あわせてお答えください。企業誘致についての今後の考え方についてであります。

国内では、長引く円高や原油価格の高騰などにより、海外への企業移転が加速するなど、産業の空洞化の危機に直面しております。また、内需の低迷やデフレの長期化等により、企業が新たな設備投資を控えるなど、大きな影響が出ております。このような中、政府は、デフレ対策を含め、経済対策を大きな柱の一つとして打ち出しております。

本市においても経済対策は大きな柱の一つであり、戦略的な企業誘致の推進や既存企業に対する支援策は極めて重要な検討事項であり、課題であります。市長は昨年11月、東京において企業立地トップセミナーを実施され、積極的な取組がスタートしたと思っております。その後の動きとして、参加された企業に対する取組はどのようになっているのかお知らせください。

また、具体的なセールスとして何をどのようにアピールしていくのか、小樽の優位性と企業が求めているものを合致させる対応についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

今後の考え方として、企業誘致については、戦略的な面から専門性を重視し、人的投資の考え方が必要であると思っております。民間で行われている営業力の強化であります。市長のトップセミナーを糸口として、具体的な対応が重要と考えます。また、関連して、東京事務所のあり方、見直しなどの検討も必要と思っておりますが、これらについて市長の見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

地方分権が本格化する状況の中で、高度化、多様化する住民ニーズへの的確な対応も含め、さまざまな施策を展開するためには、行政を担う職員一人一人の資質の向上、具体的には意識改革と能力開発を図り、思索、実行する職員の育成がますます重要になっている状況にあります。この意識改革ですが、旧態依然や前例踏襲の考え方からは、目指す意識改革は難しいと思います。小樽の社会状況を考えるとき、市民の目線に立ったさらなる改革の必要性があると考えます。根本となる意識改革について、どのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

次に、人材育成についてであります。

近年、価値観の多様化や市民ニーズの変化など、地方行政を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これらに対応するために、さらなる意識改革と、より一層の市職員の資質の向上が求められています。この点について、どのように行われてきたのか、今後どのような考え方で人材育成を行っているのか、具体的にお答えください。

さて、各分野での専門性を有したスペシャリストの育成も大事な視点であります。これは自己啓発だけでは難しいため、長期的な研修や専門的な研修が必要であり、投資的費用や時間も不可欠であります。この点についてはどのように考えられているのか、また専門性の視点からは人事についての考え方も部分的に見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、人事評価制度についてであります。

能力や業績を合理的に反映し、努力した者が報われる適正な評価により、職員の士気高揚と創意工夫を促し、最少の人員による効果的なマンパワーが発揮できるように、公正かつ客観的な評価ができる人事評価制度の早期実施が必要と考えます。

また、適材適所の人事配置のための自己申告制度の検討も含め、職員の意欲や努力の結果が反映された人材登用を目指すべきと思いますが、これまで試行段階として実施された人事評価制度の内容と課題や問題点及び今後の考え方についてお示しください。

次に、事務事業評価制度についてであります。

事務事業について、時代の変化や価値観の多様化の影響から、見直しや検討が適時に必要となってまいりました。そのような観点から、他都市では、市民の参加を含めた評価制度として、市民に少しでも理解を得る努力が行われております。本市でも試行が進んでいるようですが、事務事業評価制度の策定について、現在の状況と課題や問題点、そして今後の考え方についてお示しください。

次に、新エネルギービジョンについてであります。

我が国の新エネルギー施策の動向であります。石油危機によりエネルギー供給の脆弱さが浮き彫りにされたのを契機として、省エネルギー、石油代替エネルギーについてのさまざまな対策が行われてきました。石油代替エネルギー対策として、1980年に代エネ法、1997年には新エネ法が制定され、さらに今後のエネルギーを安定的かつ適切に供給するため、エネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用を拡大するとともに、化石エネルギー原料の有効利用を促進するエネルギー供給構造高度化法が2009年に制定されています。

東日本大震災以降、エネルギー政策の考え方が大きく変わり、再生可能エネルギーの利用促進が目まぐるしく進んでいるところであります。第6次小樽市総合計画の中の「5 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」では、「自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます」とあります。この自然エネルギーと再生可能エネルギーとは同義語と認識いたしますが、これらのエネルギー問題について、どのように認識されているのか市長の見解を伺います。

さて、エネルギー資源の問題や地球温暖化の問題は、日本だけでなく地球全体の課題であります。ま

た、これは同時に私たちが住んでいる小樽市の地域に直接かかわる問題であり、さらには私たちの生活や産業、教育など、地域の社会活動全てにかかわる課題であると考えます。これらの課題について、本市として地域の特性に適した新エネルギーの将来像や導入目標を示す「小樽市新エネルギービジョン」の策定を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

また、このための地域調査として、市の自然環境や社会環境、エネルギー需要構造、新エネルギーの既存量や利用可能量などの調査をできる限り早く進めることも提案いたしますが、あわせて見解を伺います。

次に、冬期特別生活支援事業（福祉灯油）についてであります。

最近の灯油価格は、昨年より高騰が続いている状況にあります。小樽市は、市内の燃料と生活必需品に関する平均小売価格調査を実施しており、その中の家庭用灯油小売価格の調査結果では、灯油1リットル当たりの平均価格は平成24年12月分89円、平成25年1月分93円、同年2月分では102円と、右肩上がりに上昇しており、実に4年半ぶりに100円を超えております。この家庭用灯油の高騰についてどのような認識を持っておられるのか、市長の見解を伺います。

2月13日付けの北海道新聞では、道保健福祉部によると、今年の冬、福祉灯油事業を計画したのは136市町村、道が1月末までに助成金の申請を受けた62件のうち、町村を除く市では小樽市を含む8市が申請し、苫小牧市などが実施を決めた。8市のうち、道に申請したものの実施を見送った自治体もある。後志総合振興局によると、後志管内では小樽を除く19町村で福祉灯油の実施を予定しているという内容の記事でありました。これらについて、どのような経過だったのか、また、どのように検討し、結論を導いたのか、市長の見解を伺います。

本市では、過去に2007年度、2008年度と2か年度にわたり、冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油事業を実施してきました。当時は、今以上に灯油価格が高騰し、また国の交付税や道の補助金により負担は少なかったことは事実ですが、一般会計においては、赤字の財政運営の途上の中での緊急的な判断の下、実施されたと認識しております。財政難は理解しますが、福祉灯油の見送りの結果はまことに残念であります。冬の生活必需品である灯油の価格変動には、もっと敏感であるべきだと思います。低所得者世帯への直接的な影響の大きさを考えると、今後の福祉灯油事業の考え方についてどのように検討されるのか、市長の見解を伺います。

次に、除排雪問題についてであります。

本市は道内でも比較的多雪地帯であり、地形的に山坂が多く道幅が狭いため、冬道状況は厳しい環境にあります。このため、市民が安心して快適な生活を送るためには、除排雪の対策が重要となっております。第6次小樽市総合計画の中にあります除排雪について、まず市長の見解を伺います。

さて、今年は、例年と比較して雪の多い状況であります。雪対策課から出された1月23日までの参考数値によりますと、平成24年度と平年並みであった19年度から21年度までの過去3か年度平均との比較では、累積降雪量は129パーセント、最深積雪深は173パーセント、累積積雪深では211パーセントとなっており、大幅に増加している状況であります。さらに、2月においても寒い日が続く、記録は着実に更新している状況であり、現在のこれらの数値についてお示しください。

次に、除排雪の見直しの考え方についてであります。

第6次総合計画の除排雪の施策の内容、「(1)効率的な雪対策の充実」とありますが、何をもちって効率的と考えるかが重要であります。雪の多い年は、特に早期対応が必要であり、その判断が求められますが、通常では限界に近いところまで状況を確認し、対症療法的に排雪をされているように思われます。限られた予算で対応するため、難しい判断であるとは理解しますが、排雪の方法、優先順位の考え

方や全体の中での除排雪レベルの見直しなど、今までを踏襲した考え方ではなく、人口の動向も含め、地域の実情を再確認した上で、さまざまな検討の上、見直しが必要と考えますが、これらについての見解を伺います。

次に、同総合計画の同施策の内容、「(3)雪たい積場等の拡充」であります。この中に「沿線未利用地などの雪置き場の確保に努めます」とあります。近年、人口減少とともに空き地が多く見られるようになっております。地域からの情報提供の協力や地権者の協力が得られるように、さらなる努力が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、通学路の安全対策についてであります。

ここ数年、全国で相次いで登下校中の児童・生徒が巻き込まれる痛ましい交通事故が発生している状況にあります。本市の道路は、全般として狭隘かつ坂道であり、さらに冬道では多くの歩道が堆積した雪のため使用できない状況であります。本市の通学路についてどのように認識されているのか、市長、教育長の見解を改めて伺います。

国土交通省では、国レベルの連携体制の強化のため、文部科学省、警察庁とともに、関係省庁連絡会議を設置し、地域レベルの関係機関による連携体制の整備の下、昨年8月までに通学路の緊急合同点検が実施され、その対策に向け具体的な検討が進んでいるようであります。

さて、本市の状況であります。この緊急合同点検について、いつどのように点検されたのか、また、その内容と対策についてどのように検討されたのか、具体的にお示しください。

他都市では、合同点検の内容として、路線名、通学路の状況や危険の内容、対策の内容などをホームページで紹介しているところもありますが、本市ではどのように検討されているのかお答えください。

また、通学路の安全確保について、今後どのように対応されていくのか見解を伺います。

次に、社会教育施設の今後の展開についてであります。

平成17年第4回定例会の総務常任委員会に提出、説明された新博物館基本計画(案)の中に、社会教育施設等の現状と課題及び今後の展開が示されておりました。現状と課題では、「本市においては、郷土に根ざした文化の保存・継承・創出などのため、博物館や文学館・美術館など多くの社会教育施設を有しているが、全市的な文化振興に向けた調査・研究や観光も視野に入れた事業の取り組みなどにおいて、施設間の連携が十分に発揮されていないことから、有機的なつながりの確保が必要とされている」という記述があり、社会教育施設等の今後の展開では、「市内に点在する社会教育施設において、市民ニーズに対応し、多くの歴史的遺産や資料を有機的、効果的に活用していくためには、各施設が情報を共有し、連携を密にして相互に調整を図り、調査・研究を効果的に進め、的確に情報を発信していく必要がある。このため、全体の拠点となる核施設を創設し、さらに、関連する施設の一元管理を推進してサテライト化を図り、学芸員・資料などの集約、専門性や相互の連携の強化を図っていく」という記述がありました。これら現状と課題、そして今後の展開についてどのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

さて、この基本計画の中には、この後に具体的に2項目があり、①の新博物館は総合博物館としてリニューアルされ、現在いろいろな企画も含め、施設運営が行われております。②では、「『新博物館』を中核とし、旧日本郵船(教育部)、手宮洞窟(教育部)、にしん漁場建築(経済部)、森の自然館(建設部)などの博物館関連施設の管理を一元化してサテライト化を図り、施設個々の特徴を活用するとともに学芸員等専門職員の知識情報を一層深め、生涯各期に応じた学習ニーズに対応できる体制を創る」との記述の内容であります。

そこで、何点か伺います。

にしん漁場建築、鯨御殿であります。北海道指定有形文化財であり、社会教育施設の観点からは教育委員会の所管であると思いますが、なぜ旧経済部所管になったのか、その後の経緯と経済部、現在の産業港湾部との連携についてお示してください。

また、同様に、建設部とのこれまでの連携についてお答えください。

博物館関連施設の管理を一元化してサテライト化を図るとありましたが、一元化のメリットと効果についてお示してください。

さて、第6次小樽市総合計画では、これらの具体的な計画内容が記述されておりません。この一元化してサテライト化を図る考え方や現在までの経過と今後の考え方について、教育長の見解を伺います。

次に、いじめ問題と不登校についてであります。

最近、いじめにより児童・生徒が自分の命を絶つという痛ましい事件が相次いでおります。未来ある子供たちが自殺するということは、理由のいかんを問わず、あってはならないことであります。いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであります。本市の小・中学校のいじめに関する状況はどのように把握されているのか、その内容についてお示してください。

また、最近の事件を受け止めて、教育委員会としてどのように各学校に対し、対応してきたのかお答えください。

次に、教育委員会の今後の対応についてであります。現状でもいろいろな対応をされていると思いますが、それらも含めどのように考えられているのか見解を伺います。

いじめの問題に関する教育委員会の指導方針はどのような内容になっているのか、また学校を通じてPTAや家庭に対し、周知や徹底をどのように行っているのか、また学校長や教職員に対する、いじめなどに関する研修や具体的な対応策の研究など、どのように検討されているのかお答えください。

次に、不登校についてであります。

いじめ等さまざまな要因で不登校になり、その対策で大変重要なことの一つに、早期対応があると言われております。本市では、この早期対応についてどのように実施されているのかお示してください。

本年1月、会派で明石市へ不登校対策について視察に行っていました。これは不登校予防のための早期対応システム「ストップ不登校あかし」で、明石モデルと言われているものであります。明石市教育委員会では、平成19年度、兵庫教育大学大学院井上雅彦准教授の指導の下、システム導入の研究と準備を進め、20年度からこのシステムがスタートしております。今年で5年目を迎えるところであります。年々有効性が認識されるようになり、具体的な結果として数字に表れているようであります。このシステムは、欠席1日目からの対応シートがあり、欠席日数に対して詳細にシート化され、わかりやすく具体的に記載されています。これらは、本市の対策にも十分参考になると思います。まず、小樽市教育委員会として小樽独自の不登校予防のための早期対応システムの策定を要望いたしますが、教育長の見解を伺います。

最後に、新・市民プール整備事業についてであります。

この新・市民プール整備事業については、これまでさまざまな議論がなされてまいりました。改めて計画の内容を確認しますと、第6次総合計画では、基本計画の「Ⅱ まちづくり5つのテーマ」の「1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の「4）スポーツ・レクリエーション」の中の主な事業として、新・市民プール整備事業が計画されているところであります。また、前期実施計画では事業概要として、「先進事例の調査。関係団体との協議。基本設計、実施設計」という内容が記述されており、実施年度として平成23年度から25年度となっており、最終年度を迎えようとしている状況

にありました。

2月27日の本会議におきまして、教育長は教育行政執行方針を述べられ、その中で新・市民プール整備事業について発言されておりました。それは、当面、事業の着手を見送るという内容でありました。これまで前期実施計画の事業概要に即して取組を行ってきたと思いますが、これまでの経過についてお示してください。

本市が財政難であるということは十分理解しておりますが、総合計画の中に基本計画として掲載され、かつ前期実施計画にも記述されている事業を大きく変更する理由について、改めて伺います。

また、この整備事業の今後の考え方について、市長、教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、新年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてであります。平成25年度予算編成に当たりましては、地方交付税が削減されるなど大変厳しい財政状況の中、最優先課題である真の財政健全化を念頭に置き、事業の厳選や職員給与の削減などを続ける一方で、学校再編に伴う校舎等の改築や新学校給食共同調理場の建設、保育所の建設など、本市の将来を見据えた諸課題へ対応するための事業や防災対策、経済・雇用対策を重点施策と位置づけて予算編成したところであります。

次に、前年度予算比較による市税の増減理由についてですが、固定資産税及び都市計画税については、現年度分で主に地価の下落等により約1億円、滞納繰越分で平成24年度決算見込みに基づく算定結果により、約2億円の減と見積もったところであります。

また、たばこ税につきましては、今定例会で7,000万円の増額補正を計上したとおり、平成24年度当初予算と比べ増額となる見込みであることや、地方税法の一部改正に伴い、25年度課税分から市町村分のたばこ税率が変更となることから、増額と見積もったところであります。

次に、市税の滞納対策についてですが、これまでも電話や文書による催告や臨戸訪問だけでなく、財産調査の上、預貯金などの差押えを行うとともに、インターネット公売による差押え財産の換価や北海道による直接徴収を実施してきたほか、平成24年度からは滞納状況に応じて柔軟に対応するため、収納担当課の組織を係制からグループ制に変更し、収納体制の強化を図ったところであります。今後とも他都市の事例なども参考にしながら、滞納対策を図ってまいります。

また、市税の増収対策についてですが、市税収入全体の増加につなげるには、地域経済を活性化させることが重要なことから、今後とも中小企業の振興や市内産業の活性化に努めるとともに、企業立地の促進にもなお一層努力してまいります。

次に、平成25年度当初予算の市債についてであります。借入額約62億9,000万円を予算計上したところであり、借入利率を1.5パーセントと設定した場合、元利償還金総額は約71億8,600万円となります。なお、償還期間は市債の種類によって異なりますが、平成25年度借入予定の市債は5年から25年となります。また、償還額は平成29年度から35年度の7年間で最大となり、年約6億1,500万円と試算しております。

次に、財源対策に対する考え方についてであります。平成24年度及び25年度の予算編成の状況を

考慮しますと、26年度以降の予算編成に当たっても10億円前後の財源不足が見込まれるところであり、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない財政構造にあります。このため、今後の中期的な収支状況を見通す中で、財源対策として財政調整基金を有効に活用していくとともに、これまでの行財政改革における歳出削減や歳入増への取組を継続していくことにより、収支を改善し、毎年度の予算編成に当たっていききたいと考えております。

次に、平成24年度一般会計の決算の見通しについてであります。除雪費のさらなる増額の懸念はあるものの、現時点において収支は均衡しておりますことから、個々の項目の具体的な見込みをお示しすることはできませんが、今後、例年どおり歳出に一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字は確保できるものと見込んでおります。

次に、平成25年度一般会計歳出予算の経費別の減額要因についてであります。人件費につきましては、定年退職者数の減少による退職手当の減などによるものであります。公債費につきましては、市債の償還額の減、繰出金につきましては、住宅事業特別会計で公債費が大幅に減少したことなどが主な要因であります。

次に、建設事業費の算出の考え方についてであります。先ほどもお答えいたしました。学校再編に伴う校舎等の改築など、将来を見据えた諸課題に対応する事業や優先的に取り組む事業を、後年度負担となる市債の発行額も念頭に置きながら厳選したところであります。

次に、一般会計から特別会計等への繰出基準についてであります。繰出基準は、毎年度、総務省からの通知により、一般会計が負担すべき経費区分等が示される所であり、その経費の所要財源については、原則として、地方財政計画に計上され、普通交付税の基準財政需要額への算入や特別交付税を通じて、財源措置されているところです。本市の繰出金の考え方は、原則として国の基準を参考としているところであり、今後とも国の基準の見直しがあれば、その都度検討してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化に向けた計画の策定に当たり重要視した点と数値算定の考え方についてであります。財政健全化に向けた計画は、現在、中期的な財政収支見通しとして策定作業を進めております。この収支見通しでは、限られた財源の中で財政の健全性を確保し、持続可能な市政運営を行っていくことが重要な視点になるものと考えております。

また、歳入、歳出における各項目の算定につきましては、地方交付税や社会保障制度など、国の動向や今後の経済情勢に大きく左右され、また不透明な部分も多く、見通すことは非常に難しい状況にありますが、平成25年度当初予算をベースとして、現段階で捕捉し得る限りでの情報やこれまでの推移を基に試算しているところであります。

次に、さらなる選択と集中についての考え方ですが、財政健全化に向けては、これまでの行財政改革における取組を引き続き行っていかなければならないと考えており、また本市の将来を見据えた諸課題にも対応していかなければならないものであり、事業効果と優先順位をしっかりと見極めながら、今後とも選択と集中の観点で市政運営に当たっていききたいと考えております。

次に、平成25年度予算案の重点施策に関し、防災対策関連について何点か御質問がありました。

まず、防災訓練の予定や行政の役割などについてであります。昨年は、海岸線を有する各町会等が主体となって実施する津波避難訓練において、市は、訓練内容の提案のほか、図上訓練や災害時要援護者の参加などの支援を実施してまいりました。来年度につきましては、今年度に津波避難訓練を実施した以外の地域へ呼びかけをし、同様の避難訓練を行うほか、北海道との共催により土砂災害に対する警戒避難訓練の実施も予定しております。

また、市の役割としましては、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日ごろから具体

的な備えを実践することや、災害時にみずから何をすべきかについて考える機会をつくることと考えております。このため、新たに津波浸水シミュレーション映像を購入し、訓練の一部に取り入れるなど、訓練内容を工夫するとともに、日ごろから町会等との連携を図り、またホームページや広報誌などによる各種防災情報の発信とあわせて、地域住民の防災意識の向上や防災訓練への積極的な参加を進めてまいりたいと考えております。

次に、耐震化にかかわる上下水道施設整備事業費7億4,000万円の内訳についてであります。上下水道施設の送水管や配水管の整備に1億8,000万円、配水池の築造などに2億4,000万円、下水道施設の汚水管整備に1億9,000万円、処理場などの整備に1億3,000万円を計上しております。

次に、上下水道施設の耐震対策についてであります。配水管の耐震化は全体延長96.5キロメートル、総事業費約50億円を見込んでおり、平成25年度までに28.6キロメートル、進捗率は約30パーセントとなり、小樽市上下水道ビジョンの目標年度である30年度までに35.3キロメートルを整備する予定であります。

また、処理場など耐震化が必要な下水道施設は29か所であり、総事業費は、耐震診断を行っていない施設があるため算出しておりませんが、ビジョンの目標年度である平成30年度までに予定していた5か所については前倒しして、25年度までに整備を終える予定であります。今後も引き続き、市民生活のライフラインである上下水道施設の耐震化を計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、市庁舎の建替えについてですが、その必要性は高いとの認識は変わっておりませんが、本庁舎の建設には、その事業費の4分の3は起債で賄うとしても、少なくともその4分の1については基金等の財源が必要となりますので、まず資金面でのめどをつけることが欠かせないものと考えております。今後、市立病院の建設や学校耐震化などの大型工事が続き、さらには地方交付税の減が見込まれる中で、財政調整基金を取り崩している現状では、基金積立てのめども立たない状況にありますことから、これら大型工事の進捗状況も見据えながら、建替えに向けた諸課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、経済・雇用対策関連について、何点かお尋ねがありました。

まず、「小樽産品」販路拡大支援事業の内容と効果についてであります。事業内容は大きく三つに分かれております。

一つ目は、市内企業が道外での大規模な展示会へ出展する際に支援する事業であり、食料品製造業の販路拡大と新たな販路開拓に効果があるものと考えております。

二つ目は、小樽物産協会が小樽単独物産展等の道外百貨店での新規会場開拓をした場合に支援する事業であり、市内中小製造業の販路拡大に効果があるものと考えております。

三つ目は、小樽単独物産展等でのセレクトショップの展開事業であり、市内にはよい商品がありながら自力出展が困難な中小零細の製造業者も多いことから、小樽産品のセレクトショップを展開することにより、それら製造業の販路拡大に効果があるものと考えております。

この事業では、本市の強みである食料品製造業の国内での販路拡大に力点を置くことで、中小零細企業も含めた市内企業の売上増につなげ、市内経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽ブランド力推進事業についてであります。初年度の取組といたしましては、改良する既存商品のピックアップをするとともに、道内外の物産展において小樽産ニシンを使った水産加工品や後志産トマトを使ったトマトジュースなどの試食販売とアンケート調査を実施の上、消費者ニーズを企業にフィードバックし、商品改良に結びつけております。

また、現在、市内企業数社において新商品の開発を進めており、随時販売実験を行っていくほか、地域ブランド視察研修や市内企業を対象としたセミナーの開催を予定しております。

今後の考え方についてであります。引き続き既存商品のブラッシュアップや新商品の開発を進めることで、一つでも多くの成功例をつくり上げ、地場産業の振興に努めていきたいと考えております。

次に、地場企業に対する相談体制についてであります。産業港湾部では新規創業や制度融資、国等の助成制度など、さまざまな相談業務に対応しており、案件に応じて関係機関と協議しながら適切なアドバイスを行っております。御提言の企業が利用しやすい総合的な相談体制の構築につきましては、小樽商科大学や北海道職業能力開発大学のほか、小樽商工会議所、日本政策金融公庫や関係機関との連携を一層図りながら、それぞれが持つ機能や制度等をさらに有効に活用できる体制づくりに向けて協議してまいりたいと考えております。

次に、新卒未就職者等の地元定着を目指した地域人材育成事業についてであります。この事業は新卒未就職者等を定職につかせるため、ビジネスマナーなどの就業に必要な基礎知識や販売、営業、サービス等の実践能力を講義や実習により習得させ、地元企業が求める人材を育成することで、地元で就労定着させることを目的とした事業であります。

また、地元企業とのマッチングにつきましては、この事業の中では事業所実習を期間中、2ないし3回予定しておりますので、その実習の中で地元企業の仕事内容等について、より深く理解を深めることができるものと考えております。

次に、新規学卒者を採用する企業を増やすための対策についてであります。雇用の創出を図るためには、重点施策として掲げている観光客やクルーズ客船の誘致推進による交流人口の拡大や、起業支援や企業誘致推進による新たな働く場の創出、地場企業支援による既存企業の底上げなどのさまざまな経済対策を実施し、地元企業の活性化に向けた支援を行うことで、地域経済を活性化することが何より重要であると考えております。

次に、商店街対策における研修など、新たな視点でのソフト面での対策についてであります。市では平成21年度から中小企業基盤整備機構の協力を得て、商業のノウハウを学ぶ研修である小樽商人塾を起業希望者のほか既存の商業者も受け入れ、毎年実施しております。

また現在、花園銀座商店街では、国の補助制度を活用しながら、東京からコーディネーターを招き、商店街の新たな魅力発見・構築に向けた調査分析事業を実施中であり、市としても商店街活性化事業助成により支援しております。今後、商店街にとりましては、研修や将来計画の策定といったソフト面での新たな対策がますます重要となるものと予想されますので、市といたしましても、関係機関との連携を図りながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案について、何点か御質問がありました。

まず、優遇制度の活用件数についてであります。現行条例を平成18年に制定し、企業誘致に取り組んできており、今年度の申請を含め、これまで30社の企業が優遇制度を活用しております。

また、これに伴う経済効果といたしましては、工場等の設備投資や雇用創出、さらには操業企業による市内企業への取引の拡大など、市内経済への波及効果があったものと考えております。

次に、条例改正に至った理由についてであります。現行条例の施行後、国内外の社会経済の情勢が大きく変化する中、より戦略的な企業誘致の推進や、これに加えて既存企業に対する支援も求められており、企業ニーズを捉えた効果的な優遇制度にすることが必要となったことから、条例を見直すことに至ったものであります。

次に、条例改正の狙いについてであります。この条例改正により、本市への立地をより一層促すとともに、既存企業に対しては新たな設備投資の促進や市外への移転防止を主な狙いとして考えておりま

す。

次に、条例改正における他都市との比較についてであります。道央圏での比較で申し上げますと、課税免除期間の延長により優位性を確保できること、課税免除限度額が最も手厚くなること、空き工場の活用における優遇策が本市独自の施策であることなどが他都市との比較における本市の優位性として挙げられます。

次に、東京での企業立地トップセミナー後の取組についてであります。新年度においては、参加企業に対してできる限り私みずからが訪問し、直接お会いし、お話しする中で、本市への企業誘致の可能性を高め、1社でも多くの企業が本市に立地していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、セミナー参加企業に対する具体的なアピールについてであります。本市の立地優位性といえますのは、港湾、高速道路、JRなど物流アクセスの利便性のほか、大消費地の札幌市に隣接している魅力や、労働力を確保しやすいことなどが挙げられます。また、本市の知名度を生かした小樽ブランドの活用は言うまでもなく、加えて地震などの災害リスクが低い地域であることも、本市の優位性の一つであると考えております。

なお、企業ニーズと本市の優位性との関係についてであります。企業の立地選定における優先条件は、物流アクセスの利便性や大規模市場への近接性などであり、本市の優位性はこれらの企業ニーズに十分対応できるものであり、今後ともこの優位性を最大限にPRしながら企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致における人的投資の考え方についてであります。民間人の登用や東京事務所における誘致担当職員の増員については、厳しい財政状況の背景から、直ちに配置することは難しい状況にあります。営業力の強化は重要であると認識しておりますので、今後とも私が先頭となり、本市に関係するあらゆる人脈を活用する中で、職員が一丸となり、オール小樽で誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政改革について何点か御質問がありました。

まず、意識改革についてであります。これまでも職員の意識改革や資質向上を図るために、小樽市職員研修規程や平成19年に策定した小樽市人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実に努めてまいりました。

また、人材育成基本方針には、目指すべき職員像として「倫理観・使命感」「市民の目線」「行政のプロフェッショナル」「チャレンジ精神」「コスト意識・スピード感」の五つのキーワードを掲げております。この目指すべき職員像は、全ての職員が自己形成、自己実現の目標とすべきものであり、これらを念頭に置き、市民や組織にとっての大切な財産となる「人財」へと変革してもらいたいと考えております。

次に、人材育成についてであります。これまで職員の意識改革や資質向上のために職員研修規程に定める基本研修をはじめ、専門性を高める特別研修や派遣研修など、各種研修の実施を基本に進めてまいりましたが、平成19年度以降は、小樽市人材育成基本方針において基本理念や目指すべき職員像などを定め、その実現に向けて、新たな研修を取り入れるなど、充実に努めてきております。今後は、限られた人材で時代の変化や住民ニーズの多様化に対応していく必要があることから、コーチング研修など、時代に合った適切な研修を行い、人材育成に努めていく必要があるものと考えております。

次に、スペシャリストの育成についてであります。本市においては、職場での日々の業務による研さんや各職場で実施する研修、さらには北海道や市町村アカデミーなど、道内外への研修派遣を行っており、これらの研修等を通じて職員のスキルアップを図り、税務や福祉、法令等の専門知識を有する職

員の育成を図っております。

人事配置に当たりましては、これまでも特に専門性の高い職場では職員の配置期間を長くすることや経験年数の長い職員を配置してきており、今後もこのような視点から、職員の配置に配慮してまいりたいと考えております。

次に、これまで管理職を対象として実施した人事評価制度の試行の内容や今後の考え方についてであります。平成19年度の試行は3か月間、21年度は半年間、能力評価のみを実施いたしました。これらの試行後に実施したアンケート調査では、「目標設定をしないで実施したため、自己評価が難しい」「部署ごとに業務や配置人員の能力に濃淡があるため、評価にばらつきが出る」「人事評価のための仕事になるのではないかと心配する」などの意見が寄せられたことから、この間、評価のばらつきをなくすことなどを目的とした研修を実施し、制度についての理解を深めるよう努めてまいりました。平成25年度は、管理職を対象に期間を1年とし、これまで行ってきた能力評価のほか、職員との面談により設定される目標の達成度を評価する業績評価を加え、試行として実施したいと考えております。

次に、事務事業評価制度についてであります。今年度は試行として実施し、担当部が自己評価を行う「一次評価」、庁内会議で評価を行う「二次評価」を経て、現在、評価結果の取りまとめを行っているところであります。今年度の課題や問題点といたしましては、各部が作成する評価調書を簡略化することにより、作業負担の軽減を図りましたが、結果として評価を行う際の情報量が不足したこと、また限られた事業を評価対象としたことから総合的な評価が困難であったこと、さらには二次評価作業が予算編成時期と重なったことから、新年度予算に反映させるための検討時間が十分でなかったことなどが挙げられます。

今後は、この評価制度の活用を進めることにより、日常業務におけるP D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションというところでございますが、サイクルを定着させ、継続した業務の改善と職員の目的・成果・コスト意識の醸成を図るとともに、評価結果がその後の予算や事業に効果的に反映されるような仕組みづくりが重要であると考えておりますので、来年度におきましても、ただいま申し上げました課題などを改善しながら、より効果的な評価制度の構築を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンについて御質問がありました。

まず、再生可能エネルギーについての認識ですが、昨年からの固定価格買取制度が開始され、エネルギー資源の枯渇や地球温暖化対策、またエネルギー源の分散化や自給率の向上、経済成長実現のための手段の一つとして、再生可能エネルギー導入拡大の重要性がますます高まっていることから、再生可能エネルギーの推進は必要なものと考えております。

次に、新エネルギービジョンの策定と地域調査についてですが、このビジョンは地域の特性に適した新エネルギーの将来像や導入目標を示し、今後のエネルギー政策の方向性を明らかにするために策定するものと認識しております。本市としては、現時点ではビジョンの策定は予定しておりませんが、地域の再生可能エネルギーの推進に向けた取組を行っていかねばならないと考えておりますので、その前提となる新エネルギーの賦存量や利用可能量などについて、今後、他都市の事例などを参考に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、冬期特別生活支援事業について何か御質問がありました。

初めに、灯油価格の認識についてであります。申し上げるまでもなく、灯油は市民の生活必需品の一つであり、特に冬季には暖房の主要燃料として欠かせないものであります。長く続いております灯油の高騰は、当然、市民生活を圧迫する大きな要因であり、灯油の価格が早期に適正な価格となるよう強

く望んでいるところであります。

次に、福祉灯油に係る北海道の補助金申請等の経過についてであります。昨年9月、当時の灯油価格が1リットル80円台でありましたが、福祉灯油実施の可能性を考慮し、補助申請を行ったところであります。しかしながら、本年2月の時点において、特別交付税措置や北海道の補助金の限度額拡大等の財政支援の動きがなかったことなどから、昨年12月の厚生常任委員会において報告しました福祉灯油を実施しない方針を継続したものであります。

次に、今後の福祉灯油の考え方についてであります。灯油の高騰が市民生活を圧迫していることは十分承知しておりますが、現在の本市の財政状況等を鑑みますと、国等の相応の補助を得られない中、市が単独で事業を実施することは実質的には困難であり、これまでどおり財政支援の動きや本市の財政状況、又は他都市の動向などを勘案し、実施についての判断をしてみたいと考えております。

次に、除排雪問題について何点か御質問がありました。

まず、総合計画にある除排雪についてであります。本市は、議員も御指摘のように多雪地域で、特に今冬のように例年以上に寒さが厳しく積雪が多い年は、除排雪にも大変苦勞しているところであります。これまで除排雪体制の強化や適切な路面管理、さらには関係機関との連携強化などに努めてまいりましたが、今後とも広く市民の皆さんの御意見を伺いながら、安全で快適な冬の生活を確保していかなければならないものと考えております。

次に、現在の累積降雪量などについてであります。2月27日現在の累積降雪量は529センチメートル、最深積雪深は149センチメートル、累積積雪深は7,515センチメートルで、平成19年度から21年度の過去3か年の平均値と比較して、それぞれ108パーセント、142パーセント、171パーセントとなっております。

次に、排雪の方法の見直しなどについてであります。毎年地域ごとに除雪懇談会を開催し、市民の皆さんからの御意見や御要望を伺った上で、地域の実情を勘案しながら除排雪計画を作成しております。しかしながら、除排雪レベルの見直しにつきましては財政的な制約も大きく、難しい問題でありますので、排雪の方法や優先順位などとあわせて、今後とも引き続き検討してみたいと考えております。

次に、雪堆積場の拡充についてであります。毎年、道路沿線における未利用地などを雪堆積場として利用できないか、情報収集に努めております。今年度は蘭島地区において、民間所有者の御厚意により、新たに1か所、雪堆積場を確保しており、今後とも地域の皆さんに対して未利用地に関する情報提供を呼びかけるなど、雪堆積場の拡充に向けて努力してみたいと考えております。

次に、通学路の安全対策について何点か御質問がありました。

まず、通学路についての認識についてであります。本市は山坂が多く、古くからまち並みが形成されてきたことから、道幅が狭く、急坂な道路が多くあります。通学路においても、歩道がない道路や歩道があっても幅員が狭く、歩道除雪が困難な道路が多い状況にあります。

次に、合同点検での路線名などの公表についてであります。国土交通省より平成24年11月13日付け事務連絡により公表を行うよう通知が来ておりますので、本市においても年度内の公表に向けて、各道路管理者、公安委員会及び教育委員会と調整しているところであります。

また、通学路の安全確保についてであります。合同点検において、対応が必要とされた箇所については順次安全対策を行ってまいります。

新・市民プールについて御質問がありました。

まず、総合計画に掲載されている事業を大きく変更する理由についてであります。平成21年2月に総合計画を策定後、東日本大震災が発生したことにより、防災対策が喫緊の課題となっており、避難所

の環境整備や公共施設の耐震化など、市民生活の安全・安心を守るための取組に優先的に対応していかなければならないほか、済生会小樽病院の移転に伴う夜間急病センターの建設、大型クルーズ客船に対応する港湾整備、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理など、早期に取り組まなければならない課題が発生し、計画策定時に想定できなかった新たな財政需要に対応していかなければならない状況にあります。

一方、本市の財政構造は、平成22年度以降、実質収支が黒字に転じているものの、毎年度の予算編成では、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあります。このため、今後の財政運営を考えた場合、限られた財源の中で選択と集中の視点に立って、事業の実施を判断していかなければならないことから、新・市民プールにつきましては、当面、事業の着手を見送ることとしたのであります。

次に、今後の考え方についてであります。先ほどお答えしたとおり、まずは市民の安全・安心を守るための事業などに優先的に取り組まなければならないと考えておりますので、新・市民プールの整備につきましては、今後の社会情勢や財政状況を見極めながら判断したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

通学路についての認識についてであります。本市の道路は起伏が激しく、道路幅が狭く、また歩道が整備されていない道路が多く、特に冬期間の歩道の確保が難しい状況にあり、通学路の安全対策は重要な課題の一つであると認識しております。

次に、緊急合同点検についてであります。昨年5月に道教委が独自に実施した通学路の交通安全点検・確保に関する調査の結果、小学校17校で危険と感じている、又は道路管理者や警察に対して改善を要望しているなど、48か所を報告したところであります。

その後、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して緊急合同点検を実施することとなり、改めて調査を行ったところ、14校で歩車道の区分がない、道幅が狭い、信号機や横断歩道がないなど、40か所を報告したところであります。この報告に基づき、7月から8月にかけて3日間、学校、保護者、地域住民、道路管理者、警察署、市の生活安全課、市教委が参加して現地調査を行い、最終的に30か所の対策を行うこととなり、小学校、警察署、道路管理者がそれぞれの所管事項について対策を講ずることとしております。小学校については、PTAによる看板の設置や地域ボランティアによる見守り、安全マップなどによる危険箇所の周知などを行うこととしております。

次に、社会教育施設の現状と課題、そして今後の展望についてであります。平成17年度に新博物館基本計画を策定した段階では、旧博物館、青少年科学技術館、旧小樽交通記念館を統合し、鯨御殿などその他の施設を一元的に管理するサテライト化を計画いたしました。平成19年に総合博物館が開館し、その際、旧博物館を分館とし、その後、21年に旧日本郵船株式会社小樽支店、手宮洞窟保存館の一元的管理を行い、今日に至っております。しかし、観光施設である鯨御殿と公園施設である森の自然館につきましては、施設が離れていることや設置目的が異なることなどの事情から、日常的な業務としての関連性がなく、現在に至るまで一元的管理に至っていない状況にあります。

今後、鯨御殿は観光施設として、森の自然館は公園施設として、それぞれの設置目的に沿って運営され、必要に応じて情報交換をするなど、実情に合った対応が望ましいと考えております。また、総合博物館としては、社会教育施設である図書館や文学館、美術館との連携強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、鯨御殿を旧経済部が所管することとなった経緯についてでございますが、もともと泊村にあった旧田中家漁場の母屋を昭和33年に北海道炭礦汽船株式会社により、同社の創立70周年記念事業として現在地に移築したものでございます。当時この建物は、祝津を中心に開催されていた北海道大博覧会の観光客休憩施設として利用され、その後、昭和35年に市が寄贈を受け、宿泊施設、観光施設として利用されてまいりました。小樽運河を中心とする観光が盛んになる以前は、祝津の水族館と鯨御殿が小樽を代表する観光施設であったため、現在も観光施設として産業港湾部が所管しているものであります。産業港湾部との連携についてであります。現在の指定管理者による管理体制になってからは、パンフレットの構成や内容のチェック、展示資料の解説文作成や資料貸出しなどの支援を行っております。

次に、長橋なえぼ公園についてであります。その前身は明治26年に道庁林務課によってつくられた、往時の苗畑を残すものとしては道内で最古の苗圃であります。昭和60年、苗圃としての役割を終えた後、道から市に譲渡され、小樽市中心部に近い広大な緑地として公園整備を行い、建設部の所管になったものであります。公園整備当時、総合博物館としては、自然館に展示する昆虫標本などの提供を行った経過がありましたが、現在は昆虫採集、キノコ採集などのフィールドとして利用させていただいております。

次に、一元的管理のメリットと効果についてであります。平成19年に旧博物館、科学館を交通記念館跡地に統合し、21年には教育委員会から文化財担当業務を総合博物館に移管するとともに、旧日本郵船株式会社小樽支店、手宮洞窟を総合博物館が一元的に管理を行うものとしたものであります。これらの施設については共通入館券を発行し、利用促進を図ることや、社会教育施設として教育普及事業のバリエーションが増えるなどのメリットはありましたが、鯨御殿、森の自然館については観光施設、公園施設としてそれぞれの設置目的が違うことなどから、一元的管理の効果は期待したほど得られなかったものと思われま。

次に、今後の考え方についてであります。先ほども触れましたが、総合博物館としては旧日本郵船株式会社小樽支店、手宮洞窟保存館は今後も一元的管理を継続してまいりますが、鯨御殿と森の自然館は、それぞれの設置目的に沿って運営されることが望ましく、今後とも両方の交流を図っていくことにしたいと考えております。

また、総合博物館としては、社会教育施設である図書館とは資料の相互活用、文学館、美術館とは旧国鉄手宮線を軸とした魅力ある事業展開など、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の小・中学校におけるいじめ状況把握についてであります。いじめにつきましては、各学校におけるアンケート調査や面談、教員の気づき、生徒からの訴え、保護者による学校や教育委員会への通報などにより把握しております。学校でいじめを認知した場合は、関係者から事情を聞くとともに、改めてアンケート調査などを行い、事実確認を行っております。

次に、最近のいじめにかかわる事件以降の対応についてでございます。文部科学省では、いじめによる生徒の自殺を受け、平成24年9月に緊急調査を行ったところであります。その結果、本市においては、小学校で5件、中学校で20件のいじめが報告され、直ちに学校に連絡し、解決に向けた取組を行ったところ、現在これらは全て解決しております。その後、12月の定例の調査では小学校16件、中学校19件のいじめが報告され、そのうち小学校11件、中学校で18件が解決しておりますが、小学校で5件、中学校で1件については、現在、継続して指導を行っております。いじめを認知した学校では、本人や他の児童・生徒、又は保護者と面談を行い、事実の把握に努め、事例によっては教育委員会に報告することとし、教育委員会では個々の事例により、必要な指導・助言を行っております。

次に、教育委員会の今後の対応についてであります。教育委員会では、いじめは、どの子供にも、

どの学校でも起こり得る問題であり、子供たちにはいじめは絶対許されない行為であるということを徹底的に身につけさせることが重要であると考えております。また、子供たちがいじめに遭った場合に、気軽に相談できる体制を整えることが大切であり、教育研究所に電話による相談窓口を設置するほか、スクールカウンセラー5名を中学校に配置するとともに、1名を教育委員会内の相談室に常駐することなどの対応を行っております。平成25年度は、教育研究所に心理カウンセラーの資格を持った職員を1名配置し、早期発見・早期対応に向けた体制の整備を図ってまいります。

次に、いじめ問題に関する教育委員会の指導方針についてであります。いじめ問題への対応は、まずは学校において日ごろの授業や校内での生活の様子から子供たちの状況を把握しておくこと、保護者との信頼関係を築いておくことを前提として、子供たちの変化を見逃さずに早期発見することが最も大切であると考えております。また、いじめが発生した場合には、スピード感を持って家庭と学校、教育委員会が連携を図り、早期解決に向け全力で取り組むことが重要であると考えております。

次に、各家庭への周知についてであります。教育委員会では、いじめ問題の解決には家庭との連携・協力が欠かせないことから、いじめ発見のチェックポイントや相談窓口の周知を内容とする保護者向けのチラシ「すこやかな成長を願って」を作成、配付し、保護者にいじめに対する関心を持ってもらう取組を行っているところであります。また、昨年10月には小樽市PTA連合会と共催で、いじめ防止キャンペーンの一環として、「『思春期の親子関係』～いじめのサインを見逃さないために～」と題した講演会を開催し、いじめ問題に対する意識啓発を図ったところであります。

次に、教職員の研修などについてであります。教育委員会では、これまでいじめの未然防止に向けて、豊かな心の育成を図る道徳教育研修講座や、ネットいじめに対応する情報モラル研修講座などの開催を行ってまいりました。昨年11月には、実際に中学校であったいじめの事例を題材に、未然防止に向けた取組や発生後の組織的な対応などについて、グループ討議を行う実践的なワークショップ形式のいじめ問題対策研究会を開催いたしました。今後もこのような実践力を高める研修会を開催するなど、教員の資質・能力の向上に努めてまいります。

次に、不登校への対応についてでございます。文部科学省では、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあって、年間30日以上欠席した状況を不登校としておりますが、各学校では児童・生徒が無断で欠席した場合には、電話や家庭訪問を行い、子供の悩みなどをしっかり聞き取り、登校できるよう手だてを講じております。引き続き7日以上欠席した児童・生徒がいる場合には、教育委員会に欠席状況報告書を提出することとなっており、教育委員会では、個別の児童・生徒の状況を確認し、個々の対応について指導・助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや児童相談所など関係機関との連絡・調整を行っております。

次に、小樽独自の不登校予防のための早期対応システムの策定についてであります。私としては、不登校を予防するためには、早期発見・早期対応が効果的であると考えておりますので、学校における不登校への対応については、全ての教員が共通した指導をできるように対応マニュアルの作成に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プール建設の検討経過などについてであります。建設場所については、市有地を活用し、小樽公園周辺など、市内中心部で一定の駐車場スペースを確保すること、また建物の建設に当たっては、建設コストやランニングコストを極力抑えることや、効率的な管理・運営を行うことなどの方向で調査検討を行ってまいりました。これらの検討を踏まえ、プール単独での建設は、建設コストやランニングコスト、管理運営経費が多額にかかることもあり、学校プールとして建設し、市民プールとして活用する方式が最も効率的であるとの判断から、山手地区統合校の基本設計に学校プールを盛り込む

ことを前提とした計画について、市長部局と協議を進めてきたところであります。

平成25年度予算要求に当たり、教育委員会としては、学校給食共同調理場の建設、学校の改築・耐震化工事に加え、旧日本郵船株式会社小樽支店の調査工事など、早期に取り組まなければならない工事が山積しており、また本市の財政が大変厳しい状況にあることから、当面、新・市民プール整備事業の着手を見送ることとしたものであります。

最後に、新・市民プール整備事業の今後の考え方についてであります。私とすれば、学校の改築や耐震化工事及び旧日本郵船株式会社小樽支店の調査工事の結果などを見極めるとともに、本市の財政状況も勘案しながら、事業の進め方について市長部局と相談をしてみたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 10番、高橋克幸議員。

**○10番(高橋克幸議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

企業誘致についてです。

本質問の中で、企業誘致について、人的投資の考え方を市長に提案いたしました。要するに営業力の強化という意味で、市長は民間企業出身ですので、営業力については十分認識をお持ちだと思います。そういう意味で、先ほども御答弁がありましたけれども、市長みずからが脈のある企業を一社一社訪問するのだというのは大変力強い姿勢だと思いますし、評価いたしますけれども、いかんせん市長はお忙しい方ですから、それはとても無理があると思いますし、限界があると思います。

そういう意味で、確かに財政難であることはわかりますし、すぐに人的投資できるとは思いませんけれども、昨年、東京で企業立地トップセミナーをやられて、それなりの手応えはお持ちだと思います。そういう中で、そういうある芽を下地調整したり、協議をしたり、営業力の継続をしたり、強化という面から考えると、どうしても人が必要になるだろうと私は思います。そういうことで、小樽市の経済対策として大きな柱の一つであるわけですから、せっかく市長がそこまで力を入れて糸口ができたとしても、他市にとられたり、違う方向に行ったりしてしまうと、本当に今までの苦勞が報われないといえますか、せっかくの市長の考え方が踏襲されないことは非常に残念だと思います。

そういう意味で、新たに人的投資できないのであれば、現有人員の中から可能な限り、例えば点から線にするように定期的な出張をしていただくとか、長期的な出張のあり方を見直すとか、東京事務所の一時的な人員の補強をするとか、それほどお金をかけないでできると思うのです。そういう意味で、私は、この平成25年度、せっかくこの条例改正まで行って、なおかつ昨年度のトップセミナー、そして今年度も行われるトップセミナーを考えると、営業力を重視しようという市長の考え方からいけば、やはりそれをフォローアップする人がいなければ、どうしても中途半端になると思いますし、なかなか成果は出づらと思うのです。そういう意味で、市長の任を受けてしっかりと営業力強化という面で対応できる体制、考え方を私は至急つくるべきだと思いますので、再度御答弁をお願いします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 高橋議員の再質問にお答えします。

私は、冒頭いろいろと経済問題あるいは雇用の問題ということで話をさせていただきました。しかし一方では、財政の健全化ということについても話をさせていただきました。

今回、人的な配置については、一つはやはり財政の問題から考えたところであります。それで、今年度、東京での企業立地トップセミナーをさせていただきました。それから、平成25年度は大阪での企業

立地トップセミナーもさせていただきたいと思ひますし、先ほど答弁いたしましたように、私自身が昨年の東京での企業立地トップセミナーに参加いただいた企業を訪問してまいりたいということであります。しかし、私も35年間、民間企業に勤務しておりまして、やはり営業の大事さとか、営業の効果といいますか、そういったことは十分承知してございますので、次年度、私自身が企業立地トップセミナーを進めていく中で、あるいは大阪での企業立地トップセミナーを進めていく中で、検討してまいりたいと思っております。

確かに財政が厳しいという問題はありますけれども、それ以上に企業誘致ができる、企業が小樽に来てくれるということであれば、それを越える効果があると思ひますので、そういったことについては検討していきたいと思っておりますが、現時点ではなかなか厳しいということしか申し上げられませんが、私が企業訪問を進めたり、そういった状況の中で、検討していきたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（横田久俊） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 平成25年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

初めに、昨年12月に行われた衆議院議員総選挙の結果について所見を述べさせていただきます。

私は、3年半前の平成21年9月の第3回定例会で、歴史的な政権交代直後の9月2日付けの新聞に載った世論調査を引用して、選挙結果に示された有権者の意識と政権交代の意義について、そして、私たち民主党・市民連合の立ち位置について話をさせていただきました。

その内容を要約しますと、第1には、自民党に対する不満と民主党に対する不安、そのどちらを選ぶのかを迫られた有権者は、あの選挙において民主党を選択した点、第2には、そのアンケートでは7割を超える回答者が自民党に民主党に対抗するため政党として立ち直ってほしいと答えていることを念頭に置き、有権者の思いに応えるため、政権交代はやろうと思えばできるのだという段階から、政権が変わると政治の流れが変わる、そして政治の流れが変わると私たちの暮らしも変わるのだと実感してもらえるような政治が求められており、その期待に全力で応えていかなければならない点、そして第3には、国政段階での与野党の立場は180度変わりましたが、小樽の地においては市長与党の立場から、引き続き小樽市、そして小樽市民のため、小樽の将来を見据え、小樽市民の生活の実態から積極的に地方から声を上げていく、そういった立場を明らかにしました。

3年3か月の評価については議論の分かれるところですが、選挙結果に示された有権者の結論は、皆さん御承知のとおりであります。選挙結果ではとても合格点はいただけなかったわけですが、私は、無駄な公共事業を見直す、疲弊した地方を大切にす、不幸な人々を最小限少なくする、原発に依存しない社会の実現を目指していく、そういった目指した方向は0点ではなかったと考えております。

3年半がたち、選挙結果により国政における立場は再び変わりましたが、この小樽における私たちの立場と考え方は、何ら変わりがないことを改めて表明しておきたいと思ひます。

質問に移ります。

最初に、平成25年度予算編成に関して、何点か質問します。

小樽市の平成25年度予算は、一般会計約577億円、特別会計約350億円、企業会計約272億円で、3会計合計で約1,199億円になりました。自主財源である市税の減収、さらには地方交付税が削減される中、予算編成には苦勞されたのではないかと推察します。新年度予算編成において市長が最も力を入れた問題について、その思いを聞かせてください。

新年度予算の歳入では、市税について増減はありますが、合計では約1億円の減収を見込んでいます。その中で、法人市民税約6,000万円、固定資産税約2億5,000万円、都市計画税約5,000万円の減収、そして、たばこ税約1億9,000万円の増収となっています。こうした見積りをされた根拠をお示しく下さい。

アベノミクスという言葉が飛び交っています。現時点では、円安が進み、証券会社のボードが赤く染まることが多くなったぐらいで、実体経済、個人消費レベルではまだまだの感じですが、政府も今年の春闘に期待感を示していますが、先行きは厳しいと思います。この中で気になるのが、デフレからの脱却のため、2パーセント程度の物価上昇が議論されていることです。超低金利政策の隠れた効用に、自治体の抱える膨大な借金の金利負担軽減があります。

小樽市の市債は、一般会計では前年度より約10億5,000万円増の約62億9,000万円発行されます。また、平成25年度末の全会計の市債残高は、約24億9,000万円増えて約1,033億3,000万円となる見込みです。当然、金利負担も増加します。この間は少しずつ減少してきたとはいえ、その金利負担は重く感じられます。一般会計の平成21年度、22年度、23年度の平均利率、支払われた利息の総額をお示しく下さい。

小樽市が深刻な財政危機に直面し、夕張市の次は小樽だと多くの市民が心配したのは、つい最近のことです。小樽市が財政破綻の危機に直面した主な要因をお聞かせください。

次に、小樽市はまだいろいろな問題が残っていますが、単年度収支を黒字にすることができたのは3年前の平成22年度でした。小樽市財政の回復に寄与した主な要因は何であったのか、お聞かせください。

次に、新年度予算編成に際して、小樽市の財政再建に向けた取組はどのように考えられたのか、お聞かせください。

質問を変えます。

安倍政権は、国土強靱化のスローガンの下、平成24年度補正予算で約4兆7,000億円、25年度予算で約5兆2,000億円の大規模な公共事業を実施しようとしています。しかし、個別事業を見ますと、防災・減災、老朽化対策等の名目の下に、もちろん必要な工事もありますが、従来と変わらず経済効果の薄い公共事業があるとの指摘も出されています。また、現実の問題として、建設現場の職人数がピーク時から大幅に減少していること、国や地方自治体の土木・建築技術者も大幅に削減され、事務処理能力にも限界があると指摘されています。このように、平成24年度予算すら完全に消化できない中で、公共事業の総量を大規模に増やしても借金だけが增えることにもなりかねません。

新年度予算の地方財政計画は、歳入歳出規模は約500億円増額し約81兆9,100億円となり、前年度当初に比べて0.1パーセント増額になりました。また、地方税、地方交付税などを合わせた一般財源総額は約1,285億円、0.2パーセント増額され、前年度と同水準の約59兆7,526億円となりました。これは、地方税を約4,461億円増の約36兆3,645億円、臨時財政対策債を1.3パーセント増額し約6兆2,132億円にしつつも、地方交付税を約3,921億円、2.2パーセント減額し、約17兆624億円としたためであります。

地方交付税の減額要因の給与関係経費は、自民党の政権公約を実現するため、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を行うとして約8,504億円削減し、約19兆7,500億円とされました。削減分は、緊急防災・減災事業へ約4,550億円、地域の元気づくり事業へ約3,000億円、東日本大震災関連全国防災事業の地方負担分へ約973億円充当するとし、地域の元気づくり事業は、これまでの人件費削減努力に応じ、地方交付税によって措置するとなっています。

1月27日、地方六団体は共同声明を出しました。その中で、「今回の地方公務員給与の取扱いについては極めて遺憾であると言わざるを得ない。緊急経済対策や大胆な『15ヶ月予算』の円滑かつ迅速な実行により、地域経済の活性化に国と地方が協働して取り組もうとしている一方で、この10年余りの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。また、『地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし』との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。我々地方六団体は、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める」と述べています。大変もったみな見解であります。

国の地方交付税を地方公務員の給与削減問題に関連づけて削減した政府の措置に対しての市長の見解をお示してください。

小樽市は、平成16年度から独自の給与削減を続けています。これは、小樽市の財政が極めて悪化し、夕張市での財政破綻後の市民サービスの切下げなど厳しい現実を見聞きしたとき、何よりも小樽市の財政破綻は避けなければならない、そのための協力が必要だと考えた職員の理解と協力があつたからだと思えます。8年間の給与削減の総額をお示してください。

国は地方自治体に対し、国並みの7.8パーセント給与削減を求めています。小樽市において、平成25年度に実施される3パーセント、4パーセント、5パーセントの給与削減は、国の要請に応えるものなのか、そうではなく、財政再建に向けた独自削減なのか見解をお示してください。

次に、先ほども述べました土木・建築技術職員の問題です。

小樽市でも財政再建の議論の中、大きな箱物づくりは当分ないと判断で、土木・建築技術職員を退職不補充等により削減した経過があります。この10年間の土木・建築技術職員の退職者数と採用者数の合計数をお示してください。

こうした技術職は十分な経験が必要で、採用してもすぐには戦力にならないとの話もあります。今年度予算の執行に当たっては、業務がオーバーフローしてしまわないか心配です。見直しをお示してください。

質問を変えて、福祉灯油について伺います。

私は、昨年12月21日に開かれた厚生常任委員会で、福祉灯油を実施する際の判断基準について質問しました。福祉部は、灯油の価格、国や北海道からの財政支援の動き、他都市の状況、そして小樽の財政状況の4点を総合的に勘案して、実施するかしないかの判断をするという答弁でした。さらに私は、灯油価格が高騰しても国や地方の支援の動きがないとき、小樽市はどう判断するのかと質問しました。これに対して、「今は限りなく90円に近いですが、それが100円になったり、120円になったり

した場合ですけれども、これは生活に直接関係してくる生活必需品の値上げでございますから、異常な高騰を見た場合については、国なり道の財政支援がたとえなくとも、それは市として困窮度などの調査が必要だと思いますけれども、財政支援がないからといってやらないというふうにはならないと思います」と答弁しております。さらに、「具体的にやはり国の補助等がない中で、市単独でもしやるとすれば、非常に薄い補助になりかねないということも一つの要素に挙げておきます」と補足されています。今回の補正予算の中に福祉灯油実施の予算は組みまれていませんでした。改めて、昨年12月の厚生常任委員会での答弁で示された小樽市の福祉灯油に対する考え方に変わりがないのか、見解をお示してください。

次に、今年に入り、市内の灯油小売価格が4年ぶりに100円を超えました。こうしたときに、小樽市の財政状況を勘案しつつも、先ほどの12月の委員会での答弁を基本にして、前回実施の予算をベースに北海道からの補助を合わせた、いわゆる非常に薄い補助の実施については検討されなかったのですか、お聞かせください。

最後に、福祉灯油の支給について、先ほどから述べております4点の判断基準と二つの考え方が質疑の中で整理されてきたと考えております。今回実施しないと判断された理由をお聞かせください。

質問を変えます。

平成25年度主要施策等一覧を見ましても、地球環境保全に関連する、新エネルギー推進に関する項目が見当たりません。

2011年3月11日に発生した東日本大震災による津波なのか、その前の地震そのものなのかまだはっきりしませんが、東京電力福島第一原発で起きた過酷事故は、原発に依存しない社会の実現の必要性を私たちに突きつけました。そして、日本のエネルギー政策について改めて議論し、再構築していく作業が始まりました。従来の省エネ対策や二酸化炭素の削減対策だけでなく、さらに地球環境に優しい自然エネルギーの活用を基本とする新エネルギーの活用が求められるようになりました。その中でも太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、枯渇することのない国産エネルギーであり、その拡大は新しいエネルギー社会構築に向けた柱です。改めて、地球環境に優しい自然エネルギーの普及・活用に関する小樽市の考え方をお聞かせください。

私は、小樽における新エネルギーとして、太陽光発電の役割を指摘してまいりました。それは、太陽光発電は小樽市内においても十分に普及する可能性があると考えからです。確かに今年のように、雪の降る日が多く、曇り空を見上げてみますと、小樽での太陽光発電は無理のように思われがちです。しかし繰り返しになりますが、国の調査機関の報告にもあるように、小樽市内での太陽光発電の年間発電量は、東京都のそれと比べて遜色ないのが実態です。私の自宅で2010年10月から稼働している太陽光発電では、本年2月末までに8,873キロワット発電し、二酸化炭素約1.6トンの削減に貢献しています。昨年度から続けている太陽光発電設置に関するアンケート調査の内容をお示してください。

また、市内の太陽光発電設置の最新の数をお示してください。

先日、昨年の春から太陽光発電を始められた市民の方と話す機会がありました。そこでの話は、太陽光発電設備の価格や発電量からメンテナンスや降雪対策、そして自治体の補助制度にまで及びました。現在、小樽市内で太陽光発電を設置されている方は、市からの補助なしで設置に踏み切った方々です。それでも他都市の補助金に関する情報は持っています。お金に関することですから、いろいろな思いが感じられます。しかし、それ以上に強く感じられたのは、太陽光発電などの新エネルギー問題に対する小樽市の消極的なスタンスに対する不満でした。空き地を利用した大規模な太陽光発電は、雇用の場の拡大にもつながる話です。企業誘致の観点から検討してほしいと思います。

最後に、市民と一緒に新エネルギー政策を考えるためにも、太陽光発電設置に対する助成制度を創設

すべきではないかと考えますが、見解を求めます。

質問を変えます。

政府は、生活保護の基準を引き下げ、3年間で生活保護費を740億円削減することを決めました。一部で見られる低所得者世帯と生活保護世帯の逆転現象の解消は必要です。ただし、その方向は、最低賃金の引上げや低所得者支援の強化を基本とすべきであり、生活保護基準の引下げでは社会の底が抜けてしまうおそれがあります。

また、低所得者全体への影響も大きく、生活保護以外の低所得者の住民税、保育料、国保料、水道料、市営住宅等の自己負担が連動して上がったり、就学援助が打ち切られたりする可能性があります。

また、最低賃金の決定に当たり、生活保護基準は大きな要素です。生活保護基準の引下げは、最低賃金引上げのブレーキにもなりかねません。つまり、生活保護基準の引下げは、生活保護世帯だけでなく勤労者世帯にも悪影響を及ぼし、結果として国民生活の最低レベルの引下げにつながり、先ほども述べましたが、この国の底が抜けてしまいます。

特に影響をこうむるのは、子育て中の母子世帯です。そもそも日本のひとり親世帯の相対的貧困率は、OECD加盟30か国中、最低です。さらに、生活保護基準の引下げによって、教育にかける費用が減り、進学の断念、部活や修学旅行の断念、ひいては高校中退の増加にもつながりかねません。このように、影響が幅広く大きい生活保護基準の引下げに反対する意見書が小樽市議会に提出されましたが、残念ながら賛成少数で不採択になっております。

今回の生活保護基準の引下げによる小樽市内生活保護世帯への影響も深刻です。小樽市の生活保護に関する扶助費の負担は、年間ではどのようなようになるのかお示してください。

次に、今回の生活保護基準の引下げについて、市長としてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、生活保護受給者を対象とした減免等の制度と生活保護基準を基にした各種減免等制度について、それぞれの数をお示してください。

また、主な制度と平成23年度の対象者数をお示してください。

市内で暮らす低所得者世帯には影響が大きい制度改正です。小樽市は、今回の生活保護基準の引下げをストレートに小樽市の各種減免等制度の基準見直しにつなげる考えなのか、見解をお示してください。

質問を変えます。

新年度予算には、産業振興に関連して、活力ある商店街づくり推進事業費976万円が計上され、その中には空き店舗対策支援事業費296万円があります。小樽市内の商店街を歩いていると、閉店の挨拶を目にすることがあります。閉店となった店が続く商店街は、目にも耳にも、そして心にも寂しいものです。そして、しばらくすると空き店舗もなくなり、空き地や駐車場になってしまい、たまに付近を歩く市民にはどのような店があったのかわからなくなってしまいます。

小樽市としても、空き店舗対策の重要性は踏まえた上で対策を考えていると思います。先ほどの空き店舗対策支援事業費の内容をお聞かせください。

小樽市内にはたくさんの商店街がありますが、市内中心部の都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街の3商店街の10年前、5年前、最近の空き店舗率をお示してください。

平成25年2月12日、経済産業省は、平成24年度地域商業再生事業費補助金の採択結果を公表しました。その中で、小樽花園銀座商店街振興組合の商店街等構造改革調査分析事業が採択されております。関係する方にお話を聞かせていただきました。昨年の水天宮のお祭りのイベントを契機に、自分たちで勉強会を立ち上げ、全国商店街支援センターの存在を知り、そこから国の補助事業への応募、そして採

択にまでこぎつけたとの話でした。

初めに、経済産業省の補助事業の概要をお示してください。

また、花園銀座商店街が応募した商店街等構造改革調査分析事業とはどのようなものなのか、お示してください。

また、この調査終了後に考えられている事業展開についてお聞かせください。

国の補助事業に応募して採択されるなど、大変な努力や頑張りが感じられますし、力強くも思います。この間の小樽市のかかわりも大きかったのかとも思いますが、この間の小樽市としてのかかわりについて、経過も含めてお聞かせください。

また、今回の取組を進めるに当たっては、国の補助事業のため資金繰りに苦労しているとの話もありました。小樽市として、この取組に対する支援策などは検討できないのでしょうか。見解をお示してください。

先ほどの調査は、いつごろから、どのような形で行われ、いつ調査分析結果が出されるのかお聞かせください。

最後に、この調査分析結果に基づき構想される今後の計画に対する小樽市としての支援策や協力体制などについて、考えをお聞かせください。

質問を変え、防災計画に関して何点か質問をします。

最初に、自主防災組織に関して質問します。

1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災などの地震や津波、また毎年のように発生する台風被害などを見ると、自然災害は完全には防げないとの立場から、いざ災害が発生したときには、発生し得る被害を最小限に食いとめるための減災の取組が重要です。また防災・減災のためには、自助、共助、そして公助の役割分担も重要です。

北海道は、北海道防災対策基本条例を制定し、その中で災害から身を守るために地域ぐるみの協力体制による共助が必要であり、それを生かすためには自主防災組織の存在が不可欠ですと説明しています。北海道の言う自主防災組織とは、どのようなものなのかお示してください。

また、こうした北海道の自主防災組織の位置づけに対する小樽市の考えをお聞かせください。

あわせて、小樽市では、自主防災組織とはどのような組織を想定されているのかお聞かせください。

小樽市では、新年度予算で防災関連経費として防災ラジオの町会への配付を計画しています。小樽市の防災計画を考えると、町会組織をどのように位置づけているのかお聞かせください。

また、防災ラジオを配付する町会には、その使用方法などについて、どのように願うのか考えをお聞かせください。

北海道の説明では、自主防災組織を結成するには、既存の組織、つまり町会を活用する方法と新規にメンバーを集めて新組織を結成する二つの方法があります。その中で、町会を活用する方法では、町会の規約に防災に関する事業などを追加し、町会の組織の中に防災部を新設することが必要とされています。

小樽市の町会で、こうした規約を持つ町会は幾つありますか。

また、共助を目的として、新たに組織された自主防災組織は何団体ありますか。ありましたら、その組織化にはどのような特徴がありますか。お聞かせください。

北海道は、自主防災組織の結成や運営などについては市町村に照会してくださいと言っています。そうした相談はありましたか。

町会は、これまでも地域の防災意識の啓発や避難訓練への参加などの役割を果たしてきております。

昨年1年間で町会の参加した避難訓練や防災に関する研修会などの防災・減災事業は何件押さえていますか。件数と参加人数をお聞かせください。

今後、小樽市としては、町会を自主防災組織へと指導していく考えなのか、見解を求めます。

次に、原子力防災計画について何点か質問します。

市長は、昨年3月27日に、小樽市民の安全・安心を守る立場から、UPZの範囲を決める議論の際には直線で円を描くようなやり方ではなく、地形や気象条件などを考慮してほしいとの要請を北海道知事に行いました。2011年の東京電力福島第一原発の過酷事故の放射能汚染の広がりを目の当たりにし、40キロメートル先に北海道電力泊原発が存在している小樽市長として、当然の行動だったと思います。この市長の要請に対する北海道知事からの回答は、最終的にはどのようなものだったのかお聞かせください。

北海道は、UPZの範囲を泊原発から半径30キロメートル以内の町村にしました。このことに関する小樽市の見解をお聞かせください。

あわせて、北海道の判断根拠をお示しください。

小樽市としては、国の拡散シミュレーションで示されたデータの解析で24時間365日を考えたとき、小樽市の方向に放射性物質が流れてくることに関してどのように判断されておりますか。見解をお示しください。

小樽市は、先ほども述べましたが、泊原発からおおよそ40キロメートルの位置にあります。東京電力福島第一原発の事故の際、原発から半径40キロメートル程度の距離にあった福島県内の市町村では、当時どのような状況に置かれたのか、また、今日そうした教訓をベースに、原子力防災計画についてどのような取組がなされているか調査しておりますか。お聞かせください。

1月16日、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書を北海道及び北海道電力と締結しました。これに関連して、北海道が主催する原子力防災に関する連絡会議と泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書の運用に関する連絡会が設置されました。それぞれの役割をお聞かせください。

また、今日までの会議の開催状況と議論された内容をお聞かせください。

この協定書の第5条の環境放射線の測定では、北海道と北海道電力は16市町村の地域における環境放射線の状況を把握するため、北海道が16市町村及び北海道電力と協議の上、別途作成する測定計画に基づき、測定を実施するものとなっております。これだけ読めば小樽市内でも環境放射線測定をするように読めますが、結果は、北海道はUPZ内に新たに設置するモニタリングポストによる測定を実施するとなりました。なぜ小樽市内にモニタリングポストが設置されなくなったのか、なぜUPZの範囲内になったのか、経過をお聞かせください。

また、第5条で言われている測定計画の概要をお示しください。

また、小樽市内の放射線測定のため、北海道にモニタリングポストの設置を求めるべきではないかと考えますが、見解をお示しください。

予算では、放射線測定器1台を新たに購入することになっております。購入の目的と今後の測定体制について、現在行われている港湾室前の測定のあり方を含めて方針をお聞かせください。

今後の原子力防災計画づくりに関して質問します。

北海道は、UPZ範囲内の13町村と連携して原子力防災計画づくりを進めています。しかし、2月20日付けの新聞報道では、30キロメートル圏内の13町村のうち、原発に関する地域防災計画を策定した、あるいは策定の見通しがついたと答えたのは8町村、見通しがついていないと答えたのが3町村、計画策定中と答えたのが2町村となっております。計画づくりの遅れが目につきます。

こうした状況下で昨年10月に行われた北海道原子力防災訓練では、泊村、神恵内村、積丹町、古平町の住民が小樽に避難することになっています。こうした避難してくる住民を受け入れるための準備や訓練が必要なことは理解できます。しかし、問題なのは、そうした状況になったときの小樽市民の安全確保の問題です。さきに述べた4町村の住民が小樽へ避難する必要があると判断されるとき、原発事故の程度はどのように想定されているのかお示してください。

そうした状況を前にした場合、小樽市民の安全確保のためにも、当然しかるべき計画が用意されなければならないと考えますが、見解をお示してください。

これから策定作業が進められる小樽市原子力防災計画では、原発事故発生により避難してくる周辺住民の受入れ態勢の整備とあわせて、小樽市民の安全確保に関する計画を並行して進めていく必要があると考えますが、見解をお示してください。

最後に、業務量が大変増加してきている防災担当部署の新年度体制について、お聞かせください。

質問を変えます。

夜間急病センターに関連して何点か質問します。

最初は、夜間急病センター管理代行業務費についてです。

今年度も、当初予算1億2,100万円に加え、今定例会で2,900万円の補正予算が出され、結果として1億5,000万円となりました。毎年のように補正されています。私は、以前にもこのような予算措置に疑問を感じ、夜間急病センターの役割や医師会との関係を考え、必要な予算措置を年度当初に済ますべきではないかと指摘しております。今回も改めてこの問題を取り上げるに当たり、医師会の考えも聞かせていただくなど、必要な調査もさせていただきました。

その中で、平成23年度と24年度の小樽市夜間急病センターの管理に関する基本協定書と小樽市夜間急病センターの管理費用に関する年度協定書の一部を変更する協定書を読ませていただきました。

平成24年度を例に説明します。

基本協定書の第22条第2項で、管理費は1億2,100万円の範囲内で年度協定書において定めるとなっています。そして、4月1日付けの年度協定書の別表では、12回の分割回数に対し、4月から3月までの支払月と支払金額が記載されています。支払金額は1回目の4月だけが1,100万円で、2回目からは毎月1,000万円となっており、合計金額は1億2,100万円です。しかし、5月9日には年度協定書の一部が変更され、3回目の6月が2,000万円と1,000万円増額され、その結果、12回目の3月分がゼロ円となっています。また、11月20日には再び協定書の一部変更が行われ、9回目の12月分が2,000万円と1,000万円増額され、11回目の2月分がゼロ円となっています。

夜間急病センターは、公設民営の小さな診療所です。そのため、6月と12月は患者数や診療報酬の増減に関係なく経費が増加する月です。そのため、2月分、3月分を繰り上げて支払ってもらい、2月分、3月分はゼロ円になっていますので、医師会が立て替えて、補正予算が成立するのを待っている構造が明らかになりました。平成23年度と同様に、今年度も今定例会で補正予算が可決された後、2,900万円増額するための年度協定書の一部変更がなされるものと思います。

こうした予算執行は予算の範囲内であり、また月々の支払額も年度協定書の変更協定に基づくものであり、法的な問題はないと説明されていますが、今回、基本協定書や年度協定書を改めて見たとき、第1回定例会で可決された予算が2か月後の5月には翌年3月の補正予算による追加払いを医師会に確約しているようにしか読めず、極めて不自然に見えます。市長の見解を求めます。

また、基本協定の第23条、管理費用の上限額の変更では、指定期間中に診療報酬改定、賃金水準の変動により前条第2項の規定による管理費の上限が不適当となったと認めるときは、相手方に通知して、

上限額の変更を申し出ることができるとなっています。これは一般的には診療報酬の大幅引下げ、患者数の激減、又は人件費等経費の大幅増加などを想定しているもので、今回の補正予算はこうした事項には該当しておらず、初めから医師会との間で補正予算による追加払いありきで当初予算がつくられ、議会に提出されていたと考えますが、見解をお聞かせください。

いずれにしても、議会における新年度予算審議の根幹にもかかわるような予算づくりはやめていただきたいと考えますが、見解をお示しください。

夜間急病センターは、今年、単独開設になります。そのため、従来の併設型のときのような済生会小樽病院の応援は全くなく、施設の保全、設備の保守管理、保安などの仕様書に書かれている業務を遂行するための費用が増加することが予想されます。

単独開設となることにより、増加する経費をどのように見込んでいるのかお示しください。

また、新年度予算には反映されているのかお示しください。

夜間急病センターの診療時間は、小樽市夜間急病センター指定管理者業務仕様書の中で、午後6時から翌日午前7時までとすると定められています。そのため、午前7時から市内医療機関の診療が始まる8時半から9時までの間が空白の時間になると指摘されています。今までは、併設している済生会小樽病院が、朝7時過ぎに来られた患者の対応をしてきたと聞いております。今年、夜間急病センターが単独で開設されますので、済生会小樽病院の善意を期待することは難しいと思います。仕様書の診療時間を見直すなどの対策が必要になると考えますが、見解をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成25年度予算編成に関連して、何点かお尋ねがありました。

まず、新年度予算編成で最も力を入れた課題などについてであります。提案説明でも述べさせていただきましたが、やはり市税や地方交付税などの一般財源が平成24年度当初予算と比べ減額して予算計上しなければならない厳しい財政状況にある中で、学校再編に伴う校舎等の改築など、将来を見据えた諸課題への対応や、市民の安全・安心のための防災対策、地域経済活性化のための経済・雇用対策は、優先的、重点的に取り組んでいかなければならない事業であり、これらの事業を組み入れ、財政調整基金を有効に活用し、何とか収支均衡予算を編成することができたと思っております。今後も厳しい財政運営は続くものと考えておりますが、最優先課題である真の財政健全化に向け、最大限努力をしてみたいと考えております。

次に、市税の主な増減理由についてですが、法人市民税については、国の法人実効税率の引下げに伴い減収が見込まれることで約6,000万円の減、また固定資産税については、現年度分で主に地価の下落等により減収が見込まれることや、滞納繰越分で平成24年度決算見込みに基づく算定結果により、都市計画税と合わせて約3億円の減と見積もったところであり、また、たばこ税につきましては、本定例会で7,000万円の増額補正を計上したとおり、平成24年度当初予算と比べ増額の見込みであることや、地方税法の一部改正に伴い、25年度課税分から市町村分のたばこ税率が変更となることから、増額と見積もったところであり、

次に、一般会計の市債の平均金利などについてであります。市債の平均金利は、平成21年度1.156

パーセント、22年度0.894パーセント、23年度0.668パーセント、また支払った市債の利子は、21年度約10億7,000万円、22年度約9億3,700万円、23年度約8億4,400万円となっております。

次に、本市が財政危機に直面した主な要因についてであります。平成16年度の予算編成において、それまでの長引く景気低迷と人口減少などで、市税をはじめとした自主財源収入が減少し、依存財源では三位一体の改革の影響で、一部所得譲与税で税源移譲されたとはいえ、補助金の削減や交付税、臨時財政対策債の大幅な減収が財政を圧迫することとなりました。加えて、いわゆるバブル崩壊後の経済対策に伴う市債償還や扶助費、急速な少子高齢化の進展に伴う保健事業や医療助成など、財政負担の増大が財政危機に陥った主な要因と考えております。

次に、本市の財政回復に寄与した主な要因についてであります。実質収支が赤字に転じて以来、財政再建推進プランや財政健全化計画に基づく事務事業の見直しや、職員給与の独自削減など、さまざまな取組を進めてきたほか、他会計や基金からの借入れといった財源対策を講じるとともに、平成20年度からは、緊急避難的な措置として期末手当の削減なども行ってきたところであります。

また、三位一体の改革により、平成16年度以降、地方交付税の大幅な削減が続いておりましたが、地方からの強い要望もあり、国の地方財政対策において一定の配慮がなされ、20年度以降、地方交付税が増加に転じてきたことも、本市の財政にとっては収支改善につながる大きな要因であったと考えております。

次に、新年度予算編成における財政再建に向けた取組についてであります。平成25年度の予算編成に当たっては、先ほども申し上げましたが、市税や地方交付税などの一般財源収入が減少する大変厳しいものとなり、財源不足が見込まれる状況の中、他会計からの借入れなどに頼ることなく収支の均衡を図ることを念頭に置いてまいりました。優先的に取り組むべき、本市の将来を見据えた諸課題に対応する一方で、事業効果と優先順位を十分に見極めながら、事業の厳選に努めるとともに、職員給与の独自削減継続や使用料・手数料の見直し結果を反映させるなど、財政健全化に向けた取組を緩めることなく実施したところであります。

次に、職員給与について何点かお尋ねがありました。

初めに、地方公務員の給与削減を求めるために、地方交付税を削減した政府の措置に対する見解についてであります。地方公務員の給与をはじめ、地方自治体の行政運営にかかわる事項は、国が指示すべきものではなく、公平・中立な知見を踏まえ、住民や議会の意思に基づき各自自治体が自主的に決定すべきものでなければなりません。本市でも厳しい財政状況を踏まえ、給与の独自削減に取り組むなど、国に先んじて行財政改革を実施してきたところであり、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反し、地方の自主性を大きく疎外するものであり、まことに遺憾であると考えております。

次に、本市が行っている職員給与の独自削減額についてであります。平成16年度から8年間の削減総額は全会計で約65億5,200万円となっております。また、給与の独自削減の継続は、地方交付税の状況が不透明な中、厳しい財政運営が続くことから実施するものであり、国の削減要請に応えたものではありません。

次に、ここ10年間の本市の土木・建築技術職の退職者数と採用者数であります。平成14年度から23年度までの退職者数は、土木技術職34名、建築技術職は15名であり、15年度から24年度の採用者数は土木技術職11名、建築技術職7名となっております。

次に、今年度の土木・建築技術職の業務についてであります。平成22年度以降、退職者補充として、即戦力となる経験者も新規採用してきております。また、ここ数年、業務量が多かった建築技術職では

新学校給食共同調理場新築や若竹住宅改修などの大型事業が既に着工し、今年の夏ごろには完成する予定であり、事業のピークが過ぎていることから、補正予算による事業が追加になったとしても現体制で対応できるものと考えております。

次に、福祉灯油について何点かお尋ねがありました。

まず、本市の福祉灯油に対する考え方についてであります。昨年12月の厚生常任委員会でお伝えしましたとおり、実施に当たっての判断基準や考え方は、基本的には変わりはありません。しかしながら、国や北海道の財政支援がない中、市が単独で実施することにつきましては、その効果等を考えた場合、実質的に難しいものと考えております。

次に、薄い補助、いわゆる少額な補助について、これまで検討しなかったのかとお尋ねであります。どの程度の金額が少額に当たるのか、判断は難しいところではありますが、前回実施した平成20年度の市の実負担金700万円と北海道の通常の補助金限度額である100万円を合わせた800万円をベースに、当時の対象世帯である約5,000世帯で試算いたしますと、1世帯当たり約1,600円となります。この金額で福祉灯油を実施することについては、これまで検討しておりません。

次に、福祉灯油を実施しないと判断した理由についてであります。昨年12月の厚生常任委員会において、福祉灯油は実施しない旨の報告をいたしました。御承知のとおり、その後、価格は上昇傾向が続き、2月にはリットル単位が100円を超えたところでありますが、この間、価格の推移や国、道などの財政支援の動き、また他都市の動向等を注視してきた中で、財政支援の目立った動きはなく、さらには小樽市を含む道内主要都市10市中、実施は3市にとどまっていたことなどを勘案し、当初の方針を継続したものであります。

次に、太陽光発電について御質問がありました。

まず、自然エネルギーの普及、活用についての考え方ですが、昨年から固定価格買取制度が開始され、エネルギー資源の枯渇や地球温暖化対策、またエネルギー源の分散化や自給率の向上、経済成長実現のための手段の一つとして、自然エネルギー導入拡大の重要性がますます高まっていることから、自然エネルギーの推進は必要なものと考えております。

次に、太陽光発電設置に関するアンケート調査の内容についてですが、この調査は、市内の設置状況と発電実績量を公表し、市民が太陽光発電設備を導入する際の参考としていただくことを目的に、市が行っているものであり、システムの仕様や発電量についての回答をお願いしているものです。

次に、市内の太陽光発電の設置件数ですが、北海道電力へ確認したところ、1月末で一般住宅への設置は150件と聞いております。

次に、空き地を利用した大規模な太陽光発電の誘致についてですが、道内で計画が発表されている地域の多くが道東や道南地域のように日射量が多く、積雪が少ない、広大で安価な用地であることから、市内における大規模な太陽光発電設備の誘致は難しいものと考えておりますが、再生可能エネルギーの推進のほか、設置工事等での受注機会や市税収入の増加などにつながることも期待できますので、電力事業者等から導入の計画や提案があった場合などは、できる限りの協力を行いたいと考えております。

次に、太陽光発電設置に対する助成制度についてですが、現時点では、市として助成制度を創設する考えはありませんが、国の補助制度や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の動向を見ながら、再生可能エネルギーの普及に向け、今後ともどのような取組ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準の引下げに関して、何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市の生活保護に関する扶助費の負担についてであります。現時点では、国から年齢や地

域区分などの改定後の基準額が示されておりませんので、扶助費の負担がどのようになるのかはまだお示しできる状況ではありません。

次に、今回の生活保護基準の引下げについての見解であります。このたびの基準改定は、社会保障審議会の生活保護基準部会で、全国消費実態調査等を基に検証した結果を受けて、国が社会経済情勢等を総合的に勘案して判断したものであります。デフレの影響などを受け、所得が伸びず、年金額なども下がっている中では、今回の改定の結果、引下げとなることはやむを得ないと思っておりますが、逆に、今後、物価が上昇した場合には、基準の引上げが検討されてしかるべきと考えております。

次に、各種減免等の制度についてであります。現在把握しているものを申し上げますと、生活保護受給者を対象としている制度は34件、生活保護基準を基にしたものは15件であります。また、主なものと平成23年度の減免等の対象数は、生活保護受給者を対象としたものは個人住民税が約40名、保育費負担金が約120世帯、し尿処理手数料が約350世帯、水道料金が約2,800世帯、生活保護基準を対象としたものは市営住宅家賃が約300世帯、就学援助が約2,000名でございます。

次に、各種減免等の制度の基準見直しについてであります。国においては、このたびの生活保護制度の見直しに伴う各種制度については、その制度の趣旨や目的を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応するとしておりますので、市でも国からの通知を待つて対応したいと考えております。

次に、空き店舗対策について何点かお尋ねがありました。

まず、空き店舗対策支援事業費の内容についてであります。この事業は、商店街や市場の空き店舗を賃借して起業する場合には、起業に必要な研修の受講費用の3分の2、限度額3万円、さらには家賃の3分の2、限度額月5万円を1年間助成するほか、既存の事業者が同様の空き店舗を賃借して店舗を増設する場合、家賃の2分の1、限度額月5万円を6か月間助成するものであります。

次に、中心3商店街の空き店舗率につきましては、全てパーセンテージでお答えいたしますと、都通り商店街が10年前4.8、5年前2.9、最近では5.9、サンモール一番街商店街が10年前3.2、5年前3.8、最近では29.6、花園銀座商店街が10年前6.8、5年前9.0、最近では18.2となっております。

次に、国の補助事業である平成24年度地域商業再生事業の概要についてであります。この事業は、地域住民の行動範囲や商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等と商店街等とが一体となって、地域コミュニティの機能再生に向けた取組を支援する地域コミュニティ機能再生事業と、人口減少等の環境変化に対応しつつ地域コミュニティを支える機能を果たしていくため、店舗の集約化などの構造改革を進める取組を支援する商店街等構造改革事業との2本立てであると承知しております。

このたび花園銀座商店街が応募した商店街等構造改革調査分析事業は、さきの商店街等構造改革事業の一つで、その取組内容の必要性を確認するための調査分析事業であると聞いております。

次に、調査終了後に考えられている事業展開についてであります。花園銀座商店街では、買物を目的とした商店街から、来街者が求めるサービスも提供できる商店街に変革することにより構造改革を目指すという目的を掲げており、ハード事業としては、旧だるま湯の建物を地域コミュニティ拠点として整備するほか、玉光堂跡地を屋外イベントの開催場所として整備する予定と伺っております。また、ハード事業と並行して起業者向けの研修会やチャレンジショップ、家賃補助などの起業支援、大道芸や音楽などのイベントの開催、インターネットを活用した商店街のファンづくり、商店街独自のメディアづくりなど、さまざまなソフト事業も予定されていると聞いております。

次に、国の補助事業に採択されるまでの市のかかわりについてであります。昨年11月、花園銀座商店街の役員から、コーディネーターを招き活性化に向けた検討を行っているが、国の補助制度等を活用したい旨のお話をお聞きしたため、当該コーディネーターはもとより国や関係団体とも密接な情報交換

を行い、計画書等の内容に対する助言や修正、申請前の内容確認などにより、円滑な事業申請を支援してきたものであります。また、この事業に対しましては、商店街活性化事業助成により支援しております。

次に、今回の調査は、本年2月12日の採択後、花園銀座商店街組合員及び利用客、近隣商店街役員、地域団体・企業、小樽商大関係者、近隣町会住民、JR小樽駅乗降客を対象として、同月18日からアンケートやヒアリングにより調査を開始しているとのことであります。その後、調査結果をワークショップで分析し、3月末日までに報告書を取りまとめるものと聞いております。

市といたしましては、今回の事業の調査分析結果を踏まえ、予定されている事業が具体化された場合には、状況に応じて支援、協力を検討してまいりたいと考えております。

次に、防災計画に関し、自主防災組織について何点か御質問がありました。

まず、北海道の自主防災組織の位置づけや小樽市の考えなどについてですが、北海道では自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立すると説明しております。

本市においても、やはり災害発生時の初期において、地域の人々が被害の拡大を防ぎ、命を守るために、力を合わせて活動するために、自主防災組織は大変重要と考えております。また、組織としては、基本的に町会、自治会など既存の組織を母体にして組織化することが实际的であり、防災訓練や防災意識の啓発など、平常時における防災活動も含めて、それぞれの組織が活動内容を定めておくことが必要と考えております。

次に、町会組織の防災計画での位置づけについてですが、本市の地域防災計画では、迅速な応急活動のための要員等が不足した場合、応援体制として補完的な役割を担っていただくため、小樽市総連合町会を窓口として町会に協力を求めることとしております。主な協力要請事項として、災害時要援護者の安否確認や避難所における救護活動、緊急炊き出しなどを定めております。

次に、町会などで配付する防災ラジオの使用方法ですが、緊急地震速報や津波警報等を自動受信する防災ラジオについては、町会長、若しくは防災にかかわる役員宅に配置していただき、情報受信後、町内での連絡や声かけなど、それぞれの地域における災害時の迅速な避難行動に活用していただくとともに、避難場所などへ携行していただき、その後の災害情報の収集に役立てていただきたいと考えております。

次に、市内における自主防災組織についてですが、現在、本市では、二つの連合町会で自主防災組織の規定を定めていると把握しておりますが、自主防災組織については市への届出が必要ないことから、新たに組織されたものについては承知しておりません。また、自主防災組織についての問い合わせをいただいた町会が1件ありましたが、その後、具体的な動きとはなっておりません。

次に、昨年1年間に実施された町会による避難訓練の件数などについてですが、市で把握しているところでは、高島町会や祝津町会などの避難訓練が6件、春日台町会や新栄町会で研修会が2件となっております。これらの参加者についてですが、津波避難訓練では図上訓練も含め延べ約1,100名、研修会は約40名の参加がそれぞれありました。

次に、町会に自主防災組織の結成を指導していく考えなのかということについてですが、本市の地域防災計画においては、自主防災組織の育成、推進を定めているところではありますが、現在、積極的な働きかけは行っておりません。しかしながら、自主防災組織は共助の担い手として重要と認識しており、今年度実施された津波避難訓練においても、町会の中での役割分担や地域での助け合いについて話し合われておりますので、今後、実施される訓練などを通し、各町会での自主防災組織の立ち上げに向け

て意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、原子力防災計画について何点か御質問がありました。

まず、北海道の緊急防護措置区域、いわゆるUPZの決定に関する本市への回答についてですが、北海道から本市に対しまして個別の回答は示されておりませんが、昨年11月に北海道が開催した泊発電所に係る防災実務者会議において、国が昨年10月に決定した原子力災害対策指針でUPZの範囲をおおむね30キロメートルとしたことや、同じく昨年10月に公表された放射性物質の拡散シミュレーションの結果を踏まえ、修正後の北海道原子力防災計画に、泊発電所から30キロメートル以内の地域をUPZとして設定するとの説明があったものであります。

次に、北海道がUPZの範囲を半径30キロメートル以内としたことに対する見解などについてですが、ただいま申し上げましたとおり、北海道は、国の原子力災害対策指針や拡散シミュレーションが国際原子力機関、IAEAの基準を踏まえたものとしてUPZの範囲を判断したと聞いております。市としましては、UPZの範囲の決定に当たり国際基準が参酌されたことは、一つの科学的な根拠であると受け止めております。

次に、拡散シミュレーションで示されたデータの解析についてですが、拡散シミュレーションはIAEAが避難を必要としている被曝量が7日間で100ミリシーベルトに達する可能性がある地点を16方位で示したものであり、泊発電所から小樽市に向いている方向でこの地点に達するのは4.2キロメートルであると承知しております。また、このデータは、福島第一原子力発電所の事故と同程度の事故をベースとして、より厳しい条件を設定した上で、さらに気象時間8,760時間を用いたものであり、現状としては参考にできる多くのデータに基づくものであると認識しております。

次に、福島第一原子力発電所の事故による40キロメートル程度に位置する市町村の事故当時の状況についてですが、福島県内では、同原発から40キロメートル圏にある飯舘村が計画的避難区域に指定され、住民が区域外に避難したことは報道等で承知しているところであります。また、事故を教訓とした福島県内の原子力防災計画の取組についてですが、国の新たな原子力災害対策指針に基づいて、関係自治体が本年3月18日までに計画を策定することと思われませんが、個別の取組につきましては承知しておりません。

次に、原子力防災に関する連絡会議等の役割と開催状況などについてですが、原子力防災に関する連絡会議は、UPZ内の町村、広域避難の受入れ先となる市町村及び北海道で構成され、原子力防災対策に関する情報共有や意見交換を図ることを目的に設置されたものであり、本年1月に初めて開催され、北海道原子力防災計画の修正や国の原子力災害対策指針の見直しの対応などについて説明が行われたものであります。

また、泊発電所に関する安全確認協定書の運用に関する連絡会は、後志管内16市町村などで構成され、協定締結後の事務取扱等の運用に関して協議することを目的に設置されたものであり、本年1月以降2回開催され、連絡会運営要領や環境放射線の測定計画などについて説明が行われたものであります。

次に、モニタリングポストについてですが、まず本市にモニタリングポストが設置されない理由につきましては、北海道が北海道原子力防災計画に基づき、緊急時の防護対策のため、UPZ圏内に設置することとしたことによるものであります。本市では港湾室前で独自に定期的な測定を行っており、また本市に隣接し、泊発電所寄りに位置する余市町及び赤井川村にモニタリングポストが設置され、平常時の空間放射線の監視が可能なことから、新たに設置を求める考えはありません。

また、協定第5条の環境放射線測定計画の概要につきましては、協定の趣旨に鑑み、地域住民の安全・安心の観点から、平常時における空間放射線や農産物、海産物などの放射性物質について測定を実施し、

その結果を公表するものであります。

次に、放射線測定器の購入目的などについてですが、平常時の空間放射線量の測定につきましては、これまで市民団体などから小・中学校での測定要望があったことから新たに1台を購入し、市内の小学校、又は中学校での定期的な測定を予定しているところであり、測定場所等につきましては、今後、詳細を詰めたいと考えております。また、現行の港湾室前での測定につきましては、当面これまでどおり継続してまいりたいと考えております。

次に、広域避難を要する事故想定などについてであります。北海道原子力防災計画では、UPZ圏内の住民避難は、原子力災害対策特別措置法第15条に規定する事象の進展に応じて段階的に避難に至るもので、最終的には放射性物質が放出される事故と考えられますが、避難の判断基準については、今後、国から示されるものと聞いております。

また、本市では、避難者の受入れ支援の観点から、避難元の自治体の避難計画との整合性を図りながら市防災計画の中で位置づけをすることとしており、これと並行して市民の安全確保についても考慮していく必要があると認識しております。

次に、本市の計画における周辺住民の受入れと市民の安全確保についてですが、これらの計画策定につきましては、ただいま申し上げましたとおり、並行して進めてまいりたいと考えております。しかしながら、周辺住民の受入れでは、避難者に対するさまざまなサポートや避難者の自家用車使用に対する対応などの課題があり、また市民の安全確保では、本市を含む30キロメートル圏外の防護措置を実施する区域、いわゆるPPAの設定が先送りされ、事故時の屋内待避の判断や安定ヨウ素剤の配布など、具体的な基準が示されていない状況にあります。したがって、今後これらの課題の整理と本年7月以降に示される予定の国の具体的な方針を受けた後、計画の策定作業に着手してまいりたいと考えております。

次に、新年度の防災担当の体制についてであります。防災担当の業務は東日本大震災以降、防災に対する市民意識も多様化してきており、これに伴い業務量も増加してきていることから、新年度に向けましては課長職1名を増員し、対応してまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターの管理代行業務費の執行についてですが、センターの収入の中心である診療報酬は年度当初の見込みが難しいことから、当初予算を計上した上で、必要に応じ補正予算を計上する方法で予算執行を行っております。5月の基本協定書の変更は、医師会からの要望に基づいて、平成24年度の当初の協定では毎月払いとなっていたものを6月、12月の支払を増額するよう変更したものです。また、年度後半での経営状況に応じて補正予算を計上することは、医師会も基本協定書により確認しているところです。今後ともセンター運営に支障のないよう対応してまいりたいと思っております。

次に、夜間急病センター管理費用の上限額の変更についてですが、当センターは医療施設であるため、診療報酬による年度当初の収入見込みが変動することが考えられます。このため、十分な診療報酬が見込まれない場合には、必要な措置として同条項を適用し、管理費用の上限額を変更しております。今後、その必要性が生じたときには対応してまいります。

次に、センターの管理代行業務費の予算計上についてであります。平成25年度はセンターが年度の途中で市内中心部へ移転となることから、そのことなども収支に影響を及ぼすと思われませんが、現時点でその影響を見込むことは困難であります。予算のあり方につきましては、今後、患者数の推移など移転による影響なども勘案した上で、引き続き指定管理者である小樽市医師会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、センターが単独型になることによる経費の増加についてですが、新センターは電気による暖房

設備となっております。また、CT検査を行いません。したがって、併設型のときの管理費のうち大きな割合を占めていたボイラー技師の件費を含む燃料費や済生会病院に委託していたCT検査の費用がなくなることから、管理費は減るものと見込んでおり、新年度予算にも反映させております。

次に、センターの診療終了後から市内医療機関の診療開始時間までの患者対応についてですが、診療時間は小樽市夜間急病センター条例で規定され、平日、休日ともに午前7時で終了することになっております。終了後につきましては、医師会が済生会病院や市内医療機関などの協力で対応されているところですが、7月からの対応についても、現在、医師会が中心となり、検討が進められているところです。現段階で診療時間帯に係る条例の見直しは考えておりません。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 19番、斎藤博行議員。

**○19番(斎藤博行議員)** 何点か再質問させていただきます。

細かい部分は予算特別委員会で質問したいと思っておりますけれども、最初に、新エネルギーの関係ですが、今定例会でも、東日本大震災を受けて、新・市民プールなどの議論で、よく状況が変わったというようなことが話されています。それはそれで私も理解しているつもりなのですが、例えば新エネルギーや地球環境に関する部分について、総合計画をつくったころ、それから震災があつて今というふうには、状況はずいぶん大きく変わったと私は思っています。

そういった意味で、第6次総合計画をつくったころのエネルギーや環境に対する考え方と、原発事故を経験した以降の考え方では、やはり変化があるのではないかと思います。その辺についてもう一度はつきりと、前はこうだったのだけれども震災などがあつたのでこういうふうにも考え方も変わったという部分があれば、お聞かせいただきたい。プールだけではなくていろいろなところで、震災の前と後ではずいぶん認識が変わっている部分がありますので、エネルギー政策や地球環境に関する市長や小樽市の考えが震災の前と後でどういうふうにも変わったのかについて、まずお聞かせいただきたいと思っております。

それから、新しい放射線測定器を買ってどこで測定するのですかと質問したら、場所ではなくて小・中学校での測定を行うという答弁でしたので、それは市民の不安に答えるという意味で一定の評価をさせていただきます。ただ、やり方については、もう少し詰めていただきたいと思っておりますし、毎日学校だけなのか、ほかのところでも測定するのかということもありますので、そういったあたりはもう少し説明して、どういう考えなのか今示していただけるのなら示していただきたいです。市内の学校を順繰り1年間、小・中学校だけ測定するのか、それとも測定器が学校で使用されていないときは違うところでも測定するのか、そういったあたりについて考えがあつたらお聞かせいただきたいと思っております。

それから、現在、港湾室の前で行っている測定については、以前にも指摘させていただいておりますので同じ答弁になるかと思いますが、例えば万が一の場合の小樽市の防災拠点、いろいろな議論がありますけれども、やはり市役所が拠点になるだろうと思っております。そういった意味では、本庁舎での測定体制に切り替えていくべきではないかと思っておりますので、その辺についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、福祉灯油の部分で、昨年第4回定例会で答弁された部分というのは、先ほどから言われている小樽市の財政や、灯油価格がどうなるか、道の補助がどうなるかという話を受けて、それでも灯油価格が上がっていったらどうするのかというふうにも聞いたわけですが、四つの条件をベースに、より具体的に聞いたつもりですので、価格が100円を超えたときには単独でもやらなければならないと考えざるを得ないというふうにも答弁した部分と、その場合には非常に薄くなるかもしれないというような答弁をしている部分を、昨年12月に聞いた時点では、勝手ですけれども実施に向けた一定の感触が私なりにあ

ったものですから、改めて今回の答弁を聞いていても、例えば800万円を5,000人で割ると1,600円で、これだったらあまり効果はないという考え方だったというふうに言われていますけれども、果たしてそうだったのかなというふうに思います。1,600円に対する評価についてどう思ったのかという部分がありますし、逆に小樽市が行う福祉灯油と考えたときに、効果が考えられるとしたら幾らぐらいを想定して、無理だと思ったのですか。少なくとも1,600円までは数字として出されているわけですから、2,000円なら効果がなかったのか、3,000円だと言ったからやめたのか、4,000円だったからやめたのか、1,600円で効果がないと今言い切っているわけなのですから、どのぐらいだったら効果がある補助だと思ったのか、そのときにはどのぐらいの予算が必要だと思ったのかというあたりを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、夜間急病センター管理代行業務費についてですけれども、今回初めてこういう話をするのであれば、診療報酬の動きがあるのでやってみないとわからないというけれども、普通こういうところは年間の収支見込みをつくっているはずなのです。ですから、例えば今回の補正で、第1回定例会で補正するのは何回目なのか、それからどのぐらいの金額が補正されているのか、もう一回示していただきたいと思います。それを示していただくと、ほとんど毎年のように同じことが繰り返されているということが明らかなのです。ですから、そういったことは果たしてどうなのかというのが私の質問の趣旨ですので、もう一回御答弁いただきたいと思います。

5月や11月に支払の仕方を変更したいというのが医師会から来ると、当然小樽市の中では、支払の協定の変更ですから、決裁をとっていると思うのです。そうすると、当然2月、3月がゼロ、ゼロという数字になるような別表を見たときに、これはどうするのだという議論がないというのもまたおかしな話ですから、私は表を見た瞬間に極めて違和感を抱いたわけなのです。それが初めてではなくて、何回も繰り返されているのであれば、過去のことは別として、これからはきちんと必要な手だてをしてもらいたいというのが質問の趣旨ですので、改めてその辺についても御答弁をお願いします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 私からは、総合計画をつくった後の東日本大震災との絡みで答弁させていただいて、あとは担当部長から答弁させていただきます。

議員も御存じのとおり、第6次総合計画をつくったところから現在に至るまでに、かなりいろいろな状況が変わってきているということが言えます。それから、財政の問題も当然でありますけれども、やはり市民の安全・安心を考えていく、あるいは子供たちの教育環境の安定化を図っていくということであれば、防災に対する問題については取り組まなければいけない、もう一つは、やはり旧日本郵船株式会社小樽支店の問題なども大変大きな問題でございますので、それも早く手をつけていかなければいけないという中で、今、東日本大震災後、総合計画で計画していたことについてなかなか対応できていないことについては、そういうことで大きな違いが出てきていることは議員も御存じだと思いますので、そういった中で、昨日も答弁させていただきましたように、私は財政再生団体には絶対ならないように取り組んでいきたいのだという強い思いもございますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（迫 俊哉）** 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

私からは、新エネルギーの考え方や放射性物質測定器について答弁させていただきます。

新エネルギーに対する考え方が総合計画を策定したころと変わってきているのかという御質問ですが、たしか総合計画を策定しているころには新エネルギーの考え方というのは、いわゆる石炭や石油といった化石燃料が枯渇するだろうという問題と、それらを燃焼することによって地球温暖化で問題となっている二酸化炭素が発生するというので、自然エネルギーの依存度を上げていこうという考え方だったと思っております。現在は変わったかということですが、それが変わったということではなくて、それはそのまま生きておりますし、新たに加わったものとして原子力発電所の事故を受けて、いわゆる自然エネルギーへの依存度を高めていこうという考え方が新たに加わったということで認識しております。

それから、測定器の配置の考え方ですが、これは私どもといたしましては、市民団体から小学生、中学生の安全・安心の観点からグラウンドでも測定していただけないだろうかという要請を受けて、今回1台を購入して測定するわけですが、当面小学校、中学校というのはイメージしておりますけれども、そこに固執するわけでは決してありませんで、イメージしているのは銭函方面と塩谷方面といますか、中心部は港湾室の前ではかつておりますので、小樽の東部と西部というようなイメージで測定していきたいということでありまして、それについては今後詰めてまいりたいと考えております。

それから、港湾室前での測定でございますけれども、これについても固執するわけではございませんが、そこに決めた経緯は、福島第一原発事故を受けまして観光客が激減したということで、小樽は安全なのだという意味合いもあって運河周辺で測定しよう、それを公表しようということで、港湾室前で始めたところでございますけれども、港湾室前に固執するつもりはございませんので、改めてどこで測定するかについては検討させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** 斎藤博行議員から福祉灯油にかかわっての再質問がございました。

内容は、1,600円について効果がないというのはどう思ったのかということ、それから、どのぐらいの金額であれば効果があると思っているのか、こういったことであつたかと思っておりますけれども、まず若干干渉しますが、2月の北海道新聞に福祉灯油を小樽市としては見送りという記事が載っていましたけれども、その点については、福祉灯油を実施するかどうか新たに判断したものではなくて、国や道の財政支援の目立った動きがないことなどから、平成24年度は実施しないという12月の方針を継続したもので、報道の文面とは若干ニュアンスが違ったということで御理解いただきたいと思っております。

それと、1,600円につきましては、小樽市が過去に実施した平成19年度、20年度の、これは1世帯当たり5,000円又は6,000円という金額で支給させていただいております。今年度、道内の主要都市のうち、実施をした市を見ますと、5,000円あるいは1万7,000円というような金額で支給されておりますし、後志管内を見ますとほとんどが1万円ぐらい、5,000円のところも若干ございますが、ほとんどが1万円、あるいは2万円のところもございます。そうした中で補助の効果を考えたときに、今回の一つの試算といいますか、前回の事業費などを対象世帯で割った結果の金額、1,600円という金額が出ておりますけれども、そうした金額というのは、補助としてはなかなか現実的ではないのではないかと考えております。

どのぐらい必要なのかということになりますが、特段まだその数字はつかんでおりませんが、例えばやはり小樽市でも過去に実施したような金額といったものが一つの参考にはなるかと思っておりますが、まだ具体的な額については検討しておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 斎藤博行議員から、夜間急病センターについての補正予算の点と、それから支払方法の変更についてということで2点再質問がございました。

まず、支払方法の変更でございますけれども、これは医師会側から毎月支払うということになるとやりくりが厳しいので厚くして支払ってほしいということで、6月と12月を厚くしたものでございます。その結果として、当然その後の月は毎月払いでございませんでゼロが入ったということでございまして、医師会からの、やりくり、運営がしやすいようにという御要望に応えての支払方法の変更でございます。

それから、補正予算につきましては、繰り返しになりますけれども、先ほど市長が答弁したとおり、この夜間急病センターという医療機関の年間の収入というのは、本当に見込みのできない金額でございまして、医師会に運営に当たって御迷惑をかけるわけにまいりませんので、運営をしていく中で収支不足が見込まれる場合に補正予算を計上するという考えで、以前から一貫してやっております。確かに毎年度補正予算を組むことが多くなつてはございますが、とりわけこの平成25年度は年度途中で夜間急病センターが移転いたしますので、そのことがどのように影響するかということが本当に全く読めませんので、そういった面で年度当初の予算をまず計上いたしまして、今後の推移を見てという考えでおります。

○議長（横田久俊） 財政部で、第1回定例会での補正は何回目かという御質問には答えられますか。わからないですか、今は。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 今、補正額についての資料を持っておりませんが、平成17年度に補正しないで予算を組んだ経緯があります。その後は、たぶん1億5,000万円まではいっていませんが、何千万円か補正していると思います。

予算の組み方ですが、以前にその金額でやっているということは、やはりそこを努力目標にして予算を組んでいるわけですから、それが悪いと言われたらどういうふうに答えていいのかわかりませんが、平成17年度に補正予算を組んでいませんので、それを目標にということで、一応当初予算は1億2,100万円ということで組んでおりまして、診療報酬が減ってきますと当然収支が悪化しますので、そこは相談しながらどのぐらい必要かということで補正予算を組むということでやっておりますので、御理解願いたいと思います。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

○19番（斎藤博行議員） 2点ほど再々質問します。

一つは福祉灯油の関係で、先ほど来言われているように1,600円はあまり効果がないのではないかと判断をされたというのは、1,600円というのはそれほどのものなのかなと思います。ただ、私が聞いているのは、他都市の状況がどうだったのかというよりも、小樽市としては財政的な問題を含めて、やるとしたらこのぐらいだけれども、このぐらいなら小樽市はこれほど多く持ち出さなければならぬから、それは財政的に厳しいと判断したということなのですか。もっと言ってしまうと、そういった突っ込んだ議論があったのですか。1,600円では効果がないよねということで結局うやむやになってしまったのではなく、本当にやろうとしたけれども財政的な裏打ちがないから断念したというのであれば、幾らだったのかを示してほしいと私は聞いていますので、もう一度答弁していただきたいと思います。

もう一つは、夜間急病センターの収支、それから決算については、今日は細かい数字について質問するつもりはありません。ただ、毎年医師会がつくっている年度計画と小樽市がつくっている予算の根拠にしている収入には、どれぐらい開きがあるのかというのは、予算特別委員会で聞きたいと思っているのです。というのは、年度当初、医師会がこの1億2,100万円で一応見通しが立ったからと、そして、何かあったときにはお願いしますねということでスタートしているのか、初めから医師会が持ってきている収入の見通しがこの予算をつくる数字にどこまで反映されているのかというのが疑問なのです。ですから、今日は数字の話ですので資料を持ってきていないかもしれませんが、平成23年度にしる、24年度にせよ、1億2,100万円の予算をつくったときの根拠は、それに合うようにつくったと思うのです。ところが、平成24年度、医師会がつくっている事業計画での収入が幾らだったのかというのは当然あるわけですから、それを見ていったときにさかのぼって22年度、21年度とさかのぼっていくと、ほぼ同じことが行われているのではないのでしょうかという話をしているわけなので、それは予算特別委員会でやりたいと思っています。

先ほど副市長からも話があったように、昔は単年度で黒字だったこともあるのです。そのときには医師会が会計をつくってプールしていたという経過をみんな知っているのです。ですから、単年度で黒字になったら医師会が吸収してしまうというようなことはありませんし、やはり一定の必要な手だてを当初予算からしておいてもらいたいという思いが強いわけなので、それがなくどうしても2月、3月の収入見込みのところはゼロ、ゼロになるような協定を結んでおきながら、そのところの手だてについて全然議論がないというものなかなか理解しがたい部分もありますので、やはり終わったことはともかく、今後についてはやるだけやったら一応予算内でおさまるような予算を最初からつくっていただきたいと思っておりますけれども、もし答弁があったらお願いします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 福祉部長。

**○福祉部長（三浦波人）** 斎藤博行議員の再々質問にお答えいたします。

福祉灯油の件でございますけれども、まず1,600円についてでございますが、この1,600円というのは、もともと我々はこの数字で何かを検討していたわけではございませんで、今回、斎藤博行議員から前回実施時の市の予算をベースにという質疑があったので、計算して出した数字でございますので、この数字で何かを検討していたということは一切ございません。

それから、どのぐらいの予算が必要かということでございますけれども、少なくとも、先ほども申し上げましたが、前回実施した際の市の予算が一つの参考にはなりますけれども、現時点でどのぐらいの予算があればどのぐらいのものができるのかといったような検討はしてございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（貞村英之）** 夜間急病センターの件でございますが、月ごとの支払額については、先ほど保健所長からも答弁があったように、医師会との打合せの中で、どうしても6月と12月に支払が多くなって持ち出しが出てくるということで、そこに固めて支払ってくれないかと、そのほうが資金の流れがよくなるということで、そのように支払い方を変えたというだけでございます。その中で1億2,100万円がどうのこうのということは、その方向で医師会も一応考えておりますので、そのとおりにやると。確かに慣例的に補正することになっておりますが、その件については今度新夜間急病センターもできて、なかなか幾らかかるかが見込めないということで、今回に関しては前例に従って1億2,100万円、見込

めないところもあったものですから、そういうふうに予算を組んだ次第でございますので、その辺は御了承願いたいと思います。

○議長（横田久俊） 斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 5時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表しまして、会派代表質問を行います。

東日本大震災直後の選挙を経て、中松市政になってから、もうすぐ2年がたとうとしております。市長も任期の折り返し地点となり、今後、市長として目指していく小樽というまちの方向性をこの場で確認させていただければと思います。

最初に、平成25年度予算案についてお伺いします。

新年度予算は以前よりも中松市長のカラーが強く出た予算案であり、重点的に予算づけをされた項目がありました。防災にかかわること、経済・雇用にかかわることは、震災後であった前回の選挙時に多くの市民から出された要望であったことに間違いはありません。優先順位をつけてその部分を今回の予算に盛り込んだことと思われまますので、その点について質問させていただきます。

1番目に、防災政策についてです。

東日本大震災により、単に防災施設をつくるだけでは災害を回避することはできず、いかに日ごろからの準備が必要かを教えられました。ハード面の整備だけではなく、ソフト面での充実を図ることがまちを守る一つの方向性だと私は訴えてまいりました。そのような中で、本市が継続して避難訓練にかかわる予算を計上したことは、震災から時間がたって少しずつ意識が薄れつつある中において、望ましい施策であると思う一方で、この避難訓練が沿岸部だけでの実施であることから、市内全体への浸透という点においては、まだまだ時間がかかることと思います。

ここで、本年に限らず長期的な視点でお伺いしますが、市内全域に避難訓練が行き渡るには、どの程度の期間、時間がかかるのか見解をお聞かせください。

また、北海道は、厳しい冬の時期に災害があると、大変苛酷な避難を強いられることが予想されます。先日の北海道を襲った暴風雪は、死者9名を出すなど非常に痛ましいものであったとともに、改めて冬における特別な認識が必要ではないかと皆さんも気づかされたことと思います。また、今年度のような大雪の場合、想定していた避難経路が全くなっているなどの事態が想定されると思います。現在のところ、本市においては冬季における訓練は実施されておりませんが、今後は時間をかけてでも、将来的な冬季の避難訓練を検討すべきではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

今年3月1日に、宮崎県日南市、愛知県半田市と災害時相互応援協定が結ばれ、災害時における3市の連携がされることとなり、これは大きな費用をかけずに防災の準備になることから、私も小樽市に対して強く求めていたものでもありました。震災後の支援物資などにおいて、相互応援協定のあった自治体などでは、欲しい物資などがピンポイントで届き、大変助かったとの話が多く出ています。その中で、今回の協定が締結されたことに対しましては、非常に心強く思うとともに距離的にもこの3市がちょうどよい間隔で離れており、理想的な支援体制ができたのではないかと思います。

ここで、改めてお伺いしますが、この応援協定において、連携面や災害時において期待できる支援には一体どのようなものがあるのか御説明をお願いいたします。

また、避難案内板に関しての予算がついており、これに関しては津波避難誘導を主として設置されることと思いますが、今年度は運河近辺に設置との計画でした。ただ、運河だけで終わりということではなく、今後も少しずつ設置されていくことと思いますので、将来的には市内の沿岸部においてどの程度の間隔で設置され、最終的にどの程度の整備を目指して長期的に予算を計上していくのか、見解をお聞かせください。

今回の予算案の中で、前年に比べて目立って多くなったのが教育における学校耐震化事業です。子供の安全を守るだけではなく、住民の避難施設としての役割も大きいことから、優先度を上げての予算づけと思われるが、改めてその部分に関して市長の方針と見解をお聞かせください。

特にここで重要視したいのは、市民の声です。前回の選挙は、震災後であったことから多くの市民から防災をやってほしいとの声が寄せられておりました。その中で避難場所という極めて基礎となる部分の整備を推し進める今回の市長の政策を強く支持したいと思いますが、今年度末で避難施設である小・中学校の耐震化はどの程度になるか見解をお聞かせください。

また、今後の耐震化の進め方についても、あわせて見解をお聞かせください。

また、避難施設の環境整備として、間仕切りや防寒用品が予算計上されております。本市は、今まで災害が少なく、比較的穏やかに過ごせる土地であることから、このような準備は決して満足な状態であったわけではなく、今回の予算措置は必要であったと思われるが、今回の整備により避難施設においては整備前と比べてどのように環境が向上するのか、見解をお聞かせください。

2番目に、経済政策についてお伺いいたします。

企業立地トップセミナーについて、東京での開催に続き、大阪での開催は非常に意義のあることと捉えております。特に景気が少し回復の兆しを見せようとしている中で、設備投資などを検討する企業がこれからは以前よりも多く出てくることと思われます。そのような中で、一度でもトップセミナーに参加していただいた企業は、少なからず小樽に関心を持って参加されたことでしょうか、まだチャンスはあるはずですが、1回限りではなく、セミナーに参加された企業に継続してPRを続けていくためには、今後どのようなことを行っていくのでしょうか、見解をお聞かせください。

先ほど公明党の高橋議員が営業力という部分に関して質問をされていまして、私も非常に同感しました。また、このような政策は単年度ごとに結果が出るわけではなく、企業の動向や景気にも左右されることから、長期的に見なければならぬと思われまます。一度関心を持っていただいた企業にPRを続ける意味でも、次年度以降も継続して行うべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

企業誘致の推進について、支援制度の拡充は、一時的な損をとっても、長期的には市に利益のある政策だと考えます。また、他市との支援制度の差別化を図るといのは、本市の企業誘致を有利に推し進めるものだと思います。その中で食品業界を主とした企業立地の促進という点でターゲットを明確にしており、また本市は生鮮品やスイーツがおいしいなどのイメージに合致することから、この食品業界を主体とした誘致には強く賛同しますが、その一方で食品関連企業は大変数が多くあることも確かです。

ここで、お伺いしますが、どの規模の食品関連企業に向けて発信していくのか、またDVDなどの配付を含めて、どのような方法でPR活動を行っていくのか、方針、見解をお聞かせください。

現在では、ネット通販の市場が大きくなり、年間10兆円を超える売上げがあるとされており、そのようなネット通販を主体としている企業には、商品が多く売れていても一般的なスーパーなどの小売店には流通しない商品を持っている中小企業が増えていると聞きます。特にネット通販に特化した製

造をする企業にとっては、企業名自体の認知度は非常に乏しいので、この製造地小樽市というブランドの効果が少なからずあると思われ、企業誘致への大きな武器になることと思いますが、このように売上げがあってもネット販売を主体としていることから、一般的に目に見えにくい企業に誘致をかけるにはどのような戦略を持って行っていくのか、見解をお聞かせください。

新年度予算に関して、増えた建設事業にかかわる費用は、主に防災など市民の安全を守るための事業であり、市民から求められた必要な事業だと思われませんが、それ以外にも市内の建設業者が受注することによる経済効果も含めての施策だと考えられます。新年度予算の建設事業費は、対前年度比では42.6パーセント増となっており、過去の経過からも、学校耐震化などは市内業者が主体で受注していることから、建設工事の発注は市内業者優先で行えるものと思いますが、市内経済へのどのような波及効果があるのかも、あわせて見解をお聞かせください。

次に、稲一再開発と商店街振興策についてお伺いします。

旧グランドホテル・旧丸井今井が日本レーベンによって取得されたことにより、再開発もようやく新たな一歩を進めることとなり、市が尽力されてきたことに対しては素直に評価したいと思います。

しかしながら、この新たな再開発は商店街を含めた中心部の転換期ともなるので、中心商店街を含めた今後の方向性、方針を持ってまちづくりをしていくことが非常に大切になってくると思われます。

今回のこの稲一再開発については、住居部分以外にも医療施設や調剤薬局などが入るとの報道がございましたが、現在において、報道された施設のみの計画なのでしょうか。それ以外の施設の入居などの可能性というのは話し合われているのか、見解をお聞かせください。

グランドホテル・丸井今井跡地に入るのが商業施設だった場合であれば、このあたりをもう一度商業地域として復活させようという計画に一理がありますが、今回はサービス付き高齢者住宅ということで、近隣の居住者が増えることとなります。また、当該地域においては、マンションがほかにも建設されるなど、若干なりとも建替えが行われており、居住者が増える見込みのある地域になってきました。

近年においては、住居や商店などがより中心部に集まるコンパクトシティ化がよく提言されておりますが、稲一再開発を含めた当該地域においては、今後どのように発展させていくのか、方向性について市の見解をお聞かせください。

昨年は堺町商店街ができ、今後のイベントなどにおいても、新たにできた堺町商店街と中心3商店街の連携の話が出てきていると聞きます。今までばらばらだった地域が連動してお客様を呼ぶことによって、堺町商店街から坂を上がって中心商店街へ、その逆に中心商店街から堺町に人がおりにいくことにより、人通りを取り戻すきっかけにもなり得ることと思われます。ここで商店街全体を盛り上げ、来客者の回遊性を高めるために、今後どのようにこの該当する地域の連動、連携を深めていくのか、見解をお聞かせください。

北海道新幹線の駅設置に関してお伺いします。

従前から本市の新幹線の駅設置箇所については、天神地区のほかに朝里川温泉地区も挙げられるのではないかとの主張を繰り返しておりました。小樽に来られる観光客にとっても、おりた場所に温泉やスキー場がある場所と、何もない場所とでは観光都市宣言をした小樽の印象がずいぶん変わってくることと思いますし、その経済効果を考えれば、まだ一考する余地はあるものと思われます。

昨日の本会議での質問にもありましたが、駅はただ近いほうが良いなどという極めて単純な理論で都市計画の見識に欠けた意見をもって、現計画を推し進めることに対しては危機感を抱くものです。この新幹線については、ただで駅をつくってもらえるわけではなく、本市が相当額を負担しなければならない

い案件なので、市にとって利益が高いほうを見極めて予算措置を考えていくのは当然の話です。天神地区と朝里川温泉地区のどちらが得になるかをしっかりと考えてから、市が負担に応じる必要があるのではないのでしょうか。

ここで、お伺いします。鉄道・運輸機構では、駅設置が可能な天神地区、朝里川温泉地区のそれぞれの事業費について、どのような見解を持っているかお聞かせください。

また、朝里川温泉地区に駅を変更した場合、天神地区に比べて市の負担額はどのように変わるのか、見解をお聞かせください。

天神地区若しくは朝里川温泉地区のどちらの利便性が高いのか、本市の見解をお聞かせください。

高速道路を利用した場合には、時間、距離はほとんど変わらず、利便性に大きな差はないと思われます。以前の答弁の中でも、新幹線利用客は、小樽市民よりも観光客やビジネス客のほうが多いのではないかということでした。

では、観光客やビジネス客の皆さんは、目的地までの距離が何キロメートルか気にするのでしょうか。皆さんは視察や旅行に行かれた際に、駅から中心部まで何キロメートルかを調べますか。それよりも何分かかるかを調べるのではないのでしょうか。そのような視点で時間、距離を考え、利便性を考えなければなりません。

また、桜地区より東側の地域や小樽ジャンクションがフル化した場合の小樽西インターチェンジより西側の後志北部においては、新幹線駅へのアクセス時間の短縮が図られ、利便性の向上につながると思われませんが、この点もあわせて見解をお聞かせください。

新幹線新駅が設置された場合、特にそこが観光地の場合は、駅周辺にホテルや土産物屋、居酒屋などが開発される場合がありますが、多くの場合は地場産業ではなく、全国チェーン展開の業者である場合が多いと思われます。この駅設置場所が、もし朝里川温泉地区であれば、近隣宿泊施設に集客ができ、地元にお金が落ちることとなると思いますが、逆に天神地区であれば、新たな宿泊施設などが立地してしまい、市内中心部、朝里川温泉地区、天神地区と宿泊施設が分散化してしまうおそれがありますが、見解をお聞かせください。

少なからず新幹線の駅設置には、本市に負担額が生じること、総事業費が変わらなければ、駅の設置に関しては住民の要望が受け入れられるとの報道が1月30日の北海道新聞にもあったことから、今後の新幹線駅の最適設置場所の検証を行っていく、あるいは鉄道・運輸機構に駅設置の最適場所の検証結果を出していただく必要があると思うのですが、見解をお聞かせください。

教育について、お伺いします。

本市の課題でもある学力向上については、何よりも指導力向上が大きな一つのテーマであり、学力の高い秋田県が教員の研修に力を入れていることは皆さん周知のことと思われます。指導力向上に重点化した新年度の市の方針と予算案に対して強く賛同したいのですが、しかしながら問題点もあります。研修に参加する人、しない人がいることも一つの課題として挙げられるからです。同じ人ばかりが研修を受けても効果は限定的になると思いますので、全体としてこの研修を受けていただく必要があるのは間違いありません。将来的にこの研修について、どの程度の人数で、どの程度の回数を目標にして、指導力向上への研修を受けさせていくのか、方針をお聞かせください。

市民の力を利用した学習支援についてお伺いします。

小樽商科大学の学生を派遣した樽っ子学校サポート事業がありますが、同様の事業で、大分県豊後高田市でも教員OBや市民が交通費程度のボランティアで学力支援のサポートをしています。そして、大きな効果を上げていると視察をして伺ってまいりました。

この学習支援に対しては、今行っている商大の学生だけではなく、将来的には市民の力全体が学習支援につながるように拡大していくことを考えてよいのではないのでしょうか。それに対する見解をお聞かせください。

市立病院についてお伺いします。

地方公営企業会計制度の見直しにかかわって、平成26年度から実施されることとなりますが、本市も26年度以降に向けて見直しに対応した会計制度をとっていかなければならないことは以前にも指摘させていただきました。新会計制度を用いた場合、借入資本金の負債計上、退職給付引当金の引き当てを義務化といった2点が大きな影響を与えるとされておりますが、その点に関して、本市の実態にあわせて金額を含めて、どのように解釈が変わってくるのか、改めて見解をお聞かせください。

本市の病院経営については、残念ながら改善が大きく見られず、一般会計からの繰入れが続いている状況であります。新市立病院の開院に向けては、医師数の増加や研修医が増えるなどの若手の医師が増え、若干の希望が差し込んでまいりましたが、今ここだけの現状を見ると厳しいことには変わりはありません。

ここで、お伺いしますが、次年度、基準外繰入額を増額しなければならなかった理由について、見解をお聞かせください。

職員給与比率、医師と看護職員1人当たりの収入額については、経営改革評価委員会でも指摘されておりましたが、職員給与比率が他市よりもかなり高いこと、医師と看護職員1人当たりの収入額の乖離が指摘され続けております。客観的に言うと、医師の働きぶりにおんぶにだっこの状態で、この状態が適正な状態とは言いがたいのが事実です。現在の医療職給料表の導入だけでは劇的な改善は見込めず、時間的な面からも先送りに終始していると思われませんが、今後、職員給与、人数に関して、どのような改善策を持って取り組んでいくのか、見解をお聞かせください。

来年度の医師数においては、若干の希望が見えてはきましたが、しかしながら開院後に予定していた医師数まで増えずに経営が厳しい状況が続けば、またこれも一般会計から繰出しが続き、本市財政においても大きな影響が出てきます。

先ほど市長もおっしゃいましたが、本市の財政は厳しい状態であり、将来的には病院運営の成功、失敗によって、財政状況が大きく左右されることが予想されます。市民の健康と医療を守らなければならない一方で、市長が主張されているように財政破綻は避けなければなりません。もちろん病院経営がうまくいくにこしたことはありませんが、もし今後も大きな改善が見られず、一般会計からの多額な繰出しが出てくるようであれば、財政に大きな影響を与えることとなってしまいます。そのような状況が濃厚となった時点で、病院は非公務員型で独法化することを検討しなければならないのではないのでしょうか。それに対する見解をお聞かせください。

今回の夜間急病センターの移転によって、2次輪番を受け入れることを考えると、市立病院の医師の負担は増えていくことが予想されます。そのような中で苛酷な勤務状態の医師が出てきてしまうことは避けなければなりません。しかしながら、医師を直ちに確保できるかということ、それも非常に難しいものです。ただ、予算措置でそのような実態を少しでも緩和できるのであれば、その部分の予算についてだけはしっかりと考えていくべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

また、その点に関しては、医師数が増えれば、それに比例して苛酷な勤務状態を緩和できることから、医師に来ていただけるような病院づくりをするということが非常に大切かと思えます。研修医を含めて、医師のスキルアップにおける費用はしっかりとつけて、学べる環境をつくり、医療技術の向上とそれを目標とした医師を招くような仕組みをつくっていく必要があると思えますが、見解をお聞かせください。

最後に、夜間急病センターと市内医療圏についてお伺いします。

本市の夜間急病センターは、市内における夜間救急医療の受皿として市民の健康と命を守っている施設であります。ここで改めて存在意義についてお伺いしたいと思うのですが、夜間急病センターは一体何のために設置されているのでしょうか。1次救急から2次救急まで全て診るものなのか、症状によってどのように夜間急病センターは受け入れるものなのか、本市の見解をお聞かせください。

また、夜間急病センターが済生会病院と離れることにより、今までとは違い直接的な支援が減ることと、また、現在における小樽病院整形外科の動向から、夜間急病センターへの負担増加が若干なりとも予想されております。夜間急病センターが過度の搬送などにより機能しなくなった場合、若しくは医師の確保などができなくなった場合など、夜間急病センターとしての機能が芳しくなくなった場合、市内医療機関にどのような影響があるのか、見解をお聞かせください。

先ほどの民主党・市民連合の斎藤博行議員と同じ意見にはなりますが、今年度、夜間急病センターに関して補正予算がつきましたが、25年度の予算額は今年度と変わりませんでした。果たして、この予算案というのは現場の予算実態に合っているのか、私も斎藤博行議員と同様に疑問が残るところであります。特に今の状況で小樽病院整形外科の今後の動向、そして7月から新たに独立型の夜間急病センターが開かれるといった変わりつつある状況から、必要となる費用が増えてくる可能性があります。

ただ、そこで心配なのは、そのたびに補正予算の議決を受けなければならないため、対応が後手に回ってしまうことが考えられます。いざ予算が欲しい、必要だと思っても、議決まで待たなければならないということで対応が遅れてしまつては、市民の医療や健康を守ることにはつながらないのではないのでしょうか。

今は若干特殊な状況であること、新たに独立型として開業するということを踏まえると、特に来年度の夜間急病センターの運営については、状況に応じて柔軟な予算編成、補正に応じることが必要と思われませんが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算案について何点か御質問がありました。

まず、防災対策について、どの程度で市内全域に避難訓練が行き渡るかについてですが、本市では、今年度、高島町会をはじめとして6町会で津波避難訓練などが実施され、市としても訓練内容の提案や図上訓練などの支援を行ってまいりました。平成25年度以降は、今年度に未実施だった沿岸地域の町会での実施に向け、今後、町会等と協議を進めていく予定であり、時期等はお示しできませんが、早期に残りの沿岸地域の町会等での訓練が実施されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、冬期間の訓練の実施についてですが、避難訓練などは冬期間では天候、気温等の気象状況が厳しいため、参加者の負担等も大きく、他の自治体での実施例も少ないと承知しております。しかしながら、今年度実施された町会等での津波避難訓練の際には、冬季の避難について不安の声もあり、また市としても避難状況が厳しくなる冬期間の訓練も必要であると考えておりますので、今後、訓練方法などを研究し、町会等とも協議をしてまいりたいと思います。

次に、日南市、半田市との協定締結による支援の内容などについてですが、このたび締結しました小

樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定では、被災した市への応援項目として、食糧、飲料水のほか、生活必需品などの物資を提供することや職員の派遣、災害支援ボランティアのあっせん、被災者を一時収容するための施設の提供のほか、災害時に速やかな連絡がとれるよう連絡窓口を定めることが盛り込まれております。

また、3市は、北海道、愛知県、宮崎県と地域が離れていることから、大規模災害時には3市が同時に被災する危険性が少なく、あらかじめ協定を結んでおくことで国や北海道の調整を待つ時間的なロスが少なく済むため、相互にスムーズな支援が期待できるものと考えております。

次に、津波避難案内板の設置についてですが、本市では、来年度から3年間の計画で、津波ハザードマップに示された浸水予測区域などに避難誘導板や海拔表示板を設置することとしております。25年度は運河周辺地域で、津波避難誘導板を約30か所程度に設置する予定ですが、今後、現地の状況も確認しながら効果的な場所に設置していきたいと考えており、26年度以降は津波避難誘導板を2年間で計60か所程度、海拔表示板では同じく計120か所程度設置してまいりたいと考えております。

次に、備蓄品の配備による避難施設の環境向上についてですが、防寒用品についてはこれまで避難所施設において、既設の暖房器具を使用することを想定していましたが、停電により使用できなくなることもあるため、電気を必要としないポータブル石油ストーブを配備し、さらには床敷きシート、毛布の配備により防寒対策を向上させるものであります。また、25年度新たに配備する間仕切りにつきましては、一般的な避難所では支障を来す高齢者や障害者の方々などのための福祉避難所で使用することを想定しており、一人一人のスペースの確保やプライバシー保護を目的として配備するものであります。

次に、経済対策について何点か御質問がありました。

まず、昨年、東京で開催したトップセミナーの参加企業に対する今後の取組についてであります。このセミナーを契機として参加企業を訪問するなどフォローアップが重要であると考えておりますので、新年度においては、できる限り私みずからがお会いし、本市のさまざまな立地優位性をPRしてまいりたいと考えております。また、トップセミナーの継続的な開催についてであります。企業立地は地道な誘致活動が重要であると認識しており、継続的な開催につきましては、今後、状況を見て判断してまいりたいと考えております。

次に、食品関連企業に対する企業誘致の推進についてであります。来年度に製作する予定のDVDは企業が知りたい情報をコンピュータグラフィックにより映像化するものであり、来年度に大阪で開催予定のトップセミナーはもちろんのこと、設備投資を検討している食品関連企業へ郵送するなど、企業の規模にはこだわらず、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、ネット通販を行っている企業に対する誘致戦略についてであります。食料品を製造する企業にとって製造地が小樽であるということはブランド効果が高く、魅力の一つになるものと考えております。そのような観点から、市としても自社製造をしながらネット通販をしている企業の情報収集に努めるとともに、今年度制作予定の企業誘致DVDを郵送するなど、誘致活動のきっかけづくりをすることが必要だと考えております。

次に、新年度予算の建設事業の市内経済への波及効果についてであります。まず新年度の予算編成は依然として厳しい財政状況の中、優先的に取り組む事業や将来を見据えた諸課題に対応する事業の厳選に努めた中、建設事業は前年度に比べ増加したところであります。本市の工事においては、市内企業への発注を基本としておりますことから、市内経済へは安定的な雇用の確保や経営基盤の強化、さらには産業連関による資材調達や市内消費の増加につながるなど、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

次に、稲一再開発と商店街振興策について何点かお尋ねがありました。

まず、稲一再開発についてであります。取得者からは新聞等で報道されているとおり、建物を解体し、医療機関や調剤薬局、サービス付き高齢者向け住宅を建設するとの計画でお聞きしております。現在のところ報道されている施設以外は承知しておりませんが、今後、取得者から具体的な事業計画が明らかにされるものと考えております。

次に、稲一再開発とその周辺地域の発展方向性についてであります。この地域はサンモール一番街を含み、都通りや花園銀座の中心商店街に近接するなど、本市中心市街地の中核ゾーンであります。稲一再開発が完了した平成2年当時と比べ、人口減少や少子高齢化の進行など、当該地域を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の方向性としては、コンパクトシティの考え方にに基づき、交流人口の増加によるにぎわいづくりや高齢者のまちなか居住など、本市の高齢化時代に対応したまちづくりを進めていくべきと考えております。

次に、堺町通り商店街と中心3商店街との連携による商店街振興策についてであります。これら商店街が連携できれば来街者の増加はもとより、回遊性の向上や観光客の滞在時間延長などに大きく寄与するものと考えられます。また、毎年5月に中心3商店街などを会場に開催されている小樽さくら祭りにおいて、新たに堺町通り商店街が参加すると伺っておりますほか、花銀水天市、堺町ゆかた風鈴まつりなど、各商店街のイベント等におきましても効果的な連携方法を模索されている状況とお聞きしております。市といたしましても、引き続き、にぎわいづくりのための効果的な連携事業に対して支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線の駅設置に関して何点か御質問がありました。

初めに、新駅を天神地区又は朝里川温泉地区に設置した場合のそれぞれの事業費についてですが、鉄道・運輸機構によりますと、現時点では測量、調査、設計が完了していないため、駅設置に係る事業費は算出していないと聞いております。

次に、朝里川温泉地区に駅を変更した場合についてですが、朝里川温泉地区では明かり区間と呼ばれる地上区間の距離が短く、駅舎などの一部がトンネル構造になるため、天神地区に駅を設置した場合より建設費がかさみ、その分、変更した原因者である小樽市が負担することになり、市の負担金は増額になります。

次に、天神、朝里川温泉両地区の利便性についての見解であります。鉄道・運輸機構によりますと、駅の位置については明かり区間の地形や市街地へのアクセスなど、地域への効果を総合的に検討し決定されると聞いておりますので、天神地区に駅が設置されるということは利便性を含め、総合的に判断された結果であると考えております。

次に、宿泊施設の分散化についての見解ですが、現在、宿泊施設の多くは小樽駅や運河周辺のほか、朝里川温泉にあります。新駅周辺の土地利用や導入機能については、今後、基本計画策定の過程で市民の皆さんや関係機関などから御意見を伺うことにしており、その上で決定されるものと考えております。市としては、新幹線の開通に向け、市内各地区にある施設を有機的に結び付け、新幹線効果を最大限に生かしたまちづくりを検討すべきと考えております。

次に、新幹線駅の最適設置場所の検証を行う必要性についてですが、本市では、駅の位置については天神地区とし、新幹線の誘致活動を行ってきました。平成18年には、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想を策定し、市民の皆さんに広報おたるや市のホームページで天神地区に新駅が設置されることを周知してきました。昨年6月には札幌までの工事実施計画が国に認可され、新駅の位置については天神2丁目と記されております。鉄道・運輸機構からは新駅は技術指針や自然環境、市街地への影響等

について調査検討され、天神地区に決定されたと聞いており、市としても適地であると考えておりますので、改めて駅の位置について検証を行う考えはありません。

次に、夜間急病センターについて何点かお尋ねがありました。

まず、夜間急病センターの設置目的ですが、軽度の救急患者に外来診療を行う1次救急医療を担う診療所であります。同時に、入院や手術などの2次救急以上の治療を必要とする患者を公的病院等につなぐ役割も担っております。

次に、センターの医師確保についてですが、小樽市医師会が中心になって進めていただいているところです。医師確保ができなくなるといった報告は、現時点で受けておりません。

また、過度の救急搬送による夜間急病センターが機能しなくなるという事態は、今までは報告を受けていませんが、インフルエンザ流行期などに多くの方が夜間急病センターに同時時間帯に受診されることは今までも生じており、その対応にも当たられてこられたと伺っております。

今後も、本市といたしましては、小樽市医師会との協議を重ねながら、小樽市民の安心・安全をとものに担っていく所存であります。

次に、センターの予算についてですが、センターが本年7月に移転することに伴い、実際の管理運営費や診療報酬などの変動につき、不確定な要素があることから、まず、今年度当初と同様の予算額を組んでおります。本市といたしましては、これまでどおりセンターの運営に支障がないよう対応してまいります。なお、管理代行業務費については、医師会からの要望に基づき、これまでの毎月払から4月、7月、10月、1月の四半期ごとの支払に変更することとしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 成田議員の市立病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、地方公営企業に係る会計制度の見直しについてのお尋ねがありました。

まず、新会計制度を用いた借入資本金の負債計上の影響ですが、平成25年度予算で試算しますと、借入資本金から負債に計上される額は、平成26年度期首で固定負債が約63億円、流動負債が約2億円となります。流動負債が約2億円増加いたしますが、これは地方財政法上の資金不足比率の算入対象からの除外措置として取り扱われることとなります。

次に、退職給付引当金の引き当て義務化については、直近の平成23年度の試算で申し上げますと、病院事業全体で約28億円の引当金を計上する必要があり、最長15年間で分割することが可能となっておりますが、退職金の支払という実態が大きく変わるものではないと考えております。

また、1年以内に使用される見込みの退職給付引当金は、流動負債となりますが、地方財政法上の資金不足比率の算入猶予の経過措置が3年間となっております。

いずれにいたしましても、今回の制度改正は会計基準を見直すことにより、地方公営企業会計と一般企業との相互比較分析を容易にすることなどを目的としたものであって、実際の公営企業の実態が大きく変わるものではないと認識しております。

次に、一般会計からの基準外繰入金が増額した理由についてのお尋ねがありました。

平成25年度は病院建設の起債借入れのために地方財政法上の資金不足解消を達成しなければならない年度であり、一般会計からの繰入金の予算額は改革プランで示した額と同額である約17億2,000万円を計上いたしました。この額は平成24年度当初予算と比べますと約7,600万円の増額となり、そのうち基準外の繰入金は約1億4,000万円増額となっております。

この基準外の繰入金が増額した理由といたしましては、結核病床や追加費用に係る基準内の繰入金が

減額になったため、結果的に基準外繰入金が増額となったものであります。病院局ではこれまで経営改善に向けて努めてきたところであり、引き続き経営の安定化と繰入金の減額を目指してまいりたいと考えております。

次に、職員給与及び職員数に関してどのように改善しているのかというお尋ねがありました。

改善の対策であります。職員給与比率の分母である医業収益を増加させるための対策として、医師の増員や看護師夜勤配置加算、薬剤師病棟配置加算など、新たな診療報酬の取得など収益の増収に努めてまいります。

一方、職員給与比率の分子である給与費を減額する対策として、病棟再編などにより看護師定数の削減、新市立病院での職員数を見据えた医療技術職の計画的な採用、事務部門の組織改正による適正配置などを実施し、職員数の削減及び職員給与費の削減を図りたいと考えております。

次に、新市立病院の経営状況と独立法人化についてのお尋ねがありました。

新市立病院では、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療及びがん診療を3本の柱とし、他の診療機関で担えない疾患の診療及び地域医療連携における中心的な役割の二つの特性を統合後の利用しやすい一つの病院で果たすことにより、安定的に患者数を確保したいと考えております。また、診療科の増加、医師の新規採用・補充で医療の質と量とも充実することなどで収益面が期待できることとなります。支出面では、現在、二つの離れた場所で老朽施設を経営していることで生じている各種の非効率性が統合新築により改善し、職員数の適正化も含め、さまざまな面で費用の削減、圧縮が図られるからであります。これらにより、新市立病院においては、病院の本来の収益と国の操出基準による基本的な繰入金とにより、毎年度資金収支の黒字を維持できるものと考えております。

さて、病院運営体制を独立行政法人化することについての適否については、最近の全国病院事業管理者協議会でも議題になり、検討されております。しかし、現時点では市長との意志疎通が図られれば全部適用でもかなりの権限を持って経営運営ができること、いったん独立法人化すれば後戻りができないこと、全国的にも独立行政法人化に踏み切る病院がまだ多くないことなどから、今後の社会情勢や医療環境を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、医師の苛酷な勤務状況を緩和する予算措置も含めた対策と医師が学べる環境、スキルアップでできるような研修体制の整備など、医師にとって大変ありがたく、大切なお尋ねがありました。医師が患者に安全・安心、最良の医療を提供するためには、余裕を持って医学・医療に取り組める体制が必要であることを御理解していただきたいと思っております。

まず、医師の苛酷な勤務状況の緩和につきましては、医師確保が最も効果的であるため、これからも精力的に常勤医師の確保に努めてまいりたいと考えております。また、手術応援や当直、オンコール体制などについて、大学の医局から出張医の派遣を受けており、必要な経費については適切に予算措置をいたしております。今後もしできる限り医師の負担を軽減できるように常勤医師の確保や大学医局への医師派遣要請などに引き続き取り組んでまいります。

次に、研修医も含めた学べる環境、スキルアップに関する環境の整備についてであります。スキルアップに関する新たな取組といたしまして、今年度、小樽市立病院誌を発行しております。病院誌は、医師を含めた病院職員の論文、症例報告などを掲載するもので、作成者の業績として学会等で正式に評価されるものであります。同時に病院として研究・研修を尊重するという姿勢をアピールすることができる大変重要なものと考えております。

また、研修医の指導に当たっている医師の指導医研修会への参加のほか、学会や専門的な研修会への参加費などに充てるため、平成25年度予算では昨年度より約300万円増額し、3,700万円を計上してお

り、医師を含めた職員の研さんを充実してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今年度末における小・中学校の耐震化の状況についてであります。閉校する祝津小学校及び若竹小学校を除きまして、耐震化率は62.8パーセントとなります。

また、今後の耐震化の進め方ではありますが、現在進めております学校再編との整合性を図りながら、統合校の改築や耐震補強工事を進め、学校の耐震化を推進し、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

次に、教員の指導力向上を図る研修についてであります。今年度、授業力向上研修会を9回開催し、述べ283人の教員の参加があり、授業力向上への意識の高揚や啓発が図られたものと感じております。

教育委員会では、学力向上は本市の喫緊の課題であり、授業力向上研修会には全ての教員が参加することが望ましいと考えており、今後、研修内容の工夫や開催時期の調整などを行い、さらなる参加の促進に努めてまいります。

最後に、市民の力を活用した学習支援についてであります。私は、小樽は他の地域に比べ、教育、文化、芸術、スポーツの各般にわたりマンパワーが豊富であると感じております。

現在、小・中学校では小樽商科大学の学生による樽っ子学校サポート事業、道教委の学生ボランティア学習サポート事業、退職教員などを活用した退職教員等外部人材活用事業のほか、読み聞かせボランティアによる読書活動の支援など、外部人材を活用しております。

今後、教育委員会としては、小樽市PTA連合会や青年会議所などを通じて、民間の人材の発掘に努め、学校教育での活用について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 4点、再質問させていただきます。

1点目は、答弁漏れです。夜間急病センターの医師の確保が難しくなったり、若しくは非常に忙しくなったりといった時点で、他の医療機関にどのような影響があるかという質問をしたのですが、なぜか夜間急病センターの状況を説明するに終始してしまいましたので、夜間急病センターがうまく機能しなくなった場合、他の市内の医療機関にどのような影響があるのかをお答えいただければと思います。

残り3点なのですが、一つ目は、北海道新幹線の駅設置についてお伺いします。

これに関しては、小樽市から何か言って物事が変わるという案件ではないと思いますし、言われるがままという状況というのは十分に把握しております。しかしながら、先ほど市長は、本市としては検証を行っていないと言いながら、天神地区は適地であるという最終的な結論を述べられているのです。果たしてこれはいかなものかと思います。当然ながら検証された上で天神地区が適地でしたというのであれば、納得いくのです。ただ、これについては鉄道・運輸機構がどういった試算を出してくるのか、事業費がかかるのか、経済効果があるのか、機構が何か言わなければ市は試算しづらく、適正であるかどうかを判断しづらいと思います。

私が、今、市長からいただいた御答弁の中で一つ危惧しているのが、鉄道・運輸機構が総事業費に対して明確な数字を言っていないのです。ただ朝里川温泉地区のほうが増えるとか言っていない、また、どういうふうに経済的な効果があるということも述べられていないのです。一つ考えられるのは、鉄道・運輸機構が全く試算をしていないのではないかというような考えがあるのです。だから、試算をしていな

い、効果があるかどうかとも考えない中で、本市に負担だけを求めてくるのはやはりおかしな話なので、小樽市が試算するとなれば非常にお金も時間もかかるので、そこまでとは言いませんが、鉄道・運輸機構に改めて、朝里川温泉地区の事業費や経済効果をどのように考えて、どういう試算を出したのかを求めても私はいいのではないかと考えております。それについて見解をお聞かせください。

次に、二つ目ですが、稲一再開発と商店街振興策についてです。これについてはコンパクトシティにするという非常に前向きな御答弁をいただきました。実は、この再開発と商店街振興策というのは、かなりリンクする話です。当然ながら、サンモール一番街と花園銀座、そして、少し離れたところに堺町通り商店街ができてきた中で、その間をつなぐ妙見川に沿った寿司屋通りは、若干ながらも店舗が増えているのです。すぐやめられた店があったり、入れ替わりはあります。でも、そこにまたお店が入ったり、中にはミシュランの星をとった店もありました。堺町通りとサンモール一番街、花園銀座をつなぐ部分というのは、本市の人口が減っている中で少しずつ発展している地域と位置づけてもいいのではないかと思います。そのような中で、商店街の振興策とともに稲一再開発、サンモール一番街のグランドホテルの跡にこういった住居が建つということは、ある意味、ここの部分の活性化につながると思うのです。

では、何をすればいいのか。商店街ではなくて、コンパクトシティということであれば、では今後、住民のサービス施設をつくる。例えば図書館が古くなったからそちらに移しましょうとか、これは例えばの話ですが、そういった住民サービスの施設を中心部に移すなどといった将来的なグランドデザインを描いていかなければならないと思うのです。その部分については、今取得が決まったばかりですすぐお答えというわけにいきませんから、今後そういった話をぜひ行っていただき、ただ民間だけにするのはなく、市としてもどういった形で街に食い込んでいくか、若しくは施設の建替えなどを含めて対応していくかということをご今後議論していただきたいという要望です。

最後に、三つ目です。これは市立病院、夜間急病センター両方にかかわる話ですが、予算措置の部分について話させていただきました。市立病院も夜間急病センターも他の医療施設もそうですが、いったん医師がいなくなってしまうから新たに予算をつけたのでは、もう間に合わないのです。やはりそこは何としてでも食いとめる必要があります。今、小樽病院整形外科の動向がどうなるかわからない中で、非常に微妙なバランスで、今後、各医療機関の皆さんが運営しなければならないので、どこか1か所でも崩れてしまうとドミノ倒しになってしまうかもしれません。そういったところを避けるためにも、夜間急病センターや市立病院の特に救急にかかわるところ、若しくは医師の状態にかかわるところについては、取り返しのつかないことにならないようにぜひしっかりと対応していただきたいというのが私からの意見です。

以上質問4点について、お願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 夜間急病センターについて3点ほど再質問があったかと思います。

まず、医師確保ができなくなった場合に、市内の医療機関へはどのような影響があるか。過度の救急搬送が生じた場合に市内の医療機関へはどのような影響があるか。医師がいなくなつてからでは救急に関して問題があるのではないかと、取り返しのつかないことのないように努力をすべきではないかという御質問かと思っておりますので、その観点で答弁させていただきます。

医師確保ができないという場合については、恒常的に医師確保ができなくなるのが決定された場合

と一時的に医師が確保できない場合があると思います。夜間急病センターの開設は、今までずっと継続しておりまして、閉鎖したことがございませんので、先ほど市長から答弁いたしましたように、今まで夜間急病センターを開設してきた長い歴史の中で、医師がいないという状況は起きておりません。一時的であれ、何であれ、医師会におかれましては、責任を持って必ず夜間急病センターには医師がいるという状態を努力して築かれてきておられるところでございます。その状況は現在も続いておりますし、平成25年度に向かいますとも市民の安全・安心を担保するという責任感の下、夜間急病センターは開設をしている状態を続けると。そこにおける医師確保も医師会としては大変な努力で進められておられるところでございます。

医師会と私どもの話合いの中で、この状態が続けられないといった緊急事態のときには当然話合いをしなければならぬところがございます。

答弁漏れの2点だけ先に答弁させていただきますが、最初の質問は、医師確保ができなくなった場合に他の医療機関への影響はどうかということでしたが、そもそも夜間急病センターの運営に関しましては、小樽市内の診療所の医師、それから病院のドクターはじめ、ほぼオール小樽と申しますか、たくさんさんの医療機関の医師が今の運営に参加されているところでございます。医療機関の医師の夜間急病センターへの出向の程度がいろいろと変わってくるという意味では、夜間急病センターの医師の体制と市内の医療機関との影響というのはあるものだというふうに考えてございます。

それから、過度の救急搬送が生じた場合に他の医療機関への影響はどうかということにつきましては、今までも一時的に急病センターに患者がたくさんいらっしゃるという状況はあったと伺っております。その都度、医師会におかれましては適切にそこを対応されてきたというふうに伺っております。医師会からは、一時的にインフルエンザがはやったりするときには、たくさんの方が来ることもございましたが、そのときも医師会としては夜間急病センターできちんと対応してまいりましたという報告を聞いているところがございます。

成田議員に御参考までにお伝えをいたしますと、実は小樽の夜間の医療は、夜間急病センターが100パーセントではございませんで、疾病によっては救急車の搬送状況によってはダイレクトにほかの医療機関に行くという場合もございますので、その疾病の内容によっては、もちろんほかの医療機関へ搬送される方が増えることも想定されると思います。これは今回の成田議員の質問のお答えになっていないかと思いますが、参考までにお答えをさせていただきました。

**○議長（横田久俊）** 答弁漏れの部分についての、今、答弁だと思いますが、成田議員の質問の趣旨は、過去はどうあれ、過度の搬送あるいはいろいろなことによって夜間急病センターが機能しなくなった場合、市内の医療機関へはどのような影響があるかということです。今、保健所長の答弁では、それは医師会が対応するので、保健所として影響はわからないということで、医師会が対応するという事でしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 保健所長。

**○保健所長（秋野恵美子）** もしもという仮定で話をさせていただきますと、もしも夜間急病センターが機能しなくなるとしたらどうなるかという御質問になると思いますが、例えば、夜間急病センターの開設が不可能になって閉鎖をするという事態になりましたときには、今日突然として閉じますということになりませんので、前もって、何月何日をもって夜間急病センターの、例えば何時から何時までは閉鎖いたしますということとか、あるいは全面的に閉鎖いたしますとか、いろいろな閉鎖の仕方はあるかと思いますが、それは当然前もって市民に周知をいたさなければならぬこととなります。

道内他都市の状況を見ましても、室蘭市のように夜間急病センターを廃止するという決定をした市におきましては、夜間の医療は市内の医療機関が担当しております。ですから、当然、市内の医療機関が、夜間における市民及び観光客等の小樽市におられる方の医療に対応するという意味では相互に補完し合っているということになろうかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 成田議員の再質問にお答えしますが、私からは新幹線駅の設置の問題と稲一再開発について答弁させていただきます。

新幹線の問題については、成田議員も御存じのとおり、1972年に期成会を設置いたしまして、本当にこの後志地域、小樽市もそうでありますけれども、札幌までの延伸が昨年6月26日に認可されたということで、本当にうれしく思っているところであります。

そういった中で、新幹線駅の設置の問題でありますけれども、事業費については先ほど答弁させていただいたように、鉄道・運輸機構でこれから測量調査、設計ということをやりますので、事業費についてはまだお話しできないということでした。しかし、今までの鉄道の問題については、結局、新駅については、では、どうするのだといったときに、技術指針あるいは自然環境、それから市街地への影響等についてということで先ほど答弁させていただきましたけれども、環境アセスの問題も含めて、ある程度それらは進めていったのだというふうに思っています。昨年、ああいう形で札幌延伸までの認可がされたので、これから恐らく測量も含めていろいろなことを進めていくのだろうというふうに思っているのです。ただ、今回の事業費の問題ではなくて、今までの北海道新幹線の延伸についての、線路の設置といったものについては既に何年も前から決められている状況の中で、天神2丁目に駅をつくるというのが記されているということですから、恐らくこれからと言いながら、いろいろな形で今までも進めてきたのだろうというふうに思っております。

ただ、具体的な事業費は今お示しできないということですので、また改めてそういうことが発表になったときに話をさせていただきたいと思いますが、既に今までにおいては天神2丁目ということで、私ども小樽市といたしましても天神地区での駅舎をつくるためにどういうまちづくりをするかというのは、平成18年度からずっと進めてきたので、今度、認可されましたので、本当に精査した中で進めていきたいと思っております。これについては鉄道・運輸機構がそういうことですので、今のところそういう答弁しかできないのですが、その辺は、ひとつ理解をしていただきたいと思います。

次に、稲一再開発については、実は私の公約の一つでもありまして、やはりあそこの中心市街地、中心商店街の灯が消えているようであつたらとんでもないと私は思っておりましたので、本来であれば、以前と同じような商業施設や宿泊施設というのが、あるいは希望としては多いのかもしれませんが、あの建物がかなり老朽化してしまって、あのままではなかなか使えない、もし仮に使うとしたら、新しくつくるよりも修繕というか、改築費用が大きいということで、結局、今回購入された日本レーベンは、あの建物は取壊しをして、そして新たに何か施設をつくるということでございまして、まだ少し流動的な部分もあろうかというふうに聞いております。

ですから、これから計画がもう少し具体的に出てきたときには、今、議員がおっしゃったような、にぎわいづくりであるとか、人が集まってくる施設とか、そのようなことをいろいろ話し合っていきたいと思っておりますが、今まで権利者が多くてなかなか売買が進まない状況の中で、これを一本化して進んだということは、私は一歩も二歩も前進だと評価しておりますので、では、この後のまちづくりをどうするかというのは、また皆さんからいろいろとお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っておりますし、

当然、事業者とも話し合っていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 小樽市全体の救急医療につきまして、いろいろと御心配をおかけしておりますが、これは医師会も、病院局も、保健所も実情をよく調べながら、一番重要なことは小樽市民に迷惑をかけないということが第一でございますので、それに向けて今、我々としても動いておりますし、医師が来ないということがないように、これはもう当然、医師会もやりますし、我々病院局側も、市もそういう体制をとっていききたいというふうに思います。ただ、いろいろなことでいろいろと騒がれますと、かえってまとまることがまとまらないようなことがございますので、その辺を御了解していただきながら、我々としましては市民のためによくなること、それから医師も守らなければならないので、何でも来られますと、次の日の診療もありますから、そういうことで小樽市は夜間急病センターを使って、そういう患者はそちらを使うという役割分担しようということをしております。例えば小樽病院のある診療科がなくなると、ほかのところがバーンアウトしてしまうので、それを防ぐにはどうしたらいいかということにつきまして、我々も来週から大学や札幌市内の病院、いろいろなところに、それからいろいろな委員会の部会の中でも、今、真剣に話し合われておりますので、市民に迷惑かけないように最大限の努力をしていききたいと思っております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 1点だけ、答弁は要らないのですが、今、病院局長や保健所長も、他の医療機関に影響というか、いろいろと補完してやっていかなければならないというところで、市民の皆さんに迷惑をかけてはいけないというふうにおっしゃいましたけれども、逆にこちらからしても、やはりパンクさせてはいけないと。やはり適正な利用の仕方を考えなければならぬとともに、そういう状況にあるということは、市長を含めた関係理事の皆さんにも十分に御理解していただいた上で、柔軟な対応をしていただきたいというところを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

詳細については予算特別委員会で質問させていただきます。

**○議長(横田久俊)** 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第16号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時28分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 上 野 智 真

平成25年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成25年3月6日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡	
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎	
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀	
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中	
総	務	部	総	務	課	総	務	部	企	画	政	策	
						室	長					中	
						財	政	部	財	政	課	長	佐
													々
													木
													真
													一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 伝里純也  
調査係長 沼田晃司  
書記 木戸智恵子  
書記 伊沢有里

事務局次長 佐藤正樹  
議事係長 柳谷昌和  
書記 相澤幸  
書記 佐々木昌之

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 一般質問いたします。

初めに、学校施設の有効利用について伺います。

平成22年度から前期・後期に分けて小樽市小中学校再編計画が進められており、今後、36年度までの計画期間の中で、保護者や地域の皆さんと協議し、理解を得ながら学校再編が進められることとなっています。

昨年は量徳小学校が閉校し、学校跡地では新市立病院の建設が進んでおり、今年度末には若竹小学校、祝津小学校がその歴史に幕をおろすことになりました。

少子化によって、日本全国では年間400から500校の廃校が発生し、平成14年度から23年度までの閉校数は4,709校に上ったようです。廃校施設の有効活用は各自治体で大きな課題となっており、今後、学校再編が進む小樽市も例外ではなく、学校跡利用の基本的な考え方が平成24年3月に示されているのは、御承知のとおりであります。

ただ、学校跡利用の検討から利活用の決定まで時間を要することが推察されることから、その間の暫定的な利活用についての考えを伺いたいと思います。

老朽化が進んでいる施設状況や耐震化の問題などもありますが、それらを理解した上で、閉校後に残る学校施設を利用したいとの声が私のところにも寄せられており、他自治体では同様の要望に対して、期間限定で開放しているところもあるようです。特に本市では、公共スポーツ施設の充実を求める声があり、児童・生徒が楽しんでスポーツに親しみ、レベルアップを図る場を確保することは、スポーツ振興の観点からも大切ではないかと考えます。

そこで、伺います。

学校施設は閉校により学校機能が失われ、通常は教育財産から普通財産へ移管されると思いますが、暫定的に体育館として利活用する場合、建築基準法や消防法等の法規制等についてはどのように変わるのでしょうか。お示してください。

また、その場合の管理上の課題についてもお示し願います。

整備費や諸経費等の自治体負担は、今後、行財政に少なからず影響していくと考えられ、恒久的、また長期的な学校跡利用の決定までの間、適正な受益者負担も視野に入れ、暫定的な利活用の検討をしていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、今年度末閉校となる若竹小学校、祝津小学校の跡利用についての現時点での方向性についてお考えをお示し願います。

次に、がん検診受診率向上の取組について伺います。

昭和56年から日本人の死因の第1位であるがんは、公益財団法人がん研究振興財団の統計によります

と、2011年の死亡数が35万7,000人を超え、生涯2人に1人ががんにかかると推計されております。

国が平成19年6月に策定したがん対策推進基本計画は5年が経過し、がん対策基本法第9条第7項の規定に基づいて、24年度から28年度までの計画が見直されました。この5年間を対象として推進される第2次がん対策推進基本計画では、成人喫煙率の引下げ目標や小児がん拠点病院の整備、がんになっても安心して暮らせる社会の構築という全体目標などが新たに加えられた計画となっております。

また、現行計画の大きな目的であるがんによる死亡者を減少させるため、20から30パーセントにとどまっている五つのがんの検診受診率を、5年以内に胃がん、肺がん、大腸がんは40パーセント、乳がん、子宮がんを50パーセントに向上させる目標が明記されました。

そこで、何点か伺います。

平成23年度の小樽市実施のがん検診受診率は、胃がんが8.0パーセント、肺がん10.6パーセント、大腸がん19.4パーセント、乳がん34.8パーセント、子宮がん41.0パーセントとなっており、国が目標とする検診受診率にはまだまだ届かないのが現状です。小樽市のがん検診受診率の実態について、市長の御所見をお聞かせ願います。

また、2009年に、我が党が主導した女性特有のがん検診無料クーポン券が導入され、検診に対する女性の関心が高まり、全国的に検診受診率が大きくアップいたしました。本市における効果についても、市長の御所見をお聞かせ願います。

小樽市では、がん検診について、特定健診とともに、受診状況や未受診の理由、また病院施設などから受診率向上に対する意見などについて、平成22年度から23年度にかけ、検診受診率向上の施策を検討するため調査を行っております。本調査結果から、今後、小樽市では検診率向上に向け、どのような取組が推進されるのか、また本市の課題についてもお示しください。

長野県飯田市は、2011年から、がん検診申込書を全世帯に郵送し、受診者が約2倍となり、補正予算が組まれたそうです。これは、世帯別に家族が対象となる検診内容をお知らせし、市の検診を申し込むのか、ほかで受けるのか、受けないのかなど選択記入するもので、新たな措置が成果を上げたと言われているようです。また、松本市では、がん検診など各種検診の内容を全戸配布から、平成24年度は個人通知へ変更することで一層検診を受けやすくし、愛知県安城市では、民間企業や団体と市が協働し、市民に対して一層の啓発活動に取り組んでおります。

小樽市では、広報やホームページ、新聞、セミナーや講演会など、さまざまな場面を通じてがん検診の周知をされ、バスツアー検診の導入など、受診率向上に向け努力されていることは十分認識しております。しかし、顕著な効果が見られない状況から、小樽市のがん検診対象者に均等に受診勧奨が行われていないところに課題があるのではないのでしょうか。この点に関して、市長の見解をお聞かせ願います。

がん検診受診率の向上は、市民の命を守り、将来的には医療費の削減、ひいては健康保険財政の改善につながると考えられ、飯田市や松本市のように、対象者に受診勧奨を細やかにを行う取組や、安城市のように企業、団体との協働で受診率向上を目指す取組を、本市でも推進するお考えはあるのでしょうか。市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰について伺います。

小樽市では、身体障害者及び知的障害者であって、みずからその障害を克服し、現在自立更生して、障害者の模範とするに足りると認められている方に対して障害者自立更生者として、また、長年にわたり身体障害者及び知的障害者の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して更生援護功労者として表彰を行っております。現在まで表彰された方々の模範の姿を見聞きして、障害を持つ知人は、「誰かが見てくれている、よし、自分も頑張ろうと感じた」と感想を述べられておりま

した。

今、社会は共生社会を目指して、障害者がごく普通に暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現することが求められており、就職による自立を進めることも必要と考えられております。

このような中、国では、障害者の法定雇用率を平成25年4月1日から、民間企業において1.8パーセントから2.0パーセントに引き上げます。働いて自立したいと思っている障害者の方々の願いが現実のものとなるよう、私も尽力したいと思っております。

さて、小樽市で平成15年5月に施行された小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰基準についてですが、本基準には被表彰者の範囲と、それぞれの条件などが定められております。

初めに、本表彰が設けられた目的についてお聞かせ願います。

次に、被表彰者の選考はどのように行われているのでしょうか、お示してください。

被表彰者が満たさなければならない条件の中身についてですが、本市と同様の表彰を行っている他市町村の条件を調べてみますと、自治体によって少しずつ条件が違うようです。

小樽市では、それぞれ四つの条件が掲げられておりますが、このように定められた理由についてお聞かせ願います。

中でも、身体障害者及び知的障害者それぞれの条件の一つに、一般社団法人小樽身体障害者福祉協会長等の表彰を受けたことがあること、小樽手をつなぐ育成会長及び小樽市知的障害者職親会長等の表彰を受けたことがあることがあります。これら団体の表彰対象者となるには、会員等であることが要件と認識しておりますが、この条件を満たす小樽市の障害者数はどのくらいで、全体の何割くらいになるのでしょうか。お示し願います。

各団体に入会していない方の中にも、自立更生のため日々努力され、社会参加をしながら努力されている方もおられます。本表彰が全ての障害者の自立意識の高揚につなげることを目的としているならば、各団体等の表彰を受けたことがあるという条件は、かえって門戸を狭める結果となっているとの声があり、私も懸念をしております。条件の見直しも含め、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、学校の食物アレルギー対策について伺います。

公明党は、2000年にアレルギー対策を求める1,464万人の署名を国に提出し、加工食品のアレルギー表示の義務化や、文部科学省へ小児アレルギー専門医を中心とした検討会の設置を要請し、2001年には免疫・アレルギー科学総合研究センターが開設され、原因究明、治療法の開発が進められております。その後、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの発行推進やエピペンの早期承認から2011年9月の保険適用まで、患者支援団体等の方々と協力して、アレルギー対策の充実に全力で取り組んでまいりました。

しかし、昨年12月、東京都調布市の小学校で起きた児童の死亡事故は、給食に出された粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因ではないかと言われており、食物アレルギーを持っていることが認識されながら、なぜこのような痛ましい事故が起きてしまったのか、大変残念であります。

現実、ここ北海道でも1988年に、札幌市で学校給食のそばを食べた男子児童が死亡するという食物アレルギー事故が起きており、給食によるアレルギー事故は年々増加しているようです。

日本スポーツ振興センターが災害共済給付データから抽出した推計値を見ますと、05年度の160件から、11年度は311件発生し、約2倍となっており、専門家からは、死に至らないまでも食物アレルギーで危険な状態に至るケースはある、事故は氷山の一角であるとの声も上がっております。

アレルギー疾患にはぜんそくや結膜炎、鼻炎などもありますが、本日は給食による重大なアレルギー事故を防ぐために、小樽市の食物アレルギー対策、対応状況について伺います。

初めに、食物アレルギーがある児童・生徒数についてです。現在、どのぐらいの有病者がいるのか、小・中学校それぞれ人数をお示しください。

また、その中で食物アレルギーを引き起こすことが明らかな三大アレルゲンとされる卵、牛乳、小麦によるアレルギーがある児童・生徒数についてそれぞれお示し願います。

さらに、症状が重篤とされるそば、落花生、エビ、カニの食物アレルギーがある児童・生徒数についてもお答えください。

小樽市では、過去5年間に、食物アレルギーによる学校での事故は報告されていないのか、状況についてもお示し願います。

文部科学省では、アレルギー患者の子供が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが平成20年6月以降、全国の教育委員会や学校に配付され、取組が進められています。また、ガイドラインにある学校生活管理指導表には、アレルギー疾患用もあり、活用が薦められているところです。

そこで、本市における学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく給食の食物アレルギー対策についてお示し願います。

また、学校生活管理指導表の活用についてですが、本指導表には病型、治療内容はもちろん、学校生活上の留意点、緊急時の連絡先や医療機関名などを記入できます。

平成20年第2回定例会予算特別委員会での私の質問に対し、就学時健診にアレルギー疾患の調査項目があり、その調査結果に基づいて、それぞれの学校でそれぞれの症状に応じた取組を実施しているの、示された管理指導表に切り替える考えはないと答弁されています。現在の活用はどのようになっているのか、管理保管状況と、学校全体で情報共有できる体制についても伺います。

次に、重篤な症状であるアナフィラキシー対策です。

食物アレルギーの症状として、皮膚のかゆみ、じんま疹などの皮膚症状が最も多いと言われていますが、食物を摂取して2時間以内に発症する即時型では、皮膚症状から呼吸器症状、嘔吐や下痢の消化器症状など、複数の臓器に強い症状が現れることをアナフィラキシーと呼び、その後、血圧低下、意識障害を起こし、ぐったりするなど、アナフィラキシーショックの症状に至ると生命に危険が及ぶとされており、

このたび、調布市で起きた女子児童の死亡事故についても、先ほど述べましたとおり、おかわりしたチヂミに入っていた粉チーズが原因で、アナフィラキシーショックを起こしたのではないかとされており、徹底した検証と再発防止策の構築を急がなければなりません。

そこで、以下伺います。

市教委では、アナフィラキシー症状が起きた場合の緊急時に有効とされる補助治療薬エピペンを処方されている児童・生徒の把握はされているのか、また仮にアナフィラキシーショックが起きた場合、教育現場ではどのような対応がされるのか、エピペン使用の対応についても伺います。

食物アレルギーの数は年々増加しており、ダニやハウスダストなどによるアレルギーに比べ、ショック症状の頻度が高いことから、アナフィラキシーやエピペンの使用について、教職員向けの講習会など、周知徹底する必要があると思いますが、教育長の御見解をお聞かせ願います。

最後に、関連して、保育所の食物アレルギー対策について伺います。

平成23年、厚生労働省から、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインが発行されました。乳幼児がかかるアレルギー疾患の中でも、アレルギー性鼻炎や結膜炎、気管支ぜんそくについては、主治医の指示に従って保育所生活を送ることで大きな問題は起こっていないようです。しかし、食物アレルギー

に関しては、その発症は乳児期がピークとされ、乳幼児の食物アレルギーの有病率は、平成21年度に日本保育園保健協議会が実施した全国調査で4.9パーセントと高く、3歳以下では小学生の2倍にもなっております。また、財団法人こども未来財団の報告によりますと、平成20年度1年間に、29パーセントの保育所で誤食の事故が発生し、重篤なアナフィラキシーショックを起こす危険性が高くなっており、学校と同様にガイドラインに基づく着実な取組が進められなければなりません。

初めに、本市では、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて、保育現場への周知は図られているのか伺います。

2点目に、市立保育所において、食物アレルギー疾患を持つ乳幼児の把握はどのように行っているのか、食物アレルギーの有病者数とともに、その対策と対応について伺います。

3点目に、市立保育所において、誤食などによる食物アレルギーの事故は過去に発生していないのか、またそのような事故が起きた場合の対応はどのようになっているのでしょうか。お答えください。

乳幼児は低年齢のため、体調不良や症状をみずから訴えることが難しく、重篤なアナフィラキシー症状が出た際、エピペン使用を自発的に行うことができない年齢であります。このため、職員や関係者全員が食物アレルギーに関する情報や知識、対応策を共有しなければならず、学校と同様に積極的な研修等の開催が必要と考えますが、市立保育所におけるエピペン使用についての考え方も含め、市長の御見解をお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 千葉議員の御質問にお答えします。

初めに、学校施設の有効利用について御質問がありました。

まず、閉校により、体育館を暫定的に利活用する場合の法規制等についての御質問ですが、建築基準法では、用途制限上、体育館を単独で建築できない地域があるため、既存の学校の体育館であっても、許可を受けなければ利用できない場合があります。また、消防法では、防火管理者の選任が必要になるほか、校舎と分離して利活用するのであれば、体育館と校舎間に新たに耐火区画を設けなければならない学校もあるものと承知しております。

また、管理上の課題についてですが、施設に管理する人が常駐しないことから、施錠や防犯、防火、さらに冬期間には除雪などの問題が発生するものと考えております。

次に、暫定的な利活用についてですが、閉校から跡利用の決定までの間は、普通財産として通常の維持・管理を基本とし、市民から利用の要望があった場合、個別にその利用について検討してまいりたいと考えております。

次に、若竹小学校、祝津小学校の跡利用についてですが、まず若竹小学校については、建築基準法による建物の用途制限や耐震化及び改修にかかわる経費、燃料、光熱水費等の維持管理費等の財政負担など、転用に当たっての課題がありますので、これらの課題を踏まえ、どういった利活用ができるのか、引き続き地域の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

また、祝津小学校は、耐震化されており、比較的新しい学校であることから、庁内において、どのような活用ができるか検討を行っているところであり、今後、地域住民や地域で活動している団体等の意見を踏まえながら、活用方法について考えてまいります。

次に、がん検診受診率向上の取組について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市のがん検診受診率についてですが、まだまだ国の目標受診率に届いておらず、受診勧奨などの施策を進めるべきと考えております。

次に、女性特有のがん検診無料クーポン券の効果についてですが、事業開始の平成21年度前後の受診率を比較しますと、20年度の子宮がん検診受診率29.9パーセントが、23年度では41.0パーセントへ、乳がん検診は22.6パーセントが34.8パーセントへといずれも増加しており、一定の効果があったものと考えております。

次に、平成22、23年度に本市が実施した地域診断の結果を踏まえた取組についてですが、重要なものの一つとして、医療との連携があると考えております。そのため、平成23年度より、小樽市医師会と共催で市民向けセミナーを開始したところですが、平成24年度は、小樽市医師会に、胃がん・肺がん検診の実施方法などの検討をお願いし、その結果、現行のままという結論になっております。

受診率向上のための本市の課題としては、市民の検診未受診理由として、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」が顕著であったことから、市民の予防医療に対する意識向上などが重要であると考えております。

次に、本市のがん検診受診率に顕著な効果が見られない状況についてですが、地域診断の結果を踏まえ、市民の予防医療に対する意識向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業、団体との協働で受診率向上を目指す取組についてですが、既に働く世代のがん検診の普及啓発のために、企業経営者の集まりに一、二か月ごとに出向き、健康教育を行うなどの取組を開始しておりますが、平成25年度からの小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」でも重要な事項として位置づけており、本計画の推進体制として、企業、関係団体との新たなネットワークをつくることを通じて、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰について何点かお尋ねがありました。

初めに、表彰の目的についてであります。みずからが障害を克服し、自立更生され、他の障害者の模範となっている方あるいは障害者の更生援護に功績のあった方を表彰することで、障害者の自立を促すことを目的としております。

次に、表彰者の選考についてであります。小樽身体障害者福祉協会、小樽手をつなぐ育成会及び小樽市知的障害者職親会から推薦のあった候補者から、選考基準に照らし、決定しているところであります。

次に、四つの選考基準についてであります。障害の等級又は療育手帳の所有、年齢、過去の表彰受賞歴など、北海道善行賞の表彰基準を参考に定めたものであります。

次に、団体の会員となっております障害者数の数などについてであります。まず、表彰基準にありますが年齢、障害の等級に該当する身体障害者の方で、小樽身体障害者福祉協会の会員となっている方は212人となっており、割合にしますと約5.5パーセントとなります。また、小樽市知的障害者職親会及び小樽手をつなぐ育成会は、障害者を雇用する企業や団体、施設が会員となっており、個人が会員として加入しておりませんので、割合を示すことは困難であります。

次に、表彰の条件の見直しについてであります。本表彰は、障害者が自立更生し、他の障害者の模範となっている方、また更生援護に功績のあった方を表彰し、障害者の自立を促進するものでありますことから、団体の会員とはなっていない方への配慮も必要と考えております。そのための仕組みづくりについて、他都市の事例などを研究してまいりたいと考えております。

次に、保育所の食物アレルギー対策について何点か御質問がありました。

初めに、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの保育現場への周知についてであります。平成23年6月に、北海道後志総合振興局から市内の認可保育所に対し、同ガイドラインに関する通知があり、周知が図られております。

次に、市立保育所における食物アレルギー疾患を持つ乳幼児の把握方法についてであります。市の窓口で保育所入所の申込みを受ける際に、保護者に対し、食物アレルギーの有無について確認するとともに、保育所で行う入所前の面接においても、原因食材や医師の指示事項など、児童の具体的状況を確認することとしております。

また、市立保育所における食物アレルギーを有する児童数は、2月時点で9名であり、その対策は個々の児童のアレルギーの状況を正確に把握し、児童の状況に応じた適切な給食を提供することであり、対応につきましては、主に給食におけるアレルギー原因食材の除去を行うこととしております。

次に、市立保育所における誤食などによる食物アレルギーの事故の発生状況についてであります。過去5年間においては、平成22年度に1件の発生があり、当該事故は、保育所においておやつとして提供された菓子を喫食した児童が一時的に体調不良を生じたものであります。

また、事故が発生した場合の対応については、国のガイドラインや、保育所における事故防止マニュアルに基づき、児童の体調の観察や保護者への連絡、病院の受診など、その時々に必要な対応を図ることとしております。

次に、市立保育所における食物アレルギーに関する研修の必要性や、エピペン使用についての考えであります。研修につきましては、昨年8月に、保育士を対象として、エピペンの使用方法を含めた保育所での応急措置に関する研修を実施しております。現在、エピペンを処方されている児童はおりませんが、今後、エピペン使用が想定される児童が入所した場合には、国のガイドラインに基づき、保護者や主治医との連携を図り、適切に対応してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食での食物アレルギーについてであります。本市の小・中学校の児童・生徒で、食物アレルギーを持つ人数であります。平成23年3月に行った調査によりますと、小学校では65名、中学校では62名、合計127名であります。その内訳ですが、重複してアレルギーを持つ児童・生徒もおりますので、延べ人数で言いますと、卵アレルギーは、小学校では16名、中学校では10名、合計26名、牛乳アレルギーは、小学校では18名、中学校では12名、合計30名、小麦アレルギーは、小学校では2名、中学校では1名、合計3名、そばアレルギーは、小学校では5名、中学校では3名で合計8名、落花生アレルギーは、小学校では4名、中学校では3名、合計7名、エビ・カニアレルギーは、小学校では3名、中学校では8名、合計11名となっております。そのほか、魚介類やヨモギ、果物類などに対してアレルギーを持つ児童・生徒は、小学校では28名、中学校では54名で合計82名となっております。

次に、食物アレルギーによる事故についてであります。過去5年間、学校での事故は報告されておられません。

次に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づくアレルギー対策についてであります。ガイドラインでは、レベル1からレベル4までの4段階の対策が示されており、レベル1では、詳細な献立表を提示することにより原因食物が入った給食を食べさせないようにすること、レベル2では、原因食物が入った給食を食べさせないときは弁当持参により補うことにすること、レベル3では、原因食物を除いた除去食を提供すること、レベル4では、原因食物を除いた上で他の食物で補って調理

した代替食を提供することとなっております。

本市においては、現在、レベル1の対策を行っており、各学校において、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の調査を行い、その調査と詳細な献立表に基づき、アレルギーを引き起こす食材の入った給食を食べないように指導しているところであります。

次に、学校生活管理指導表の活用などについてであります。現在、市内の小・中学校におきましては、食物アレルギーについて、学校生活管理指導表にかえて、就学時の健康診断表や学校で行われている児童・生徒の家庭環境調査票により把握し、アレルギー疾患の児童・生徒がいた場合は、担任が家庭訪問を行い、アレルギーの症状の把握をするとともに、職員会議を通じ情報の共有化を図り、学校全体で対応できる体制をとっております。

しかし、近年、食物アレルギーへの対策について、市民からの多くの要望がありますので、市教委としては、新共同調理場の設置を契機として、調理場と学校が連携した食物アレルギー対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、エピペンを処方されている児童・生徒についてであります。現在、本市の小学校で3名の児童が処方されていると把握しております。

次に、アナフィラキシーショックが起きた場合の対応についてであります。一般的には学校でこのような事態が起きた場合、直ちに救急車の要請を行うとともに、主治医への相談や保護者への連絡を同時に行うこととなります。また、エピペンは、医師の処方により本人、保護者が使用することが原則であります。あらかじめ本人又は保護者からの申出により学校で預かり、万が一アナフィラキシーショックが起きた場合に使用することを依頼された場合は、本人又は保護者にかわり、教職員が使用することも考えられます。

なお、この場合、文部科学省の通知によると、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童・生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員がエピペンをみずから注射できない本人にかわって注射することは、反復、継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないものと考えられるという見解が示されております。

最後に、教職員の講習会や周知徹底についてであります。対象児童のいる小学校においては、教職員全員がその症状や緊急の対応について共通理解を図る必要があると考えており、今後、医師会とも相談しながら、アナフィラキシーショックへの対応などについて、専門家による研修の機会を設ける方向で検討を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。

**○2番(千葉美幸議員)** 何点が再質問させていただきます。

初めに、がん検診受診率の向上の取組です。

非常に簡潔に御答弁いただいたのですが、具体的なものが何も見えていないというふうに感じております。

そこで、私自身も議員になってから受診率を見させていただいてはいますが、一向に上がっていないというのが現状なのかと思っております。先ほど地域の予防意識の向上のために取り組んでいくと伺いましたが、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、まず伺います。

それと、医療関係との連携ということで、それを変わらずやっていくということだったので、やはり検診というのは予防ということなので、アンケートからも、ぐあいが悪くなってから病院に行くというような御意見がある中で、病院でそういうふうに徹底した検診の受診を勧奨することは、一

定程度効果はあるにしても、やはり今までとは違った形での受診勧奨の取組をしなければ向上はしないのではないかと考えておりますので、その件についても御答弁をいただければと思います。

次に、小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰についてであります。条件の見直しを研究するという御答弁でしたけれども、研究というと、行政的にはあまり前向きには捉えられないということ、ぜひ検討をお願いしたいという声があるのです。実際、この表彰というのは、厚生労働省、また道でも行っておりまして、それを受けて門戸を開く形できっと小樽市でもつくられた表彰だというふうに実感しております。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後に、エピペン使用の件ですけれども、保育所については一定程度理解できたのですが、その使用について、保護者や、申出があれば教員が、その場に居合わせた教員が使用することもあるということだったので、学校全体、また教員全体の意識づけをぜひお願いしたいと思うのです。各学校の取組を見ても、ただ単純にアナフィラキシーショックは、ショックが起きた場合のエピペン使用は自己注射である、それは本人が行うものだというふだんからの意識がある場合と、そうではなく、私たちが打つ場合があるのだという意識をふだんから持っている場合とでは、対応が全然違ってくると思うのです。ですから、本当にこの周知徹底についてはぜひお願いしたいという要望をしておきます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** がん検診とエピペンの使用については担当部長から答弁させていただきます。

千葉議員の再質問について、小樽市障害者自立更生者・更生援護功労者表彰については、確かに私の答弁の中では、研究してまいりたいと申し上げましたけれども、どういう形で表彰するのがいいのかといったことも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、決して後ろ向きな答弁をさせていただいたわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 保健所長。

**○保健所長（秋野恵美子）** がん検診について答弁させていただきます。

がん検診、それから特定健診につきましては、今まで周知が悪くて受診率が高くないのではないかとこの考えを私どもも持っておりましたが、今回の意識調査で、周知が主な原因ではなく、医療機関が豊富にあるという小樽市の状況に市民が大変安心をしている、それで、かかりつけの医師がいるから、何かぐあいが悪ければ診ていただけるだろうといった意識が大変高いということがわかりました。

それから、今回の意識調査とは違うのですけれども、このたびの女性特有のがん検診という事業を通じて、全員に個人通知をし、かつ無料化をして、最大の働きかけをして、受診率が41パーセントであったという結果を踏まえ、同じことをやっても6割の人は来ないのだということがわかったわけでございます。

それで、私どもは、まずは医療機関との相談の中で、一体医療機関でどのような市民への啓発をしていただけるのかといった検討から始めたいと考えております。それから、市民に意識向上のための働きかけをすると申しまして、一体どのような方法で、どのような内容で働きかけていくのがいいのか、それも私どもが今まで考えてきたような、保健所が考えて一方的にプランを組んでいくということではなく、やはり市民の方々と実際に話し合っていく中で、じっくりとこれは進めていきたいと思っております。

今、千葉議員に、平成25年度からこういたしますと具体的に申し上げられないのは、こういった事情

があったからで、今までのような保健所が一方的に考えるといった方法ではなく、実際に医療機関の方々、あるいは市民の方々と話し合う中で、どうすればいいかという方法も含めてじっくりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** エピペンの使用でございますが、現在、エピペンを処方されている3名の児童がおりますので、対象となる学校にはいつそういう事態が生じるかわからないということがございますので、既に学校医を通じて照会はしていますけれども、医師会との早急な話し合いをした上で、全教職員が万が一の場合に対応できるように、早急に研修会等を行う方向で対応してまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。

**○2番(千葉美幸議員)** がん検診について、再々質問というよりは、要望等も含めて話をさせていただきませんが、今回のアンケート調査は、なぜ受けなかったのかという視点でのアンケート調査で、では受けた方はなぜ受けたのかということでいろいろと友人等に聞きますと、身内や友人から一緒に行こうといった誘いがあったから、子供に言われたからというような理由もあるようです。ですから、そのきっかけづくりをぜひ行政も、今、市民の方のお話を聞きながらという保健所長の御答弁もありましたけれども、ぜひそのような積極的な取組をお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長(横田久俊)** 千葉議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

**○17番(佐々木 秩議員)** 一般質問をいたします。

最初に、若年者のワークルール教育の必要性について伺います。

少子高齢化が進む中、若者たちの存在は、あらゆる意味において、特に経済や社会保障の担い手としての役割も大変大きなものとなっています。それにもかかわらず、これまでにフリーター、ニートと、若年労働者問題が取り上げられ、そして、その若者たちが就職難に苦しむ状況を悪用して、大量採用、大量使い捨てにして利益を上げるいわゆるブラック企業の存在が浮かび上がり、社会問題化しています。

一方、本市における若者、特に高卒者の雇用状況もひところよりは改善が見られるものの、依然として厳しい状況の中で、以前から若者の離職率の高さが問題とされ、その原因はとかく社会の厳しさに耐えられない若者たちの精神面の弱さや、雇用のミスマッチなど、若者側に問題があるという判断が大方のもので、本市においてもそのような分析結果をよく聞きます。

ところが、高卒で正社員に採用されながら中途退職した若者たちにその理由を直接聞くと、決まって「求人票と全然違った」「休みがない。夜遅くまで働いて、それもサービス残業」「理不尽な怒られ方をする。人間関係が最悪」などとの声が聞かれます。小樽の若者たちが働くこのまちの企業が厳しい状況にあることは理解できます。若者たちがやめた企業が全てブラック企業だと言うつもりもありません。明らかにやめたほうに原因があった場合もあるでしょう。

ここで問題なのは、雇用される際の契約や労働条件についてのルール、いわゆるワークルールについて、ほとんど知識がないまま社会に送り出されていることです。キャリア教育が必要だとの議論は、社

会全体の共通認識となり、本市においても、小・中学校をはじめ高校でも盛んに実施されるようになりました。しかし、どのようにキャリアを形成し資格を獲得するかや、就職活動の際のマナーやノウハウ等が中心であり、世の中の実態や厳しさを伝えることの重要性、企業への従順性や規律遵守ばかりが強調された内容となっていて、働く際のルールについてはほとんど関心を持たれておらず、一歩間違うと、ブラック企業の後押しをしていることになっているとの指摘もあります。

本来、キャリア教育には、権利教育としての側面もあり、これによって違法状態への対応能力や身を守るすべを身につけさせることができます。こうした権利保障、ルールの正常化は、とりわけ若年者にとって、勤労意欲の向上に役立つばかりでなく、企業にとっても、職場の風通しをよくすることによって経営効率や職場定着率を高めることも期待できます。権利ばかり教えると就職できなくなる、経営効率が落ちるといというのは誤った認識です。憲法第27条は、勤労を国民の義務としているのですから、安心して働き続けるために必要なワークルールを身につけておくことは、働くこと的前提であり、基本であるべきです。

そこで、お聞きします。

本市においても厳しい経済状況、企業経営が続く中で、若者の労働環境の過酷化や離職率の高さについての認識と、ワークルール教育の必要性についてのお考えをお聞かせください。

まずは、実態把握のために、市独自で又は道に働きかけて、若者の離職の理由や労働の実態について、アンケートやインターネット等を通じて集約し、その分析が必要と考えますが、いかがでしょうか。

小・中学校のキャリア教育や市の実施する高校生への支援事業の中で、ワークルールについての教育は、現状ではどのように扱われていますか。

若年者へのワークルール教育を、新卒者に対する就労支援事業の中で、関係諸機関とも連携して進めるべきと考えますが、いかがですか。

また、そのためのワークルール教育や労働教育のための資料やテキストを作成するよう、道に働きかけてはどうでしょうか。

2番目に、生活保護受給世帯の就労支援、自立支援について伺います。

全国で、厳しい日本経済の状況を直接受ける形で生活保護受給世帯が激増し、そのための支出が国、自治体の財政を大きく圧迫しているのは周知のことです。当然、憲法の規定する最低限度の生活を保障するための施策ですから、無条件に切り捨てることはできません。そこで、各自治体は国の支援や独自の政策により、状況改善のためのさまざまな工夫や事業を行っています。

今回、私たち民主党・市民連合は、京都市役所を訪ね、京都市における被生活保護者の自立支援プログラムの整備状況について視察をしてきました。京都市では、内閣府、厚生労働省が実施するパーソナル・サポート・モデル事業の活用等により、被生活保護者の状況に応じた、就労による経済的な自立、社会生活における自立、日常生活における自立を目指し、特に就労開始又は増収が期待できる被保護者に対して、重点的な就労支援を行い、また種々の自立支援プログラムを策定し、自立助長の推進を図っています。

その特徴として、国、府、市がオール京都で一体となって実施していることにより、障壁となっていた行政やさまざまな機関の縦割りを乗り越えて、支援を1人の人が生活保護受給前の予防的な時点から、生活保護廃止後のアフターケアまで継続的に受けることができる点、また一人一人に応じた支援策を考え、さまざまな場面に一対一で寄り添いながら個別に対応していく点などが挙げられます。例えば、ハローワークに配置された生活保護受給者専任の就労支援コーディネーターが、マンツーマンで継続して就労支援を行うハローワーク連携型就労支援や、ハローワークOB等、雇用に関する専門知識を有する

者を嘱託職員として採用し、福祉事務所でケースワーカーと協力して、求人情報の提供や求職活動に関する技術的な指導援助等を実施する就労支援員派遣事業などが実施されています。就労支援員の力量によるところが大きい等の課題もあるようですが、就労支援員の派遣により、支援対象者のうち、生活保護廃止者や職業訓練受講者数を合わせた目的達成率は、昨年4月から12月まででおおよそ50パーセントになっています。

そこで、本市における状況について伺いますが、昨年度、市内の生活保護受給世帯のうち、就労支援対象で就労相談を受けた人数と、そのうち実際に就労した人数とその割合はどうなっていますか。

また、就労による生活保護廃止件数や職業訓練に至った件数をお示してください。

現段階での本市の就労支援の体制や方法は怎么样了なっていますか。

また、課題はどのような点でしょうか。特に、厚生労働省管轄のハローワークとの連携については、どのように進めておられますか。

また、その今年度の成果をお示してください。

鬱病をはじめメンタル面での病気等によるひきこもりや知的障害、発達障害、その他の原因による多様化、増加する就労困難な方にどう対応しているのか、お聞かせください。

また、本市の今後の展開についてお聞かせを願います。特に、本市でも同様に国の事業に応募して、これらの支援を行う考えはありませんか。

続いて、災害時要援護者の情報共有について伺います。

国から各自治体に対し、災害時に援護を必要とする人、災害時要援護者への対策が指示され、本市においても避難支援プランを作成しているとのこと。まず、その進捗状況をお聞かせください。特に、災害時要援護者の名簿の作成はどこまで進んでいますか。

次に、各自治体の支援プランを拝見すると、町会による共助が避難支援の担い手ということが大前提となっており、災害時要援護者の避難誘導が求められています。ということは、町会による要援護者情報の把握が必要ですが、町会や地域の消防団組織との情報共有はどこまで進んでいますか。また、今後、情報共有について、どう扱う予定でしょうか。

ある町会では、いつ来るかわからない津波災害に備え、要援護者把握を急いでいますが、個人情報保護条例を理由に、要援護者情報が他の機関から得られないために、独自に戸別訪問して名簿を作成したそうです。このように、要援護者の把握にかかわる町会や自主防災組織では、個人情報保護に阻まれ、情報収集が非常に困難な状況で、大変苦慮しています。関係部署からの確かな要援護者の情報が得られることは重要です。

道や小樽市の個人情報保護条例には、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、情報の提供を受けることができるとあります。まさしく障害者や高齢者等の要援護者の情報を町会は市町村と共有できるのではないのでしょうか。市のこの件に関する条例解釈と、実際の情報共有をどのような方法で行っていくのかについてお聞かせください。

また、行政と住民の双方に個人情報の扱いに対して誤った判断や過剰反応があると考えます。よって、北海道個人情報保護条例や市町村の個人情報保護条例の趣旨を関係部署や住民に対してしっかりと周知し、要援護者の安全を早期に確保すべきと考えますが、見解を伺います。

続いて、子ども議会の開催について伺います。

札幌市では、子供たちが市政への関心を高め、子どもの権利条約にある自分の意見を表明する権利を具体化するため、子ども議会が開催されて今年度で12回目になります。この議会で提案されたことが市の施策としてきちんと幾つも実現されてきていますし、子供たちがまちづくりについて、自分たちで考

えるきっかけの場ともなっています。提案には具体性があり、子供たちの問題意識には大人に欠けている視点も含まれていると好評だそうです。今年度も市議会議場で開かれ、小学校5年生から高校3年生までの69人が出席し、上田文雄市長らとの論戦に挑んだそうです。そのために子供たちは、昨年10月から、雪に親しんでもらう方法、自転車の乗用マナー、生ごみのリサイクルなどをテーマに六つの委員会に分かれ、10回の話し合いを重ねて本会議に臨んでいます。例えば、いじめ問題も取り上げられ、問題解決につながる貴重な発言が出ています。

このように、教育や子供たちを取り巻く現在のさまざまな問題について、大人が考えたことをただ押しつけるのではなく、当事者である子供たち自身がどのように考え悩み、向き合っているのか、その中から解決策を自分たちなりに見つけていくことの大事さとともに、私たち大人がその成長過程に触れる中で、新たな解決の糸口を発見するチャンスにもなります。

ほかに、旭川市でも子ども議会を開催し、子供の声を市政に生かす取組が進められています。

昨年第1回定例会で開催を訴えたところ、「『子ども議会』という名称や議場を使用するかどうかは別として、市長と語る会や子ども会議の手法も参考にしながら、子供たちとの意見交換の場を設けてほしい」との御答弁をいただきましたが、この1年間の市長と語る会、子ども会議の開催実績と、その結果、子供たちから受けた話の中で、実際に市政に反映できた事例があればお示してください。

単なる意見交換の場というよりは、子供たちの側もきちんと事前の話し合いや準備を重ね、より具体的な提案をしていくことにより、市政への住民参加の一環と捉えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、議場を使うことについても、市民に開かれた市政、議会を形で表すよい機会ではないでしょうか。

自治基本条例を策定中ですが、その趣旨にあるような、まちづくりの主人公としての主体性のある市民育成のためにも、ぜひ実施に向けて一歩踏み出していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、学校給食による食物アレルギー対策について伺います。

最近、学校給食による食物アレルギー、特に重い急性アレルギー反応であるアナフィラキシーを起こし、場合によっては東京都調布市の児童のように亡くなるケースが発生しています。

食物アレルギーを持つ子供が珍しくなくなった現在、本市でも生命に危険があるアナフィラキシーショックまでも想定した対応が急務と考えます。そこで、国や道からの学校での食物アレルギーの対応についての指針はありますか。どのような内容でしょうか。概要をお示してください。

本市には、指針やマニュアルはありますか。あれば概要をお示してください。

現在、学校給食による食物アレルギー対策はどのようになっていますか。

本市で、学校給食により重篤な反応に至った例は過去にありましたか。その際の対応はどうしましたか。

具体的な対応として、本年8月から稼働予定の新共同調理場では、アレルゲン除去食調理に対応しているようですが、対応システムや能力など、その内容についてお聞かせください。

また、除去食だけでなく、代替食も可能なのでしょうか。

今後、対応人数の増加やアレルゲンの多様化が進むと予想されます。将来の対応についてお考えをお聞かせください。

万一、学校でアナフィラキシーが起きたときの対応は、時間との勝負になります。その際の応急処置で役立つのは、自己注射のエピペンです。血圧を上げ、心停止を防ぐ効果がありますが、子供自身が常

に携帯していて、万一の際に自分か、それが無理なときには周りの人が打つことになります。

現在、市内の小・中学校でエピペンを携帯している児童・生徒はいますか。

エピペン接種を教員が行うことは医療行為に当たり、法的に問題があるのではとの指摘がありますが、いかがですか。

今後、エピペン携帯、使用の増加が予想されます。エピペンを適切に使うには、事前に対処法などについて、医療機関や保護者、学校間での十分な話し合い等、かなりしっかりした備えが必要と考えますが、いかがですか。

またその上で、子供本人や家庭はもちろん、担任や担当教員個人、学校側は子供の生命にかかわることで大きな責任を負うこととなりますが、そこに任せるだけにならないよう、市が責任を持った形の食物アレルギーに備えた総体的、具体的な指針やマニュアルが必要と考えますが、御見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、若年者のワークルール教育の必要性について何点かお尋ねがありました。

まず、若年者の労働環境についてであります。平成23年12月に北海道が取りまとめた若年者職場定着促進調査報告書によりますと、離職理由では、給与に不満、労働時間が長い、仕事がついなどとされており、若年者は職場環境が厳しいと感じていると認識しております。

次に、離職率についてであります。同報告書によりますと、平成20年3月卒業者の23年3月までの3年間の離職率は、高卒で全国平均37.4パーセント、北海道47.2パーセント、大卒で全国平均29.9パーセント、北海道34.5パーセントとなっており、道内の離職率が上回っていることから、本市におきましても同様の状況にあるものと考えております。

また、ワークルール教育の必要性についてであります。若年者が就職するに当たり、労働基準法などの労働関係法令等を学ぶことは、早期離職を防止する対策の一つとして有効なものと考えております。

次に、若年者の離職理由や労働実態の調査、分析についてであります。過去3年間の新規学卒者の離職者数につきましては、平成22年度から小樽市労働実態調査により把握しております。

また、若年者の離職理由等につきましては、北海道が実施したさきの報告書の中で調査分析されていることから、その結果を参考にしたいと考えております。

次に、市が実施している高校生への就職支援事業でのワークルール教育についてであります。労働者地元定着事業や高校生就職スキルアップ支援事業では、ワークルールのうち、ビジネスマナーや働く心構え等についての講義、職業適性検査、履歴書作成指導、模擬面接等を実施しておりますが、労働基準法などの労働関係法令等の講義につきましては、現在のところ実施しておりません。

次に、ワークルール教育を就労支援事業の中でも実施すべきとのことですが、先ほど答弁した事業の中で、労働関係法令等のワークルール教育を行うことは必要であることから、関係諸機関とも連携し、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、市の事業で実施することから、資料やテキストの作成を道に働きかけることは考えておりません。

次に、生活保護受給世帯への就労支援、自立支援について何点か御質問がありました。

まず、平成23年度の生活保護受給世帯のうち、就労相談を受けた人数は延べ1,252名、そのうち実際に就労した人数は延べ139名で、割合は約11パーセントとなります。

また、職業訓練受給者数は15名、就労したことを理由として生活保護が廃止になった件数は11件であります。

次に、本市の就労支援の体制と方法についてであります。生活支援課にハローワークのOB2名を嘱託の就業相談員として配置し、相談者の資格や能力、職歴などに応じた就労先の紹介、履歴書の書き方や面接対応など、就労のためのアドバイスを実施しております。

また、課題といたしましては、自動車運転免許などの資格や学歴面で就労が困難な場合や、せっかく就労しても人間関係等の問題で長続きしない場合があるなど、就労条件の困難さや就労する前段での社会面、生活面での支援が課題であると感じております。

次に、ハローワークとの連携についてであります。就労意欲が高く、就労が期待できる方について、ハローワークの職員が担当となって緻密で効果的な就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施しております。

また、このほかにも、平成24年9月からは、ハローワークの職員が月1回来庁し、就労意欲が低いと思われる生活保護受給者に対して就労相談を行う巡回相談事業を実施しているところであります。

「福祉から就労」支援事業の平成23年度の成果といたしましては、ハローワークへ15名の支援要請を行い、10名が就労に至っております。

次に、就労困難な方に対する対応についてであります。就労困難な方には人と接することがうまくできずにひきこもりになっている方や、発達障害などにより部屋の片づけや家事ができない方がおり、就労以前に日常生活や社会生活に支障を抱えております。現在、生活支援課では、自立支援員として社会福祉士などの有資格者の嘱託員を2名配置しており、就労困難な方との面談を重ね、日常生活や社会生活の支援を行うことで、病院への受診や対人恐怖の克服など、社会的な生活向上を図り、最終的には就労などによる自立に結びつけていくように取り組んでいるところであります。

次に、本市の今後の展開についてであります。生活保護制度の見直しや、生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告により、就労支援のあり方や生活困窮者対策については大きく変わろうとしています。生活保護受給の前後も含めた継続的な就労支援は必要だと思いますが、まずは第二のセーフティネットとしての国の就労支援制度などが今後どのような方向を示していくのか、また自治体とハローワークとの連携強化がどこまで求められるのかなども見極めた上で、今後の就労支援のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、災害時要援護者の情報共有について何点か御質問がありました。

まず、災害時要援護者名簿の作成状況についてですが、本市では平成20年度に名簿を作成し、新規登録者の追加や変更情報の更新を行っており、現在、約7,200名を登録しております。

次に、町会などとの情報共有についてですが、現在、市と民生・児童委員の間では、災害時要援護者の緊急連絡先や避難支援者といった情報を共有しておりますが、町会などとはこれらの情報を共有しておりません。しかしながら、今後策定する、避難支援の基本となる小樽市災害時要援護者避難支援計画、いわゆる全体計画において、本人から同意を得た上で要援護者の登録をし、あわせて必要に応じて避難支援関係者へ情報提供をできることとしておりますので、地域での避難計画の策定や避難訓練において、情報を共有できるものと考えております。

次に、個人情報保護条例の解釈などについてですが、市の個人情報保護条例においては、人の生命、

身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときに、保有個人情報を提供することができると規定しております。この規定は平常時を想定したものではないことから、本人の同意を前提に、平常時の避難訓練など、必要に応じて避難支援関係者に情報提供できるよう、全体計画において規定することとしており、日ごろからの地域での見守りにもつながるものと考えております。

次に、子ども議会について何点か御質問がありました。

初めに、この1年間の市長と語る会及び子ども会議の開催などについてであります。子供たちと実施した市長と語る会は1回で、西陵中学校の生徒会の皆さんと話をさせていただきました。

子供たちから聞いた話の中で、実際に市政に反映できた事例はありませんでしたが、話を伺い、生徒の皆さんが自分の住んでいる小樽のまちを愛されていることがわかり、大変うれしく思いました。

また、お年寄りに親切なまちにしたい、ポイ捨てがないまちにしようといったしっかりとした意見を持って課題や疑問を感じ、それを解決するために自分たちが地域で取り組もうとする姿勢を感じ取ることができました。

なお、子ども会議は3月23日に「出会い、つながり、支え合い」をテーマに、二つの中学校の同じクラブ活動を行っている生徒を対象に開催を予定しております。

次に、子ども議会の実施についてであります。本市では子どもの権利条約の趣旨にのっとり、子供たちの意見表明の場を提供することを目的に、平成10年度から子ども会議を毎年開催してきたところであり、今年度は新しいテーマの設定や会議の進め方なども工夫して、3月に開催を予定しております。したがって、当面は子ども議会の開催ではなく、市政への住民参加という点にも配慮し、子ども会議の内容をさらに充実したものとしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小・中学生のワークルール教育についてでございますが、小学校学習指導要領では、特に労働条件などについての学習は示されておきませんが、中学校では、雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連づけて考えさせると示されており、社会科学的分野で取り扱うこととなっております。

次に、学校での食物アレルギー対応の指針についてでございますが、平成20年3月に文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが示され、各小・中学校に配付されております。その内容は、アレルギー疾患とは何か、緊急時の対応、学校生活で求められる配慮、管理などのほか、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー・アナフィラキシーなどの疾患の具体的内容とその対応について盛り込まれております。

次に、本市における食物アレルギー対策の指針やマニュアルについてでございますが、本市では文部科学省監修のガイドラインに基づき対応することとしており、独自のマニュアルは特に作成していません。

次に、学校給食での食物アレルギー対策についてでございますが、本市ではそばと牛乳をアレルギー源として特に注意しており、そばは提供せず、うどん、ラーメン、スパゲッティを提供しております。牛乳については、飲めない児童・生徒に対しては麦茶を提供しております。

また、各学校においては、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の調査を行い、献立表に基づき、アレルギーを引き起こす食材の入った給食を食べないよう指導しているところであります。

次に、食物アレルギーによる重篤な反応に至った事例についてでございますが、本市ではそのような事

例は報告されておられません。

次に、新共同調理場でのアレルギー除去食についてであります。現在のところ、アレルギー起因食品のうち、症例数の比較的多い卵を除去した給食を提供する方向で検討しております。

なお、新共同調理場では、除去食の調理室は、通常の調理室とは別に区画し調理を行うこととし、最大で150食程度の調理が可能となっております。

次に、代替食などの対応についてであります。新共同調理場における代替食や除去品目の拡大については、施設設備や業務手順、人員配置などの関係があり、稼働の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、エピペンの使用状況についてでございますが、市内の小学校で医師によりエピペンを処方されている児童は3名と把握しております。

次に、エピペン接種を教員が行うことについてであります。文部科学省の通知では、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童や生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員がエピペンをみずから注射できない本人にかわって注射することは、反復、継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないものと考えとしており、緊急の場合、教員が使用することは差し支えないものと考えております。

次に、エピペンの使用についてでございますが、対象となる児童・生徒のいる学校については、エピペンの使用法について、教職員にあらかじめ周知をしていくことは大切なことですので、今後、医師会などとその対応について相談をしてみたいと考えております。

最後に、食物アレルギーに備えた指針などについてであります。アナフィラキシーショックやエピペンの使用法などについては、各学校に配付している文部科学省監修の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに詳細に示されており、このガイドラインを活用してまいりたいと考えております。

今後、市教委としては、校長会や学校給食担当者会議などにおいてこのガイドラインを活用し、食物アレルギーの対応について、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 17番、佐々木秩議員。

**○17番(佐々木 秩議員)** 何点か再質問をさせていただきます。

一つ目に、ワークルール教育についてですけれども、先ほど、市では、ワークルール教育については、必要であると、実施に向けて検討していただけるということで、その点について大変ありがたく思いますが、テキスト等については、市で独自に行う事業であるので、道に求めることはないということでしたけれども、そうであれば、市は、少なくともそういう事業を行うときには、独自の資料、テキストを用意して行っていただくと解釈してよろしいのでしょうか。

二つ目に、子ども議会についてですけれども、子ども会議を延長する形、充実させていく形でこれに対応していくという御答弁でしたが、その方法、子ども会議を充実させていくその先に、方法や開催場所等も考慮に入れていくとすれば、この議場を使ってやっていく、結果として子ども議会と同様のものになっていく可能性もあると思っております。そうであれば全く構わないと思うのですが、やはりきちんとそここのところ、今、話を伺っても実質的に1回の、市長の御体調もあつたのでしようけれども、西陵中学校での市長と語る会が1回、それから子ども会議については今年度ぎりぎりの3月末に今後やるというような状況では、私が望んでいるような、実効的に、実質的に市政の中に子供たちの意見が反映されるという意味では、やや心もとない。よって、先ほど最初に申し上げたように、子ど

も会議が実効的な子ども議会になるような、その先に可能性があるのかどうかということについて御答弁をいただきたいと思います。

最後に、エピペン、食物アレルギーについてですけれども、先ほどの教育長の御答弁の中で、国のガイドラインが詳細なものであるので、それを基にしてやるので市独自のものについてはないと、それを用意しなくてもガイドラインのほうで大丈夫であるというような趣旨の御答弁だったと思うのですが、全国を見てもそうですけれども、新聞報道等によれば、国のガイドラインではやはり足りないと、具体性に欠くということで、このエピペンの使用若しくは食物アレルギーについて、ガイドラインや指針を独自に設けている自治体が多数あるのです。ということは、エピペンの使用について、現場で一刻を争う、調布市の例をとってみても、救急車が呼ばれて来るまでも間に合わなかったというぐらい、数分のタイミングで、打つタイミングを逃せば命にかかわってくる、そういうものが国のガイドラインだけではやはり足りないとことでつくっている。例えば今、小樽市で、エピペンを処方されている子供がいる学校だけで対応するのだといっても、いつ子供が入学するかわからない。ひょっとすると入学式がある初日にアナフィラキシーショックを起こす可能性がないわけではないのです。そのように考えると、エピペンを処方されている子供がいる学校にだけやるのではなくて、あらかじめきちんとした対応を組める、そういうためのガイドライン、小樽市独自のものがきちんと必要である、また、そのガイドラインをつくるに当たっては、当然、そこにかかわる医療機関の方、保護者を含めてさらに教職員と連絡を密にとって連携して、そういうガイドラインをつくる必要があるのではないかということについて、御見解を再度お願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** まず、私からは、ワークルールと子ども議会についての答弁をさせていただきます。

ただいまの佐々木秋議員の再質問でありますけれども、ワークルール教育については、先ほど答弁させていただいたとおりでありますし、市といたしましても、実際に就職支援事業という形で実施をしているところであります。ただ、その中で少し足りないというのは、労働基準法などのいわゆる労働関係法令については、今やっておりますので、これからそういうものを含めてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、何といたっても若い人たちが就職したときの離職率が、今あまりにも高いのではないかと。ですから、それをそういった教育をすることによって離職率が低くなるということであれば、やはりそういった教育についてもしていきたいと思っておりますし、それから先ほど答弁しましたように、資料などの費用については、道にお願いするのではなくて、市独自で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、子ども議会の関係でありますけれども、現在、子ども会議は続けておりますが、では子ども議会と子ども会議と実際にどうなのだろうかということを考えてときに、いずれにしましても、将来の小樽を担っていただくということであれば、今、小樽の子供たちをしっかりとした考え方で育ていくことも大事だろうと思っております。

そういった中で言うと、先ほども答弁させていただきましたように、西陵中学校で生徒会の皆さんといろいろな話をさせていただきましたら、将来の小樽を本当に真剣に考えておられる姿を見て、私は大変うれしくなったわけでございます。

それから、今年度1年間で言うと西陵中学校ですけれども、その前で言うと潮見台小学校にも行って

おり、子供たちともいろいろな話をさせていただいておりますし、これからもいろいろな形で子供たちとのそういう話合いをしていきたいと思っておりますので、結論であります。子ども議会がいいのか、子ども会議の中身をやっていっていいのか、そういったことを含めて検討して、いずれにしても将来の子供たちを育てるという観点から取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) エピペンの使用などについてでございますが、国が発行したガイドラインを見ればわかると思うのですが、エピペンの使用に関しては、相当詳しく記述されておまして、あれを読めば大概の人はどういう使い方かわかるという状況になっております。

さらに、先ほど答弁しましたけれども、医師会と相談しながら、研修会を開くなどの対策をしながら、教職員全員で、その学校の全員で対策がとれるような研修会も今後考えてみたいと思っております。

もう一点、先ほど千葉議員の御質問にも答弁しましたが、新共同調理場の設置を契機として、学校と教育委員会、共同調理場全体で食物アレルギーに対する対応について、組織的な対応については、もう一度きちんとした組織化を図りながら、全体としてのアレルギー対策の体制づくりというものは、きちんとやっていきたいと思っております。その過程の中で、エピペンの使用なども当然含めて、全体として組織的な対応をしていくという方向で検討を行いたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 佐々木秩議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時00分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

○4番(吹田友三郎議員) 一般質問をさせていただきます。

初めに、日本国憲法では、第25条第1項において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、生存権の保障は、社会政策学者出身の衆議院議員、森戸辰男による発案で第25条として盛り込んだとのこと。戦後の混乱期には重要なものとして機能しました。絶対的貧困の生存権を保障するものであり、自助努力では国民の最低生活が不可能な者は、絶対的貧困として生活扶助等による公的支援をするものです。

国は、生活扶助の適切な支給に向けてなどと言って、扶助費の減額を行うことを基本に進めております。生活扶助費において、国民の間での問題点として認識されているものの多くは、不正支給の問題であります。私は、これらの問題をしっかりと解決し、真に必要な者への支給が必要と思っております。

そこで、生活保護受給世帯の平成23年度、24年度の動向は、高齢者世帯、障害者世帯、傷病者世帯、母子世帯、その他世帯についてどのようになっていますか、お尋ねいたします。

本市の人口動態を踏まえて、今後の生活扶助費の展開はどのようになると考えておりますか、お伺いいたします。

基本的に、生活保護にかかわる生活扶助、住宅扶助、医療扶助等は、確実に費消されるものであり、

本市の経済活動等にはある意味で重要と考えます。高齢化が進む弱小地方都市では、ますます対象者の比率が増加するのは明白であり、生活保護に係る負担を全額国庫補助とすることに積極的に取り組むことが必要と考えます。市長の御見解をお伺いします。

次に、今、全国的に孤立無業者と言われる方がおります。20歳から59歳の働き盛りで、未婚、無職のうち、社会と接点がない孤立無業者が、2011年時点で162万人に上るとの調査結果が示されております。孤立無業者とは、日常の外出をせず、社会との関係を絶っている者です。現在は、その者に関する家族が生活を支えているようです。2006年では112万人、2011年で4割強の増加と見られております。今後、支える者が欠けることが考えられ、公的扶助の予備軍と位置づけられます。孤立無業者対策は喫緊の課題であり、本市におけるその実態はどのように把握されておりますか。

また、これらの対策について、関係部局において検討されておりますか、お伺いいたします。

次に、本市での相対的貧困者と言われる、いわゆる絶対的貧困者のラインに入らない市民税の非課税世帯など、グレーゾーン的な存在が考えられます。私は、父子世帯・未婚のシングルマザーに対する公的援助の配慮が乏しいと思われます。このことにつきまして、本市の取組はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

私は、少子化対策の一つとして、結婚せず子供を生み育てたいと考えている方が増加傾向にあり、シングルマザーの対策をヨーロッパのように手厚く取り組み、子供の権利を守る法整備を含め、国民的認知を進めることが必要と考えます。シングルマザーに対する財政支援の面において、市長はどのように考えられますか、お伺いいたします。

次に、市職員の旅費の問題についてであります。

昨年の本会議で質問をさせていただきました。その中で、宿泊を伴う出張における宿泊費の実費弁償をされてはいかかですかとお尋ねいたしました。これは、業務での出張地の確認に宿泊先の領収書が有効であり、また現在は宿泊費も大変リーズナブルなものとなっておりますので、経費の削減にもつながるものと考えました。しかし、このことにかかわっての御答弁は、実施することによる事務の煩雑さを理由として難しいということでした。

道内では、この方法を取り入れている市町村が新聞報道でも紹介されております。函館市も、その一例です。人事の方に電話でお聞きしましたところ、三、四年前より行っており、出張時、事前に宿泊先が申請されますので、宿泊料が確認でき、会計課におきまして、その金額を含めて旅費を出金し、旅費精算時に領収書が添付されますので、その確認だけで簡単に行われておりますとのこと。函館市は財政的にも大変厳しい状況にあり、さまざまな取組を行っているものの一つのようなのです。職員は、最初の1年くらいはなれなかったようですが、現在は問題もなく取り扱われておりますとのこと。また、バック旅行利用の励行など、経費削減の工夫をしているようです。

本市では、平成23年度の全ての部局の宿泊を伴う出張の回数は414回ほどであります。260日ほどの業務日を考えますと、1日1.6件ほどであります。日に50件、100件ともなりますと、業務が煩雑になると考えられますが、函館市でさえ行われておりますので、十分可能と考えます。担当部局の業務処理の取扱いを含め、市長が再考されることを希望しますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、空き家の撤去費用の助成についてであります。

本市では、高齢者の独居世帯は毎年増え続けており、この方々が亡くなられたり転居されたりすることにより空き家が発生します。転売が難しいこともあり、空き家として現状のままとなります。近隣の方は、防犯・防火上、又は老朽化した家屋では倒壊等の心配もすることとなりますので、撤去についての苦情として市に相談が寄せられることとなります。全国的にも、さまざまな要因により撤去費用の肩

がわり、一部費用の助成、また行政代執行の規定などで進められているようです。

私は、以前より、撤去費用の一部を小樽市が負担することにより、廃屋への不安を解消すべきと申し上げてまいりました。撤去費用をなるべく廉価におさめるために、本市の助成事業として1件100万円の範囲で行われたものに対し、かかった費用の15パーセントの範囲で助成することを提案したいと思います。今後の廃屋問題を考慮し、助成制度を取り入れるべきと考えます。市長の空き家対策の基本的な方針についてお伺いいたします。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

多くの運動クラブにおける監督・コーチによる体罰が全国的な問題として取り上げられております。さまざまな競技大会で勝つための指導として、暴力行為が横行していることを知る機会となりました。このたびの問題で取り上げるものではありませんが、オリンピックに出場するために選ばれた柔道の強化選手に対して、指導する協会関係者が暴力的指導を容認していることがわかり、ショックを受けたところです。この問題では、日本人特有の誰が言ったのかという犯人捜しに選手がおびえていることを報道で知り、このような団体は解体が必要と思います。

本題に戻ります。私には全く理解できないのですが、保護者からお預かりしている大切な子供をなぜあのような指導という名をかりた暴力を使って管理しようとするのか。そのような行為が行われていることをそもその学校の管理者、教育委員会が把握していないのか。恐らくわかっている、その問題を出すことが自己の保身に影響することを考えて、放置することが行われているものと考えられます。監督・コーチの行為は傷害であり、又は、場合によっては傷害致死の犯罪であり、厳しく罰するしか児童・生徒を守ることはできないものと考えております。また、学校現場の管理者の校長などは、知らなかったという理由で責任を免れることはできません。そして、わかっているながら、そのことに対応をしていない場合には、共同責任になると考えます。

まず、このような問題が発生し、本市におきましても、学校現場の実情について緊急な点検・調査を行ったと思いますが、そのような調査が行われましたか。その調査の方法と結果についてお聞かせください。

教育委員会では、日ごろ、さまざまな調査を行っているものと思いますが、その調査の内容の精査はどのような方法で行っておりますか、お伺いいたします。

本市の児童・生徒の運動クラブ活動にかかわる監督・コーチなどの指導者は、誰の権限で選ばれて就任されるのですか。その指導者はどのような資格を持っておられるのですか。そして、指導者としての研修プログラムなどは、教育委員会ではどのように進められておられますか、お尋ねいたします。

本市の教育現場には、適切に指導できる人材は十分に確保されておりますか、お伺いいたします。

学校現場の最高責任者である校長は、今回の問題を含め、運動クラブのチェックは業務として組み込まれておりますか。

教育委員会は、暴力行為の禁止等は基本的方針として考えておりますか。そして、学校現場への周知はどのようにされておりますか、お伺いいたします。

最後の質問となります。

学校現場においてさまざまな問題が発生したときに、スクールカウンセラーが活躍されるようです。事件のあった大阪市立桜宮高校では、ある第三者委員会の方が、カウンセリングの機能が果たされていなかったと言っておりました。

本市におけるスクールカウンセラーという仕事は、どのような内容の業務を行い、どのような経験、知識、技能による資格を持っておられる方が携わるのですか、お伺いいたします。

本市において、現在、カウンセラーを配置している学校はありますか。そして、カウンセリングの効果の検証はどのようなものとなっておりますか、お伺いいたします。

よく、カウンセラーがクライアント側に寄り添っていないと聞くことがありますが、教育委員会はカウンセラーにはどのような立場、位置づけで業務の取扱いをお願いしているのですか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 吹田議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活保護について何点かお尋ねがありました。

まず、保護受給世帯の動向についてであります。世帯構成の割合でお答えいたしますと、平成23年度は、年度平均で、高齢者世帯45パーセント、傷病者世帯26パーセント、障害者世帯8パーセント、母子世帯11パーセント、その他世帯10パーセント、平成24年度は、25年1月末で、高齢者世帯46パーセント、傷病者世帯21パーセント、障害者世帯8パーセント、母子世帯10パーセント、その他世帯15パーセントとなっております。

次に、今後の生活扶助費の展開についてであります。小樽市の人口は減少が続いているものの、その一方では年々高齢化が進んでおります。

また、全国的に景気回復がおくれ、所得がなかなか増加せず、高齢者の方々が受け取る年金額も決して多くは期待できないと思われまますので、今後もしばらく生活扶助費は増加傾向が続くこととなるのではないかと推測いたします。

次に、生活保護費に係る負担についてであります。生活保護は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、その財源は全額国庫負担とすべきものであると考えております。これまでも全国市長会をはじめ、指定都市市長会、全国知事会において、全額国庫負担とするよう国に要請しており、この要請を今後も続けていくことが必要であると考えております。

次に、孤立無業者についてお尋ねがありました。

孤立無業者の実態把握についてであります。公表されている人数は、東大の教授が総務省の社会生活基本調査のデータを活用し推計したものであることから、本市における孤立無業者の実態につきましては把握しておりません。したがって、その対策につきましては、現在のところ、実態把握が困難なことから検討できませんが、今後、国の孤立無業者への就労支援対策の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、相対的困窮者について何点か御質問がありました。

初めに、父子世帯など、ひとり親世帯に対する公的な援助に関する本市の取組についてであります。経済的な支援としては、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療助成制度、各種資格取得のための給付金である母子家庭自立支援給付金の支給などのほか、ひとり親家庭からの相談を受ける母子自立支援員の配置などを行っております。

次に、シングルマザーに対する財政支援についてであります。今申しあげました児童扶養手当や母子家庭自立支援給付金などの支給につきましては、国の関係法令に基づいて行っており、市単独で新たな上積みを行うことは財政的にも難しいものと考えております。

なお、児童扶養手当をはじめとする、ひとり親家庭に関する各種制度の充実や給付費用の地方負担に関する十分な財政措置などにつきましては、これまでも全国市長会から国に対して要望しているところであり、今後も同様に取り組んでいく考えであります。

次に、出張旅費についての御質問ですが、本市においても、パック料金など、安価で利用できるものがあれば旅費の調整により、積極的に使うよう職員に促しており、日ごろから適正かつ低廉な支出に心がけております。

また、宿泊料を実費支給とした場合、出張回数の多い部局では精算などによる事務量が増加するほか、請求や精算の審査を行う部門にも負担が生じ、経費の増加にもなりかねない懸念があります。したがって、本市では、これまで国に準じて定額方式を用いているところであり、今後におきましても、これまで同様、経済的な支給を念頭に置いた方法で対応してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の基本的な方針についてであります。地域や住民の安全・安心を確保するため、庁内の関係部局で連携を図りながら、市内のパトロールなどを実施し、その状況の把握と情報の共有に努めているところであります。

また、危険な空き家につきましては、これまでも所有者などに対して適正な管理や修繕、撤去等の必要な措置を要請するなどの対応をしているほか、空き家対策としての条例制定についても検討を進めております。

御提案のありました撤去費用の助成についてであります。空き家であっても個人所有の財産であることや公平性の観点から、基本的には所有者みずからの責任において対応すべきものと考えております。

しかしながら、市民生活に危険が及ぶことが想定され、撤去が必要となる場合においては、撤去費用の捻出が大きな課題であると考えられることから、解決手段の一つとして、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、体罰に関する調査についてであります。昨年12月、大阪市立高校の運動部活動の顧問による体罰が原因で生徒が自殺した事件を受けて、本年1月に道教委が緊急に全道の小・中学校を対象に体罰の有無の調査を行った結果、本市では体罰の事案はございませんでした。その後、文部科学省が全国の小・中学校、高校、特別支援学校を対象に体罰の有無に関する調査を実施するよう通知があり、第1次調査として小・中学校に対し、体罰の有無を2月13日までに書面による報告をするよう指示し、その結果、体罰はありませんでした。続いて、2月25日には、第2次調査として全小・中学校の教職員に調査票を配付し、体罰の有無を3月8日までに提出するよう指示をしております。あわせて、児童・生徒調査及び保護者調査として、小学校にあっては保護者を介して確認する方法として、調査票を保護者全員に配付し、中学校にあっては生徒全員と保護者全員に調査票を配付し、学校を通じ、3月8日までに封筒に入れた調査票を開封しないで市教委に届くよう依頼したところであります。ただし、中学校3年生につきましては、3月5日、6日、公立高校の入学試験が終了後に調査票を配付する扱いとしております。

3月8日以降、市教委において調査票を開封し、体罰の有無について確認をし、体罰と疑われる事案があった場合には、学校に直ちに報告し、実態の把握を行い、4月8日までに道教委へ報告することになっております。

次に、教育委員会が行っているそのほかの調査内容などについてであります。教育委員会では日常

さまざまな調査を行っておりますが、例えば、平成24年9月には、いじめによる生徒の自殺を受け緊急調査を行ったところではありますが、このとき、いじめを認知した学校ではいじめのアンケートを基に、まずは本人や他の児童・生徒又は保護者と面談を行い、事実の確認に努め、事例によっては教育委員会に報告することとし、教育委員会では個々の事例により必要な指導・助言を行うなどの対応を行っております。

次に、部活動の顧問などについてであります。中学校では校長が年度初めに、校務分掌と同時に運動部活動の顧問についても割り振りし、その際、経験や指導資格などが考慮されますが、近年では競技経験のない教職員も多くなっている傾向にあります。教育委員会では、部活動の顧問を対象とした研修会は行いませんが、教職員は指導の経験を積み重ねたり競技団体の研修会に参加したりしながら、みずからの指導力の向上に努めております。

なお、最近、教員の不足を補うことや生徒により専門的な指導を受けさせるなどの目的で、外部に指導者を依頼する学校も増えてきている傾向にあります。

次に、校長による部活動の状況の把握についてであります。校長は、自校の教育活動をしっかりと把握する責任があり、部活動につきましても、教育活動の一環として日常の活動を参観したり大会運営等を視察するなど、職務として行われております。

次に、暴力行為の禁止などの周知についてであります。学校教育法第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められており、体罰はもちろん、暴力行為については絶対許されるものではありません。

教育委員会では、今年1月、体罰の防止についての通知をし、部活動の指導においては勝つことのみを重視し、必要以上の過度な練習を強いたり体罰を行うことがないように、部活動の状況を十分把握すること、相談体制を整備することなどについて校長会議などで周知徹底を図ったところであります。

次に、本市のスクールカウンセラーの業務内容、資格についてであります。スクールカウンセラーは、主に中学校の生徒、保護者及び教員へのカウンセリングや助言を行っており、必要に応じ小学校でも活用を図っております。

現在、本市には6名のスクールカウンセラーがおり、1名は臨床心理士、5名は大学又は短大を卒業し、心理臨床業務又は児童・生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する者であり、スクールカウンセラーに準ずる者としての資格を有しております。

次に、スクールカウンセラーを配置している学校とカウンセリングの効果の検証についてであります。5名のスクールカウンセラーには相談日をあらかじめ定め、中学校14校で勤務し、1名は週2回、教育委員会の相談室に常駐しております。

教育委員会では、カウンセラーの執務記録簿や学校からの月ごとの報告により、相談件数や内容などを把握しております。なお、プライバシー保護の観点から、相談者の声を直接聞くことはしていませんが、電話での問い合わせなどの際に、「相談してよかった」「気持ちが楽になった」などの声も伺っております。

最後に、スクールカウンセラーの立場についてであります。教育委員会では、スクールカウンセラーに相談者の立場に立って悩みや訴えを十分に聞いた上で、適切な指導・助言をすることや、場合によっては病院やその他の関係機関を紹介するなどについてお願いをしているところでございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎 議員。

**○4番（吹田友三郎議員）** 再質問をさせていただきます。

まず、廃屋の撤去費用の問題ですが、こういうものについては市でそれなりのお金を出すことになる、一つの事業として、地域の仕事が発生するというのも一つのものだと思います。今回、私は100万円という金額を出しましたが、小樽の場合、非常に高い形になっている部分があるので、私は、それを利用しようとする方々がやはり廉価でできるようにして、なるべくやってもらいたいという、そういうことを行政側もかかわってやっていただけるのが一番かと思っております。その辺も含めて、これからそういう条例の関係も検討されるということでございますので、それらも含めて一歩進んだような感じでやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、旅費の問題について、今、御答弁いただいたのですが、これについて私は、実費弁償の方向でどうしても思っておりますので、機会があるごとに皆さんに要望したいと考えています。

次に、教育委員会にお聞きしたいのですが、今回、体罰という問題があって、道教委からの調査ということでやりましたとなっておりますけれども、こういうものは小樽市独自に、自分の判断でそういう調査を最初からやるということはないのでしょうか。それと、国からも後から調査が来ましたと言っておりますけれども、小樽の子供たちをしっかりと教育を含めて見ていく方々ですから、小樽市のことは皆さんが基本的には管理しているのですから、その方々が自分たちの判断でそういうことができるような形をそもそも持っていていいと思うのですが、その辺についての基本的なやり方についてはどのようになっていますか。

もう一つは、現場の校長がさまざまなことを見ながらということですが、そういう中ではこういう形のもを校長が見つけて、それで教育委員会に報告をして、それに対応したということが今までにあるのでしょうか、お聞きします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 一つ目の廃屋の撤去の問題については、先ほども答弁させていただきましたように、あくまでも個人の所有ということでございますので、公平性の問題等を考えたときに、やはり所有者にきちんと処理してもらわなければいけないというような状況だろうと思っております。

それから、今日の新聞に、後志総合振興局での、空き家の問題で行政代執行の関係の記事が載っておりました。これらのことにつきましても、条例等についてこれからも検討していきたいと思っておりますけれども、ただ100万円に対して15パーセントといったのは非常に財政的な負担も大きくなっていきますので、それらも含めていろいろと今後検討していきたいと思っておりますけれども、現状では大変厳しい状況なのかというふうに思っております。

それから、旅費の問題についての再質問がありました。

これは、先ほども答弁させていただきましたように、日ごろから、パック料金など安価でできるようなことについて、低廉な支出に心がけているところでございます。たまたま、吹田議員がおっしゃるように、函館市が例として述べられましたけれども、函館市はどれぐらいの出張回数があるのか、あるいはその出張に関する職員数がどれぐらいなのか、そういったことは私もよく承知しておりませんが、少なくとも負担にならないようにしていかなければ、経費負担にならないようにということについては、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

○教育長（上林 猛） 吹田議員の再質問にお答えいたします。

1点目の、市として独自で調査すべきではないのかという御質問でございますが、実は昨年、小樽市内の中学校で体罰事件というのがありまして処分をされ、その際、校長が見逃していたということで、校長も管理・監督責任を問われたということがありましたので、大阪市立高校の問題が出たときに、市として調査をしようということで準備をしているときに道から指示があったということで、あわせてやったということがあります。たまたま時期が重なったということでありまして、市としてもそういう事例があったので、直ちに調査するという方向で検討していたことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

またもう一つ、校長自身が発見して訴えたという事例は今までございません。それで、前回そういう事件がありましたので、また今回も大阪市立高校の事件がありましたので、校長会を通じ、校長として部活動については、きちんと日ごろから目配りをしながら、何かあればすぐ校長として忠告をする、又は体罰があれば教育委員会に報告をするということについて指示をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） これで終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 吹田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 一般質問をいたします。

最初に、公共事業受注業者の労働実態について取り上げます。

国や自治体が発注する公共工事や委託事業に従事する労働者は、建設関係だけでも全国で600万人に上り、他のサービス関連労働者を合わせると1,000万人以上になります。これらの事業に従事する労働者は、国民・住民の生活と権利、安全を守る大切な仕事を担っています。しかし、人件費を無視した低価格入札が行われ、労働者の賃金、労働条件は劣悪な状態に置かれている場合が少なくありません。

福島県労連が行った除染労働者110番に寄せられた相談では、国直轄の除染特別地域で働き、本来なら一日1万1,700円プラス危険手当の支給対象であるにもかかわらず、危険手当をもらったことしてくれとか、危険手当をもらわないと一筆書くように言われ、除染手当が支給されていない労働者の無権利、不安定な雇用実態が明らかにされています。

そこで、小樽の問題に移ります。

初めに、平成23年度、小樽市で発注している契約金額2,000万円以上の工事を水道局、病院局、市長部局それぞれの発注件数と、そのうちの市内業者の占める割合についてお知らせください。

元請、下請の関係で、最終的な業務従事者の労働環境や賃金について、発注者側である小樽市が実態把握をしているかが問題です。道内の自治体を対象に北海道労働組合総連合が行ったアンケート調査では、札幌市を含む道内27市と49町村が回答していますが、委託先事業者の賃金・労働条件について把握しているかとの設問に対しては、いずれも平均3割台の回答で、ほとんど把握していませんでした。小樽市はいかがですか。

平成23年度、500万円以上の公共工事についてお聞きします。1点目は建築・土木工事の落札率の平均値、2点目は最低制限価格と入札価格調査制度の適用件数と予定価格に対する割合、3点目には予定

価格を算出する際の人件費の根拠、4点目に総合評価方式は、新市立病院建設以外に導入したのがありますか。5点目は業務委託などで業者が変更する際、雇用の継続や労働条件の継続を依頼しているのですか。

次に、指定管理者制度についてです。

公共施設の管理・運営は、小泉内閣の構造改革路線に基づいて導入され、平成21年度時点では、全国7万施設で導入されました。平成21年度の小樽市の指定管理者制度導入施設数と平成24年度の施設数をお答えください。

24年度の本市の公共施設のうち、指定管理者が導入されている割合、また指定管理者制度のうち、民間企業参加数は何件か、全体に占める割合もお知らせください。

本市では、指定管理者の契約年数が3年又は5年と決められていますが、多くは同一業者が継続しています。しかし、小樽市民会館、公会堂、市民センターは、平成25年度から大幸総業は継続していますが、イオンディライトから小樽ビル管理に変更です。各施設の職員数は何名か、今後の雇用継続はされるのか、賃金の引下げはないのか、把握していますか。

この施設に働く市民から、経営者が変わって仕事が続けられるのかどうか不安でいっぱいだったが、継続されることになった。しかし、賃金水準は当面継続ということで、今後、同額が保障されるかどうかかわからない、これからも事業者が変わるたびに心配するのはつらいとの声が届いています。

北海学園大学川村雅則准教授らの2011年札幌市の指定管理者制度導入施設の調査では、正規雇用が3割、残り7割の非正規雇用の賃金水準は、パートタイム型で100万円未満が8割強、たとえフルタイム型でも半数は250万円に満たない実態です。全国的にも、指定管理者が官製ワーキングプアの発生源になっていることが問題になっています。

本市では、指定管理者の受託事業のうち、清掃や給食など、一部を再委託に出している件数は何件ありますか。業務内容とこれまでの雇用の継続、賃金の確保についてもお答えください。

業務委託でも同様の問題があります。新光共同調理場は、平成23年度から株式会社日総の業務委託になりましたが、このとき継続して雇用された従業員の賃金が大幅に下がったと市民から苦情を聞いています。市は、委託業者に対する従業員の雇用、労働環境に対してどのような対応をしたのか、また賃金の変化について把握していますか、その内容をお知らせください。

東京都新宿区では、平成23年度から、公共事業の発注時に、公共サービスの実施に従事する者の労働環境に配慮し、適正な履行と良好な品質の確保を図るために、契約締結時に受託者に対し労働環境チェックシートの提出を義務づけています。帯広市では、発注した工事における元請、下請契約に関する実態を把握し、適正な下請契約の締結や下請代金の支払などを確保することを目的に、平成9年から二、三年ごとに下請、元請に対してアンケート調査を実施しています。調査結果を踏まえ、元請・下請適正化指導要綱や留意文書を発行して適正化を図っているそうです。

公共サービス基本法第11条では、「国及び公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とあり、発注者としての責任が問われます。指定管理者制度を含む公共事業発注における労働者の労働環境や賃金の実態について、小樽市としての実態調査やアンケート実施に取り組み、自治体が発注する公共事業で官製ワーキングプアをつくらないように取り組むことを提案いたします。市長の見解をお聞きします。

次に、子供たちの健やかな体と心を育てるために質問いたします。

小樽市は、第2次健康おたる21として、平成25年度から10年間の小樽市健康増進計画を作成しまし

た。その中では、がんや生活習慣病のリスクが高まる働き盛りの世代に対して、より若い世代からの健康づくりが重要と次世代の健康づくりの課題が示されています。具体策として、市内小・中、高等学校で、飲酒、喫煙、薬物、H I Vをはじめとした性感染症や正しい性知識などの思春期健康教育の推進を挙げています。

また、小樽市教育委員会は、小樽市学校教育推進計画の中で、重点目標2として豊かな心の育成、重点目標3として健やかな体の育成を掲げています。この立場から、現在の保健所や学校教育の取組について何点か質問します。

食に関する指導として、栄養教諭等を活用した指導を実践していますが、年間の学校訪問回数と訪問した学校数、取り組まなかった学校数を、平成24年度を含めて過去3年間の実績をお答えください。

結果では、未実施校数が多いと聞いていますが、教育委員会の評価をお聞かせください。

実施校が少ないのは、栄養教諭が不足しているためではありませんか。栄養教諭の活用以外に、食に関する取組について、特徴的な取組をお知らせください。

食育教育として、生きること、体を大切にすることの学びになっているのか、子供たちの感想も含めて、教育効果についてお知らせください。

保健所では、市内小・中学校に対する健康教育に取り組んでいますが、どのようなテーマで、何校で実践してきたのか、小学校、中学校それぞれ平成22年度から24年度までお答えください。また、この結果に対する評価をお答えください。

薬物や防犯、交通安全等では警察による指導も実施していると聞いていますが、喫煙、アルコール飲酒、薬物などは、体を守るという立場から、命、健康観にも連動します。薬物や喫煙、飲酒に対する指導、性教育は、各校でどのように取り組まれていますか。保健所の参加はどれくらいありますか。この点では教育委員会と保健所の連携はどのようにされているのでしょうか。

ほかに、食育の推進に責任を持つ保健所として、教育委員会の食に関する取組にはどのようにかかわってきましたか。

保健所を持つ自治体として、保健所の機能、役割を大いに活用すべきと思いますが、今後の保健所、教育委員会のかかわりについて、それぞれ見解を求めます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えします。

初めに、公共事業受注者の労働実態について何点かお尋ねがありました。

まず、平成23年度の発注工事件数と市内業者の割合についてであります。水道局発注は19件、そのうち市内業者は9件で割合は47パーセント、病院局は1件、市内業者は1件で100パーセント、市長部局は25件、市内業者は24件で96パーセントとなっております。

次に、委託先事業者の賃金、労働条件の把握についてですが、本市においても把握はしておりません。

次に、平成23年度の500万円以上の公共工事についてですが、まず建築・土木工事のそれぞれの落札率の平均値ですが、建築は94パーセント、土木は86パーセントとなっております。

次に、最低制限価格と入札価格調査の件数と予定価格に対する割合ですが、最低制限価格は65件で84パーセント、入札価格調査は14件で89パーセントとなっております。

次に、人件費の根拠についてですが、本市における公共工事の労務単価は北海道の単価を準用しておりますが、その基となる単価は農林水産省及び国土交通省が行った公共事業労務調査に基づき決定されております。

次に、総合評価方式の導入についてですが、新市立病院建設以外では総合評価方式は導入しておりません。

次に、業務委託などでの雇用の継続や労働条件の継続の依頼についてですが、市は、受託業者に対し依頼はしておりません。

次に、本市の指定管理者制度を導入している施設数についてですが、21年度は23施設、24年度は22施設となっております。

次に、本市の公共施設のうち、指定管理者制度を導入している施設の割合についてですが、導入している施設の割合は17パーセントで、社会福祉法人や町会などを除いた民間企業の件数が11件で、割合は50パーセントとなっております。

次に、市民会館ほか2館の指定管理者についてであります。各施設の現在の職員数は、市民会館が9名、公会堂が3名、市民センターが10名、合計で22名となっております。職員の雇用については、2名は会社内での配置転換となるようですが、残りの20名の職員については、新しい指定管理者に確認したところ、18名の雇用を継続すると聞いております。また、賃金については、来年度は引き続き、現在の水準で維持されると聞いております。

次に、指定管理者の受託した施設の再委託などについてですが、再委託を行っているのは17施設で、業務内容として主なものは清掃、警備、除排雪などで、消防設備点検や隔年で行われる設備の保守点検などを除外した件数は、47件となっております。また、再委託先が変更になった場合の雇用の継続や賃金条件の確保については把握しておりません。

次に、本市の公共事業発注における労働者の労働環境や賃金の実態調査等の実施についてであります。労働条件については、労働基準法や最低賃金法など、国において関係法令を整備すること、また賃金等の労働条件については、個々の労使当事者間で自主的に取り決められることが基本と考えておりますが、事業者に対し関係法令の周知を図るなど、労働者の適正な賃金確保などの労働環境の整備促進に努めることは必要なことと考えています。市としては、今後とも他都市の取組事例などを研究してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校に対する健康教育の取組とその評価についてのお尋ねですが、3年間の合計の実績は、小学校では薬物乱用防止、たばこ・お酒の害に関して22校で22回、675名、性、生命の誕生、性感染症に関して9校17回、243名であります。中学校では、薬物乱用防止、たばこ・お酒の害に関して4校4回、389名、性、生命の誕生、性感染症に関して9校9回、521名であり、まだ十分な状況とは言えないため、今後も強化してまいりたいと考えております。

本市では、現在、関係部局が協力して食育の推進に当たっているところですが、保健所は、小樽市食育推進計画策定以後、教育委員会が既に取り組んでいた食育に関しての連携を開始しています。今後も、現在同様、関係部局の協力において食育の推進に当たっていく所存であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、従業員の雇用についてであります。平成23年度受託事業者は、従業員をハローワークを通じて募集を行い、当時の臨時調理員22名が施設や業務を熟知しているということから全員が採用された

ものと承知しております。

また、賃金につきましては、平成22年度の臨時調理員は日給6,090円で、時給に換算すると785円でしたが、委託業者では時給750円と伺っております。

次に、栄養教諭等による学校における食に関する指導の実績であります。平成22年度は14校45回、未実施校27校、平成23年度は12校56回、未実施校29校、平成24年度は、12月末時点で6校39回、未実施校34校となっております。

次に、栄養教諭が訪問していない学校が多いことに対する評価であります。これまで栄養教諭が学校を訪問し食育の指導をすることについては、学校の求めに応じて行っておりましたが、学習指導要領では体育や特別活動、道徳の時間、総合的な学習の時間などで取り組むよう位置づけられておりますので、今後は、校長会を通じ、積極的に栄養教諭を活用するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭の配置についてであります。共同調理場では、道教委の配置基準に基づき、3名の道費栄養教諭を配置しており、さらに単独調理校6校を担当する市費栄養士を2名配置しておりますので、十分基準を満たした配置となっているというふうに考えております。

次に、食に関する取組の特徴的なものであります。新光共同調理場では施設見学会を年2回実施し、給食がどのように調理され、配食されているかを知ることで給食の大切さについての理解を深めております。

また、学校では、食品メーカーの担当者を講師に、農産物の生産から加工までの流れや味覚の大切さを教えております。さらに、市内の調理師の団体を学校に招いて、子どもの元気は朝ごはん料理教室を開催し、地場食材を使ったオリジナルレシピの紹介、食品や調理に関するクイズなどを通して子供の心や体の健康のための朝御飯の大切さを教える取組を行っております。

次に、栄養教諭による食育教育の効果についてであります。栄養教諭が訪問した学校からは、食べ物の大切さや食と健康のかかわりなど、丈夫な体づくりにおける食の重要性について学ぶことができたとの感想が寄せられております。また、子供たちからは、朝御飯が毎日の生活リズムをつくることや食事を残さず食べることの大切さなどを学ぶことができたとの感想が寄せられております。このことから、栄養教諭が食育教育を行うことで、子供たちが正しい食習慣や生産者に感謝する気持ちなどを持って生きることや体を大切にすることへの理解を深めることができたものと考えております。

次に、薬物や喫煙、飲酒などの指導や性教育についてであります。薬物や喫煙、飲酒に対する指導や性教育は、保健体育の授業の中で教科として年間指導計画に基づいて教えられているほか、特別活動としては、保健所などの関係機関から講師を招き、薬物乱用防止教室の開催や性に関する指導などを行っております。

次に、学校への保健所の参加と教育委員会の連携についてであります。平成23年度の実績では、薬物、飲酒、喫煙に対する指導では、薬物乱用防止教室に小学校9校、中学校2校で保健所の職員が講師として参加し、性に関する指導については、小学校3校、中学校3校において保健所の職員が授業に参加しております。教育委員会としては、保健所職員が講演や授業を行うことは子供たちへの教育的効果も大きいことから、今後とも保健所との連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後の食育の推進における保健所との連携についてであります。教育委員会としては、子供たちに食に対する正しい知識や食習慣を身につけさせることが大切であり、今後とも保健所とは食育推進連絡会議などの場を通じて情報交換を深め、さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番（中島麗子議員） 再質問を行います。

市長の答弁では、市として研究をしていきたいとおっしゃいました。私が今回取り上げた目的は、さきに示したように、除染労働者という過酷な労働現場において働いている皆さんにも、法の適用がなされずに大変無権利な状態で、下請の本当に一番下のところで働いている方の深刻な実態が全国的にはあるのです。

では小樽市に、それに類するような公共事業の発注の下で、2次下請、3次下請の中で、法令遵守や最低賃金の確保はきちんとされているか、そういう問題について全く市が関与していない、わかっていないという事態が多くのところでは放置されていることについて問題提起として出した中身です。一生懸命働いても年収200万円以下というワーキングプアが全体の労働者の中で1,000万人を超える現状がある中で、税金で行う公共事業を発注する中でも同様の問題が起きてくるようなことがあれば、これはやはり官製ワーキングプアと言われるような中身が起きてこないように、発注者側の役割として、チェック機能が求められるのではないかとということです。これについて市長も、そのこと自体については了解をすると、研究もしたいという御意見だったと思います。

それで、私は、新宿区と帯広市の話をしたのですけれども、例えば新宿区では、平成23年度から2,000万円以上の公共事業を発注した151件全部にこのアンケート調査をやっているのです。工事の請負、委託契約、それぞれ対象にしてチェックシートを出して、実際に労働者の確保計画も工事請負のときには出してもらう形にしています。この報告書に疑義が生じたときには立入調査をする、事実と違うときには改善計画を提出して、改善措置がされないときには指名停止や本契約の解除をするということですから、一定の行政指導の効果が期待できる中身です。実際にお聞きしたら、23年度は、1件内部告発があり、実態調査に入るかどうかの段階でこの問題は断ち消えになったと言っておりましたが、そういうことも聞いております。帯広市におきましても、これは発注した業務を二、三年に1回、その過程の全ての事業者のアンケート調査です。ですから、全ての工事発注にかかわって、元請から受注した業者の下請の一番下のところまで全部をアンケート調査の対象にしてやるというのです。こういうことを繰り返して、平成23年度に6回目の調査をやっているのですけれども、元請17社は100パーセント、下請108社も9割が回答するという状況で、その中で適正な工事の施工を求める市の指導がだんだん伝わっていくという中身が報告されておりました。

その中で実際に、帯広市では、元請・下請適正化指導要綱や具体的な工事を求める留意事項なども出して、具体的な指導が行き渡るようになってきたというのです。私は、これはもう事業者と市の信頼関係をつくっていく内容で、いい仕事をしたい、そして税金に見合ったきちんとした仕事に答えていく工事現場をつくっていくということで、なかなか有効な取組だと思えます。

全国では、公契約条例の制定なども話題になっていますが、いきなりそこに行くのは難しいという段階で、市が発注する業務に対するチェックをしていくという具体的な提案です。市長にもこのチェックシートを見ていただきましたので、市長がそのチェックシートを見た感想もお聞きしたいと思いますし、これも研究課題として先送りすることなく、具体的に小樽市がどこから出発できるかを積極的に検討していただきたいということを再質問として出したいと思えます。

次に、教育委員会と保健所に聞いた子供たちの問題ですが、いじめや体罰がいろいろと問題になっている中で、みずから命を絶つという子供たちの事態が最近多くなりまして、命やみずからを大切にするという教育がやはり大事なのではないかと思います。どちらかというと、学力調査の中で、学力が低いということに最大の焦点がいて、いかに学力を上げるかということになりがちですが、生きていくことや自分が生まれてきたことが大切なのだと思う教育のあり方をもっと大事にしていくべきではない

かと思うのです。親や兄弟や家庭の中で自分が大切に生かされている問題や、学校の中で食べることで自分が元気になっていく、先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことに関連してぜひやっていただきたいと思うのです。そういう立場で聞いたのですが、正直申しまして、少ないという評価もしていましたが、栄養教諭の指導を取り入れた学校というのは、平成22年度は41校中45パーセント、23年度は38.7パーセント、24年度は、まだ12月までですけれども14.6パーセントと、もう半分以下から2割台とどんどん下がっているのです。教育として位置づけているとは言いがたい事態ではないかと思うのです。

そしてまた、保健所の健康教育も、専門家の教育として大変期待したいところですが、全体としては、22年度14回、23年度24回、24年度は、現在で12回ですから、多いとは言えない。もっと力を発揮してほしいという思いがあります。そういう点では、どのような連携をしていくのか、食の教育と命の教育に関して、保健所と教育委員会からそれぞれの答弁はいただきましたが、食育推進連絡会議というのがあるそうです。これは、設立されてからこれまで何年になるのか、これまで何回、各年度で開いてきたのか、これもお知らせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 中島議員の再質問にお答えします。

冒頭、発注者としての自治体が受注業者に対してどのような労働実態になっているのか、きちんと把握すべきではないかという御質問が一つだと思います。

先ほど答弁させていただきましたように、受注業者としては、その労働条件の問題等については、やはり関係法令を守ることが大事なのだらうと思っております。ですから、それを大前提に、私どもも事業者との関係でいうと、それはやはりきちんと事業者の皆さんには話をしているところであります。

ただ、賃金等の労働条件については、それぞれ個々の労使間で決めるということでもありますし、最低賃金の問題とかそういうのは別ですが、そういうことだらうと思いますので、行政としてどこまで入っていったらいいのかということとはなかなか難しいところがあるというふうに思います。

それから、議員がおっしゃっている新宿区役所の労働環境チェックシートを見ましたけれども、いろいろな項目があって、回答は「はい・いいえ」だけなのです。一つだけ、最低賃金は幾らですかという記入する項目がありましたけれども。あれだと、受注したいと思ったら、私は恐らく「はい」に丸をつけるのではないかと思うのです。ただ、問題はそれが後から違うとなったときに罰則があるという話ですから、それはそれでよろしいかと思いますが、実際にアンケートやチェックシートの問題ではなくて、それがどういうふうに生かされているか、どういうふうに使われているのかというのが本当は一番のポイントではないかと、私は思います。

ですから、答弁をさせていただきましたように、他都市の状況などいろいろなことを把握しながら取り組んでいきたいと思いますが、ただ私どもはそういう事業者とのやりとりの中で言うと、関係法令についてはしっかり守ってほしいということで、アンケートも評価シートもやっていませんけれども、もしそういうことが、違う形が出てきたときには、それはそれでやはり今後取り組んでいかなければいけない問題だらうというふうに思います。指名の解消であるとか、停止であるということが必要だらうと思っておりますので、そういう形で今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

食育に関しては、保健所長から答弁させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 食育の点と健康教育の点に関して再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

食育推進連絡会の数字につきましては、ただいま資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきます。

食育推進連絡会が、今までいろいろ実行してきておりますので、今後とも、平成27年度までという計画でございますが、今までの努力をさらに強化していくという方針でやっております。

それから、健康教育に関しましては、毎年、小学校も中学校も子供は全て入れかわっていくわけでございますので、今年度この学校でやったから来年度はやらなくていいということにはならないと思っております。全ての学校で毎年度というのが十分であるという評価になろうと思います。そのゴールを目指してどのようにやっていけるのか、保健所といたしましても、学校の求めに応じて出かけるという体制で今やっております。今後、平成25年度に入りましてから、学校との連携というのは、健康づくりにおいても、国としても強くうたわれているところでございますので、全ての子供たちにひとしく健康教育が行き渡るというゴールを目指してどういうふうにしていけばいいのか、教育委員会とも学校側ともよく話し合いを持っていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 中島議員の再質問にお答えいたします。

一つ目は、教育委員会とすれば、子供たちに「早寝・早起き・朝ごはん」運動というのを今取り組んでおりまして、まずは規則正しい生活を子供たちが送ることが学校教育をする上での全ての基礎だと考えておりまして、生活習慣をきちんとつけることが学力の向上を図る上でも一番大事な基礎・基本のことだということで、家庭の教育力を大事にしたいということで、携10運動などをしながら、きちんとした生活規律をまず持つということが大事なことだということで、その取組も今進めております。学力の向上というのは、誤解のないように言いますが、基礎・基本の学力をまずきちんとつける、そのためには基本的な食習慣もそうですし、規律正しい生活がまずきちんとできるということが大前提だと考えております。その教育についても、きちんと「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とするということを教育の中で徹底をさせるということの取組もまたやっております。

また、平成22年度から24年度まで食育の教育の学校訪問が減ったということもあろうかと思いますが、これは23年、24年にかけて、新しい共同調理場をつくる業務で、予算の積算など大変な業務を栄養教諭に課してしまったということがありまして、結果として非常に業務が多忙になったという状況があろうかと思っております。

また、学校では、他にたくさんの教育課題がある中で、食育という問題について少しおろそかになった部分もあろうかと思っておりますので、今後、共同調理場が新しくなることを契機に、共同調理場と学校と連携をして、食に関する指導の徹底もあわせて図ってまいりたいというふうに考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

○20番（中島麗子議員） 再々質問です。

私がいろいろな数字を求めた中身は、低価格入札がどんどん進んできて、その事業を受ける業者の中に一層の困難が進んでいるのではないかとということを調べようという意識もあつたのです。そういう意味では、最低制限価格については、入札価格調査制度の適用件数が14件ということで、最低ラインとし

ているところより低く入札して、調査に入った件数が14件もあったという報告もありますし、実際に公共工事の設計単価、労務単価で人件費を出しているとおっしゃいますが、それをきちんと最低下請のところまで徹底しているかどうかよくわからないのです。

さらに、先ほどの答弁では、市民会館、公会堂、市民センターには22名の配置で、2名を配置転換した後、18名の継続雇用ですから、2名は雇用継続にならなかったこととなります。私たちのところにも、今回の事業者変更により首切りになったという相談が入りました。結局、こういうことが起きてくることは、事業者変更のたびにそこで働く労働者の雇用継続も再度検討されて、給食の委託のように賃金に変更されるということが定期的に起きるといことです。定期的に起きてよくなるのならいいのですが、どれも、大体悪くなっています。

さらに、指定管理者制度の中では、17件で再委託をしている業種があります。もちろんコスト削減が目的ですから、さらに違う深刻な事態が起きている可能性があります。しかし、これは実態がわかりません。せめて、こういう問題を大事だと考えるなら、公共サービスを提供するというこの指定管理者制度に変更したのですが、この分野で問題が起きれば、市民に対する公共サービスの質も心配されるわけですから、私は、最低限、指定管理者制度の実態調査からでも始めるべきではないかと思うのですが、このことについての見解を伺って、終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 財政部長。

**○財政部長（堀江雄二）** 中島議員の再々質問にお答えします。

最初に、入札調査価格の14件と市長から答弁させていただいた件ですが、答弁としましては、最低制限価格と入札価格調査の件数ということで、両方を合わせました79件のうち、入札価格調査、3,000万円以上の予定価格になっているのが14件でございます。ですから、その金額を下回って調査に入った件数が14件ではございませんので、その旨御了解いただきたいと思います。

それから、先ほども、本質問、再質問で市長から答弁させていただきました、ほかの市などの例ですが、新宿区の場合であれば、指定を解除するところまでいくということになれば、当然契約する段階で何らかのことをしていると思われれます。それから、帯広市の例でいきますと、実際に指導要綱をつくって、どういう指導をされているのか、どういうペナルティーを与えているのかということも私どもはまだ調査も研究もしてございません。中島議員の質問等で行われている最低賃金、価格の問題は大変重要だと私どもも考えてございます。当然、調査するとなると、何を目的にどういうことができるのか、どういうことをしなければならぬのか、そういうものを頭に置いて調査をして、その結果どうするかということまでやはり考えながらやっつけていかなければならないと考えています。ですから、それらの事例などを少し研究させてほしいというのが現状でございます。

指定管理者制度の問題もそうでございます。先ほどの契約の関係も、ある程度整理ができましたら、指定管理制度で実際に引き受けていただける業者の賃金等の関係などもある程度整理はできるのではないかと考えておりますが、まだその辺のことは、他都市の事例なども、今、中島議員から具体的なお話もございましたので、資料を取り寄せながら研究していきたいと考えてございます。

**○議長（横田久俊）** 中島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時24分**

**再開 午後 4時45分**

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 初めに、福祉灯油について伺います。

2月13日、福祉灯油小樽市見送りという新聞報道があり、実施を期待していた市民に失望が広がっています。日本共産党は、今冬の灯油の高騰から、議会で、また市長への申入れでも、福祉灯油実施を求めてきました。

昨年第4回定例会の厚生常任委員会で、地域福祉課から12月7日現在の平均灯油価格が89.31円と公表されたことで、過去に福祉灯油を実施した際の価格レベルを下回っていることや国等の財政支援がないこと、道内主要都市の多くで実施に向けた動きがないことを勧告し、本年度は福祉灯油を実施しないこととするという報告がありました。これに対し、他会派からも福祉灯油実施に向けての質問があり、市は生活に直接関係している生活必需品の値上げであることから、異常な高騰を見た場合については、たとえ国や北海道の財政支援がなくても、困窮度合い等の調査が必要だと思いますが、財政支援がないからやらないということにはならないと思いますという答弁をしています。

小樽市生活環境部生活安全課の調査結果による灯油価格は、2012年12月5日時点の平均価格は89.31円でしたが、2013年1月5日時点では93.39円、2月5日時点では102.24円と高騰しています。2007年度の12月は98.53円、1月98.67円、2月97.90円、2008年度の12月は73.7円、1月65.95円、2月65.27円で、今冬の厳寒期の灯油価格が高いことが明らかです。

また、本年2月5日時点での生活必需品の小売価格調査結果では、福祉灯油を実施した2007年、2008年と比較すると、野菜や加工品が値上がりし、主食の米も10キログラム当たり600円以上も値上がりしています。その上、年金の引下げに加え、介護保険料や後期高齢者医療保険料の引上げなどで市民生活は以前より圧迫されています。寒さも厳しく、気象庁のデータによる小樽市の今冬の最低気温の月平均値は2012年11月は2.6度、12月はマイナス4.8度、2013年1月はマイナス7.2度、2月は14日時点でマイナス7.1度ですが、2007年度、2008年度の同時期の気温はどうであったか、お示してください。

市民の話を見ると、夫が病気がちであまり働けず、収入が少ない家庭は、室温を18度に設定して、家の中でも外套を着て過ごしている。別の市民は、夜は早く布団に入り、朝もなるべく遅く起き、電気も消している。長崎屋などに行って時間を過ごすなど、さまざまな節約をし、寒さをしのいでいますが、市民生活は一段と厳しさを増しています。孤立死の懸念もあります。市長は、このような市民の実態をどう捉えているのですか。

この間、寒さの中で必死に耐えている市民の生活状況調査を行ったのですか。

市長は、円安や原油高騰で灯油価格の見通しをどう捉えていたのですか。

灯油価格高騰の状況下で、恵庭市や芦別市などは臨時会を開会するなど、福祉灯油を実施する自治体が増えています。後志管内では、小樽市以外の町村は全て実施していますし、蘭越町やニセコ町では再度の実施を行っています。小樽市が福祉灯油を実施した2007年度、2008年度は、国の特別交付税などがありましたが、赤字財政にもかかわらず、福祉灯油を実施し市民の暮らしを応援しました。市民生活を守るため、市長は国や北海道に対し、福祉灯油実施のための予算枠拡大を強く要請したのですか。

厳寒期に高い灯油価格で、市民の生活が大変なのに、なぜ福祉灯油を実施しないのか。どのような議論を経て実施見送りを決めたのか、説明してください。

2011年度の民生費の不用額は、約6億9,500万円に達していますが、多額の不用額を残すのではなく、

市民生活をもっと応援すべきです。今年度の石狩湾新港管理組合負担金2,294万2,000円が小樽市分として減額されます。この減額分を含めて、今定例会で5億9,834万3,000円を財政調整基金に積み立てる補正予算案が提案されています。この減額分など財政調整基金積立ての財源活用で実施見送りを撤回し、今からでも福祉灯油、あるいはその名称が時期的に適切でないのなら、冬季生活支援金として、補正予算を組んで市民生活を応援すべきです。市長の見解を伺います。

次に、恵庭市のような庁議だよりについて伺います。

小樽市は市長の記者会見や市の施策をホームページで公表していますが、新しい施策や事業も報告のみで、どの部局がどのような考えや話し合いの下で決定されたのか知らされていません。

恵庭市では、庁議だよりを作成し、市民に公表しています。毎月市長と副市長、教育長、各部長がそろって、その時々行政課題を話し合う庁議という会議が開かれ、通常は毎月第1、第3月曜日に開かれ、議会のときなどには臨時に開かれることもあり、会議での主な議題や意見の要旨について、市のホームページに掲載しています。内容は、「1. 市長コメント」「2. 協議・報告・連絡事項」で、これで今、市が何を行おうとしているのかがわかります。

福祉灯油についても、1月21日開催の庁議で保健福祉部長から灯油高騰に伴う緊急対策事業についてとして詳しく報告されています。また、同日の会議でその他各部からの報告として、建設部長から恵庭市雪対策市民会議による提言書の策定経過及び今後の予定も報告されています。このように、市の行政課題決定の前にも、あらかじめ市民にお知らせすることで、市民にわかりやすく開かれた市政になるのではないのでしょうか。

小樽市がこれから制定しようとする小樽市自治基本条例に関する提言でも、情報の共有として情報の提供が提案されています。恵庭市のような庁内会議は定期的に行われていると思いますが、恵庭市のような庁議だよりとして、その内容を公表してはいかがでしょうか。

次に、視覚障害者への地デジ対応ラジオの給付について伺います。

視覚障害の方々にとって、ラジオからのテレビ音声は貴重な情報収集手段です。しかし、2011年7月のテレビの地デジ移行の本格化に伴って、アナログ波が終了したため、FMラジオでのテレビ音声聞こえなくなりました。そのため、全日本視覚障害者協議会から地デジ対応ラジオの製品化の請願が国会に提出され、全会一致で採択され、2012年9月によりやく製品化されました。

本年1月8日、北海道議会保健福祉委員会で、日本共産党の真下紀子道議が、道として市町村へ視覚障害者に地デジ対応ラジオを日常生活用具として給付するよう働きかけることを求めました。北海道は、速やかに市町村に通知すると答弁し、1月10日付けで各総合振興局宛てに、視覚障害者を対象とした日常生活用具給付等事業についての通知が出されています。小樽市は、地デジ対応ラジオを給付対象にするのですか。するのであれば、実施時期や基準額についてのお考えをお聞かせください。

現在、いろいろなワンセグラジオが製品化されていますが、総務省テレビ受信者支援センター統括本部が特に案内しているラジオの操作についての音声読み上げガイド機能や災害時にもわかりやすい緊急放送対応機能を有するものにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

また、ひとり暮らしの視覚障害者の方にはどのように案内、周知するのかお聞きします。

次に、春香水道利用組合について伺います。

春香町礼文塚線沿線の住民5世帯は、礼文塚川の水を飲料水に利用しています。この地区の一部は、平成5年に小樽市により標高120メートルラインまで給水可能になりましたが、これより高いところのため、市の給水区域外となっています。

住民が飲料水として利用している川の水源上部に、王子木材緑化株式会社所有の森林があり、保安林

に指定されています。同社が木材を切り出すための道路を造成したことにより、2010年11月には、そこが崩れ川に泥が流出し、水源地付近の河川が極度に濁り、取水場所と水槽に泥の沈殿が増加し、その後も濁りが頻繁にあり、飲料できないだけでなく、洗面、洗濯用水にミネラルウォーターを大量に購入しなければならないことや、ボイラーの破損、水源地砂ろ過槽の目詰まりによる清掃回数増加による重機レンタル代や砂代などの負担増、家庭用水のフィルターの目詰まりによる交換頻度の増加、さらには水購入の費用負担が大きいと、多少無理をして川の水を飲んでいる家庭もあり、健康上の不安による心理的負担など、住民は大変苦勞しています。

この地域は40年以上もきれいな水を利用できていたのに、こういう状態を招いたのは、王子木材緑化株式会社で森林法違反の道路造成をしたためではありませんか。同社は、北海道から指導を受け、道路の崩れた部分にブルーシートをかぶせるなどの応急処置をしたものの、水の濁りは解決していません。

春香水道利用組合は、北海道、王子木材緑化株式会社と小樽市も交えて話し合いを持ち、その後、きれいな水の供給のための施設整備を同社に対して要請しましたが、整備費用が高いと言われ中断しています。この間、小樽市水道局や建設部にも水の応急手当や水源地周辺の道路の調査など支援をいただきましたが、また今年の雪解け時期が心配です。王子木材緑化株式会社の責任で解決しなければならないことですが、住民の生活や生命にかかわる問題ですので、小樽市としても支援をしていただきたいと思えます。北海道に対し、王子木材緑化株式会社が組合の要望を受け入れ、早期に濁水処理を行うよう指導することを申し入れていただきたいのですが、いかがですか。

春香水道利用組合は、水道局に水道水供給について打診をしましたが、水道局は困難との見解を示しています。その理由をお聞かせください。

また、住民生活を守る立場で水道局の支援もお願いするところです。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉灯油について何点かお尋ねがありました。

まず、2007年度と2008年度の11月から2月の最低気温の月平均値についてであります。気象庁の資料によりますと、2007年度11度が0.1度、12度がマイナス3.4度、1度がマイナス6.9度、2度がマイナス6.6度となっております。また、2008年度は、11度が0.7度、12度がマイナス3.1度、1度がマイナス4.5度、2度がマイナス5.4度となっております。

次に、灯油の高騰にかかわる市民生活の実態についてであります。申し上げるまでもなく、灯油は市民の生活必需品の一つであり、特に冬季には暖房の主要燃料として欠かせないものであると認識しております。長く続いております灯油の高騰は、当然市民生活を圧迫する大きな要因であり、御質問の中にもありましたように、実情は私の耳にも届いており、灯油価格が早期に適正な価格となるよう強く望んでいるところであります。

次に、市民の生活状況調査についてであります。過去に福祉灯油を実施した平成19年度は、11月から12月にかけて、1リットル当たりの灯油価格が約13円急騰し、また翌20年度には、一時1リットル130円台まで値上がりしましたが、今年度は当時の状況までは至っておらず、生活状況調査については行っておりません。

次に、灯油価格の見通しをどう捉えていたのかとお尋ねですが、昨年12月の厚生常任委員会では福祉灯油を実施しない旨報告いたしましたが、その際の灯油価格は、1リットル約89円でありました。現在、102円まで上昇しておりますが、このような価格となることにつきましては、その時点では予想しておりませんでした。

次に、国や北海道に対する財政支援の要請についてであります。国の動向把握や北海道、さらには北海道市長会などとも連絡をとり、財政支援にかかわる状況については、ある程度把握をしておりますが、要請については特に行っておりません。

次に、福祉灯油の実施の見送りを決めた経緯についてであります。昨年12月の厚生常任委員会において、福祉灯油は実施しない旨の報告をいたしました。御承知のとおり、その後、価格は上昇傾向が続く、2月には1リットル100円を超えたところであります。この間、価格の推移や国、道などの財政支援の動き、また他都市の動向等を注視してきた中で、財政支援の目立った動きはなく、さらには小樽市を含む道内主要都市10市中、実施は3市にとどまっていたことなどを勘案し、当初の方針を継続したものであります。

次に、今からでも補正予算を組み、市民生活を応援すべきとのことですが、灯油を含む生活必需品等の価格が高騰していることは事実であり、市民生活を圧迫していることは十分承知しておりますが、現在の本市の財政状況等を鑑みますと、国等の相応の補助を得られない中、市が単独で事業を実施することは困難であることを御理解願いたいと思います。

次に、庁議だよりについての御質問ですが、本市では、恵庭市のように、規定を設けて庁議を設置しておりませんが、それぞれ行政課題や重要課題について検討する会議等を必要に応じて開催しているところです。会議の内容や経過などは、議論の方向性が定まらないこともあり、公表することは難しいと思いますが、本市では現在どのような課題が焦点となっているのかなどは、月1回の定例記者会見において、その時々話題などとともに私みずから発信しており、その内容はホームページにも掲載しておりますので、今後ともこのような方法で市民の皆さんにタイムリーな情報をお伝えしていきたいと考えております。

次に、視覚障害者への地デジ対応ラジオの給付について何点か御質問がありました。

初めに、給付対象とするのかという御質問ですが、現在、給付の対象とすることで検討しております。実施時期につきましては、平成25年4月を予定しており、基準額につきましては、道内他都市の状況を調査しているところであります。

次に、給付する地デジ対応ラジオの機能についてであります。ラジオの操作についての音声読み上げガイドや緊急放送対応の機能を有するものと考えております。

次に、ひとり暮らしの視覚障害者の方への案内、周知についてであります。新たな給付品目でありますことから、基本的には電話により案内、周知を図り、必要な場合には直接訪問するなどの対応をしてみたいと考えております。

次に、春香水道利用組合について何点か御質問がありました。

まず、春香水道利用組合が利用する礼文塚川の濁りについては、王子木材緑化株式会社の森林法違反による道路の造成が原因ではないかとの御質問ですが、川の上流の森林は同社の所有であり、北海道が水源涵養保安林に指定している地域のため、伐採や開発行為等に関しては同社が北海道知事に許可申請を提出し、知事の許可を受けて行っております。現状、市としては、道路造成等の実態については、把握できないところでありますので、北海道に事実確認の上、川の濁りの原因が直接森林法違反に当たるのであれば、北海道から同社に対し濁水防止等についての指導を行っていただくよう要請してま

いりたいと考えております。

次に、この地区への水道水の供給は困難であるとした理由についてであります。当該地域が給水区域としている標高120メートルよりも高い150メートルに位置しており、給水するためには新たな施設整備が必要となることなどから、水道水の供給は難しいものと考えております。

以上であります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、新谷とし議員。

**○21番(新谷とし議員)** 再質問を行います。

初めに、福祉灯油についてですが、今いろいろと御答弁いただきましたが、先ほども言ったとおり、恵庭市、芦別市などでは臨時会を開いてこの実施を決めております。恵庭市のホームページに掲載された1月21日開催の庁議だよりを見ますと、保健福祉部長からあらまし、次のような報告がありました。1月15日現在の生活環境部調査では、灯油価格が95.75円で、平成19年の価格に近づいてきていると。円安の進みや店頭によっては、灯油の在庫も不足しており、今後もさらに高騰が進むものと考えられる。このような背景を踏まえて、今回、灯油購入費の助成を行うこととしたと述べ、さらには対象世帯は、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で非課税世帯、計1,950世帯で予算は1,950万円で算定していると、こういう報告がありまして、この補正予算が承認されたら、対象世帯には戸別に文書を発送して、3月31日まで受け付けて、現金給付又は口座振替で実施すると、このように報告があります。

昨日の民主党・市民連合の斎藤博行議員の代表質問への答弁では、先ほど市長が答弁したようなことでありましたが、他都市はともあれ、なぜ小樽市として灯油高騰に対して市民生活を支援するかどうか検討、議論もしなかったのか。恵庭市のように灯油高騰の先を見通して実施を決めた自治体や、また蘭越町やニセコ町では2回目の実施を行っているわけです。議会では、厚生常任委員会で市民の困窮状態の調査も必要と答弁していたのですから、この実態調査も市長は市民生活の大変さが耳に届いていると言うけれども、実態調査をしていないと、これは私は問題だと思います。こういうことをしないで見送るのはもう認められません。

少し紹介しますが、北海道民主医療機関連合会は、5年目の全道の冬の高齢者生活調査を行い、2月25日に発表しました。1月15日から1か月をかけて介護サービスの利用者から聞き取り調査をし、室温もはかっています。幾つか紹介しますと、室温6度の人がいて、日中はデイサービスに通い、帰ってきたらすぐ布団に入るので、ストーブは1日2時間程度しかつけていない。室温10度の人は、ストーブは1日2時間程度、日中は布団の中にいる。暖房費だけでなく、除雪費が生活費を圧迫していて、食費を削っている。冬は暖房費のために介護サービスの利用を減らしている。85歳の女性は、体が冷えると体の痛みが出るので暖房は欠かせない。暖房費は、1か月3万5,000円以上かかる。食費を切り詰めて、介護サービスの利用も抑えていると、こういう状況が報告されております。小樽市では、こういう状況がないのでしょうか。私は、市の責任として、民間で調査していることをなぜ市がしないのか。本当に今回の福祉灯油については、非常に私は怒りを感じております。調査をすべきです。その調査もしないで見送りというのは、本当に認められません。

また、他市が実施していない、国等の財政支援がない、そうであれば、なぜ強く要請しなかったのでしょうか。本当に市民生活を守るという立場に立ったら、強く要請していただきたかったし、今後もやろうと思えば、何でもすぐ専決処分とか、そういうことでやれるわけですから、市長の特段の決意を期待したいのですけれども、いかがでしょうか。

それから、庁議だよりについては、今後検討していただきたいと思っております。

あと、地デジ対応ラジオについては非常に前向きな姿勢、答弁をいただきましたので、本当に視覚障害者の方々も喜ぶと思います。視覚障害の方々にお話を聞きましたら、やはりこういうラジオを欲しいということでしたので、今回の実施については本当によかったと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、春香水道利用組合の問題ですけれども、王子木材緑化株式会社所有の森林は保安林ですから、所有者といえども勝手な行動はできないわけです。小樽市は、北海道に聞いて、事実関係を確認してということでしたけれども、市民が困っていることは北海道と密に連絡をして対処していただきたいと思ひます。

以上、再質問とします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 福祉灯油にかかわって何点か再質問がございました。

御質問の内容は、小樽市として国や道へ財政支援の要請をしなかったこと、あるいは市民の生活実態調査をしなかったこと、それから最終的に、小樽市として他の自治体は福祉灯油を実施しているのに、なぜ実施をしなかったのか、そういったことだと思います。

まず、国や道への財政支援の要請、あるいは生活実態調査の件ですが、市内の灯油の平均価格ですが、昨年11月時点で88円台、12月時点で89円台で、12月に厚生常任委員会で小樽市の対応について報告をさせていただきましたが、その後、1月に93円台、2月に102円台となりました。2月の価格が発表になった時点で国や道に予算枠拡大を要望するということは、もともと福祉灯油、私どもとしては冬を迎える前の11月の灯油価格などを中心に注視をしていた流れからしますと、どうしても時期的にもそうですし、また平成20年度の120円台あるいは130円台という状況にまで至っていなかったことを含めまして、要望あるいは生活実態調査をするというのは、非常に難しい状況でした。この点については、来年度以降、国等への要望については、今後、灯油価格が下がる気配がないようであれば、早めに要望はしていきたいというふうに考えております。

それから、小樽市で福祉灯油を実施しないことについてですが、昨日の斎藤博行議員の再質問でありましたが、市としては今年度どのぐらいの金額が必要と考えていたのかということに対しては、そういった具体的なものは検討はしていなかったと答弁いたしましたけれども、少なくとも平成20年度の事業費が約2,800万円でありましたが、これと同額を要するとすれば、市単独ではやはり無理であるというふうに考えておりますし、これに道の補助100万円を受けて、総額2,700万円、これを市単独でやるとしてもやはり無理だと考えております。1世帯当たり、平成20年度は6,000円でしたが、これを5,000円として、当時は約5,000世帯でありましたけれども、今は世帯数も増えているかもしれません。そうしたことに事務費を入れても、例えば3,000万円になるかもしれませんし、それに対して、平成20年度当時の市の一般財源、約700万円でしたが、同じ700万円を残り2,300万円を国や道の補助を入れて可能かという、もしかすると可能かもしれませんが、それはまたその時点の市の財政状況等を鑑みて判断していかなければならないものというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（佐藤誠一） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

春香水道利用組合についてでございますが、場所がオーンススキー場の札幌側の奥ということで、海

抜150メートル、基本的には上水道の区域となっておりますので、ここで5世帯の方が礼文塚川の水を飲料水として利用されていると、重要なライフラインであるということは認識しております。

したがって、今、北海道に森林法に違反するような行為が本当にあったのかどうかを再度確認中でありますので、結果が出次第、森林法違反であれば、北海道から王子木材緑化株式会社に対して指導していただきたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、新谷とし議員。

**○21番(新谷とし議員)** 私は、福祉灯油については、市長にお答えいただきたかったです。実施しないという最終判断は市長がされたのですか。

最初の質問でも言いましたが、お金がないと、確かに厳しいのはわかります。ですけれども、財政調整基金に積むお金もあるわけです。そして、必要なことは、専決処分とか、先議とかと言って、どんどん決めていくわけですよ。要は、市長が市民の生活をどのように守っていくのか、支援していくのか、地方公共団体の長としての役割が発揮されるべきときだと思っております。他市がやらないからというのは、私は問題ではないと思います。時期的に遅いということもあると思いますが、遅くても市民に喜ばれると思います。対象者の調査、把握なんかも大変だと思っておりますが、広報おたる3月号に安心カードが印刷されておりました。これは非常によく知恵を働かせて、すごくいいやり方だと思って感心しました。やろうと思えばいろいろな知恵が出てくるものだと思います。

そういう点で、先ほども聞いたように、気温も厳寒期はかなり低いわけです。そして、2回も実施する自治体もあります。ですから、やはり例年にない寒さで困っている市民に温かい手を差し伸べていただきたい、このように思います。市長の決断をお願いします。

それから、他党の皆さん、公明党も、民主党・市民連合も、実施に向けた質問があったと思います。実施しないのは残念だとも言っておりました。ですから、今からでも遅くありませんので、ぜひ市長の決断をお願いいたします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 今年は例年になく気温も低く、それから雪も多かったということで、市民にとってみると、この冬の生活は、本当に大変だったというふうに、そのところはよく理解をしているところでございます。しかし一方で、今この第1回定例会でも何度も皆さんに話をさせていただいているように、今、新谷議員から財政調整基金があるではないかというお話がありましたが、あれぐらいの数字はあっという間に消えてしまいます。例えば当初、財政調整基金が13億円ありましたけれども、除雪費で3億円の補正を組みました。これは財政調整基金から出して、結局10億円の残高になったわけですが、そこに約6億円の補正を組んで、財政調整基金に積んだのですけれども、結局平成25年度の予算編成の中で、約12億円不足しましたので、それを使わせていただきました。そうすると、今、財政調整基金というのは、おおよそ言うと4億円しか残っていないのでありますが、この4億円もいつどういう状況になるかというのは、本当にわからない状況にありますので、今、財政調整基金というのは、これぐらいの数字だから安心だということでは、決してありません。

そういう状況の中で言うと、くどいですが、私は財政再生団体には絶対なっちはいけない、こういうふうに思っておりますので、そういった中で言うと、やはり予算の使い方というのは、集中と選択の中でいろいろとやっていかなければいけない、こういうふうに思ったところです。

今、福祉部長からも答弁しましたが、11月ぐらいからこういうようなことが予測できれば、また私としても違った対応ということも考えていかなければいけなかったと思いますけれども、やはり2月に入って急に気温が下がってきた、あるいは灯油価格が上がっていったという状況です。しかし、今後、同じような状況になったときには、十分市民の皆さんに伝えられるような形で取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

**○12番（鈴木喜明議員）** 一般質問をいたします。

初めに、災害時要援護者の避難支援ガイドラインについてお聞きします。

本市の高齢化率が33.3パーセント、6世帯に1世帯は高齢者の単身世帯であることを考慮しますと、本市には、災害時に自力で避難できない高齢者や障害者の皆さんが多数在住しています。実際、私の町会内でもひとり暮らしで足も不自由、隣近所には頼んであるけれども、たぶん自分の家族で手がいっぱいだろうし、いざというとき、どうすればいいのか不安だと話す高齢者の方が多いことに驚かされます。

内閣府では、2006年3月、災害発生時に高齢者、障害者、乳幼児などを助けるために、国と自治体が整備すべき支援体制のあり方を示した災害時要援護者の支援ガイドラインを策定し、市町村にも名簿や避難計画の策定などを求めています。現在、法的な位置づけがないことや個人情報保護との兼ね合いで、どの自治体でもなかなか作業が進んでいないようですが、全国の自治体の災害時要援護者の名簿や避難計画の作成状況並びに当市の作成状況、あわせて周知方法をお聞かせください。

このたび、内閣府では、新たに市町村が災害弱者の名簿を作成する、名簿などの個人情報を緊急時だけでなく平常時から民間団体、町会などに開示できるようにするといった内容を災害対策基本法に盛り込む方針としました。個人情報保護法が施行され、各自治体が定める個人情報保護条例下でも、緊急時には本人の同意がなくても情報を開示できますが、その判断は自治体でも難しく、むしろ保護に重きが置かれ、緊急時に個人情報の十分な活用がなされていないと感じています。このたびの内閣府の見直し方針は、町会や介護事業者、障害者団体との連携を模索する自治体には朗報で、当市においても、本計画策定、実現に向けての一助になると思いますが、いかがでしょうか。

また、今後の本計画策定についての御所見をお聞かせください。

一部の自治体では、独自に条例を策定し、平常時から個人情報の開示、活用を既に始めた自治体もあるそうです。個人情報の流出は必ず防がなければなりません。要援護者がみずからを保護してもらうために個人情報を共有されることは、むしろ安心感を与えると考えますが、前述の独自の条例化などのお考えはお持ちでしょうか。

次に、学校教育についてお聞きします。

卒業式、入学式の時期となりました。昨年第1回定例会において、教育委員会は学習指導要領に基づき、国旗は出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚し、国歌は教育課程に適切に位置づけ、子供の発達の段階に応じた指導を行い、式の中で実際に歌唱されるよう、また直接子供の指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは、社会通念上、当然であることなどについて、適切に国歌、国旗にかかわる指導を行っている」と述べられました。

そこで、昨年の卒業式、入学式の状況をお知らせください。

また、本来、式にはステージを使用するのが適当と考えますが、昨年の利用状況と教育長の御見解を

お示ください。

また、今年度、各校への卒業式、入学式にかかわる国歌、国旗、ステージ利用についての指導状況をお知らせください。

学校教育に係る次の質問をいたします。

2月8日に全国学力・学習状況調査の学校別の結果を自治体に公表させない取決めについて、文部科学省は近く撤廃を含め検討を始める、学校の序列化や過度な競争につながるとして、公開を禁じてきたが、解禁を求める自治体に、下村博文文部科学大臣が改めて検討すると返答し、文部科学省が全国の首長らの意識調査をするとの報道ありました。

私は、常々総務常任委員会の折にも、当市の全国学力・学習状況調査結果は、PTAの多くの方が求めているように公表すべきで、真摯に現状を把握することこそ、次のステップにつながり、子供たちが自分の学校で身につけた基礎学力を見誤ることのないよう公表すべきと考えております。

先日、ある学校の惜別の会に出席の折、関係者の挨拶の中で、当学校の児童は全国学力・学習状況調査結果でも大変優秀で、今後二つの学校に通学先は分かれるが、その学校の学力向上に貢献するだろうというぐだりがありました。実際のことは結果を公表していないのでわかりませんが、学校側が小樽市の結果は思わしくはないが、自分の学校は平均以上で大丈夫と保護者に安心感を与えているとするなら、そのような不明瞭な説明ではなく、結果を公表するべきです。学校間の序列化などの問題は確かにありますが、そのことで、各学校の基礎学力が底上げになり、平準化されるとも信じています。今まで文部科学省並びに北海道教育委員会の意向で本市教育委員会も公表を避けてきましたが、前述のように全国の首長に意識調査をするということですので、改めて教育長の御所見と市長はこの調査をどうお考えになっているのか、お聞かせください。

学校教育に係る最後の質問をします。

昨年12月、小学校で女子児童が給食を食べた後、食物アレルギーで死亡するという痛ましい事件がありました。食物アレルギーの対応は、学校での注意点をまとめた文部科学省監修の指針があるだけで、対応は市町村に委ねられているとお聞きします。幸い当市では重大事故は起こっておりませんが、食物アレルギーがある児童・生徒の割合は、近年増加傾向にもあり、注意すべき事項も多岐にわたっています。そば、チーズ、卵などのアレルギーはよく聞きますが、本市の食物アレルギー源として注意している食材と食物アレルギー児童・生徒への対応をお聞かせください。

また、急激なショック症状を抑えるため、エピペンという注射方式の応急処置薬剤があります。食物アレルギー児童・生徒が在学している学校に常備するお考えはありますか、お聞かせください。

次に、新市立病院についてお聞きします。

平成26年暮れの開院を目指し、着々と新市立病院の工事が進捗し、市民の当院に対する期待は大きく心待ちにしています。新市立病院への期待の第一は、何といたっても病気を確実に治療していただくことに尽きます。2011年の厚生労働省のデータによれば、日本人の死因、55歳から79歳までの1位は悪性新生物、2位心疾患、3位脳血管疾患となります。国立がん研究センターの統計によれば、日本人が生涯でがん罹患する確率は、男性が54パーセント、女性は41パーセント、がんで死亡する確率は、男性が26パーセント、女性は16パーセント、男性は40歳以上で、消化器系のがん、胃、大腸、肝臓での死亡が多くを占めます。また、がんでの死亡率が高い都道府県で、北海道は2009年が4位、2010年、11年ともに5位となっています。

後志管内には、がん診療連携拠点病院が未整備で、2011年度、小樽病院は胃がん手術数28件、そのうち開腹手術が21件、腹腔鏡下手術が7件、大腸がん手術数50件のうち結腸がん手術数44件、直腸が

ん手術数6件となっています。

また、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターでの心カテーテル治療数は119件、脳腫瘍手術数及び脳梗塞治療数は、道内13位から14位、くも膜下出血開頭クリッピング手術は、道内3位でその分野では道内有数の病院と言えます。

そこで、新市立病院が目指すセカンドオピニオンへの対応や緩和医療の提供が条件であるがん診療連携拠点病院とはどのような病院なのか、メリットもあわせてお示してください。

また、虚血性心疾患などのほかの心臓の病気には、どのように対応されるのか、医師の確保展望もあわせてお示してください。

以上のような新市立病院ができることで、小樽・後志の住民の安心はどうかええられるのか、お示してください。

市民の希望の第一は、通院しやすく入院しやすいことにあります。

そこで、新市立病院の患者への、特に待たせないことへの配慮や入院の快適さなどに配慮したサービスについてのお考えや職員への教育方法についてお聞かせください。

新市立病院の開院の際、旧棟はまだ残っていて、自家用車で通院や見舞客の駐車場が整備されていないことになり、市民の方には不便を強いることとなりますが、その点はどうかお考えでしょうか、お答えください。

市民の不安の第一は、他の地域での新しい市立病院の開院後の経営状況が思わしくないことが挙げられます。つまり新市立病院の経営赤字による市の一般会計からの過度な繰入れが行われるのではないかとことです。ぜひとも心配に及ばないことを市民に御説明いただきたいと考えます。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画についてお聞きします。

本年6月から10月に延べ15隻のクルーズ客船が入港予定で、来年度には豪華クルーズ客船サン・プリンセスが小樽港を発着拠点とするクルーズを運航する計画が発表される中、活用が期待される第3号ふ頭とその周辺地区の将来像を、再開発地区ゾーン別に導入する機能や具体的な施設の配置計画について検討する保田小樽商科大学大学院准教授を委員長としたワークショップの提言書が2月25日、市長に提出されました。四つのゾーン別に導入する機能について御説明ください。

この計画を遂行するためには、膨大な予算と民間投資の誘導、国・道の支援、既存施設を利用している港湾業者との調整など課題が山積みだと考えます。当市の予算の件は別な機会に触れるとして、民間投資の誘導及び国・道の支援、既存施設を利用している港湾業者との関係調整については、どうかお考えでしょうか、お答えください。

次に、生活保護の浪費を禁止する条例についてお聞きします。

昨年、当市では生活保護費の不正受給が発覚し問題になりました。不正受給の割合は、市の見解では少ないとはいえ、常々市民から生活保護費の適正支出を指摘され、当市も頭を悩ませているところがあります。

兵庫県小野市では、市民の責務として、不正受給者や浪費を見つけた場合、市に情報提供することを盛り込んだ、生活保護費や児童扶養手当をパチンコなどのギャンブルで生活が維持できなくなるまで浪費することを禁止する条例案を市議会に提案されました。同様の問題を抱えている当市としても見過ごせない条例案となりますが、当市としての御見解をお聞かせください。

最後に、当市でのIR構想における核となる施設であるカジノの誘致についてお聞きします。

御存じのように、IRとはマリリゾート、MICE施設、ゴルフ場、温泉などの観光資源とカジノが結びついた複合型カジノリゾートのことで、当市には完備された大型のMICE施設はまだないもの

の、銭函地区でのマリンスポーツ、築港地区などのヨットハーバー、近郊にはゴルフ場、朝里地区の温泉など、IR構想に必要なその他の既存の観光資源が充実しています。

先日、「維新、カジノ推進法案提出へ 地域振興に他党と連携」という見出しで、「日本維新の会は23日までに、国内でのカジノ合法化に向け、今国会に『カジノ区域整備推進法案』（仮称）を議員立法で提出する方向で調整に入った。後押しする議員連盟も党内に立ち上げ、自民、民主両党などの有志議員に連携を呼び掛ける」動きがあると報じられました。

第2次安倍内閣では、安倍総理大臣、麻生副総理大臣は、カジノ合法化を推進するIR議連の最高顧問であったのはもとより、下村文部科学大臣は副会長など議連の中で要職を務めてきた議員がたくさん含まれております。7月の参議院議員選挙後、臨時国会でとの話もありますが、一度中断していた法制化が現実を帯びてきました。

私は、平成23年第2回定例会の予算特別委員会の中で、市長に手遅れになる前にカジノ誘致の有用性を各部署に研究させ、当市におけるメリット・デメリットを把握し、必要とするならば、早めに手を打っていただきたいとお願いしました。市長は、現在は違法で合法化が見えてきてから、その後を見極める旨の答弁をされました。まさに、このたびの日本維新の会の動きは、そこを見据えたもので、当時お答えになった観光振興、地域振興、それから経済、雇用を含めた産業振興などのメリットに対して、治安の悪化、青少年に与える悪影響、ギャンブル依存症の問題などのデメリットをしっかりと数値化できるものはして、市民に問いかけ、早急に市民の意見や経済団体の意向も踏まえ、トータル的にお考えいただき、一定の判断を示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、本年10月24日に当市で全国カジノサミットが民間ベースで開催されるとの話ですが、当市としての対応をお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害時要援護者の避難支援計画について何点か御質問がありました。

まず、災害時要援護者名簿や避難計画の策定状況などについてであります。国のガイドラインでは、災害時要援護者避難支援の基本となる全体計画の策定、要援護者個々の緊急連絡先や避難、支援などを定める個別計画及び災害時要援護者名簿の作成を市町村に対して求めております。内閣府の調査結果によりますと、平成24年4月1日現在で、全体計画を策定済みの市町村は、全国で83.5パーセント、個別計画の作成は同じく28.8パーセント、名簿の作成は同じく64.1パーセントとなっております。

本市では、個別計画や名簿には、現在約7,200人を登録し、新規登録者の追加や変更情報の更新を随時行っており、全体計画につきましては、本年度中に策定することとしております。

また、この制度につきましては、年2回広報おたるで新規の登録案内を中心に掲載をしておりますが、今後、制度の趣旨や内容などについても周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害対策基本法の改正方針が計画推進の一助になるのではないかとのことですが、新聞報道等によりますと、今後、災害時要援護者名簿の作成を市町村に義務づけるほか、この名簿を避難支援に当たる関係者に対して一定の条件下で平常時でも提供できることなどを規定し、これにあわせて国のガイドラインも改定されると聞いております。改正された場合には、関係機関などとの情報共有や円滑な連

絡が図られ、より迅速で的確な避難支援を実施できるようになるものと考えております。

次に、本市が策定する計画についてですが、本市では今後策定する小樽市災害時要援護者避難支援計画、いわゆる全体計画の中で登録者から同意を得た上で、市の関係部局や民生・児童委員で個別計画などを共有するほか、必要に応じて、町会等の避難支援関係者へ情報提供できることとしており、地域で行われる避難訓練や避難計画作成の際に、これらの情報が活用されるものと考えております。また今後、法が改正された場合には、改正趣旨も踏まえて支援体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、情報共有の条例化についてですが、先ほど申し上げましたとおり、今般、本市で策定する全体計画では、登録の際に本人から同意をいただき、必要に応じて避難支援関係者へ情報提供できることとしており、また国においても、今後、法制化が検討されておりますので、当面条例を制定する考えはありません。

次に、全国学力・学習状況調査の学校別の結果の公表についてであります。文部科学大臣が全国的首長の意識調査をするということに関しては、報道の範囲内でしか承知しておりませんが、現在、学力の向上については、教育委員会が重点的に取り組んでおりますので、私としては教育委員会の考え方を尊重してまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画について何点か御質問がありました。

まず、ワークショップの提言書にある四つのゾーンに導入する機能についてであります。第3号ふ頭内のAゾーンは、多様なイベントも開催可能な国際旅客船埠頭として、国際旅客船ターミナルビル、バス駐車場、交流広場等が配置されております。次に、Bゾーンについては、海陸交通ターミナル機能を要し海や船を眺めることができる憩いの空間として観光船ターミナルビル、観光船や小型船の係留施設、緑地等が配置されております。次に、Cゾーンについては、海に触れることができる親水空間として緑地、親水護岸、観光駐車場が配置されております。次に、Dゾーンについては、多様な使用方法が可能な空間として、多目的広場のほか、観光駐車場が配置されております。

次に、再開発計画の実現に向けての課題についてであります。このたびのワークショップの提言も参考に、国や港湾関係者などからの意見を聞きながら市としての再開発計画を取りまとめてまいります。計画の推進には、港湾業者との合意形成が前提となりますし、国や北海道の支援、さらには民間資本などをどのように誘導することができるのか、大きな課題になるものと考えております。また、第3号ふ頭の既存施設を利用している港湾業者との調整については、昨年8月に港湾関係者と小樽市とで設置した小樽港研究会の中で、小樽港の物流の効率的な再編とあわせて第3号ふ頭の物流機能の移転方法等について検討を始めているところであります。

次に、生活保護費浪費を禁止する条例案についてのお尋ねであります。生活保護法において、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」とされていることから、生活保護費をパチンコなどで浪費することは好ましいことではないと考えます。

本市では、生活保護の不正受給や生活保護費の浪費については、現在、市民からの通報があれば、随時必要な調査指導を行っているところであります。また、国が予定している生活保護制度の見直しの中で、不正受給対策や家計管理支援のために、福祉事務所が必要な場合には、生活保護受給者の支出を把握できるようにすることも示されております。これにより、不正受給や浪費の防止については、より厳しい指導を行えるものと考えておりますので、こうした状況も踏まえ、小野市の条例案の推移を見てまいりたいと考えております。

次に、カジノ誘致について何点か御質問がありました。

まず、カジノ誘致に関する市の判断についてですが、国においては平成23年8月に超党派で結成された国際観光産業振興議員連盟がカジノ施設を含めた特定複合観光区域の整備について、その基本理念等を規定した法律案を取りまとめたことは承知しております。

こうした中で、小樽商工会議所が事務局となり、市も参加している小樽国際観光リゾート推進協議会で、小樽を中心としたエリアにおいて、カジノや会議場、宿泊施設等を一体的に整備を行う統合型リゾート、いわゆるIRの実現を目指す小樽IR構想が昨年4月に取りまとめられ、その中で、IR導入の意義やコンセプト、幾つかの整備イメージ、予想される課題などについての考えがまとめられております。

市といたしましては、IRの導入により、雇用の創出や時間消費型観光の推進につながるなど、地域経済への効果が期待できると考えておりますので、引き続き関係機関と連携を図り、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、全国カジノサミットについてですが、今回で8回目となるサミットが本市で開催されることを小樽国際観光リゾート推進協議会から聞いております。このサミットには、全国からカジノ誘致団体をはじめ、関係者が集まることとなりますので、市としましても、サミットに参加し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 鈴木議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、がん診療連携拠点病院と心疾患への対応、あわせて市民の安心についてのお尋ねがありました。

まず、がん診療連携拠点病院についてですが、これは全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、国において診療機能や相談支援体制などについての一定の要件を定めて、医療機関を指定しているものであります。この指定を受けることにより、がん診療連携拠点病院加算などの診療報酬を算定できることに加え、患者にとっては、地域のがん治療の中核的存在として安心して病院を選択できるよう、情報提供をすることが可能となり、現在では道内9都市に21の病院が認定されています。

新市立病院では、必須条件である放射線治療医の確保に努め、がん診療連携拠点病院の指定を目指していきたいと考えております。そうした中で、この4月から要件を緩和して新設される北海道がん診療連携指定病院の認定を目指して申請を行っているところであります。

また、心疾患への対応につきましては、新市立病院での診療の柱である心血管疾患診療を充実させるため、循環器内科と外科との連携を強化いたします。特に道内でも最新鋭のハイブリッド手術室を整備し、先進的な手術が迅速かつ安全に実施できるようにいたします。このように、最先端医療を提供できる設備を整備するとともに、これまで以上に積極的に医師確保に取り組みたいと考えております。

実際に、この4月には外科医師が1名補充されます。また、脳神経外科と心臓外科につきましては、教授との話し合いで来年4月には1名ずつの補充が予定されております。

こうしたがん診療と心疾患診療の充実に加え、脳神経疾患診療を新市立病院の3本の柱として位置づけ、良質な医療を提供するとともに、ヘリポートの設置や免震構造の採用により、小樽・後志地域の救急医療及び災害対策の充実を図ることで、小樽・後志の住民の方々に安全・安心、信頼をもたらすことができるよう努めてまいります。

さて、患者へのサービスと職員教育についてのお尋ねがありました。私は、病院建設というハード面が一段落した今、これからは開院に向けたソフト面を充実することに力を注いでまいります。例えば、

開院した場合の患者動線がどのようになり、それに対し職員がどのように対応するかを具体的に定める運営マニュアルの作成に取りかかっております。そこでは、現病院で実施している患者満足度調査の結果などを踏まえ、患者の目線に立った対応を現場を担う看護部、他部門が連携して協議している最中であり、その原案を病院局の最高意思決定機関であります経営戦略会議に諮り決定して、よりよい患者サービスとなるよう努めてまいります。

また、職員の教育には、これまで以上に接遇研修などを充実すること、また小樽・後志の医療関係者と連携を深め、医学的な研修や学会等への発表などで学術的な教育にも力を入れ、よりよい医療の水準を賄える人材育成に努めてまいります。

次に、新市立病院の開院時における駐車場の確保についてであります。

新市立病院の駐車場が完成するまでの間の駐車スペースは限られており、不便をおかけすることになります。しかしながら、現病院の解体工事や駐車場整備工事中においても、現在使用している駐車場の一部を利用できるよう工夫することや新病院の敷地内を暫定的に活用するなど、できるだけ御不便を減らすよう努めてまいります。

次に、新市立病院の経営が心配であるとお尋ねがありました。

新市立病院では、脳神経疾患、心血管診療及びがん診療を3本の柱とし、他の診療機関で賄えない疾患の診療及び地域医療連携における中心的な役割の二つの特性を統合後の利用しやすい一つの病院で果たすことにより、安定的に患者数を確保すること、また診療科の増加、医師の新規採用、補充により、医療の質、量とも充実することなどで、収益面が期待できることとなります。支出面では、現在、二つの離れた場所で老朽施設を運営していることで生じている各種の非効率性が、統合新築により改善し、職員数の適正化も含めてさまざまな面で費用の削減、圧縮が図られるからであります。

これらにより、新市立病院においては、病院の本来の収益と国の繰出基準による基本的な繰入金により、毎年度資金収支の黒字を維持できるものと考えております。その結果、繰入額も新市立病院では、建設にかかわる負担を含めておおむね12億円から13億円台で推移していくものと見込んでおり、そのうちおおむね8億円から9億円程度は地方交付税で措置されますので、一般会計の負担も現在より軽減されると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の小・中学校の昨年の卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の状況についてであります。全ての小・中学校において、国旗は三脚などを使用し、式場内に掲揚され、国歌については、小学校の音楽の授業や中学校での全体練習の場面などで指導が行われた上、式の中で斉唱され、斉唱時には、全ての教職員が起立をしております。

次に、ステージの使用状況と私の考え方についてであります。卒業式でステージを使用したのは、小学校では27校中14校、中学校では14校中8校となっており、入学式では、小学校では26校中2校、中学校では14校中8校となっております。

私としては、卒業式などの儀式的行事は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われることが一般的であり、常設されているステージを使用することが自然であると考えております。

次に、今年度の指導状況についてであります。教育委員会では、市内いずれの学校においても、同様の卒業式などが行われるよう、小樽市立小・中学校の卒業式と入学式の標準的な式次第や式場図などを作成し、校長会議を通じ徹底するよう指導したところでございます。今年度は、とりわけ常設のステ

ージで式を行い、会場の放送設備を使用し、子供たちがしっかり国歌を歌唱できるよう校長会などで指導しております。

次に、全国学力・学習状況調査結果の学校別の公表についてであります。全国学力・学習状況調査の趣旨は、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、学習指導の改善や学習環境の整備に役立てるものでありますので、調査の結果を分析し、教員が日ごろの授業改善を図り、児童・生徒に着実に基礎・基本を定着させることに結びつけることが大切であると考えております。

学校別の結果公表により、現状では、学校において、基礎・基本の定着をしっかりと取り組むことよりも点数を上げることに主眼を置くことも懸念されますことから、当面は児童・生徒に基礎・基本が確実に身につくよう、教員の指導力の向上を図ることを優先したいと考えております。

なお、今後、国の動向や市民の考え方について十分注視してまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギーへの対応についてであります。本市の学校給食では、アレルギー源として特に注意している食材は、そばと牛乳であり、そばは提供せず、うどん、ラーメン、スパゲッティを提供しております。体質やアレルギーにより牛乳が飲めない児童・生徒に対しては、代替として麦茶を提供しております。また、これ以外の食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応は、各学校において、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の調査を行い、その調査と詳細な献立表に基づき、アレルギーを引き起こす食材の入った給食を食べないように指導しているところであります。

最後に、エピペンの常備についてであります。エピペンはアレルギー症状のある児童・生徒が医師の処方に基づき、自己管理するものであり、一時的に学校で預かり、万が一の場合使用することができるものでありますので、学校で常備し使用することはできないこととなっております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 12番、鈴木喜明議員。

**○12番(鈴木喜明議員)** 1点だけ再質問します。新市立病院についてですけれども、私が先ほど質問の中で、がんのことを長々と説明しながらがん診療連携拠点病院のことを聞いたのですけれども、お答えしていただきたいのは、私の友人も肺がんなどで亡くなっています。小樽ではなかなか全部のがんを診てもらえないというのが今の状況でありまして、そういったことがほかの病院、公的病院も含めて、今度は小樽市でがんを大体何でも診てもらえるという体制ができるのかということを中心に聞きたかったわけでありまして、その点についてお答えください。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 小樽病院で診療できないということですが、実績が少ないのが肺がんの治療で、あとは大体できます。これにつきましては、向かいの協会病院と非常に連携を密にしております。当病院に一番紹介患者が多いのは、協会病院呼吸器科でございます。協会病院の紹介で小樽病院に来て放射線治療うんぬんをする、そういう連携を深めております。同時に、今、札幌医科大学付属病院第3内科の呼吸器のほうに、医師補充の要請をしております。この前教授と会って、教室でもその気になりつつありますと言っていましたので、かなりいい反応を示しつつあるということで、今それから一押ししていきたいと思っておりますし、今の1か所だけなら向かいの協会病院も大変なのです。やはり二つぐらいあって、両方がお互いに切磋琢磨していくというスタイルが一番よろしいのではないかと思いますし、実際、我々としては新病院におきましては、この地区でないPET-CTを入れることを今考えております。これを入れますと、そういうふうな患者を診れば、がんの進行度とかいろいろな診断

ができますので、そういう意味で、この地域に必要な機械を新病院には入れて、小樽病院だけでなく、協会病院、例えば済生会小樽病院もそうですし、全体で使えるような形にしていきたいと思いますというふうに思いますし、どうしても欲しいのは放射線の治療医ですが、これもなかなか人がいなくて、いいところまでいっているのですが、これを入れますと、本当のがん拠点病院になると思います。その一步手前の指定病院に恐らく4月からなれるのではないかといいように思っていて、そういう意味では、私としましては、この地域のがんの拠点病院として、今、いろいろな研究会とかを、どんどん盛んに小樽・後志の医師を集めてやっておりますので、そういう意味では、なるべくここでいろいろな治療、診断治療が行えるように、後志二次医療圏としてここで終わるような形で、これから努力してまいりたいと、そういうふうには思っております。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第15号、第17号ないし第25号、第27号、第32号及び第49号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、小貫元議員、川畑正美議員、高橋克幸議員、鈴木喜明議員、斎藤博行議員、山田雅敏議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号、第28号及び第54号は総務常任委員会に、議案第36号及び第37号は経済常任委員会に、議案第30号、第31号、第33号ないし第35号及び第48号は厚生常任委員会に、議案第29号、第38号ないし第47号、第52号及び第53号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成24年第4回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第148号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、取下げを許可することに決定しました。

次に、今定例会に新たに提出されました陳情第317号につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月7日から3月20日まで14日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時12分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 酒 井 隆 行

平成25年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成25年3月21日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡	
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎	
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀	
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中	
総	務	部	総	務	課	総	務	部	長	企	画	政	
						策	室	長		中	田	克	
						長				佐	々	木	
						財	政	部	財	政	課	長	真
													一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦  
庶務係長 伝里純也  
調査係長 沼田晃司  
書記 木戸智恵子  
書記 伊沢有里

事務局次長 佐藤正樹  
議事係長 柳谷昌和  
書記 相澤幸  
書記 佐々木昌之

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第54号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○27番（前田清貴議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今年度、試行されている事務事業評価については、当初、新年度予算編成に反映することを目指し、評価結果を取りまとめる予定であったが、現在も作業が続いていると聞く。このような状況の中、一部の事業で評価結果を、新年度予算を編成する上で考慮したとのことだが、結果的に幾つの事業が該当になったのか。

本事業の導入については、市長公約でもあり、また本市の行政運営の結果を広く市民に伝えるためのツールでもあることから、今年度の試行により浮かび上がった諸課題を解消するとともに、新年度以降の本格実施について、前向きに検討すべきと思うがどうか。

中央バス積丹線は、これまで国及び道から後志地域生活交通確保対策事業費補助金を受け運行してきたが、補助金算定基準が変更されたことに伴い、新年度から、本市を含む沿線4町村と事業者が事業費の一部を負担することとなったと聞く。北しりべし定住自立圏を構成する自治体として生活路線確保の立場から、一部負担はやむを得ないと考えるが、そもそも一方的に算定基準を見直して、沿線自治体に負担を求めるといふ国の対応には疑問を感じざるを得ず、市として、国及び道の責任においてこれまでどおりの全額負担とするよう強く要請すべきと思うがどうか。

昨年末の政権交代に伴い、カジノ合法化に向けた法案の議論が再燃し、法案成立が視野に入ってきたところである。道内には、誘致を目指し、積極的に活動している地域もある一方、本市においては、民間で誘致を目指す動きがあるものの、市は、情報収集を行うのみにとどまり、他市の動きに遅れている感は否めない。現在、市は、誘致について何ら方向性を示しておらず、このままでは同法案成立後に、本市としてカジノを含む統合型リゾート施設を誘致するとなったとしても、せっかくのチャンスを逃すことになりかねないことから、誘致に向け市の明確な方針を示すために、経済効果や市民生活への影響などについて、具体的な試算や検証を早急に行うべきではないか。

市は、業務事故防止に向け、業務事故防止の指針を策定し、市職員に周知徹底しているとのことだが、この確認はどのように行っているのか。

また、業務事故の防止には、市民から見られているという緊張感を持って仕事をすることも大切な要素であるが、市役所内部の取組は、市民に伝わっておらず、職員にとっても、見られているという意識に欠けているのではないか。

こういった意識を保持していくためには、民間企業が行う業務事故防止月間のような期間を設け、対外的に取組を示していく必要があると思うがどうか。

東日本大震災後、地震や津波に備え、各町会で避難訓練を行っているが、市職員は自身が居住する町

会で行う訓練に参加しているのか。

地域防災計画によると、緊急時の避難誘導は、その地域に居住する市職員が行うとされていることから、市は、市職員が万一の場合に支障なく避難誘導が行えるよう、訓練への積極的な参加を働きかけるべきと思うがどうか。

広報おたるは、市と市民を結ぶ媒体として重要な役割を果たしており、そのほとんどが新聞折り込みにより配布されている。しかし、昨今の経済情勢の中、家計の逼迫により新聞を購読しない家庭が増加し、広報誌が届かない世帯も増えていくと聞くが、市は、その実態を把握しているのか。

また、市は、インターネットでの情報発信も行っているが、高齢者にとって、ネットでの情報把握は難しく、やはり広報誌が貴重な情報源となっていることから、全世帯への配布に向け、配達方法を見直すなど、対応策を検討すべきと思うがどうか。

第2次安倍内閣は、長引く円高・デフレ不況からの脱却や雇用・所得の拡大を目指し、日本経済再生に向けた緊急経済対策、いわゆるアベノミクスを提唱し、即効性のある政策に取り組んでいるというが、現状、本市において目に見える効果は出ているのか。

国は、緊急経済対策の財源として国債を増発する一方、この批判をかわすため、国家公務員の給与削減措置に準じ、地方公務員にも給与の削減を求め、それを反映する形で、平成25年度地方財政計画上、地方交付税の削減を図るとしている。しかし、本市は、国に先んじ、平成16年から職員給与の削減に取り組んでおり、地方のこうした行財政改革の努力を何ら評価することなく、地方固有の財源である地方交付税の一方的な削減を求めること自体、到底看過できるものではないと思うがどうか。

本市の平成23年度決算における将来負担比率は108.5パーセントと、早期健全化基準を大きく下回るものの、今後、歳入の減少が見込まれる中で、将来にわたって持続可能な財政運営を図り、さまざまな施策を展開していくためには、事務事業評価による事業の見直しが重要と考える。しかし、現在、市が試行している方法は、個々の事業を単独で評価するものであり、関係する事業との一体的な評価はされていないことから、今後、評価をより効果的なものとするためにも、関連事業をまとめて評価できる手法を検討すべきと思うがどうか。

また、今後、事務事業評価を本格実施する際には、具体的な財政効果の目標を持ちながらも、漫然と行政サービスを削減するという事態にならないよう、費用対効果を考えたバランスのよい評価をしてほしいと思うがどうか。

市が発注した公共工事の落札率を見ると、建築工事より土木工事の落札率が低くなっている。土木工事は、人的経費の占める割合が高いことから、人件費抑制による費用の圧縮が原因と推察されるが、市は、入札業者の賃金や労働環境について把握しているのか。

入札による低価格競争の中、自治体が発注する工事請負や委託の契約において、違法な労働条件下での就労の潜在化が危惧されており、その結果、公共サービスの品質低下を招くことが懸念されている。市は、労働条件は労使間で自主的に決められるものというが、公共サービスの質と委託先などの従業員の適正な労働環境の維持のため、独自の取組を行う自治体もあることから、本市においても、他都市の事例を研究し、市発注の契約における従業員の労働環境の確保に取り組むべきと思うがどうか。

本年3月から本運用される高機能消防指令センターについては、最新の情報機器とネットワークによる迅速な状況判断や出動指令により、被害の軽減や救命率の向上などが図られるものと聞く。こういった施設は、市民生活に安心を与える大変心強い設備であり、見学会の開催や緊急通報電話の講習会などにより、機能や効果を広く市民に周知してほしいと思うがどうか。

色内小学校では、観光客へのガイド体験活動を通して、小樽への愛着と社会性を育むことを目的とし

た、おたる案内人ジュニア育成プログラムを総合的な学習の時間に取り入れている。こういった学習の中で、児童がまちの歴史や観光について学び、ふるさとへの愛着を深めることは、おもてなしの心の醸成につながるとともに、家庭での会話を通して、保護者に観光への意識啓発が促されるといった波及効果も期待でき、将来の本市観光の発展にも寄与すると思われることから、観光教育の一環として、この取組を市内全域に広げていくべきと思うがどうか。

部活動は、教員の熱意やボランティア精神により支えられている側面もあることから、本市では、教員の異動により、部活動の維持が困難になる事例もあると聞く。部活動は、学習指導要領に位置づけられ、学校教育の一環として教育課程と関連を図るよう明記されており、部活動を継続的に進めていくためには、地域や学校の実態に応じ、教員以外で技術的指導を行う外部指導者の派遣なども検討すべきではないか。

外部指導者活用の先駆けである杉並区立和田中学校では、外部スポーツ団体に休日の部活動の指導を委託する部活イノベーションに取り組んでおり、教員の負担軽減を図っていると聞く。本市でも、和田中学校の例を参考にするなど、部活動が活発化するような新たな取組を研究してほしいと思うがどうか。

小・中学校からは、毎年のように網戸の設置など、施設・設備の改修等に係る要望が寄せられているが、限られた予算の中で、全ての要望には対応できていないという。教育委員会として最大限の努力をしていることは理解するが、施設・設備の老朽化が進んでいるのも事実であり、更新に当たっては、要望事項を精査し、優先度を見極め、対応してほしいと思うがどうか。

また、照明器具にふぐあいが生じ、修理を依頼したある中学校では、普通教室は改修されたものの、専門教室は手つかずの状態であったと聞く。こうした半端な改修は、工事の効率が悪く、児童・生徒の学習生活面への影響も心配されることから、更新・改修が必要な施設・設備についてはおろそかにせず、適時適切に行ってほしいと思うがどうか。

放課後児童クラブについて、今年度から特別支援学級等に在籍する児童の受入れ対象学年を6年生まで拡大し、小樽聾学校と高島小学校を拠点校として実施していることは評価に値する。しかし、聾学校は、来年度末での閉校が決定しており、新たな開設場所を設定する必要があると思うが、この検討に当たっては、拠点校への移動による児童の負担軽減や安全確保を考慮し、児童が在籍する小学校を開設校とするよう努めてほしいと思うがどうか。

新・市民プールについては、財政難により新たな負担はできないという理由から、当面、事業着手が見送られたが、教育委員会は建設した際の具体的な負担などについて検討はしておらず、財政にどの程度の影響があるかも不明という。それにもかかわらず、財政問題を理由とすることには根拠がなく、このようないい加減な判断で見送りとしたことは、早期建設を望む市民の熱意に水をかける暴挙であり、許されるものではないと感じるがどうか。

また、プール建設について、教育委員会は、今後、第6次総合計画の後期実施計画に盛り込む方向で市長部局と協議していくというが、長年建設を待ち望んできた市民の声に応えるためにも、計画策定を待つことなく、建設に向けた方向性を示すべきと思うがどうか。

本市では、新博物館基本計画に沿って社会教育施設の管理一元化が進められており、その第1段階である旧交通記念館、旧博物館、青少年科学技術館の機能統合については、総合博物館の開館により完了したが、第2段階の一つである鯉御殿のサテライト化については、いまだに着手されていないという。現在、両施設はある程度連携しているというが、観光施設という鯉御殿の設置目的や、サテライト化に向けた具体的な動きがない現状を鑑みれば、計画自体に疑問を感じることから、この際、計画をいったん見直す必要があるのではないか。

クルーズ船について、本年は15回の寄港が予定されており、乗船客の市内消費による経済効果が期待されているが、市民からは、下船後、札幌などへ観光に行ってしまう、どの程度小樽で買物などをしてくれるかは疑問だという声も聞かれる。そのため、乗船客を確実に市内観光へ導くには、事前に小樽の魅力を中心にPRしておくことが重要だが、市は、これまでどのような取組を行ってきたのか。

クルーズ船の誘致は、新たな観光客を確保するための絶好のチャンスであり、小樽港が国内外クルーズの主要な寄港地として多くの船社に選ばれるためには、乗船客に小樽観光を楽しんでもらい、小樽港寄港に対する評価を高めていく必要がある。そのために市では、今後、どのような施策を展開していくつもりなのか。

クルーズ船寄港による市内への経済効果が期待される中、今後の誘致促進に当たり、国際旅客船埠頭に位置づけられる第3号ふ頭の再開発に関して提言書が取りまとめられるなど、ハード面の方向性が明確になってきた。一方、乗船客の市内への誘導といったソフト面については、これまではクーポン配付などにとどまり、富裕層の多い乗船客に対する市内観光への動機づけには不十分であったと感じている。新年度は、小樽港クルーズ推進事業において、ソフト面の強化に取り組むとのことであるから、客層を捉えた小樽ならではの魅力ある商品や観光商品の発信など、乗船客の興味を喚起し、市内へ足を向けてもらえるような仕組みづくりに努めてほしいと思うがどうか。

市は、新年度、海上観光のかなめである小樽観光振興公社の観光船事業を推進する目的で、公社が所有する観光船オタモイ号、祝津号を新船に更新するための経費として、公社に対する出資金の名目で1億3,000万円もの予算を計上している。公社は、財政的に脆弱な経営体質で、単独での更新は困難な状態にあるというが、観光船事業は公社の主要な事業であり、本来、公社みずからが観光船の耐用年数を考慮し、必要な資金を調達の上、計画的に新船への更新を図るべきではなかったのか。

また、増資により設備を更新する際には、出資者の全てに更新計画を示し、出資割合に応じた負担を求めべきであり、なぜ厳しい財政状況にある本市だけが負担するという判断に至ったのか。

タグボートのひき船業務について、市は、小樽市内及び近隣には事業者が1社しかないため、随意契約しているという。しかし、市内にはほかにもひき船業務への参入を希望する業者もあると聞くことから、入札の原則にのっとり、競争入札により業者を選定すべきと思うがどうか。

また、現在、小樽港にはタグボートが1隻しかなく、石狩湾新港のひき船業者と協力して作業に当たっているという。今後、小樽港には多くの大型クルーズ船の寄港が予定されているが、悪天候などで新港からの応援が得られず、客船を着岸させられないといった事態が生じないよう、安定した運航体制の確保に努めてほしいと思うがどうか。

本年6月に本市で、ロリータファッションの愛好家が集まり交流する、小樽kawaiiティーパーティーが開催されると聞く。こうした日本発のJAPANブランドのファッションは国外でも非常に人気が高く、愛好家はイベントへの参加に積極的と聞くことから、パーティーの周知徹底により国内外からの集客が期待できるが、市はどのように情報発信を行っていくのか。

また、継続して開催することで、新たな旅行客の発掘やロリータファッションをテーマにした服飾などの産業振興にもつながることが期待できることから、まずは初回の事業を成功させるよう、しっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

新年度予算には、オタモイ海岸売店施設撤去経費100万円が計上されている。オタモイ海岸は崖が崩落する危険があり、立入禁止にもかかわらず、この建物があることで海岸まで侵入する者が後を絶たないことや、土地と建物が市に寄贈されたことから、市が撤去を決定したと聞く。オタモイ海岸は、多くの観光客が訪れる本市の代表的な景勝地であり、崩落の危険性のある海岸区域や遊歩道に観光客が立ち

入らないよう対策を講じることはもちろんだが、制限するばかりではなく、雄大な景色を楽しんでもらえるよう駐車場付近に展望台を設置するなど、周辺の整備を行ってほしいと思うがどうか。

昨年11月、企業誘致の積極的な取組として、市長みずからが出向いてプレゼンテーションを実施する企業立地トップセミナーを東京で開催したが、セミナー後、1社としか接触していない現状は、市のやる気を疑いかねない驚くべき実態であると言わざるを得ない。こうしたセミナーは、開催後の企業へのフォローを継続して行うことで初めて効果が現れるものであるから、市長の直接訪問に限らず、市職員による定期的な企業訪問を行ってしかるべきであると考えがどうか。

また、企業からの問い合わせがあった場合、迅速な対応が求められることから、企業誘致を進めるに当たって、担当部局の人員増による営業力強化が必要であると考え。それができないのであれば、担当職員が定期的な出張や長期出張を行い、継続的にフォローアップできる体制を検討すべきと思うがどうか。

石狩市では、石狩湾新港地域の冷涼な気候を生かし冷房費を抑制できることや、自然災害の発生頻度が少ないという地理的な優位性を武器に企業誘致を進め、さくらインターネット株式会社のデータセンターの誘致に成功したという。一方、本市は、専ら食品関連企業に特化した誘致活動を行っているが、石狩市と隣接し、同じ地域特性を有する石狩湾新港小樽市域においても、こうしたデータセンターを誘致できる可能性があったことを考えると、特定の業種に特化せず、本市の特性に最も適した企業について詳細に分析した上で、より広範な業種の企業に対して誘致活動を展開すべきではないか。

市は、新年度から企業が求める人材を養成し、地元への就労・定着を後押しすることを目的に、新卒未就職者等の地元定着を目指した地域人材育成事業を実施するというが、市が考える企業が求める人材とは、具体的にどのようなスキルを持つことを想定しているのか。

新卒未就職者をはじめとする若年者が就職する際には、企業の労働契約や雇用条件などを理解することが重要であることから、職を得るためのキャリア教育とあわせて、職を維持するためのワークルール教育も実施してほしいと思うがどうか。

また、地域に定着した雇用を実現するためには、労働環境の整備や正規雇用が不可欠であることから、市として企業側に対し積極的に働きかけてほしいと思うがどうか。

全道的にエゾシカやアライグマによる農作物への被害が増加傾向にあり、本市においても忍路や塩谷などで深刻化していると聞く。市は、鳥獣被害対策実施隊に猟友会の会員を任命し対応しているというが、報酬は年額3,000円であり、捕獲数に応じて支給される報償費を合わせても、実際はボランティアのような状態であることから、申しわけないとして駆除の依頼を躊躇する農業者もいると聞く。鳥獣による被害を抑え、安心して農業を営めるようにするためにも、市は、隊員の報酬を増額し、農業者が迷うことなく駆除を依頼できるような環境づくりに努めるなど、対策に力を入れるべきと思うがどうか。

本市の国民健康保険料が1世帯当たりの所得に占める割合は、ここ数年、15パーセント後半から16パーセントで推移しており、平均所得が100万円に満たない加入世帯にとって非常に大きな負担となっている。そのため、保険料の納入が滞っている世帯も多く、加えて短期保険証や資格証明書の発行件数も少なくないと聞く。そのような中、平成23年度国保事業においては、約3億4,000万円の不用額が出たことで、国保運営基金に9,000万円を超える積立てができたことに加え、今年度においても、保険給付費が減額補正される見込みであることから、これらで得た財源を活用して、25年度は保険料の引下げを行い、市民の負担軽減に努めるべきと思うがどうか。

介護サービスを受けられるのは、原則65歳以上の方が対象であるが、脳血管疾患や若年性認知症など、16種類の特定期病により認定されると、65歳未満であっても介護サービスを受けることができるもので

ある。本市では、204名が第2号被保険者として認定されており、市内のデイサービスセンターでは、65歳以上を対象としたサービスが展開されている現状だが、高齢者を対象としたサービス内容に違和感を持ち、利用を嫌がるケースもあると聞く。こうしたことから、若い方では40歳からいる第2号被保険者の多様なニーズに応えられるよう、対象を65歳以下に特化したサービスを実施するなど、柔軟な対応をするよう、市から働きかけてほしいと思うがどうか。

住宅用火災警報器の設置率については、義務化以降、全国で77.5パーセントに達している一方、聴覚障害者世帯においては、専用の警報器が高価であることなどから、わずか2パーセントにとどまっていると聞く。本市においても、申請により聴覚障害者のみの世帯へ警報器を給付しているにもかかわらず、設置ははまだ半数に満たないというが、これらの世帯に対して、どのように普及を進めていくつもりなのか。

また、健常者と同居している世帯については、この給付の対象外であるが、聴覚障害者だけが在宅している場合もあり得ることから、給付対象にすべきと思うがどうか。

今冬の異常な灯油高により、市民は厳しい生活を強いられているが、市は、財政難の折、国や道から大きな財政措置がないことを理由に、福祉灯油は実施しないという。他の自治体では、過疎債の活用により、一般財源の負担を減らして福祉灯油を実施した事例があると聞くが、本市では、同様の方法で財源を確保することを検討しなかったのか。

また、今後も灯油高が続くのであれば、市民の苦しい生活実態をしっかりと調査した上で、市民の生活を守るべき立場にある市長として、福祉灯油の実施を決断すべきではないか。

家庭で育児をしている方の育児相談や仲間づくり等の事業を実施する地域子育て支援センターは、現在、奥沢保育所と赤岩保育所の2か所に併設され、地域の子供と家庭を含めた子育て支援事業に取り組んでいる。平成25年度には、銭函保育所に担当の保育士を配置する予算を計上し、銭函地区の子育て支援の充実を図るというが、よりきめ細やかな支援体制を構築するためには、子育て世代が多く居住する桜地区や新光地区に、またコンパクトシティを目指すのであれば市内中心部に、それぞれセンターを設置することを検討すべきと思うがどうか。

また、本市のホームページでは、子育てに関する情報は保健所と子育て支援課でそれぞれ掲載されているが、利用者から、幾つものページを巡回しなければならず不便との声もあることから、情報の一元化を検討してはどうか。

地域子育て支援センター事業では、赤岩、奥沢、銭函の3センターに対して、ほぼ3分の1ずつ予算が配分されているが、新年度から事業を開始する銭函のセンターにおいては、立ち上げに当たり必要なおもちゃや絵本などの物品購入費用がほとんど計上されていない。子育て支援課では、既存の2センターから融通するなどして何とかやりくりしたいということだが、満足に備品もそろえられない状況では運営に支障を生じかねない。センターを併設する銭函保育所の新築も控えていることから、過渡的な状況であることは理解するが、センターが地域の子育て支援の拠点になることを鑑み、利用者が快適に利用できるよう、必要最小限の物品を購入できる程度の予算は計上すべきと思うがどうか。

現行の生活保護制度では、収入が国民年金だけの60歳以上の単身者は、収入が最低生活費以下となるため、要件を満たせば保護を受給できることから、年金受給者の保護受給が多いと聞く。このうち、稼働年齢層である65歳未満の受給者は、就労することが前提であるが、市では、このような方にどのような就業指導を行っているのか。

一方、65歳以上の受給者は、高齢であることから、稼働能力の活用は求められない。しかし、被保護者の自立、また公的負担の抑制のためには年金以外の収入を得ることが必要であるから、市はシルバー

人材センターなどの関係機関と連携して、高齢の受給者にも就労対策を行うべきと思うがどうか。

全国的に生活保護の不正受給による逮捕が相次ぐ中、本市においても2名の逮捕者が出る事態となっているが、その多くは収入があるのに申告をしないことによるものであると聞く。保護受給者の収入申告は複雑なケースもあり、受給者への指導も大変だと思うが、このような事件により、他の受給者までもが肩身の狭い思いをしている現状もあることから、不正が疑われる場合には、警察への相談を含め、毅然とした対応が必要と思うがどうか。

がんの早期発見・早期治療には、検診が重要であると言われているが、子育てや仕事で忙しい年代の場合、自分の健康管理を後回しにするケースが多いと聞く。そのため、市では、特定の年齢に達した男女に対して、大腸がん検診等の無料クーポン券を送付するほか、広報誌や新聞掲載等により受診促進を図っているというが、それでも胃がんや肺がんの受診率は、全道平均より低い状態にあるという。受診率向上のためには、これまでの周知方法に加え、例えば保健所の担当者が中学校などで、がんに関する講座を実施することにより、家庭での会話を通して、自分の健康は自分で守るということの大切さが子供から親に伝わるような、間接的な啓発も有効であると思うがどうか。

今年度の夜間急病センター管理代行業務費については、当初予算1億2,100万円、今定例会で補正予算2,900万円が計上され、結果1億5,000万円になる見込みだが、市は、こうした手法による予算措置を7年にわたり繰り返している。指定管理者である医師会は、例年、前年度までの実績を基に1億5,000万円の見積りを提出しており、市は、最終的に医師会の見込額程度の収支となっていることを承知しながら、なぜ当初から医師会の要求に沿った委託料を計上しないのか。

また、例年、年度末には予算不足になり、補正予算が措置されるまでは医師会が立替えを行うなど、一時的な負担が生じている。夜間の1次救急の責任を担っているのはあくまでも本市であり、管理者に負担をかけることのないよう、当初から必要な予算措置は行うべきと思うがどうか。

平成26年の開院を目指して建設中である新市立病院は、二つの市立病院が統合されることから、外来患者や入院患者の見舞客が現在よりも増えることが見込まれるが、駐車場は現病院跡に整備する計画であり、工事着工は新市立病院開院後になることから、開院が現病院の解体前であるため、当初は40台程度の駐車スペースしか確保できないという。現状では、自家用車で来院する利用者に影響を与えかねないことから、周辺の土地の借り上げなどにより、駐車スペースを確保する必要があると思うがどうか。

また、現病院では、待ち時間が長いため、受診しにくいという声もあることから、順番や待ち時間の目安を表示するなど、少しでも短く感じるような工夫をして、市民が利用しやすい病院づくりに努めてほしいと思うがどうか。

近年の局地的な豪雨などにより、市内において、しばしば冠水被害が見られる中、新年度予算には、勝納第14排水区雨水渠築造工事費が計上されている。この事業は、新市立病院建設により、旧量徳小学校のグラウンド部分がなくなることに伴い、雨水流出量の増加が見込まれるために実施するものだが、冠水に悩むほかの地区より優先して対処するのは、どのような理由によるものか。

また、本市観光の中心である堺町通りでも、大雨時には店舗への冠水が相次ぎ、商品にも被害が発生していると聞く。こういった事態が続くことは、観光振興にも悪影響を与えかねないことから、堺町地区においても、雨水管の整備を検討すべきと思うがどうか。

住宅リフォーム助成事業については、建設常任委員会が中心となり、議会の政策提案として条例化し、平成24年度から実現した画期的な制度である。初の事業実施に当たり、市が補助申請者に対して行ったアンケート結果で注目すべきは、回答のあった補助申請者の半数以上の方が、この補助制度を知ってリフォームを行うことにしたと回答している点であり、この制度が市民に広く浸透し、住宅リフォームを

促すきっかけになったとは考えられないか。

特に施工業者からは、市内経済の活性化に寄与する事業であり、申請者全員が利用できるよう改善を求める声があることから、補助金交付額を引き上げるなど、制度の拡充を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

この冬の大雪により、市内において雪の重みで倒壊した空き家が4軒あると聞くが、所有者の金銭的事情で撤去できないものもあり、雪解け後には火災などの2次災害が心配される。近隣住民のこういった不安を解消するためにも、市には倒壊した空き家をブルーシートで覆ったり、ガスの元栓を閉めたりするなどの応急措置をとってほしいと思うがどうか。

また、3月5日には、廃屋・空き家対策検討会において、廃屋・空き家対策モデル条例が策定されたが、本市においても、このような危険な空き家が存在する現状を考慮し、モデル条例を参考にするなどして、早急に条例や危険度を判断する基準を策定すべきと思うがどうか。

経済的な事情や高齢化に伴い、放置されたままの空き家が増えているが、特に相続放棄された空き家の屋根への積雪については、家屋倒壊や落雪事故の原因ともなり、市民に危険が及ぶことも想定されることから、市は、雪止めの設置などの防護策を講じ、未然に被害を防止することを検討すべきと思うがどうか。

また、こういった空き家に係る被害が発生した場合について、近隣住民に費用負担が生じないよう、現在、市が研究中の空き家等の適正管理に関する条例の中に対策を明記してほしいと思うがどうか。

旧国鉄手宮線の活用については、中心市街地の回遊性の向上を図るための整備を進めているところであるが、市内中心部と総合博物館の間は、中央通と臨港線によって隔たりがあるため、流れが途切れることが懸念される。こういった課題を解消し、新たな観光資源として生かすためには、デュアル・モード・ビークルを活用し、浅草線から中央通まで線路を走り、そこから道路において旧手宮鉄道施設までを結ぶなど、一体感を出すための交通手段を整備すべきと思うがどうか。

また、この実現に当たっては、鉄道事業法など、クリアすべき法的課題が山積しているが、この実現により非常に高い宣伝効果が期待できることから、市においても積極的に研究をしてほしいと思うがどうか。

新年度の重点施策には、災害に強いまちづくりのため、排水管などの耐震化を進める上下水道施設整備事業が盛り込まれている。施設の耐震化については、小樽市上下水道ビジョンの中で、平成30年度までの目標値が定められているが、現在の進捗状況はどのようになっているのか。

また、本年2月に網走市で導水管が破裂し、断水した事故でも明らかなように、ライフラインがとまることは市民生活に大きな負担を強いることになる。災害対策の推進とともに、こういった事例を踏まえた日常点検をしっかりと行うことで、市民生活の基盤である水道施設の維持・管理に努めてほしいと思うがどうか。

平成25年度簡易水道事業特別会計予算では、25年4月から石狩西部広域水道企業団の水道用水供給が開始されることに伴い、石狩湾新港小樽市域の地下水利用組合参加企業が簡易水道に切り替えることを見込んで予算を計上している。同組合は、簡易水道への切替えを明言していないにもかかわらず、歳入予算の大半は同組合参加企業の使用料が占めており、見込みのない収入を算定し、予算を計上したのは、地方財政法上、問題であり、改めて実態に合った予算に組み直すべきと思うがどうか。

同組合は、道の策定した地下水揚水計画に基づき揚水していることから、市は、道に対し、同組合企業が簡易水道へ移行できる方策を検討し、仮に移行しない場合の減収補填をするよう求めてきたというが、協議は継続中であり、市長は、事務レベルの協議の結果を待つのではなく、みずから道に出向き、

要請すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、川畑、中島両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第15号、第17号、第27号及び第49号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第1号に対して、小貫議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号平成25年度小樽市一般会計予算に対する修正案の提案説明を行います。

本市の財政は、平成23年度一般会計決算において2年連続で実質収支の黒字を確保し、24年度決算見込みにおいても黒字の見通しとのことです。これは、職員給与の削減や他会計からの借入れが大きかったとはいえ、市民にとっては赤字会計からの脱却ということで、市政に対する期待が大きくなると思われれます。

この冬は、例年にない大雪で、市民は除雪で大変な苦勞を強いられ、また生活を直撃する灯油価格の高騰が続き、肉体的にも金銭的にも一段と厳しい冬になりました。

景気の低迷が続く中、市税収入は伸び悩み、地方交付税の大幅削減が見込まれる中での予算編成とはいえ、第6次小樽市総合計画前期実施計画に計画されていた新・市民プール整備事業は、突然、学校併設型にされた上、これさえも当面事業の着手は見送るという異例の方針転換であり、この間の市民要望と議会での議論の経過から見ても、到底認められません。

我が党の修正案について説明します。

初めに、雇用対策と地域経済活性化対策です。

平成24年3月の市内高校卒業者の未就職者数は58名でした。新年度予算では、高校生就職スキルアップ支援事業や、新卒未就職者等の地元定着を目指した地域人材育成事業を実施し、対象に高校新卒未就職者も含めるとのことでした。我が党の予算修正案では、直接支援として、高校新卒未就職者20名を小樽市で1年間雇用します。

平成21年経済センサス-基礎調査によると、市内の民営の総事業所6,597社のうち、5人未満の従業者数の事業所が4,123社で、全体の62.5パーセントです。零細事業者の多くは、20万円、30万円のやりくりが死活問題になりかねません。かけこみ緊急貸付金として、限度額50万円で、無利子・無担保で年度末一括返済の制度を設けます。

また、平成24年度から始まった住宅リフォーム助成事業は、239件の申込みに対して96件実施、交付金額は1,584万7,000円でした。総工事費は2億2,683万7,000円で、経済効果は14.3倍でした。修正案では、平成24年度の申込みが全て助成の対象になるよう積算して、必要な事業費を約5,000万円と見積もり、市長提案の2,120万円に3,000万円を上乗せします。

次に、市民生活支援策としては、引き続き国民健康保険料の1世帯1万円の引下げを実施します。市民の所得に占める国保料は、平成24年度で16.4パーセントと高く、滞納世帯数は国保世帯の1割を占め、資格証明書は238件、短期保険証は735件発行しています。平成24年度は、当初予算から3億9,000万円の減額補正をしています。払える国保料にするための引下げは必要です。

また、使わないのに保険料だけが上がると市民の批判の的になっている介護保険料については、所得段階が第4段階以下の世帯の保険料を、基準額を5,000円に引き下げることにより減額し、支援を図ります。

ふれあいパスは、市民負担分110円を100円にして、ワンコインで利用できるようにします。

小学校入学前の子供たちの医療費自己負担分は、平成23年度の実績に基づいて4,100万円計上し、無料化を図ります。

単独での新・市民プールの基本設計、実施設計分として、計画どおり2,800万円を盛り込み、事業実施を推進していきます。

今回の修正案には、平成24年度、市長がついに取り組まなかった福祉灯油を1世帯8,000円、6,000世帯分として4,800万円、遅ればせながらも予算化し、可決したときは、直ちに対象となる市民に届けます。

また、社会福祉協議会と小樽市が取り組んできたふれあい見舞金制度が廃止になって3年目を迎えます。この間、社会福祉協議会が単独で取り組んできた事業内容には、低所得者支援とは言えないと議会でも批判が出されていました。修正案では、市単独でふれあい見舞金として1世帯5,000円、福祉灯油とともに冬期特別支援事業として、合計7,800万円計上しました。

最後に、総務管理費の平和事業関係経費は7万2,000円の予算額ですが、新規購入した原爆パネルの市民展示のために要員配置の予算を組みました。核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市として、広島市の平和記念式典への小樽市内小・中学生参加費も入れて35万5,000円を上乗せしました。

これらの事業を実施するための財源として、有価証券を売り払い、OBCの固定資産税滞納分回収額を上積みし、石狩湾新港管理組合負担金は全額削減します。これまでは、石狩湾新港管理組合負担金については、公債費と港湾建設費分の削減を提案していましたが、小樽港の一般貨物の入港数は、石狩湾新港が開港されて以来減り続け、平成8年には取扱貨物量が逆転してしまいました。小樽港の取扱貨物量の増大という基本を強化する方向が見えません。大型クルーズ船の離発着を中心にした観光ゾーンとして整備することも必要ですが、取扱貨物量を増やすという商業港小樽の原点に戻って、石狩湾新港管理組合負担金はゼロにします。

また、在来線存続が担保されないままの新幹線関係の負担金、既存国道改修優先の立場から、高速道路関係の負担金は認められません。

株式会社小樽観光振興公社、海水浴場対策委員会、株式会社アール・アイへの貸付金は、それぞれ小樽市の貸付けに頼らず自力で対策すべき対象であり、土地開発公社は、市が直接土地を購入すればよいことで、公社の存続そのものが検討されるべきです。

その結果、予算規模は571億9,474万9,000円となり、原案より5億1,308万7,000円減額になります。

修正案は、市民サービスの一部回復、市内経済の元気回復を目指して編成したものです。

他会派、各議員の皆さんの賛同を訴えて、提案趣旨説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 最初に、3月11日で東日本大震災から丸2年が経過いたします。改めて犠牲になられた方々とその家族、関係者に深い哀悼の意を表明し、全ての被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

さて、日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案は可決、原案否決、議案第2号ないし第15号、第17号、第27号及び第49号は、いずれも否決の討論を行います。

第2次安倍内閣は、無制限の金融緩和、大型公共事業のばらまき、大企業支援の成長戦略の3本の矢でデフレ不況を打開し、強い経済を取り戻すと強調しています。一方で、地方公務員の給与削減を押しつける2.2パーセント、3,921億円の地方交付税の削減を押しつけています。財政基盤の弱い小樽市にとって、削減は真の財政健全化に重大な障害となります。

以下、否決議案の主な点について申し上げます。

議案第1号に対する修正案については、さきの提案説明のとおりです。

議案第1号平成25年度小樽市一般会計予算について、予算編成に当たって、24年度に引き続き他会計からの借入に依存しない立場で取り組んだとして、厳しい財政状況の中でも学校再編に伴う校舎の改築、新学校給食共同調理場、旧国鉄手宮線の整備などの建設事業などを優先的に取り組む予算を計上しています。

反面、長年の市民要求である新・市民プールの単独建設については、平成25年度の着手を見送るとしています。総合計画や小樽市過疎地域自立促進市町村計画に基づき、優先的に着手すべきです。この際、強く指摘しておきますが、総合計画や過疎計画を踏みにじてプール建設を単独ではなく、後期計画で学校併設型にすり替えることは許されません。

株式会社小樽観光振興公社の観光船オタモイ号、祝津号の老朽化に伴う新造船への更新は、出資者が95人もいる中で、出資率40パーセントの小樽市が1億3,000万円全額支出することで、出資率99パーセントにもなります。これでは市の直営そのものではありませんか。観光都市宣言し、観光を強く押し出している小樽市において、観光産業の将来を担うべき民間企業の株式会社小樽観光振興公社がこのような状況では先行きが懸念されます。

例年にない降雪量と厳寒の中で、灯油価格が急騰しているにもかかわらず、福祉灯油の実施を見送るなど、市民への福祉政策には冷たい市政です。

また、石狩湾新港管理組合負担金の計上についても、同意できません。

議案第5号平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算については、23年度決算で約5億5,000万円の不用額を出し、今年度、保険料の医療分で1世帯当たり1万1,327円の引下げをしています。補正予算において、9,174万6,000円を事業運営基金に積み立てています。国保加入者で、1世帯当たりの所得に占める保険料の割合は、平成24年度で16.4パーセントを占めています。保険料滞納者も、平成22年度、23年度と10パーセントを超え、保険料を払いきれず、資格証の該当世帯数も973世帯に達しています。平成25年度予算では、保険料の引下げ・軽減を図るべきです。

議案第7号平成25年度小樽市住宅事業特別会計予算については、市営住宅の内部改修等修繕計画で、入居者の居住性の向上に効果的な畳の表替え、階段室の塗装などの内部改修事業を計画的に実施していましたが、平成22年度以降の計画の一部は引き延ばされています。

また、オタモイ住宅5号棟の建設は、老朽化した簡易平屋建て住宅の入居者の住み替えが全て完了することから、建設を中止するとしています。しかし、平成21年度以降の市営住宅入居者希望応募倍率の

状況は、一般世帯向け住宅で4.19倍から10.98倍と倍増し、特定目的住宅でも1.33倍から5.17倍とはね上がっています。入居希望者の高齢化などで、市営住宅のエレベーター設置や公共交通機関の利便性が求められており、要望に沿った市営住宅の建設が必要です。

議案第8号平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計予算では、計上されている使用料に地下水利用組合分の1億2,500万円が含まれています。地下水利用組合が簡易水道を使用する見込みは立っておらず、入る見込みのない収入を見込む予算の立て方自体、認められないものです。一般会計繰入金を4,343万7,000円減額していますが、このまま地下水利用組合が当別ダムの水を利用しない場合、一般会計繰入金が増えることになり、その結果、また市民サービスの削減につながりかねません。簡易水道に対する北海道の支援も得られない中、ますます市の財政を圧迫する予算案に反対します。

議案第9号平成25年度小樽市介護保険事業特別会計予算については、介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費等が増加しています。介護給付費準備基金繰入れ後の保険料不足分に対して、財政安定化基金からの借入れが必要となり、貸付金を使用することになれば、次期の保険料の大幅引上げをすることになり、介護保険制度の崩壊につながります。国が介護保険制度を抜本的に見直すよう、予算の増額を要求すべきです。

議案第11号平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算については、後期高齢者医療制度において、保険料は、収入がない方も含め75歳以上の全員にかかり、高齢化に伴い際限なく上がります。制度の加入者は、年金から保険料を天引きされていますが、年金が年額18万円未満の方は天引きされないこともあって、差押えも起きています。幸い小樽市では差押えの事例がないということですが、北海道では、2011年度113件、884万円が差し押さえられています。民主党が制度の廃止の公約を投げ捨ててしまいましたが、我が党は、この制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを主張しています。

議案第49号小樽市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案については、我が党は、学校給食の共同調理場方式に反対であります。

ほかの議案については、手数料などに上乗せする消費税収入と、物品購入や工事請負などで支払った消費税を転嫁し受益者負担としており、否決とします。

以上で、全会派、全議員の賛同を訴えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○6番（安斎哲也議員）** 議案第1号の原案及び修正案並びに議案第12号に反対の討論をいたします。

新年度予算においては、中松市長が公約に掲げた施策を進めようと、防災と経済・雇用を重点に置いた中松カラーが反映されたものとなりました。特に、経済関連においては、中松市長の持ち前の営業力が大きく生かされたとともに、市職員も続いて営業に動いたことで、道内最大級となる横浜冷凍株式会社の新倉庫1棟の銭函工業団地への建設誘致活動も実るなど、これまでの体制でなかなか出てこなかった成果が出ていることを評価いたします。

また、ユニークな発想として応援したい事業があります。新たなまちおこし企画である小樽 kawaii ティーパーティーです。小樽では、ウイングベイ小樽においてコスプレイベントが開かれている経過がありますが、今回の kawaii ティーパーティーは、オタク文化発祥の秋葉原で勢力を拡大するロリータファッションで小樽の新しい側面をアピールする可能性を持っております。市外から見れば、小樽市はこのような部分に予算をつけて柔軟だという声も聞こえてくると思っています。

このほかにも、北運河再開発、小樽の地域資源である食に関する事業費なども盛り込み、一定の評価

をしておりますが、大きな経済効果のあった住宅リフォーム助成事業費の増額がかなわず、残念に思っています。増額を求める陳情も出ておりますので、これからも要望してまいります。

教育においては、学校建設などのハード投資も重なってしまったものの、学校整備は未来の小樽を担う子供たちへの投資であり、必要であると考えます。その中でも、道教委との連携による英語教育の充実、指導力向上に向けた取組など、経費をかけずに小樽が持つ教育課題の解決に向けて施策を進めていく姿勢は期待しております。

ただし、小樽市の指針となる総合計画の前期実施計画に盛り込まれていた新・市民プール建設が見送りとされたことについては、非常に残念に思っています。予算特別委員会でも指摘しましたが、総合計画の中で唯一見送る形となった事業に対する説明不足に関しては、大変遺憾に思っています。新・市民プール建設については、多くの陳情も出されており、市民からも望む声が多い事業であります。財政状況を理由とした見送りについては、建設費だけを取り上げているのではなく、借金として扱えない将来的な負担となるランニングコストが課題であることは事実であり、プール建設を求める団体や関係者ともしっかりと情報共有し、今後の建設に向けて協議を進めていただきたく思っています。

今回の反対の主張ですが、病院事業会計において、従来から指摘しているとおおり、大きな経営改善が見られず、一般会計からの基準外繰入れが継続されている点です。研修費などの増額をしていただいた点は評価させていただきますし、並木局長の手腕で医師数の増加が見込まれ、今後の病院収益に期待はしておりますが、まだまだ不十分な部分もあり、なお一層の経営努力が必要であるとともに、経営改革評価委員会でも毎回指摘されている全道でも高い水準の給与比率について、今後もしっかりチェックし、指摘していくことを申し述べ、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第11号、第13号ないし第15号、第17号、第27号及び第49号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

**○27番(前田清貴議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教育委員会は、これまで議会に対し何の報告もなく、教育行政執行方針で、突然、新・市民プール建設の着工を当面見送るとの方針を示した。その後、本会議や予算特別委員会の質疑で、これまで一度も示されていない学校併設型でのプール建設の検討を唐突に表明するという、議会軽視の態度を繰り返している。そもそも新・市民プールの建設は、これまで総合計画前期実施計画や過疎地域自立促進市町村計画を踏まえ、市民が求める単独設置を前提に検討されてきた経緯があるにもかかわらず、学校併設型での建設を表明したことは、市民の思いや議会議論をないがしろにするもので、こうした対応は極めて問題と思うがどうか。

市教育委員会は、厳しい財政状況を理由に単独型での建設に難色を示しているが、過疎債を活用することで実質公債費比率への影響は少なく済み、十分建設が可能であることから、社会教育施設として市民の福祉の増進を図るといふ崇高な目的を達成するためにも、市民が強く望んでいる単独型での建設を再考すべきではないか。

市は、平成24年度、134事業を対象に事務事業評価を試行し、現在、一次評価を終え、二次評価に着手しているというが、一次評価における主な課題や問題点は何か。

事務事業評価により、職員が取り組む事業についてみずから評価を行い、事業の目的、成果、コスト意識の醸成を図ることで、結果的に財政効果が生み出されると考えるがどうか。

そのためには、本市の事務事業評価システムを早期に確立し、全職員が事業評価への意識を高めていくことが必要で、例えばシステム導入直後は、職員が取り組みやすいよう対象事業数を減らすことも検討してはどうか。

また、職員による評価とあわせて市民による外部評価を行うことで、市が判断しづらい硬直化した事業の見直しに効果を上げていると聞くことから、本市も、こうした外部評価の導入を検討してはどうか。

教育行政執行方針では、教育の活性化に向け、学力向上をはじめとする諸課題に対峙する市教育委員会の並々ならぬ決意が感じられ、特に学力の向上については、喫緊の課題と位置づけ、重点的に取り組む姿勢に期待するところである。児童・生徒の学力向上には、何より直接指導に当たる教員の資質、能力に負うところが大きく、独自の取組で学力向上に成果を上げている秋田県では、教員の能力などに応じた研修メニューを設け、指導力や授業力の向上に効果を上げていると聞くことから、本市においても、予算を拡充し、現在取り組んでいる研修のさらなる充実を図ってはどうか。

平成24年度全国学力・学習状況調査結果と、その分析結果が公表された。報告書の冒頭には全体傾向として、課題が見られるとの記載で、問題は軽微であると印象づけるような表記となっているが、実際には、全国と本市の状況を数値的に比較した場合、とても楽観視できる状況にはない。本市の学力向上

には、現状を正確に把握した上で、学校における指導方法の工夫や家庭学習の励行など、両者が連携して取り組むことが必要ではないか。

また、教科ごとに各学校における平均点を全国と比較した場合、全国平均より高い学校と低い学校の点差は、小・中学校ともに約20ポイントにも及ぶという。このことから、学力の基礎・基本が身につけていない学校に対して集中的に指導を行い、本市の全体的な学力の向上につなげてほしいと思うがどうか。

平成24年度全国学力・学習状況調査結果では、小学校国語Aの新聞記事に関する記述問題について、本市児童の無回答率が高かった。これは、新聞購読世帯の減少により、児童が家庭で新聞に触れる機会が失われていることが一因と考えられるのではないか。

市教育委員会は、この結果を受け、新聞を教材として積極的に活用する事業などを行うというが、本市は、学校の取組が記事になるケースが多く、学校でこうした児童に身近な記事の切り抜きを配付するなど、低学年から学校で新聞に触れる機会を増やす努力をすべきと思うがどうか。

また、質問紙調査では、携帯電話やテレビゲームなどに関する項目に、携帯電話でゲームをする想定での質問はなかったことから、市教育委員会は、児童・生徒の使用実態を正確に把握するために独自に調査すべきと思うがどうか。

卒業式・入学式は、学習指導要領の特別活動に位置づけられる学校行事であり、市教育委員会は、指導要領に基づく式典の意義、目的を踏まえ、小・中学校の卒業式・入学式はステージで行い、国歌斉唱時の伴奏は体育館放送設備を使用し、さらに国歌の事前練習を確実に行うよう指導しているという。それにもかかわらず、今後行われる卒業式・入学式において、市教育委員会の指導と異なる方法で式典が行われた場合、当該校に対しどのように対処していくことになるのか。

また、学校現場では、日本という国家に対する帰属意識が薄れ、学校では十分な取組がなされていないと感じることから、市教育委員会は学校に対し、国旗・国歌の意義を正しく理解させ、尊重する態度を育むよう指導してほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月14日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第54号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○7番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第54号は可決、陳情については、継続審査中の陳情は全て採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第54号小樽市非核港湾条例案についてです。

先月、北朝鮮が3度目の核実験を強行しました。大変許しがたい行為です。北朝鮮に核兵器と核開発

を放棄させるために必要なことは、一つに対話のテーブルにのせ、核兵器を放棄させる努力です。もう一つは、北朝鮮は、核保有国であるとの既成事実化を図ろうとしており、その最大の理論づけは、核兵器は抑止力という立場です。この考えを許さないために、現在の核保有国も核兵器を廃棄する、だから北朝鮮も持つべきではないという運動で、北朝鮮に対して強い立場に立ち、国際社会が本気になって核のない世界に向かっていくことです。

現に、世界では、核廃絶を求める運動が広がりを見せています。小樽市も加盟する平和市長会議は、本年3月現在で、156の国と地域、5,551都市に上り、先月1日に安倍首相に対して、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進についてという要請を行いました。要請文には、「1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、両市合わせて20万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は非人道兵器の極みであり、絶対悪であることは明らかです」と断罪しました。

小樽市には、核兵器廃絶平和都市宣言の都市として世論を喚起していき、核廃絶の先頭に立っていく役割があります。小樽港への核持込みについては、核密約によって核兵器搭載の軍艦入港は事前協議の対象外となっていますので、現状の手続では、アメリカ軍として核を搭載したまま寄港することができます。しかし、本会議の提案説明でも述べたように、小樽市長には、港湾管理者として船の入港を許可し、拒否する強い権限があります。その権限を最大限生かし、小樽港に核持込みを許さないシステムが非核港湾条例です。国際的に広がっている核廃絶を求める運動を後押しし、核兵器のない世界を実現していく第一歩をしるすためにも、非核港湾条例の制定が何よりの力になります。皆さんの賛同をお願いするものです。

次に、継続審査中の陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号についてです。

これまで、新・市民プールの建設については、建設地を明らかにすることなく、総合計画の前期実施計画の最終年度を迎えようとしてきました。そこに今定例会で、いきなり学校併設型を提案し、建設見送りを表明しました。

ここには行政側の二つの罪があります。一つは、今まで議会や市民に示してこなかった学校併設型のプール建設を検討していたことを表明したことです。二つ目は、総合計画の前期実施計画記載の事業をいとも簡単に投げ捨てたことです。

今述べた一つ目の罪について述べさせていただきます。

小樽市過疎地域自立促進市町村計画には、新・市民プールの基本設計、実施設計の事業が組まれています。この過疎計画は、平成22年第3回定例会で可決されたものです。付託された総務常任委員会において、日本共産党の菊地葉子前議員の質問に対して、「実施設計や本土工の部分につきましては、過疎債の対象になるもの」と答弁しています。

また、「未来（あした）のために 山田市政3期12年をふりかえって」の213ページに、一部略しますが、過疎債等の特別措置を活用していくためには、過疎地域自立促進市町村計画の策定が必要なことから、平成22年第3回定例会で議決され過疎計画を決定したとあります。理事者の方々がこの冊子を読んでいないはずはありません。

このように、過疎計画の可決のときには、過疎債を利用して事業を進める、そしてその中にはプール建設が入っていることを議会に説明してきました。

一方、学校併設型では過疎債が適用にならないことは、予算特別委員会での北野委員への答弁でも明らかです。このように、プール建設は、学校併設ではない形で可決しているのに、それと異なることを

進めるに当たり、この間、議会に説明がないことは問題です。また、新年度の教育行政執行方針の中では、学校併設型を検討したとは一言も言わず、与党の質問によって初めて明らかにしたものであり、議会に説明したとは言えないものです。

次に、二つ目の罪は、市長部局側にあります。

このたび、学校併設型という形でしたが、不十分ながらも教育委員会がプール建設を進めようとしたのに対し、市長部局が財政が破綻すると言い、蹴ってしまいました。ところが、基本計画や実施設計すらできない段階でどれだけ財政に影響があるのか検証していないことが、予算特別委員会、総務常任委員会の中でも明らかになりました。

平成19年3月2日の予算特別委員会会議録によれば、北野委員が当時の総合計画で未実施の事業が幾つかあることを取り上げて、次のように述べています。総合計画にのせるといっても必ずしも実現するというふうにならないのではないかとこの質問に対し、当時の山田市長は、「私はプールの必要性というものは十分認識しています。ですから、今回の第3ビルの再開発については、大変申しわけないという気持ちは持っておりますので、市民の皆さん方の合意が得られれば、新しい総合計画にのせて、やはり早期に実現に向けていくということになろうかと」と答弁しています。そして、市民の声に押され、第6次総合計画の前期実施計画に新・市民プール整備事業が盛り込まれたこととなります。つまり、駅前の市営室内水泳プールを閉鎖したときの言いわけは、プールの補償金を使ってしまおうが、建設地があれば早めにつくります。こうやって議会にも、市民にも説明してきたのです。

さらに、問題なのは、前期実施計画の中で、計画されながらほとんど実施されていない事業がこの新・市民プール整備事業のみであり、先ほど述べた過疎計画は2015年度までの計画ですが、ここで計画されている事業の中でも、残されているのは新・市民プール整備事業です。これほどプール建設をのけものにする市政運営は、異常だと言わざるを得ません。

山田前市長の時代、小樽市は、市民の声を無視し、新市立病院を築港地区に建設するといつて築港地区での建設に向けて基本設計業務を開始しましたが、最終的には、市民の声に応じて現在の建設地になりました。総合計画の前期実施計画では、新年度が計画年度の終わりであり、まだやり直しがききます。市長部局と教育委員会はさらなる協議を重ね、再度検討し、一刻も早く学校併設型ではない新・市民プール建設を進めるべきです。

さて、今挙げた行政側の罪に対して、小樽市議会がどのような態度をとるのが問われています。

三つ目の罪として、それぞれの議員が加担するかどうかです。

現在、小樽市議会は、議会の活性化に取り組み、議会の役割を發揮することが議論されています。新人議員に配付される議会運営の基礎知識では、「小樽市議会の役割は、地域の問題について、住民に代わって論議し、ものごとを決定することで、一般的には、執行機関を住民の立場から監視し行政の適正執行を確保するとともに、住民のための各種サービスについて、具体的な提案をすることといわれている」と記されています。

今まで述べてきたように、このたびの行政が表明したプール建設見送りは、議会の議決を無視し、議会と市民への説明責任を果たしていません。だからこそ、執行機関の監視、行政の適正執行を確保するため、議会全体でこのたびの行政の行いを正していくことが議会の役割です。新・市民プールは、小樽市が市民の健康維持、スポーツの振興を市民に保障するものです。

陳情は、いずれも願意妥当であり、採択を主張します。

議員の皆さんの御賛同を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秋議員。

（17番 佐々木 秋議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秋議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第54号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をします。

さて、今定例会において、朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議が全会一致で採択されました。もちろん、北朝鮮の今回の核実験強行は強く非難されるものですし、この決議にもあるように、北朝鮮に対し、全ての核兵器・核計画放棄や、長距離ミサイルの発射、核実験の中止を求めているのは当然のことです。しかし、これらのことは北朝鮮に対してのみ求められるものなのでしょうか。

アメリカ合衆国政府は、保有している核兵器の性能を確かめるため、強力なエックス線を使って核兵器が爆発したときに近い状態をつくり出す実験を、昨年10月から12月にかけて2回実施したことを明らかにしました。核実験をするということは、今後使う機会をうかがっているのと同じだと広島、長崎両市長は強い怒りを表明し、同時に核兵器保有の前提となるいかなる核実験も中止し、核軍縮に真摯に取り組むとともに、核兵器のない世界に向けて主導的役割を果たすよう強く求め、アメリカ合衆国バラク・オバマ大統領に対し、抗議文を送っています。

唯一の被爆国、さらに福島第一原発事故を経験してしまった私たちは、人類だけでなく、地球上の生命全てに悲惨な影響を及ぼす核兵器が絶対的な存在悪であることが身にしみました。ゆえに、アメリカだからいい、北朝鮮だからだめなどという相対的な比較選択レベルの問題ではないことは明らかです。本来、私たち小樽市の核兵器廃絶平和都市宣言の中にもあるように、全ての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求めていくべきなのです。

アメリカの一部の政治家は、アメリカの覇権主義的な政策に反対する国々に対して、核兵器を使用することに言及しています。この広島・長崎への原爆投下を正当化した独自の正当防衛論により、米艦船の核搭載の可能性はますます高まっています。

この条例案は、核兵器廃絶平和都市宣言を行った本市へ、我が国国是である非核三原則にのっとり、核兵器の持込みを認めないことを本旨としていますが、そのことによって日本国憲法の平和主義を地方自治の場から訴える役割も持っています。ぜひ、条例制定により、本市から平和のメッセージを世界に送りましょう。

話は変わりますが、先日、第3号ふ頭及び周辺再開発計画に関する提言書の説明をいただきました。巨大観光クルーズ船が第3号ふ頭に複数停泊中の国際観光都市として、夢のある未来像をCGで見せてもらいました。しかし、大型クルーズ船停泊用に改修するこの第3号ふ頭に、まさか冬場はあいているので米軍艦船が入港するという悪夢に変わることはないのだろうか心配もしてしまいました。ぜひ、このたびは本条例案を可決し、安全で平和な国際商業観光都市であることも同時に発信していきましょう。

御賛同をよろしく願いいたしまして、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第54号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

**○3番（中村岩雄議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案については、道央圏における本市の企業立地の優位性を確保する目的で改正を行うという。本市が主に企業誘致を進めている銭函工業団地や石狩湾新港小樽市域では、主に隣接する石狩市との競合が考えられるが、この改正により、優位性を得ることはできるのか。

一方で、観光都市でもある本市は、今後のさらなる観光振興のため、滞在型観光への転換を進めているところだが、そのために必要不可欠な旅館業については、条例制定時から課税免除の適用対象外となっている。観光産業の振興は、企業立地の促進とともに本市経済の活性化に欠かせないものであるから、旅館業についても、条例の対象施設に加えるべきと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画の策定に当たり、このたび提出された提言書には、基部にオフィスや商業施設を導入することが記載されているが、中心市街地や商店街には空き店舗が目立つ中、そもそも需要があるのかという疑問に加え、新たな商業施設の創設は、商店街のさらなる衰退を招きかねない。今後、市として、再開発計画の策定に当たっては、こういった現状を踏まえ、市全体の発展につながる計画となるよう検討していくべきと思うがどうか。

また、本市総合計画の前期実施計画には、クルーズ客船誘致事業が位置づけられ、それとリンクする形で第3号ふ頭及び周辺再開発計画が進められてきたと認識している。平成26年度から始まる後期実施計画には、本市の重要施策である第3号ふ頭の再開発を着実に推進するため、予算や事業規模など、明確な目標を設定し、位置づけていくべきと思うがどうか。

第3号ふ頭の再開発における第31号上屋の取扱いについて、ワークショップからは保存する案と撤去する案の2案が提言されている。これは、埠頭の利便性と上屋の価値のどちらに重きを置くかという問

題であり、上屋については、老朽化による耐震性の問題がある一方、歴史的遺産としての側面なども考えられるが、市は、建物の価値をどのように考えているのか。

また、上屋の扱いについては、今後、市が決定していくことになると思うが、一度撤去してしまっただけから取り返しのつかないことにならないよう、最終的な判断に当たっては、建物の構造や歴史的価値などについて、専門家による調査を行うべきと思うがどうか。

リーマン・ショックに端を発した金融危機により、中小企業の資金繰りが悪化したことを受けて制定された金融円滑化法については、本市でも多くの利用があり、経営改善に一定の効果があつたと聞くが、2度の延長を経て、この3月末で終了となる。依然として景気の浮揚が感じられない中であつては、同法の終了により、再度貸し渋り、貸しはがしが横行するのではないかと懸念も出始めており、市では期限到来による影響をどのように考えているのか。

また、市は、金融機関に対し、終了後も円滑な資金供給に努めるよう依頼している一方で、金融機関が地元企業に貸し出している金額や件数は押さええていないという。今後、市として、地元企業に対する確な支援を行っていくためには、金融機関から情報を提供してもらうなど、市内の融資動向を正確に把握していくべきと思うがどうか。

例年、冬期間に小樽の沿岸に來遊するトドについては、本年も張碓旧石材積出岸壁に群れが上陸していることが確認されているが、トドによる漁業被害は大変深刻であり、中でも漁網などの漁具は被害額も高額となっている。しかし、トドは絶滅危惧種に指定されており、駆除頭数が限られていることから、小樽市漁協が岸壁の一部に柵を設置し、トドが寄りつかないように対策をとるとのことであるが、一方、現段階で漁業被害の補償などはないことから、市は、漁業者の生活を守るための補助制度の創設について、国や道に働きかけてほしいと思うがどうか。

小樽観光大学校は、小樽を訪れる観光客のニーズに対応できる人材の育成を目標に設立され、市民レベルでおもてなしの心を醸成するという目標の下で、おたる案内人制度に取り組んできた。現在、500名を超えるおたる案内人が本市観光のさまざまな場面で活躍しているが、その裾野を広げる試みとして、平成23年度から色内小学校の授業で、案内人ジュニアの育成プログラムを行っているという。この取組は、子供のころから、小樽の歴史や文化などに広く触れることで、市民としての誇りや郷土愛が生まれ、また将来の小樽観光を担う人材の育成にもつながると思われることから、積極的に支援してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、願意妥当、採択を求める討論を行います。

2011年第4回定例会以来、私は、オタモイ地区の観光開発について、歴史的経過と事実を照らし、か

つ根拠も示し、その責任は小樽市にあることを指摘してまいりました。以来、定例会のたびに、市としての観光開発はどうするのかとただしてきました。現時点でのオタモイ開発の問題点は何かということですが、小樽市は、オタモイ海岸急傾斜地調査業務の結論に立って、崖崩れの危険があるから開発できないとの対応になっていることです。

今定例会の経常任委員会でも、オタモイ観光開発の基本的方針は何かとただしても、さきに引用した急傾斜地調査業務の危険であるという内容を紹介するだけで、観光開発の基本的方針については一言も触れずじまいです。これは、昭和50年代初頭に、小樽市がオタモイの土地を購入したオタモイ開発の原点を忘れた態度であるばかりか、市がオタモイの土地を購入するお金がなく、北海道中央バスから7,000万円もの資金を寄附してもらった経過に照らし、協力していただいた関係者の方々への背信行為であるだけでなく、このとき確認されたオタモイ観光開発は小樽市、天狗山観光開発は北海道中央バスと、事業責任を振り分けた約束をも踏みにじるものです。

次に、中松市政の小樽市における重要な事業で歴史的経過や公的約束をたがえることについて指摘せざるを得ません。オタモイ観光開発に続き、今定例会で問題となった新・市民プール建設を新年度予算で見送ったばかりでなく、先ほど来指摘されているように、プール単独建設を学校併設型にすり替えたことは、その典型です。もちろん、我が党は、学校にプールを設置することは大賛成です。しかし、このことと市民のスポーツ振興の立場からプールを単独で建設することは全く別問題です。今、小樽市政でプール建設での焦点は、単独でのプール建設です。

平成21年12月に策定された第6次総合計画の21年度から25年度の前期実施計画にうたわれた新・市民プールは、社会教育施設として単独事業として計画されたものであることは皆さん御承知のとおりです。さらに、平成22年第3回定例会で、全会一致で可決された小樽市過疎地域自立促進市町村計画の中にも、新・市民プール建設が明記されています。プール建設の財源が過疎債であることは、学校併設型でない決定的証拠です。総合計画ばかりでなく、平成22年第3回定例会で市長が提案し、議会で全会一致で可決された、いわゆる小樽市過疎計画の中に位置づけられている単独でのプール建設を、議会に何の相談もないばかりか、プール建設を求める市民に何の挨拶もなく、新年度予算要求で市長と教育委員会はプール建設を見送ったばかりか学校併設型にすり替える、許されざる交渉をしてきたのです。

3月19日の各会派代表者会議で、議長も、新・市民プール建設に関して、教育行政執行方針で当面の事業の着手を見送る旨の方針が示され、これまで議会各派に説明がなかった方向性が突然表明されたとの印象を持ったので、この場に……

(発言する者あり)

討論ですから、よく聞いてください。

この場に教育長を呼んで、これまでの検討過程と今後の対応について説明を求めたいとのことで、教育長が説明するという異例の事態となりました。なぜ小樽市政で、重要な事業で、歴史的経過や約束、果ては総合計画や過疎計画などを無視することが平然と行われるのか。私は、小樽市の人事の中樞が道からの幹部職員であるからではないかとの疑念があります。市長部局の副市長、財政部長、教育委員会の教育長が相図ってすり替えるのではないかと考えざるを得ません。

3人といえば私は思い出すが、1958年、私が高校生のときですが、上映された、黒澤明監督、三船敏郎、上原美佐主演の隠し砦の三悪人のストーリーを思い起こします。1958年の映画のストーリーといえば、わかるのは私のほか、久末議員、並木局長、もし映画が好きだったら市長ぐらいかなと。わからない方もおられますから、2008年に嵐の人気ナンバーワンの松本潤君、人気女優の長澤まさみさん主演で再上映された、こう言えば、皆さんもストーリーの中身は思い出すのではないかと思います。共

感と呼んだのは、絶体絶命のピンチが幾度となく訪れても、それにくじけず、勇気と知恵で次々と突破する、そのひたむきさでした。私が連想するのは、落城した秋月家の莫大な埋蔵金をどうやって秋月と同盟関係にある早川家へ運び、雪姫とともに秋月の再建を図るか、こういうことで、事もあろうに敵である山名家の領地を通して早川へ運ぶという案を提案し、実行するその大胆さです。

議会を敵である山名家の領地に見立て、3人が相図って議会を突破し、埋蔵金ならぬ単独プール案を学校併設型にしてしまおうとしているのではないかという懸念です。もしそうでないというのであれば、これまでの歴史的経過を尊重するというのであれば、副市長、財政部長、教育長の3人が、後世の小樽市政に単独プール案を学校併設型にすり替えた三悪人と言われることのないように、議会在全会一致で決めた原点に立ち返り、一日も早く新・市民プール建設を実現し、小樽市の重要な課題で、歴史的経過や事実を尊重する立場に立つことです。

新・市民プール建設と同様に、オタモイの歴史的経過と事実とに照らし、オタモイ観光開発の基本方針を明確にすべきではないでしょうか。

また、崖崩れの安全対策を講ずることからいっても、陳情第290号を採択することが急がれます。

各会派の皆さんの陳情第290号の採択を呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時59分**

**再開 午後 3時20分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

**○20番(中島麗子議員)** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第317号は、生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書の提出を求めるものである。厚生労働省社会保障審議会は、生活保護世帯が一般低所得世帯の生活費を上回る逆転現象が起きているとし、2013年度から段階的に支給額を削減するという。しかし、生活保護基準は、就学援助制度や国民健康保険料の減免などの判断基準であることから、受給者のみならず、市民生活全体に大きな影響を及ぼすことになると思うがどうか。

また、生活保護費は、ほとんどが消費に回るため、市の持ち出しの数倍の経済効果が期待できる費用対効果の大きな経済政策という側面があることも踏まえ、基準を引き下げないよう国に求めるべきと思うがどうか。

生活保護基準は、5年ごとに全国消費実態調査などの結果を用いて検証されており、今回の改正は、この結果を踏まえ、一般所得世帯の生活費を上回る逆転現象の解消及び物価動向を勘案し、基準の適正化を図ることで、社会情勢を反映した生活保護制度に改めようとするものである。この基準は、住民税課税の賦課基準など、さまざまな制度の中で減免や援助の可否判定の目安であり、市民生活と密接に関連しているからこそ、行政として公平・公正な立場を堅持するために、消費実態と乖離した状態のまま放置すべきではないと思うがどうか。

要介護認定者数は、高齢者人口に比例して増加傾向にあり、在宅サービスの利用者は、平成12年度の3.5倍に増えている。その要因の一つには、特別養護老人ホーム等が恒常的に入所待ちの状態にあることが挙げられ、施設が足りないという声を聞くが、新たに整備する考えはないのか。

また、介護保険給付費の増加傾向は、利用者の増加に伴い今後も続くことが明らかであるが、本市の介護保険料は、国が保険料負担の限界とする5,000円を既に超えていることから、これ以上の負担を強いることのないよう、保険料の軽減を図るために、国の責任において保険料の一部を負担するよう働きかけるべきではないか。

小樽市の健康づくりを進める指針である健康おたる21は、子供から働き盛りの世代まで、ライフステージに応じた健康づくりを強化し、将来の成人病などの予防を推進する計画である。近年、医学の進歩により平均寿命は延びているが、充実した人生を送るためには、市民一人一人がふだんから病気の予防に取り組み、医療費抑制に努力していこうとする意識を持つことが重要と思うがどうか。

この計画では、それぞれの分野について10年後の目標が掲げられており、例えば未成年者の喫煙については、現状の12パーセントをゼロにするというが、学校や家庭において、どのような取組をいつまでに行うかという目標に向けた具体的な方策は示されていない。今回の計画は、これまでのように保健所が事業や取組などを考え、市民に啓発や指導を行うという手法ではなく、家庭、地域、学校、企業や行政などが連携して健康づくりを支援するとしているが、具体的な工程や取組が示されなければ、目標達成は期待できないと思うがどうか。

ピロリ菌の感染だけが胃がんの原因ではないものの、両者は密接な関係にあり、ピロリ菌を除去することで胃がんの予防が期待できるとされている。仮に、現在、保健所で行っている胃がん検診にピロリ菌検査を追加すると、約210万円費用が増加し、さらに除去治療に公費助成をした場合は、約1,000万円を要すると試算されている。厳しい財政状況の中、こうした公費の負担増を伴う事業に難色を示す向きもあるが、何より市民の健康増進を図ることができ、結果的には医療費の削減につながる取組であることから、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

近年、成人の風疹発症が多発していることに伴い、国では予防接種の啓発を行っており、予防接種に対する関心が高まっている。しかし、そもそも風疹に限らず、過去に受けた予防接種の種類についてはよくわからないという声を多く聞く。保健所で管理している予防接種台帳は、5年保存であるため、個人の接種履歴は母子手帳により確認することになるが、成人が自身の母子手帳を持っていないこともあり得ることから、例えば雇用保険のように個人に番号を割り当て、接種履歴を一元管理するなどの仕組みを検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第317号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、採決の結果、賛成少

数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号及び第316号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第317号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○8番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、陳情第317号生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方について及び継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、いずれも採択を主張する討論を行います。

陳情第317号は、生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方についてです。

生活保護費については、国は、これまでも70歳以上の高齢加算を廃止し、多人数世帯の生活扶助基準も削減しています。70歳以上の高齢者は、生活保護費を約2割減額され、食事を1日2回にした、あるいは知り合いの葬式にも出席できないなど、人間らしい生活ができなくなっています。

新年度の政府予算案で、生活保護費は生活扶助の基準額を2013年度から3年間で約670億円減額します。年末に支給する期末一時扶助についても約70億円減額し、合わせて740億円も削減することに対する生活保護基準の引下げをしないことを求めているものであります。引下げ実施は、食費など、日常生活にかかわる費用を賄う生活扶助の基準額を2013年度から3年間で6.5パーセントの大幅削減です。

このことは、受給者だけでなく、生活保護基準を参照して設定されている就学援助制度、国民年金保険料の免除、高額療養費などの所得区分など、幅広い対象者にも影響します。不正受給者に対しては厳しく対処することが必要ですが、不正受給の生活保護費全体に占める割合は、平成23年度において、全被保護世帯数に対する不正受給の件数が1.74パーセント、金額においても0.34パーセントと低い状況にあります。このように、多くの生活保護受給者は真面目に生活しているにもかかわらず、いつでも全体化され、罰則の強化が叫ばれているのは問題です。

保護受給者の就労、自立の促進では、障害や疾病を持っていても、適切な環境や条件があれば働ける人はたくさんいます。その人なりに持っている能力を生かそうとする配慮がされていない中で、生活保護利用者を押しなべて働かないと決めつけて審査を厳格にすることは問題です。

政府、厚生労働省は、全国消費者実態調査などの結果を踏まえ、生活保護費が一般所得世帯の生活費を上回る逆転現象の解消を狙って生活保護基準の引下げを進める方針です。生活保護基準は、住民税課税の賦課基準をはじめ、さまざまな制度で減免や援助の判断の目安となっているからこそ、基準の引下

げはやめるべきです。むしろ、デフレ不況解消のためにも、生活保護費より低い年金や最低賃金こそ引き上げるべきであります。

また、生活保護費の経済効果も重視すべきです。低所得者にとっては、所得額が消費に向ける割合が高いわけでありますから、生活保護費は市民生活を直接守ることになり、そのほとんどが消費に回っています。確かに自治体の持ち出しもありますけれども、その数倍の経済効果が期待できることから、費用対効果の大きな経済対策であるという報告もあります。

以上のことから、陳情第317号生活保護基準の引下げ等制度改悪しないことを政府に求める意見書提出方については、国の関係機関へ意見書の提出を求める陳情であって願意は妥当、継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号及び第316号は、これまでも述べてきたとおり願意は妥当、いずれも採択を求め、各党派、各議員の皆さんの御賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、陳情第317号生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方についての不採択を求めて討論を行います。

生活保護制度は、生活、医療など8種類の扶助があり、年齢階層、世帯人員、所在地地域別など、国の定めた保護基準によって支給され、一般の低所得者との公平性を保つため、全国消費実態調査などを用いて5年ごとに基準の検証が行われることになっております。厚生労働省が、平成25年1月16日に公表した検証結果は、生活保護受給高齢者世帯では、低所得者の生活水準を下回り、子供のいる多人数世帯では、生活保護が保護を受けていない低所得世帯の生活費の水準を上回る傾向があると報告されました。この結果を踏まえ、逆転現象を解消し、これまで据え置かれていた物価下落分を反映する生活扶助基準の適正化は、保護費の削減ありきではなく、客観的な検証結果と合理的な指標に基づいた見直しであると考えます。

また、今回の基準適正化は、物価下落分を反映させたものになっていることから、公明党は、今後、景気、経済が回復し、物価が上昇した場合も適時適切に支給額に反映させることや、問題となっている不正受給対策の厳格化、また就労可能な受給者に対しては、保護に安住せず、積極的に求職活動を行い、就労による自活を目指す人との公平性を確保するため、自立就労支援の強化を行うこと、さらには生活保護の受給に至る直前の方を含む生活困窮者を支援するための法整備を要望しております。

先ほど共産党から、生活保護費に関しまして経済効果もあるという、いい影響についてのお話がありましたけれども、これは税金であります。国民に信頼される生活保護制度を構築する必要があると考えます。

生活保護基準は、個人住民税の非課税限度額の算定や国民健康保険の一部負担金の減免、就学援助の要否判定などに影響を与えますが、公的制度に影響が及ばないよう配慮することや、むしろそのような影響の多い基準であるからこそ、年齢や世帯人員、地域の消費実態の水準等に基づいて適正に見直すことは必要であると考えます。

以上の理由から、生活保護基準の引下げをしないことを政府に求める意見書を提出する陳情第317号は、不採択の態度を表明し、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

**○4番(吹田友三郎議員)** 一新小樽を代表して、陳情第317号生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方につきまして、継続審査を主張し、討論をいたします。

このたびの通常国会におきまして、生活保護費の支給にかかわる議論を重ねております。絶対的貧困者の生活を守る重要なものであります。生存権の保障は、国の重要な政策となりますことから、このたびの議論を見極める必要があり、継続審査を主張いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、一新小樽は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第317号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第317号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号及び第310号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第309号について、平成24年度住宅リフォーム助成制度のアンケート結果では、地元業者に大きな経済効果が認められる一方、繰上当選者の半数が工事申請前に工事着手又は完成したとの理由から申請を取りやめたため、多額の予算執行残が生じる結果となった。市は、25年度の実施に当たり、本年度と同額の予算を計上しているが、この制度の目的の一つである経済効果を最大限発揮するためには、本年度の執行残相当額を25年度予算に追加計上するなど、予算を増額し、全ての希望者を補助対象にすべきと思うがどうか。

小樽公園については、こどもの国の廃止に伴い、同公園整備計画を策定し、20年度までバリアフリー化や遊具の新設など、公園施設の整備を行ってきたという。その後、財政状況の悪化により、整備が凍結されていたが、25年度、国の補助事業を導入し、整備を再開すると聞くが、具体的にどのような施設の整備を行う予定なのか。

特に、子供連れの保護者から、公園内駐車場の整備を求める要望が寄せられており、大会等の際には、公園内道路は路上駐車で混雑している状況も見られることから、前向きに整備していくべきと思うがどうか。

また、教育部では、小樽公園に位置する桜ヶ丘球場など、運動場について老朽化に伴う改修を検討していると聞くことから、工事の方向性が固まった際には、効率性の観点から、公園施設の更新とあわせて一体的に整備してはどうか。

今冬は、記録的な豪雪により、例年2月に行う排雪作業を前倒して実施しているが、低温が続いたため雪が解けなかったことや3月に入ってから連続降雪の影響で、市内の幹線路線や生活路線では、車両の通行が困難な場所も多く見受けられる。今後、4月に入っても道路わきの雪山が残った状態も想定され、その場合はどのレベルまで除排雪を行っていく考えなのか。

春を迎え、雪解けも進むと思うが、この先の天候によっては大雪になることも考えられることから、その際は住民の安全・安心な生活を守る立場から、厳冬期と同様の体制で除排雪を行ってほしいと思うがどうか。

貸出しダンプ制度は、冬期間の交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣するものであるが、市の除排雪により交通が十分確保できている道路へも貸出しが行われ、排雪作業前に自宅敷地内の雪も道路に出すことが常態化しているのが現状である。現在の制度では、1申請で最長5日間借りられ、対象外の区域から雪を道路に運び出す時間的な余裕があることも、こうした不適切な行為を助長する要因と考えられることから、制度本来の趣旨に添うよう、貸し出す日数を最小限に制限するなど、制度のあり方を見直すべきと考えるがどうか。

廃屋・空き家は、全国的に増加傾向にあり、後志管内においても、倒壊、不審火などの危険や周囲の景観を阻害するといったさまざまな問題が表面化している。この対策を協議するため、後志振興局が管内の市町村に呼びかけ設立した廃屋・空き家対策検討会において、先ごろ建築物の維持・管理に関するモデル条例が提案されたという。本市においても、放置されたままの危険な廃屋について、行政の責任で指導・勧告及び代執行をするなど、毅然とした対応を求める声は高まっており、このモデル条例を参考に、実態に即した条例を検討してほしいと思うがどうか。

本市では、近年話題となっている耐塩素性病原微生物の水源への流入など、水道水へのリスクに対応するため、水源管理の強化を図り、水道水の安全を一層高める目的で、国の示すガイドラインに基づき、

WHOが提唱する水安全計画を策定し、水源から蛇口に至る総合的な水質管理を行うという。しかし、水質管理の業務は、担当する技術職員が先輩から学んだ技術や経験に頼る業務が多いにもかかわらず、今後10年で、これまで担当してきた技術職員の5割が退職する見込みとのことである。今後は、計画の基本方針にもあるように、先人が培った技術力を次代の職員に確実に伝え、技術レベルの維持向上を図ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号及び第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号及び第312号は採択の討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

小樽市の2013年度の助成の予算は、昨年同様2,000万円で、申込者が多くても100人を抽出し、30人を補欠者に選び、最初の当選者に取りやめが出ると、順次、補欠者を繰り上げて、2,000万円の範囲内でおさめるということです。2012年度の補助金確定総額は1,584万7,000円で、415万3,000円を残しました。交付確定件数は96件で、取りやめ件数は34件、補欠の13件が待ちきれないで工事に取りかかりました。2013年度も助成の対象者は抽選ですから、昨年抽選で外れ、今年に期待をかけている人がまた外れる可能性もあり、ましてや2012年度予算が大きく残ったことで制度への信頼も薄れるのではないのでしょうか。

しかし、予算を大きく残したものの、リフォーム工事費は総額2億2,683万7,000円で、補助金総額に対して経済効果は14倍以上です。リフォーム助成制度の登録業者96社のうち、工事請負業者は53社で、そのうち39社が市の指名登録業者ではない小さな業者ということです。工事請負業者のアンケートでは、リフォーム工事の請負金額が増えていると回答した業者が56パーセントで、住宅リフォーム助成制度が低迷する建設関連業の経営を改善し、市の経済底上げに寄与していることは明らかです。その点で我が党は先ほど予算修正案を提案しましたが、思い切って予算を増額し、少なくとも2012年度で残った予算を2013年度に上乘せするくらいのことをし、市民と市内建設業者を応援すべきです。陳情の願意は極めて妥当です。

陳情第312号は、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。

出火から1年10か月がたちますが、小樽市は、家主との連絡がとれず、火災崩壊家屋の撤去のめどは立っていないということです。今年の大雪で隣家への落雪の危険や、雪が解けるとまた防犯や美観の問題が出てきます。現在、建築指導課がロープを張ったり立入禁止の看板を立てていますが、陳情者は、好奇心旺盛な子供たちが中に入って遊ぶなどでけがをしたり、火遊びなどの心配もしております。手宮地区住民の総意は、速やかな火災崩壊家屋の撤去や人が入れないような囲いを設けるなどの対策を望んでいます。近隣の高齢の住民は、火事の夢を見るなど、精神的苦痛も受けています。引き続き家主との

連絡をとる努力をしながら、対策を講じるべきです。

空き家対策については、小樽市も検討を始めておりますが、一日も早い制定で市民の願いに応えるため、議会として陳情を採択して、前へ進むよう応援すべきだと考えます。

全議員の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

西陵中学校の存続を訴える会から、同校が存続するプランを示してほしいとの要望が出たことを受け、市教委はこれを示すと約束しているが、当委員会において、市教委から、現段階でプランを示すには至っていないこと理由が報告された。この要望は議員から要求されたものではないにもかかわらず、陳情者や地域を差しおいて議会への説明を行ったのは、どのような理由によるものか。

また、西陵中学校を含め、基本計画で計画前期に位置づけていた学校の統廃合が進まず、平成30年度以降にずれ込むことが確実視されている。加えて、計画当初の児童・生徒数の推計値と現状で差が生じている中では、改めて計画を見直す必要があると思うがどうか。

今年度をもって祝津小学校は閉校となるが、祝津地区には、水族館や鯉御殿などの観光施設に加え、水産業などの地域資源が豊富にあり、地域に根差した教育を行うには最適と思われる。統合校となる高島小学校も同様に、地元の資源を活用し教育活動を行ってきたと聞くが、新年度以降、祝津地区で行われてきた取組もあわせて実施する予定はあるのか。

また、地域教育の中で、地元の産業やそれに従事する方と触れ合うことは、子供たちの感性を引き出すとともに郷土愛を育み、ひいては地域の教育力を高めることにつながるものと考えことから、こういったメリットを最大限に引き出せるよう工夫を凝らしてほしいと思うがどうか。

潮見台小学校の通学路について、歩道が新設され、通行時の安全確保がなされた真栄橋では、地域や

保護者から、冬季の通学時間帯における歩道の除雪体制に懸念を示す声を聞くが、市教委は、除雪状況や体制について把握しているのか。

また、若竹地区の高速道路高架下を通学路とする児童については、この区間の安全が確保されるまでスクールバスでの対応となるが、保護者からは、積雪によりバスの待機場所自体が確保できないおそれもあることから、早急に高架下に信号機を設置するなど、整備をしてほしいとの声もある。市は、設置に向けた環境整備に着手しているというが、早急に実現されるよう、関係機関にも重ねて働きかけてほしいと思うがどうか。

本年4月から、若竹小学校は桜・潮見台両小学校と統合するが、統合後の潮見台小学校の4年生は1学級となる見込みであり、学校適配の目的の一つである1学年複数学級が達成されていない。複数学級を望んで統合に賛成した保護者も多いと聞くことから、市教委は、道教委に要請し、特例で35人学級を認めてもらうなど、4年生でも2学級となるよう努めてほしいと思うがどうか。

一方、平成28年4月に長橋中学校と統合する塩谷中学校においては、指定校変更で長橋中学校へ入学する生徒が相次ぎ、統合を前にして生徒数の減少が著しいと聞く。このまま統合まで生徒の流出が続き、塩谷中学校がますます小規模化することになれば、一定規模の下で教育の質を高めるとする学校適配の目的と逆行することになるのだから、市教委は、指定校変更について、地域の実情を勘案の上、適正に行ってほしいと思うがどうか。

新年度から運行される潮見台小学校のスクールバスは、通学路の安全や利便性が確保された場合、廃止や通学支援への切替えもあり得るといふ。その際、市教委は、保護者と話し合って決めていくというが、スクールバスの導入は保護者から特に要望のあった事項であるから、話し合っで廃止等の合意を得るのは難しいと考えるがどうか。

一方、奥沢・天神両小学校の再編は、統合校を奥沢小学校とする方向で進められており、通学距離が長くなる天神地区では、通学時の安全確保のため、スクールバスを期待する保護者も多いが、2月の懇談会では、その運行についての話はなかったという。バス運行が現行の基準に満たないため難しいことは理解するが、統合を進めていく上では、こういった保護者の不安を解消していくことが必要であるから、スクールバスの運行についても、弾力的な判断をしてほしいと思うがどうか。

新年度から統合される若竹・祝津両小学校に続き、塩谷中学校では平成28年4月での統合が決まるなど、各地域で具体的な動きが出ている現状を受け、改めて学校適正配置が基本計画どおりに進められていることを認識しているところである。南小樽地区の奥沢・天神両小学校においても、奥沢小学校を統合校とした再編についての懇談会が始まったところだが、天神小学校の保護者からは、奥沢小学校は暗くて寒いという学校施設面への不安の声が聞かれる。学校再編をスムーズに進め、子供たちのためによりよい学習環境を整備していくためには、こういった声に応じて施設改修を行うなど、統合に向けた環境整備に努めていくべきと思うがどうか。

学校の統廃合により、通学距離が長くなることで、登下校中に事件・事故に巻き込まれないかを懸念する保護者の声がある。張碓小学校では、通学班をつくり、高学年の児童が低学年の児童を先導して通学する取組により、児童の安全確保に努めていると聞くが、こうしたよい事例については、その他の小学校にも積極的に紹介し、今後の参考にしてもらってはどうか。

統廃合により閉校する学校には、長年の歴史の中で積み上げられてきた膨大な資料があるが、閉校後の保管に当たっては、収蔵場所の都合上、取捨選択せざるを得ない状況にあるという。その判断は、市教委職員と博物館学芸員とで行っているとのことだが、歴史的・学術的価値がないものであっても、地域や卒業生など、当事者には大切な資料もあることから、今後、保存の検討に当たっては、こういった

方の声も取り入れていくべきと思うがどうか。

また、資料には、学校行事などの貴重な映像も含まれているが、多くはビデオテープであることから、長く後世へと伝えていくにはデジタル化して保存していく必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○7番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

教育委員会は、西陵中学校の存続を訴える会との約束である西陵中学校を残す第6、第7のプランを示せずに、約束から1年がたちました。

プランを示すことは、陳情者からも、議会からも何度も要求してきました。しかし、このたびの学校適正配置等調査特別委員会では、教育委員会からプランを示すことができないとの報告があり、いつ示すのか、時期も明確に述べることはありませんでした。ここには、先ほどから討論で出ているプール建設見送りと同様の体質があります。

プールの建設のときも、情報開示を求める声に対してひたすら口を閉ざし、鋭意努力している、そのように言って、突然、市民の願いとは別の方向性を示す、このようなことが西陵中学校の問題でも行われるのではないかという疑念が生まれてきます。プール建設の問題でも、西陵中学校の問題でも、罪を犯した三悪人を中心とする行政が相手にしているのは主権者である市民であり、主権者の声に応えていくことが求められており、陳情者をはじめとする地域住民にプランをしっかりと説明する責任が教育委員会にはあります。

また、西陵中学校の存続については、市内中心部の学校であり、中心市街地の構成をどうしていくのか、今後の市内全体のまちづくりを左右する問題です。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

陳情文では、「地域にとってはまさに重大であり、見逃すことはできません。人口が減り、若く子育てをする家庭の塩谷からの引越し、高齢者のみの弱者の多い地域として衰退することは明白です。」と訴えています。

塩谷中学校が長橋中学校に統合されることが決まり、生徒は路線バスによる長距離通学となり、生徒の負担は、はかり知れないものがあります。塩谷小学校がどうなるのか、旧塩谷村の地域から学校が一つもなくなることに對する市民の不安は当然です。

学校の統廃合は、子供の教育の視点とともに、地域の住民合意が不可欠です。いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。議員皆さんに採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第55号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案第55号について、提案理由を説明申し上げます。

平成24年度一般会計補正予算につきましては、除雪費におきまして不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。これに対する財源といたしましては、3月に追加交付されました普通交付税及び財政調整基金繰入金を計上いたしました。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、採決いたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第6号について、提案趣旨説明を行います。

最初に、意見書案第1号憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書案についてです。

政府・自民党をはじめとする憲法を変えようとする政党は、まずは憲法第96条を変えることを目指しています。日本国憲法は、国民の人権を保障するための権力を縛る法です。ですから、第96条は、時の権力者が都合のいいように改定が安易にできないよう厳しい手続を要求しているのです。

そして、憲法の地方自治の精神をなくしてしまおうとする動きが道州制です。国と地方の役割分担などとして、住民の身近な行政の名の下に、社会保障の役割を専ら地方に押しつけるものであるなら、国の責務は骨抜きになりかねません。

地方は、地方交付税の削減により、厳しい財政運営を強いられてきました。地方行政が住民の福祉の増進を図る役割を憲法に基づき発揮するためにも、地方財政の拡充を求める意見書案です。

次に、意見書案第2号年金2.5パーセント削減中止を求める意見書案についてです。

昨年11月、民主党、自民党、公明党の3党によって、年金水準を3年間で2.5パーセント削減する法案を合意し、短時間の国会審議で強行可決しました。年金額は、消費者物価に連動して調整することになっています。ただし、2000年度から3年間は、物価が下がった際に、高齢者の生活実態と経済への悪影響に配慮して据え置かれました。それを年金額が本来より高い特例水準にあるとして、引き下げるといいます。ひとり親家庭や障害者への手当も、特例水準の解消として3年間で1.7パーセント引き下げようとしています。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金が減るのを回避するためのものであり、削減の手段とすることは本末転倒です。社会保障の引上げや増税などで生活に充てることのできる年金額は大きく減っており、高齢者をさらに生活苦に追い込む行為です。さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼす年金引下げ中止を求める内容となっています。

次に、意見書案第3号70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案についてです。

70歳から74歳の2割負担は、旧自民党・公明党政権時代の2006年の医療改悪法に盛り込まれましたが、国民の批判を浴びて凍結されていたものです。高齢者の方は、70歳になれば負担が軽くなるという通院を我慢し、70歳を超えてから通院するというケースもあります。重い窓口負担が受診抑制を引き起こし、症状を悪化させる悪循環を断ち切ることが必要であり、窓口負担の引上げ中止を求めるものです。

次に、意見書案第4号公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書案についてです。

自治体が提供するサービスは、実施形態が委託であるか直営であるかを問わず、また公務員が直接サービスを提供していない場合でも、その実施に当たっては、最終的な責任は自治体にあります。地方自治体では、国の地方切捨て路線の影響もあり、人件費削減で非正規労働者が拡大しています。

このような非正規職員の安定した雇用、均等待遇とともに、常勤職員を増やしていくことが公共サービスの拡充には必要です。日本は、同一価値、同一労働、同一賃金を定めたILO第100号条約を批准しており、条約に基づく格差是正が求められています。また、日本が批准していないILO第94号条約は、公共事業の労働者の賃金や労働条件は、同地域の民間事業に劣らない有利なものでなければならぬとしています。自治体が発注する工事によって官製ワーキングプアを生み出すことのないようにしなければなりません。これらのためにも、国が有期労働契約の規制や公契約法、短時間公務員制度などの関係法制の整備を図ることを求めているものです。

次に、意見書案第5号生活保護の改悪に反対する意見書案についてです。

生活保護の基準引下げは、国民の最低限度の生活を引き下げるものです。生活保護を受けることができず人々を生み出すだけでなく、就学援助や市営住宅の家賃減免、地方税などに影響が出てきます。

また、扶養義務者にまで説明義務を課すことは、生活保護利用を今以上にためらわせ抑制するものです。

憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を基に生活保護の制度があります。この意見書は、最後の命綱である生活保護基準の引下げを行わないよう求めるものです。

次に、意見書案第6号賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書案についてです。

安倍政権が打ち出している3本の矢は、これまでの的を射ることができなかったものばかりを並べて、2009年の総選挙で政権交代を余儀なくされた旧来の自民政権政策と全く同じです。国債発行を増やし、国民に将来負担をかぶせるものです。今求められているのは、物価目標を持つことではなく、賃上げ目標を持つことであり、その対策を政府に求める意見書案です。

以上、議員各位の賛同を呼びかけまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

**〇20番(中島麗子議員)** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第6号について、可決の討論を行います。

意見書案第1号は、憲法をいかに、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書案です。

政府は、憲法を変え、地方自治に重大な転換を持ち込もうとしています。

その一つは、地方自治体が担う役割を住民に身近な行政、法律の定める役割分担と限定していることです。しかし、本来、地方自治体が果たす役割は、身近な行政にとどまりません。中央集権を抑制し、国民の自由を保障するとともに、福祉国家理念をきめ細かく実現すること、また住民の直接参加によって民主主義を発揚させることなどがあります。

もう一つは、道州制に道を開こうとしていることです。自民党の憲法改正草案第93条で、「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める」と規定、財源問題でも、自主財源を新たに規定し、「地方自治は自主的財源に基づいて運営されることを基本」とする一方、「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う」と住民の負担義務を明記しています。財政健全性も準用していますが、これでは自治体の規模によってサービスの内容が変わり、サービスを受けなければ住民が負担することになります。

さらに、自立、共助を強調し、国の社会保障の役割を弱めています。今日、多くの自治体は、自民党・公明党政治の三位一体改革で深刻な財政危機に陥り、国民生活も構造改革で格差と貧困が進み、地域経済が疲弊し、過疎化と高齢化が進んでいます。この小樽市も例外ではありません。

憲法に基づき、地方自治体が住民の福祉の増進を図るという役割を発揮するようにすることが、国の役割であります。政府は、憲法第25条に基づき、国民の暮らしと権利を守るため、ナショナルミニマム保障の責任を果たし、その財源保障を果たさなければなりません。財源は、逆進性が大きく、地域経済衰退を進める消費税に頼らず、内部留保を260兆円を持つ大企業、大資産家への優遇税制を改めれば8ないし11兆円、世界にない日本の米軍への思いやり予算、不要不急の公共事業などの聖域のない無駄の削減で3兆円から5兆円を生み出すことができます。

意見書案第2号は、年金2.5パーセントの削減中止を求める意見書案です。

政府は、昨年11月15日、年金を3年間で2.5パーセント削減し、基礎年金国庫負担引上げに消費税を充てる法案を賛成多数で可決しました。財源を消費税増税にしていますが、消費税の増税は低所得者ほど負担が大きく、社会保障費の増大が税率のさらなる増大につながるという点からも認められません。

そもそも基礎年金の2分の1国庫負担は、国会決議に基づき、2004年の改正で約束したものでした。それが2009年まで先延ばしされ、その間に基礎年金2分の1の財源として定率減税の廃止や老年人控除の廃止、公的年金控除の縮減など、国民負担を押しつけてきました。にもかかわらず、今日に至るまで財源が確保されていないとして消費税増税で対応することは、さらなる国民負担を課すものです。

また、2.5パーセントの特例水準の解消といいますが、当時、厳しい経済状態の下で、高齢者の生活に配慮するというで年金額を据え置く措置がとられました。政府は、この間の物価下落時に年金を下げなかったのも、もらいすぎた分として3年間で2.5パーセントの引下げと言います。しかし、無職の高齢夫婦世帯の可処分所得は、10年間で平均、月2万9,544円も減っています。消費物価が下がっているといっても、大型家電の下落が原因であり、介護保険料などは反映されていません。

さらに、少子高齢化を口実に、自動的に年金額を減らすマクロ経済スライドは、2004年に自民党・公明党政権が導入しましたが、年金を毎年下げ続け、現役世代の収入の約6割あった支給水準を5割以下

に削減するものです。しかし、物価下落時には発動しないルールがあり、一度も発動されていませんでした。これをデフレでも発動できると改悪し、さらなる給付下げを進めることはやめるべきです。

意見書案第3号は、70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案です。

後期高齢者医療制度は、国民的な反対で廃止の方針でしたが、民主党政権下で公約が破棄され、現在まで継続し、ゼロ歳の赤ちゃんを含む全ての国民に保険料負担が課せられています。このとき決定した70歳から74歳までの医療費の窓口負担については、本則2割負担を1割で維持し、平成25年4月についても1割負担で継続しますが、政府は、今後、2割負担の導入を進めようとしています。

全国保険医協会が、診療所や病院に対して行った2010年度の調査では、この半年間で、患者が経済的な理由で治療を中断又は中止する事例があったと答えた方が38.7パーセント、医療費負担を理由に検査や治療、投薬を断られたことがあった、これは43.1パーセント、未収金は48.2パーセントがあると答えています。

今、医療費の窓口負担を2割に上げるよりも、若い世代を含めて全体として軽減していくことが、国民全体の声ではありませんか。3割負担は重すぎます。70歳から74歳までの医療保険加入者数は、2009年度で631万人で、そのうち3割負担、いわゆる現役並み所得者は58万人で1割以下です。現在の窓口負担を2割に引き上げると、この年代の9割の方に負担増の影響が出ることになります。新たな所得が見込めない高齢者に年金引下げ、医療費負担増では、将来世代にも大きな影響を与えることになります。高齢者医療費窓口負担の引上げはやめるべきです。

意見書案第4号は、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書案です。

自治体に働く非正規職員は3割を占めており、福祉や教育、医療などさまざまな分野で、住民サービスの一线で頑張っており、今やなくてはならない存在になっています。しかし、その処遇は、今どきあってはならないほどに不安定な実態に置かれています。

これらの非正規職員の大半は、地方公務員法に基づく一時的、臨時的、補助的業務ではなく、恒常的、基幹的業務に従事しています。しかし、地方公務員法は、恒常的、基幹的業務に非正規職員に従事させることを想定していないため、一時金、退職金、諸手当がないなど、低い労働条件の下で働いています。実際には恒常的であるが、短時間勤務が合理的な職も少なくありません。

しかし、このような職においても、正規職員と同様に公務員としての役割が求められています。任期の定めのないとは、定年まで働ける意味であり、オランダなどで普及している労働時間の短い正規職員で、子育てとか介護とかに時間を充てようとするれば、何の不利益もかぶらずに選択できる制度のことで、す。非常勤職員に真の意味での均等待遇が実現すれば、それも任期の定めのない短時間公務員になり、そのためにも、これら非正規職員を正規職員として認め、任期の定めのない短時間公務員制度の確立を求めるものです。

日本は批准していませんが、ILO第94号条約には、公共事業の労働者の賃金や労働条件は、同地域の民間事業に劣らない有利なものでなければならないとしています。この精神にのっとり公契約法を制定し、公共サービスの質の確保と、官製ワーキングプアを防ぐことが必要です。

日本国憲法第15条第2項には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」としています。国や自治体が、公共サービスを担う非正規労働者に生活できる賃金、人間らしく働くことのできる労働条件を定めることは、全体の奉仕者としての公共サービスの質を向上させることにつながります。

意見書案第5号は、生活保護の改悪に反対する意見書案です。

戦後、生活保護基準が下がったのは、2003年の0.9パーセントと2004年の0.2パーセントだけです。

今回、政府の方針は、3年で7.3パーセントという過去に例のない大幅カットですから、生活保護世帯の96パーセントが削減されます。都市部の30代母と子1人の世帯では月額9,000円減、20代から40代の単身世帯では7,000円減とし、ほぼ1週間分の生活費に当たる額が削られます。しかも、今回の引下げには道理がありません。今回の大幅引下げの9割は、物価下落分を下げるということですが、物価を下げている要因は、パソコンやビデオなどの下落ですが、水道光熱費や食料などの生活必需品は下がっていません。さらに、政府は、2008年と2011年を比べて、物価下落分として4.78パーセント引き下げるとしていますが、2008年は原油高などで物価指数が飛び抜けて高く、そういう特異な年と比べると妥当ではありません。

生活保護の基準は、1984年以来、一般国民の消費水準と比べて調整されてきましたが、2004年から、一般世帯でなく、低所得者世帯と比べる考え方になり、今回も2009年の消費支出データが用いられています。本来なら2009年のデータを用いるべきところを2008年と比べると、自民党の生活保護10パーセント引下げという政策に合わせるためのやり方です。

また、生活保護費を検討する検証基準も問題です。生活保護費の削減は、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会の試算を基に対応するとのこと。同試算では、全世帯の所得で最下位の10パーセントの世帯との生活費と比較されています。しかし、ここには生活保護基準を下回る所得世帯のうち、生活保護を受給していない世帯が多く含まれており、比較すると、さらに生活保護基準が下がってしまいます。ほかに最低生活を算定する方法が幾つか生活保護基準部会で提案されましたが、政府は取り上げませんでした。

生活保護基準は、憲法が国民に保障する最低生活水準です。引下げは、最低賃金、住民税の非課税限度額、就学援助、医療・介護保険料の軽減免除制度をはじめ、多くの制度の対象者を狭め、悪影響を与えます。政府は、できる限り影響が及ばないように今後対応すると言いますが、予算措置の見込みもなく、何の担保もありません。生活保護基準が持つナショナルミニマムの機能を壊すことになる生活保護基準の引下げは、やめるべきです。

意見書案第6号は、賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書案です。

昨年の勤労者の平均賃金は、1990年以降で最低となり、ピーク時の1997年より年収で約70万円も減っています。非正規雇用が労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人にまで広がり、年収200万円に満たない労働者が1,000万人を超えています。低賃金で不安定な働き方の非正規雇用の拡大は、正規雇用の労働者の賃金と労働条件の低下、長時間労働に拍車をかけています。

日本の最低賃金は全国平均時給749円ですが、フランス1,084円、イギリス928円、オランダ1,021円、アメリカ753円など、先進国で最低水準です。日本の非正規雇用は、1980年代から1990年代前半までは労働者全体の1割ないし2割程度でしたが、今や35.5パーセントです。ドイツ14.5パーセント、フランス13.5パーセント、イギリス5.7パーセントと比較しても、異常な多さです。1997年度比では、日本企業全体の経常利益は、2011年度には1.6倍に増えていますが、働く人の所得は9割以下に減少しました。

同時期に輸出は1.25倍になりましたが、国内需要は約1割減少しました。国際競争力のためとって、乱暴なコスト削減で輸出は増やしたけれども、働く人の所得を大幅に下げたために国内需要が減少し、デフレ不況の悪循環に陥っているのです。

大企業の内部留保は、この10年間で100兆円も積み増しされ、260兆円にも達しています。人件費削

減で目先の利益は増やしたものの、国民の所得が減り、市場が収縮したために、企業経営としての有効な使い道もなくなってしまいました。不況下で市場内需が冷え切っている中では、余剰資金を新たな設備投資に振り向けることは期待できません。賃上げと安定した雇用の拡大によって内需を活発にすることが余剰資金を生かせる道であり、そのほんの一部を充てれば、日本経済の好循環をつくり出す突破口になります。

安倍内閣には、物価を2パーセント上げるというインフレ目標はあっても、賃上げ目標はありません。企業の業績が上がれば、いずれ賃金は上がるというだけです。

失われた20年と言われる中でも、企業の業績が回復し、史上最高の利益を上げた時期もありましたが、その間も賃金は下がりました。金融緩和などで、一時的に円安や株高が起きても、働く人の所得増に結びつける努力がなければ、本格的な景気回復に向かうことはできません。日本経団連は、定期昇給の延期、凍結による新たな賃下げを提起し、物価が下がっているから働く人の所得をもっと下げているとしていますが、デフレ不況促進策でしかありません。

賃上げを促進するためには、最低賃金を引き上げること、大企業による単価の買いたたきや一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業の公正なルールをつくり、中小企業の経営を安定させ、労働者の賃上げにつながるように支援すること、公務員の賃金引下げは民間賃金引下げに連動し、生活保護基準の引下げは最低賃金引下げに連動するため、実施すべきではありません。賃上げと安定した雇用の拡大こそ、デフレ不況を打開し、経済も産業も立て直す道です。

以上、各会派議員の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号ないし第6号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時46分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 濱 本 進

議 員 中 島 麗 子

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成25年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２４年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２５年１月分の各会計例月出納検査について報告があった。（代表質問一日目印刷配布分）

以 上

憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 川 畑 正 美  
同 新 谷 と し

政府は、国の役割を外交、防衛等に限定し、国民の基本的人権を保障する国の責任を後退させ、福祉や教育など国民生活に関わる地域間格差を拡大する道州制を導入しようとしています。福祉、医療、教育など、国民がどこに住んでいても憲法で規定する基本的人権に関わるナショナルミニマムは、憲法の定めにより、財源を含めて国が責任を持つことが求められています。

今日、多くの自治体では国の「三位一体改革」による地方財政の削減と長引く不況により、深刻な財政危機に陥っています。国民の生活も「構造改革」によって深刻な「格差と貧困」がもたらされています。東日本大震災や福島第一原発事故の被災地では、「構造改革」によって地域経済が疲弊し、過疎化と高齢化が進み、市町村合併や自治体職員の削減が行われてきたことが、被災者の救援と生活再建、地域の復興をより困難にしています。今こそ、憲法に基づき地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第 1 条）役割を發揮することが求められています。

よって本市議会は、憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充を図るために、国など関係機関において下記の項目の具体化を図るよう要請します。

記

- 1 憲法に基づき、地方自治を民主的に拡充すること。国の役割を外交、防衛等に限定し、国民の暮らしと権利を守る国のナショナルミニマム保障の責任を後退させ、福祉における地域間格差を拡大する道州制を導入しないこと。
- 2 地方整備局を始めとした国の出先機関の廃止、地方移管を行わず存続させること。
- 3 地域主権改革一括法に基づく「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」については、憲法で定める基本的人権に関わるナショナルミニマムの水準が維持・向上されるように、財源保障も含めて国が責任を果たすこと。
- 4 東日本大震災、福島第一原発事故を始めとした災害被災者、被災自治体への支援を強め、住民の命と安全を守る防災対策を抜本的に強化すること。
- 5 原発からの撤退と自然・再生可能エネルギーへの転換を地域循環型の経済振興と結び付けて進めること。地域経済と自治体財政をゆがめてきた電源三法交付金を見直し、地域経済再生と自然・再生可能エネルギーの転換に活用すること。
- 6 地方自治体が「住民福祉の増進」を図る財源を確保できるように、地方交付税の拡充、住民の基本的人権保障に関わる国庫負担金の存続・拡充などの財政措置を行うこと。
- 7 地方財政の財源は、逆進性が大きく地域経済の衰退に拍車を掛ける消費税増税によるのではなく、大企業・大資産家への減税の見直し、米軍への思いやり予算、不要不急の大型公共事業の見直しなどで確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

年金2.5パーセント削減中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 川 畑 正 美  
同 北 野 義 紀

国会は、昨年、2.5パーセント年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金2.5パーセント削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限らない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼は更に低下することが懸念されます。

よって、国においては、このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、2013年10月からの年金2.5パーセント削減を中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

2008年から予定されていた70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口2割負担は、当初から高齢者の生活を考慮して凍結されてきました。しかし、この間、厚生労働省は2割負担実施の方向を打ち出しています。2013年4月からの実施は見送られるようですが、2014年1月実施とも4月実施ともいわれています。

高齢者は年金が下がる中で、国民健康保険料、介護保険料などの負担は上がり、大変厳しい生活を余儀なくされています。生活費節約のため食費を削る家庭も少なくありません。北海道では今冬厳しい寒さと大雪に見舞われた中、灯油代金の高騰で高齢者の生活は一層圧迫されています。

高齢者は当然のことながら医療の必要性も高く、「70歳になれば負担が軽くなる」と心待ちにしている人も数多くいます。このような時に窓口負担を倍増させることは、医療が受けられない人を増やし、重症者の増加だけでなく命に関わる事態も増えることになりかねません。

よって、政府においては、70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担2割へ引上げを実施しないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 林 下 孤 芳  
同 北 野 義 紀

政府は2009年5月13日、「公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とし、「公共サービス基本法」を制定しました。

公共サービスはどのような形で行われても、その実施に当たっての最終的な責任はその公共サービスを実施すべき者にあります。これはもちろん、それは実施形態が委託であるか直営であるかは問いません。自治体でも業務委託や指定管理者制度は広範に使用されていますが、自治体の職員が直接サービスを提供していない場合でも、その実施に当たっての責任は自治体にあります。

また、自治体内部にあっては、住民サービスの維持・拡充のために、臨時・非常勤職員がこれまで常勤職員の担ってきた業務に携わり、全国的に見ても全職員の3割以上を占めています。公務サービスの総合性・専門性・継続性を維持していくためには、こうした非正規職員の安定した雇用・均等待遇、常勤職員増員が求められています。

昨年、「労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備」することを目的に労働契約法が改正されました。労働契約法は公務員を適用除外としていますが、この法改正の趣旨に照らせば、恒常的業務を担っている非正規職員の正規職員化、不合理な労働条件の禁止を準用適用し、公務の規範性を示すことが求められています。

EU諸国を始めとする多くの先進諸国は、客観的に合理的な理由のない有期労働契約の締結自体を禁止し、無期契約労働者との均等待遇のための法規制を行っています。

ところが我が国には、契約期間の上限規制があるのみで、契約締結事由を制限する規定は存在しません。また、均等待遇については、ILO第100号条約を批准しているにもかかわらず、ほとんど改善が見られず、ILOの総会基準適用委員会から、過去3度にわたって、法及び慣行の両面で男女同一価値労働同一報酬を積極的に推進していくよう求められています。

雇用の継続と安定性は、労働者の生存権（憲法第25条）保障の要であるとともに、幸福追求権（憲法第13条）の要素を成すものです。また、正規労働者と非正規労働者との待遇差は一種の「社会的身分」による差別（憲法第14条）と評価可能なほど固定化するに至っています。

よって、本市議会は政府に対し、下記の項目の具体化を図るよう強く要請します。

記

- 1 無期雇用原則の明文化、有期労働契約を締結できる事由についての規制（入口規制）、均等待遇原則の確立を柱とする有期労働契約規制を行うこと。
- 2 ILO第94号条約に基づき、国にあっては早急に公契約法を制定すること。
- 3 増大する行政需要に柔軟に対応するため、均等待遇に基づく「任期の定めのない短時間公務員制度」を確立すること。
- 4 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の労働条件を改善し、官製ワーキングプアを無くすため、均等待遇に基づく賃金労働条件が確保されるよう関係法制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

生活保護の改悪に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 齋 藤 博 行  
同 新 谷 と し

社会保障審議会の「生活困窮者支援」特別部会と生活保護基準部会は、高齢者を除くほとんどの世帯において、生活扶助基準の引下げを始めとした生活保護法の「改定」を同部会の報告書としてまとめました。既に政府・与党は2013年度から支給水準を引き下げることが担当大臣が明言しています。

ナショナルミニマムとしての生活保護基準の引下げは、生活保護を受けられない新たな生活困窮者を生み出すだけでなく、就学援助、地方税、国民年金保険料や保育料などの減免に影響し、対象者を減らすことにもつながります。憲法第25条は、国民に人並みの生活を保障しています。国は貧困の解消にこそ努力することが求められています。しかるに、今般の報告書は国の責務は回避し、生活困窮を余儀なくされている国民の人権を踏みにじるという冷淡極まりないものと言わなくてはなりません。

また、扶養能力のある親族が受給者の扶養を拒否する場合の親族の説明責任の強化を盛り込んだことは重大です。「親、兄弟に知られたくない」と生活保護申請をためらう人も少なくありません。これでは事態を悪化させるばかりです。しかも、こうした最後のセーフティネットの崩壊につながる重要な内容の「改定」を議論する生活保護部会は、十分な時間を掛けた検討を行わなかったことも問題です。

不況の下での安全網の崩壊は、国民に底知れない不安と一層の生活苦をもたらします。

よって国は、生活保護基準の引下げを始めとした生活保護の改悪は行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 川 畑 正 美  
同 山 口 保

安倍新政権は、「デフレ不況」打開を掲げた「緊急経済対策」を打ち出し、大量の国債発行による13兆1,000億円規模の「補正予算案」を決定しましたが、その財源は7兆8,000億円余りを借金で賄い、内容も物価2パーセント上昇を目標にお金を印刷する金融緩和政策、未整備の高速道路の整備や「国際競争力強化」を口実にした国際コンテナ戦略港湾の整備など大型公共事業を盛り込んだものとなりました。

国債は国の借金なので、いずれ税金で返さなければなりません。国債増発は「良くない」とする声が道民の65パーセントに上るとする世論調査や、「賃金が上昇しなければ物価も上昇しにくい」という専門家の声もあり、経済効果が疑問視されています。

むしろ、老朽化したトンネルや橋りょうなどの社会資本整備、生活道路など地域に密着し、国民の命と安全を守るための公共事業を大いに進めるべきです。不要不急の公共事業のため、湯水のように予算をばらまき、国債を増発するというのでは、財政にとっても経済にとっても百害あって一利なしです。

よって、従来型の経済政策を見直し、働く人の所得を増やし、消費を盛り立てて内需拡大を進めて、経済を立て直す対策に転換することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	上	野	智	真
	同	林	下	孤	芳
	同	中	島	麗	子

政府は2013年度政府予算編成に当たり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を4,000億円減額するとした地方財政計画を閣議決定しました。また、防災・減災・地域活性化対策等へ用途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源に係る総額は確保したとしています。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途に縛りのある財政措置に置き換えることは自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為です。

地方公務員の給与決定について、地方財政審議会は「地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものである。」と報告しています。国が地方公務員の給与削減を強制することは、国と地方の関係をゆがめるものであり、地方自治の根幹に係る問題です。そのために、地方の固有財源である地方交付税を減額するという手段は断じて認められません。

地方自治体は、長きにわたり地方財政の締め付けなどにより厳しい財政運営を強いられてきました。その結果、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきました。その自治体の努力を政府は考慮すべきです。

また、地方公務員給与は地域民間給与への影響があり、これを削減することは、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因ともなり、断じて認めることはできません。

よって、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、政府に下記のとおり要請します。

記

- 1 地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、用途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。
- 2 地方財政制度は、行政需要に基づき財源保障を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。
- 3 地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減を、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	小	貫		元
	同	鈴	木	喜	明
	同	林	下	孤	芳

北海道は、日本全体の約22パーセントを占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、道内では都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあるといえます。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいますが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療を始めとした生活全般や、様々な経済活動をするに当たって、移動に要する時間が生活の活動範囲を大きく制限していることは見逃せない事実といえます。札幌への日帰り通院などといったケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮効果は相当大きいものであることは間違いのないものと考えます。

そういったことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことは、今後求められていくことであると考えます。そうした道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりです。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機に対し航空管制業務を実施しており、全国の4か所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署の一つであり、唯一積雪地域に立地している官署でもあります。また、札幌市に設置されていることから、道内出身の管制官等も多く、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務が行われているところです。

今般、国土交通省はそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省の方々とも、日常的に接する機会が失われることにもつながり、航空機の安全にとっては決してプラスにはならないのではと考えます。また、将来、国土交通省職員を目指そうとしている道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることも十分考えられることから、雇用面においても大きな損失となる可能性が出てきます。つまり、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

記

- 1 北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
- 2 広大な北海道の航空行政を充実するために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への交渉参加に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	中 村 岩 雄
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩
	同	北 野 義 紀

安倍首相は、2月23日のオバマ米大統領との会談で「聖域なき関税撤廃が（交渉参加の）前提ではない」と確認できたとして、ＴＰＰ交渉参加に踏み出す方向です。

会談で確認した日米共同声明では、ＴＰＰの原則として「すべての物品が交渉の対象とされること」と「包括的で高い水準の協定を達成していくこと」を強調しています。

首相声明では「交渉品目を強い交渉力で、守るべきものは守る」とありますが、後発の参加国には極めて不利な条件が課せられていることが明らかになり、その推移も極めて不透明です。

その後、北海道知事を始め、道内の経済・労働・医療・消費者・農林漁業の団体の代表らが「ＴＰＰ参加は断固反対」と訴えています。

ＴＰＰに参加すれば農業や医療など様々な分野への影響が懸念されます。

全国農業協同組合中央会（ＪＡ全中）は1月17日に開いた理事会で、交渉参加を阻止する運動を広げることを確認し、生活協同組合や消費者団体、日本医師会などとの連携を強める方向でいます。

当然、農林水産業を基幹産業とする北海道が大打撃を被ることは避けられません。

ＴＰＰへの参加で、米国の経済ルールが日本に押しつけられ関税撤廃が迫られるだけでなく、日本の国内制度を米国が「非関税障壁」と見なせばその撤廃を求められます。

農林水産省の試算でも、主食の米は90パーセント減少し、日本の食糧自給率は14パーセントに低下し、雇用は340万人失われると試算されています。北海道農政部の試算でも、北海道への影響額は2.1兆円、農家戸数の72パーセントに当たる3万3,000戸、雇用17万3,000人が失われます。

よって政府は、このような国民各階層の声を真摯に受けとめ、道民が断固反対しているＴＰＰ交渉に参加しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書  
(案)

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

安 齋 哲 也

松 田 優 子

齋 藤 博 行

中 島 麗 子

佐々木 茂

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭けい部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病といわれています。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきました。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがあります。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となりました。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始されました。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっていますが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

## 記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1か所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日

小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	酒井隆行
	同	林下孤芳
	同	北野義紀

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレを始め、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10－12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会議所や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置付け、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。あわせて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制が重要です。

よって、政府におかれては、中小企業経営力強化支援法の趣旨に基づき、下記のとおり中小企業の再生・活性化策の充実・強化を図るよう求めます。

記

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成25年3月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	高 橋 克 幸
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	前 田 清 貴

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は平成25年2月12日、国連安全保障理事会決議や六者会合（Six-Party Talks on North Korean Issues）共同声明並びに日朝平壤宣言に違反し、3回目となる地下核実験を強行した。北朝鮮が核実験中止を求める多くの国際社会の強い自制の要請を無視し、核実験を強行したことは国際的な核不拡散体制の崩壊にもつながり、国際社会の平和と安全に対する重大かつ深刻な挑戦であり、強い憤りと深い憂慮を禁じ得ない。また唯一の被爆国である我が国として断じて容認できない。

よって、核兵器廃絶平和都市宣言都市、小樽市議会は、北朝鮮に対し、昨年12月の「人工衛星」と称する事実上の長距離ミサイル発射を非難するとともに国連決議の遵守や全ての核兵器・核計画放棄を求め、更なる長距離ミサイルの発射や核実験の中止を強く求めるものである。

また日本政府においては、国連安全保障理事会や六者会合などを通じ、北朝鮮に核実験の即時中止及び核開発の放棄を求めるとともに、国際社会と協力し、平和的、外交的解決に向けた措置を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 4 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 25 年 3 月 4 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

# 平成25年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成25年2月27日～平成25年3月21日(23日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員 会				本 会 議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成25年度小樽市一般会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
第1号修正案	平成25年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H25.3.14	議員	—	(予算)	(H25.3.14)	(否決)	H25.3.21	否決
2	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
3	平成25年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
4	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
5	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
6	平成25年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
7	平成25年度小樽市住宅事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
8	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
9	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
10	平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
11	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
12	平成25年度小樽市病院事業会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
13	平成25年度小樽市水道事業会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
14	平成25年度小樽市下水道事業会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
15	平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
16	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H25.2.27	市長	—	—	—	—	H25.3.5	可決
17	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
18	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
19	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
20	平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
21	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
22	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
23	平成24年度小樽市病院事業会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
24	平成24年度小樽市水道事業会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
25	平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
26	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	総務	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
27	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
28	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	総務	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
29	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	建設	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
30	小樽市児童発達支援センター条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	厚生	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
31	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	厚生	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
32	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	予算	H25.3.14	可決	H25.3.21	可決
33	小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	厚生	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決
34	小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例案	H25.2.27	市長	H25.3.6	厚生	H25.3.15	可決	H25.3.21	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
35	小樽市産業廃棄物等処分事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	厚生	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
36	小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	経済	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
37	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	経済	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
38	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
39	小樽市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
40	小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
41	小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
42	小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
43	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
44	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
45	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
46	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
47	小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
48	小樽市病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	厚生	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
49	小樽市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	予算	H25. 3. 14	可決	H25. 3. 21	可決
50	工事請負契約について〔奥沢保育所新築工事〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	予算	H25. 3. 14	可決	H25. 3. 21	可決
51	工事請負変更契約について〔公営住宅改修工事（若竹住宅1号棟）〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	予算	H25. 3. 14	可決	H25. 3. 21	可決
52	市道路線の認定について〔銭函中央団地第1線、第2線、第3線、銭函新通分線、銭函1丁目新通第2分線、桜3丁目線〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
53	市道路線の変更について〔竹の葉上通線、チャラツナイ本通線〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	建設	H25. 3. 15	可決	H25. 3. 21	可決
54	小樽市非核港湾条例案	H25. 2. 27	議員	H25. 3. 6	総務	H25. 3. 15	否決	H25. 3. 21	否決
55	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H25. 3. 21	市長	—	—	—	—	H25. 3. 21	可決
報告1	専決処分報告〔平成24年度小樽市一般会計補正予算〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	予算	H25. 3. 14	承認	H25. 3. 21	承認
報告2	専決処分報告〔平成24年度小樽市一般会計補正予算〕	H25. 2. 27	市長	H25. 3. 6	予算	H25. 3. 14	承認	H25. 3. 21	承認
意見書案第1号	憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第2号	年金2.5パーセント削減中止を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第3号	70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第4号	公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第5号	生活保護の改悪に反対する意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第6号	賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	否決
意見書案第7号	自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	可決
意見書案第8号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書（案）	H25. 3. 21	議員	—	—	—	—	H25. 3. 21	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
意見書案 第9号	環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）	H25.3.21	議員	—	—	—	—	H25.3.21	可決
意見書案 第10号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）	H25.3.21	議員	—	—	—	—	H25.3.21	可決
意見書案 第11号	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）	H25.3.21	議員	—	—	—	—	H25.3.21	可決
決議案 第1号	朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）	H25.3.4	議員	—	—	—	—	H25.3.4	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総務	H25.3.15	継続 審査	H25.3.21	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経済	H25.3.15	継続 審査	H25.3.21	継続 審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚生	H25.3.15	継続 審査	H25.3.21	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建設	H25.3.15	継続 審査	H25.3.21	継続 審査

※第1号修正案の( )は、平成25年3月14日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

# 請願・陳情議決結果表 (本会議)

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23. 9. 7	—	—	H25. 3. 6	取下げ
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
317	生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出方について	H25. 2. 27	H25. 3. 15	不採択	H25. 3. 21	不採択

## 建設常任委員会

## ○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方 について	H24. 6. 13	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き 家対策の策定方について	H24. 8. 28	H25. 3. 15	継続審査	H25. 3. 21	継続審査

## 学校適正配置等調査特別委員会

## ○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H25. 3. 18	継続審査	H25. 3. 21	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の 存続方について	H24. 2. 20	H25. 3. 18	継続審査	H25. 3. 21	継続審査